

## 決算審査特別委員会

8月28日（木）午後2時32分開議

- 議題1 委員長の互選について
  - 2 座席の指定について
  - 3 副委員長の互選について
  - 4 決算審査順番
  - 5 決算事業現地調査
  - 6 その他

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	畠山美幸	委員
9番	川口浩史	委員	10番	渋谷登美子	委員
11番	狩守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬 一 哉
書記	安 在 洋 子

---

○森 一人議長 それでは、委員会でございますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の吉本秀二委員に臨時委員長をお願いいたします。

委員長席にご着席ください。

〔吉本秀二臨時委員長、委員長席に着席〕

○吉本秀二臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○吉本秀二臨時委員長 ただいまから委員会を開催いたします。

(午後 2時32分)

---

#### ◎委員長の互選

○吉本秀二臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例により、副議長が委員長職を務めることになっております。これにてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、狛守委員を委員長とすることにいたします。

ただいま委員長に当選されました狛守委員長から、就任のご挨拶をお願いいたします。

○狛守勝義委員長 このたび慣例によりまして、副議長ということで決算審査特別委員会の委員長に指名されました狛守勝義でございます。何分とも不慣れでございますので、委員の皆様には多々ご迷惑をおかけすることになるかもしれませんが、微力ながら、誠心誠意この特別委員会のスムーズな運営に努めてまいりたいと思っております。委員の皆様には、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、本特別委員会の決算審査に当たりましては、委員の皆様には、質疑に徹し、慎重な審査を心がけていただくようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○吉本秀二臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代いたします。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

---

#### ◎座席の指定

○狛守勝義委員長 それでは、座席の指定を行いたいと思います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、佐藤弘美委員、2番席、竹内隆哲委員、3番席、橋本将委員、4番席、宮本大裕委員、5番席、小林智委員、6番席、藤野和美委員、7番席、吉本秀二委員、8番席、畠山美幸委員、9番席、川口浩史委員、10番席、渋谷登美子委員、11番席、狛守勝義です。

---

#### ◎副委員長の互選

○狛守勝義委員長 これより、副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選でお願いします」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 指名推選ということですか。

指名推選という声がありましたので、副委員長の選挙は、指名推選の方法によることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 それでは、ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名のほうをよろしくお願ひいたします。

〔「佐藤委員でお願いしたいと思います」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ただいま佐藤委員が副委員長に指名されました。

そのほかにごございませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 それでは、ただいま指名されました佐藤委員を副委員長と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、佐藤委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました佐藤委員から就任のご挨拶をお願いいたしたいと思ひます。

○佐藤弘美委員 ただいま副委員長に選任されました佐藤弘美です。勉強不足でいろいろ皆様にご迷惑かけたりすることもあるかと思ひますが、ご指導のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

#### ◎決算審査の順番について

○狹守勝義委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和7年度決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は、配付した表のとおりでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

---

#### ◎決算事業現地調査

○狹守勝義委員長 次に、令和6年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。

令和6年度事業において、現地を確認することが必要な事業等ございましたらご意見をお願いしたいと思います。ご意見ございますか。

もしないようでしたら、正副委員長のほうにご一任いただければちょっと検討してみたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

#### ◎散会の宣告

○狹守勝義委員長 それでは、これにて委員会を閉会いたしたいと思います。

ご苦労さまでした。

(午後 2時39分)

# 決算審査特別委員会

9月8日（月）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	畠山美幸	委員
9番	川口浩史	委員	10番	渋谷登美子	委員
11番	狩守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
金子守	総務課庶務・人事担当副課長
藤野広之	総務課財政契約担当副課長
安藤浩敬	地域支援課長
片岡範行	地域支援課政策創生担当副課長
加藤憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
岡野富春	税務課長
都築葉子	税務課収納対策室長
内田富恵	税務課課税担当副課長
小松英喜	税務課課税担当副課長
柳澤純子	町民課長
千野政昭	町民課戸籍・住民担当副課長
石橋正仁	町民課保険・年金担当副課長

太	田	直	人	福 祉 課 長
吉	田	信	子	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
菅	原	広	子	健康いきいき課長
儘	田	直	子	健康いきいき課保健担当主席主査
村	田	佑	介	健康いきいき課保健担当主席主査
簾	藤	久	史	長寿生きがい課長
吉	川	壮	司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
久	保	か	おり	長寿生きがい課包括支援担当副課長
根	岸	隆	行	環 境 課 長
長	尾	武	士	環境課環境担当副課長
清	水	延	昭	上下水道課長
清	水	聡	行	上下水道課下水道担当副課長
下	村		治	教育委員会教育長
青	柳	賢	治	監 査 委 員

---

◎委員長挨拶

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

---

◎議長挨拶

○狛守勝義委員長 それでは、ここで議長に出席をいただいておりますので、森議長からご挨拶をいただきたいと思います。

○森 一人議長 おはようございます。本日から決算審査特別委員会に入ります。委員の皆様方におかれましては、ぜひ慎重なる審査をよろしくお願いいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

◎町長挨拶

○狛守勝義委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。自席で。

○佐久間孝光町長 おはようございます。本日から決算審査が始まりますけれども、この決算審査というのは、来年度の予算編成にもつながる大変重要な位置づけでありますので、委員の皆様方からご指摘をいただいた点、しっかりと執行部としても受け止めさせていただく中で、さらに活用、すばらしい財政運営ができるように参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○狛守勝義委員長 ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 令和6年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件まで並びに議案第45号 令和6年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第46号 令和6年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定6件並びに議案第45号及び議案第46号の2件ですので、ご了承願いたいと思います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、委員長よりの諸般の報告を終わります。

---

### ◎審査の方法

○狛守勝義委員長 審査の方法についてお諮りいたします。

認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。審査の進行具合によっては、2日目の日程を繰り上げます。

次に、認定第2号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 令和6年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行います。

次に、議案第45号 令和6年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第46号 令和6年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号並びに議案第45号及び議案第46号については、先ほど申し上げましたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件につきましては、総括質疑をする委員は、お配りした様式にご記入の上、9月9日火曜日の午後1時まで委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

---

### ◎認定第1号の質疑

○狛守勝義委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。質疑の回数は3回までとします。1回目の質疑は、通告書のとおり読み上げてください。2回目以降の質疑は、質疑のみ簡潔に発言するよう心がけてください。また、重複する質疑について、先に質疑した方への回答で納得が得られる場合、質疑を取り下げるか再質疑からお願いいたします。同じ答弁の繰り返しとにならないよう、前の方の答弁をよく聞いて、「先ほど聞き漏らしてしまったので確認したい」とか「先ほどの答弁の確認ですが」など、答弁済みの回答についての確認はご遠慮ください。

認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑から行いたいと思います。

それでは、藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは決算書の14ページに当たりますけれども、花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業からの税収入金額と前年度対比です。数字を、すみませんが、ゆっくりとお願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私のほうからは法人町民税、花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業からの税収入金額及び前年比についてお答えいたします。

まず、花見台工業団地の法人町民税額は6,354万1,338円で、前年比約720万円の増、割合は約12.9%の増でございます。

続いて、杉山インターランプ内の法人町民税額は92万3,562円で、前年比約26万円の増、割合は約39.3%の増でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは固定資産税につきまして概算でお答えいたします。

まず、花見台工業団地につきまして、固定資産税額は4億9,152万円、前年比較いたしますと3,433万円の減、6.6%の減でございます。

杉山インターランプ内につきましては約1億3,540万円、前年比較で92万円の減、割合にいたしまして0.68%の減でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、法人町民税の花見台のほうプラスになっているわけですね。それから、固定資産税のほうに比べてマイナスになっております。この辺のところと、それから杉山インターランプ内の企業数に増減等があるのかどうかも含めて、ちょっとその辺をお聞かせください。

○狛守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

杉山インターランプ内の法人数でございますが、去年は5社、6年度も5社で、法人数については変わりございません。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは固定資産税のほうでお答えしたいと思います。

減額になった状況につきましては、花見台工業団地、インターランプ内ともに新築家屋等もなく、家屋の経年減点による減少と償却資産の減価償却及び資産の減少が減少の理由となっております。

あと、企業の増減につきましては2社でございます、前年比較して5年と6年、2社で、増減はなしでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その2社の増減はなしというのはどういうことですか。増減、花見台については増減がなかったという。

もう一つ私が質問した法人町民税が、花見台で逆にプラスになっています。その原因も質問をいたしましたので、よろしくをお願いします。

○狛守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 申し訳ありません。花見台工業団地が前年度増額した理由ということでございます。令和6年度、国内では経済活動はある程度正常化されたとされ、特に製造業やIT業界、観光業の回復、増益が顕著であったとのことでございます。

花見台工業団地につきましては、製造業が過半数を占めるため、国同様に増加傾向にあったと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 申し訳ございません。2社といいますのはインターランプ内のお話で、花見台工業団地につきましては、ほぼ増減はなかったという答えがちょっと正しいか分からないのですけれども、企業の会社分割によるもので増になったということがございまして、前年比、

比較しますと5社の増になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは6点をお伺いしたいと思います。ページ数は資料の14、15ページになります。

まず最初に、現年度の町民税個人、これの無申告件数。

それと、65番は、現年度町民税個人の町民税個人に占める外国人の割合。

3点目が、同じく現年度町民税の普通徴収収入済額の収入区分別件数です。

それと、4点目は、同じく現年度町民税の収入未済額の個人、法人、固定資産税の件数。

それと、5点目が滞納繰越、町民税個人、差押え状況、それと差押え物。

6点目が不納欠損処理状況です。町民税普通徴収分の理由別件数が分かったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私のほうから、まず現年度個人町民税の未申告件数についてお答えいたします。

個人町民税の令和6年度当初課税における未申告者数は141名でございます。

続きまして、個人町民税に占める外国人の割合についてお答えいたします。まず、人数につきましては、全体の納税義務者数9,629人に対し506人で、割合は約5.3%でございます。

次に、調定額につきましては、全体の個人町民税調定額8億3,601万571円に対し2,082万3,200円で、割合は約2.5%でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 現年度分町民税個人、普通徴収収入済額の納入区分別件数についてお答えさせていただきます。

まず、金融機関など口座振替にて引き落とされた件数は2,092件、コンビニエンスストアが3,153件、そのほか窓口など2,084件となっております。

続きまして、現年度分町民税個人の収入未済額の個人、法人、固定資産税の件数についてお答えいたします。個人町民税が197件、法人が4件、固定資産税が183件です。

続きまして、滞納繰越分、町民税個人のみ差押え状況と内容についてお答えいたします。令和6年度町民税は全体で23件、281万982円の差押えを行いました。内容につきましては、種類ごとに件数と金額を申し上げます。預貯金が12件、146万1,107円、給与が7件、58万9,178円、所得税還付金が1件、2万7,797円、売掛金が1件、35万6,800円、還付金が1件、2万9,100円、賃料が1件、34万

7,000円。

続きまして、町民税個人普通徴収分、特別徴収分、不納欠損処理状況についてお答えいたします。こちらは、3つの内容により不納欠損しておりますが、このうち表中の一番左、第15条の7第4項に該当というものが昨年度より増えております。こちらについてご説明させていただきます。まず、個人町民税の普通徴収分、こちらは215万4,041円欠損いたしまして、前年度比で15.9%の増となっております。こちらは、滞納処分の納税緩和措置といたしまして必要な滞納処分の執行停止を行ったためであります。

主な内容としましては、財産調査の結果、差し押さえる財産等がない方が14名で139万3,188円、生活保護受給者さんが3名で14万2,392円、また年度途中にて海外転出される外国籍の方が19名となっております、61万8,461円となっております。

特別徴収分につきましては、差し押さえる財産がないに該当する方が1件、12万7,530円となっております。法第15条の7第5号該当でございますが、こちらは無財産の処分停止で町税が徴収できない場合の即時消滅するものでありまして、令和6年度中、普通徴収分に該当となった件数での内容を説明しますと、収監中1件、6万7,546円、本人死亡、相続人所在不明が2件、4万8,810円などがございます。特別徴収分につきましては、所在も財産もともに不明という該当となる方が2件、34万4,902円となっております。

続きまして、18条に該当というものが昨年度に比べますと、個人町民税の普通徴収分、こちらが42万7,589円、前年度比で3.1%の減、特別徴収分3万2,260円欠損いたしまして、前年度比で331.2%の増となっております。

普通徴収分の主な内容としましては、こちらにも財産がないだの財産調査等を行ってはおりましたが、不明などによって時効になったものが9件、26万2,009円、本人所在不明が2件、12万5,234円、海外転出が2件、4万346円となっております。

また、特別徴収分としましては3万2,260円欠損いたしましたが、こちらは所在不明2件となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 大変丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

そうしますと、1点目の関係で無申告、これにつきまして、指摘に応じて申告した件数と金額、これはもう納めていただいたということになってしまうのでしょうか、それはどのくらいあったのかお尋ねをいたします。

それと、現年度における不納欠損というのがあるのですね。今まであまり見なかったもので、ちょっとどういったのかなと思いましたが、分かりました。

それと、4番目です。これは、町民税の収入未済額なのですけれども、個人税は前年度よりも調

定額がもう少なかったのですけれども、収入未済額が減少しているという状況があります。これに対する評価をどのように評価をされているのか。また、その対策というものをどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

以上2点でお願いします。

○狛守勝義委員長 2点ですね。

○吉本秀二委員 はい。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 まず、私のほうからは未申告者数の反応ですか、件数と金額についてお答えいたします。

まず、申告を促す通知を未申告者と同数の141通発送したことにより、申告をされた件数は76名で、約53.9%でございます。それにより新たに課税することができた税額は、約10万円でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 現年度分、評価としまして減になっているというお答えなのですが、こちらのほう、実質、今、一生懸命現年度分を、やはりちょっとお話があれなのですけれども、収納率とかはやっぱり現年度分が大きく関わってきますので、現年度分を対策をするように昨年度から一生懸命やっております。今年度もそれに対して県と相談しながらいろいろ対策をしているところでございます。

答えになっているかちょっと申し訳ないのですが、一応そういう形でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 では、結構です。

○狛守勝義委員長 結構ですか。

○吉本秀二委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 不納欠損等の収入未済で、これは聞いているのですね。法人の関係で多い理由と、それと外国人がどのくらいこの不納欠損、収入未済に含まれているのか伺いたいと思います。

それから、差押えの内容を伺いました。給与なども差し押さえているということでもありますから、生活への影響を配慮した差押えをしているのか伺いたいと思います。

それから、競売の件数、またその内容をちょっと伺いたいと思います。

続いて、外国人が土地を所有している面積がどのくらいあるのか。また、それは増加傾向にあるのか伺いたいと思います。

続いて、非課税世帯数、これも増加数と増加傾向にあるのか伺いたいと思います。

続いて、平均所得、それと前年比を伺いたいと思います。

最後に、法人町民税の資本金1億円まで、1億から10億円まで、10億円以上、その納税義務者数を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 不納欠損と収入未済、個人、法人とも多い理由と外国人の人数についてお答えいたします。

こちらは先ほど説明したとおり、表中の一番左の15条の7第4項に該当するものが前年度比で15.9%増となっております。こちらについてちょっと説明させていただきます。3年間継続した場合、納税義務が消滅しますが、1名、高額の方がおりまして、金額にしますと140万円近くございます。この方は自宅を競売にかけられて、現在行方不明となっております。

続きまして、18条の該当の法人町民税の主な内容としましては、生活保護者さんが1件5万円となっております。

続きまして、町民税、個人、法人、収入未済の多い……こちら外国人になります。外国人の人数についてお答えいたします。町民税現年度分の収入未済につきましては、前年度比11.3%増となっております。しかしながら、昨年度につきまして、滞納繰越分を中心に、こちらも滞納処理をしたことがあって前年度比13.7%減となっております。町民税につきましては、昨年、国税による追加課税により高額の対象者が2名ございました。金額にしますと250万円近くとなっております。そのため一括徴収ができないとの納税相談を受けまして、現在その2名の方は分割で納付を今現在しております。

町民税個人現年分の外国籍の人数につきましては、現年の方は38名、滞納繰越分の方は109名となっております。

法人町民税の現年度分につきましては、現在ほとんどご納付されておりました、収入未済の者は外国籍の方の1者となっております。

続きまして、滞納繰越分につきまして現在調査中ではございますが、収入未済の理由としまして、1者、金額が大半を占めておりました、こちらが金額にいたしまして475万円近くとなっております。また、外国籍の方は1者でございます。

続きまして、差押えの状況の件数についてお答えいたします。

○狛守勝義委員長 競売。

○都築葉子税務課収納対策室長 件数で。そうですね。先ほど件数を言いましたので、差押えの条件としまして、給与等の差押えに当たっては、給与の差押え禁止額というものがございまして、それに伴って計算をしながら差押え等をしておりますので、差押えをする方の生活を著しくなるような

差押え等はしておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 競売の件。

○都築葉子税務課収納対策室長 競売についてはございません。よろしく申し上げます。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、続きまして、私のほうからはナンバー115番、外国人が土地を保有している面積は。また、増加傾向にあるのかについてお答えしたいと思います。

外国人所有の面積に関しましては、固定資産税の面からお答えしたいと思うのですが、答えから申し上げますと、申し訳ないのですが、把握をすることができない状況でございます。固定資産の所有につきましては、住民登録がない方の所有が全体の3割以上を占めております。この住民登録がない方の課税処理につきましては、国籍の管理を行っておりませんので、日本人か外国人かの区別をすることができないというのが理由でございます。全体としては把握できませんが、住民登録のある外国人の所有面積につきまして参考に申し上げますと、約3万1,424平米でございます。

また、外国人の所有が増加傾向にあるかどうかということにつきましてですが、こちらは登記情報から把握できる範囲でお答えしたいと思います。こちらでも国籍の把握が必ずしもできないことから、外国人と考えられる土地所有者について名簿から確認をしたものでございます。直近3年間でお答えいたしますと、令和6年度が約1,094平米、令和5年度が576平米、令和4年度が約573平米で新たに土地の登記があった状況でございます。

115番に関しましては以上でございます。

○狛守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 続きまして、個人町民税の非課税世帯数と、それが増加傾向にあるのかについてお答えいたします。

令和6年度非課税世帯数は2,070世帯でございます。また、前後いたしますが、令和5年度の非課税世帯数が2,081世帯、令和7年度の非課税世帯が2,008世帯でございますので、この3か年で見ますとほぼ横ばいであると認識しております。

続きまして、平均所得とその前年比についてお答えいたします。平均所得につきましては、ご質問をいただくことが多い内容でございますので、回答根拠の資料に差異のないよう、例年同様、年1回、県に報告しております市町村税課税状況等の調べの数値より所得ごとに申し上げます。給与所得327万7,000円で前年比5.2%増、営業所得380万6,000円で前年比6.7%増、農業所得362万3,000円で前年比75.3%増、その他の所得195万円で前年比4.5%増でございます。

最後に、法人町民税の資本金1億円まで、1億から10億円、10億円以上の納税義務者数について

お答えいたします。法人町民税で、委員さんご質問の資本金等の額で区分されるものは、法人税割額の3つの税率でございますので、区分ごとに申し上げます。資本金等の額が1億円以下、こちらは税率6%になります。こちらの法人は364社、続いて、1億円を超え10億円以下、税率7.2%の法人は22社、10億円超、税率8.4%の法人は39社でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。不納欠損ではなくて法人町民税の時効があるものが1件ありますよね、5万円ということで。法人が何と説明があったのかな。ちょっとこの説明がなかったように感じたのですけれども、この法人の時効による不納欠損、ちょっと理由を伺いたいと思います。

それから、差押えの関係は分かりました。令和6年度は競売はゼロだったということによろしいのですか。ないという答えでしたよね。ちょっと伺いたいと思います。

それから、外国人の土地なのですけれども、なかなかちょっと難しいわけなのですね。分かりました。ちょっとこれ、ほかでも外国人のことを聞いているのですけれども、外国人への、外国人を嫌ったというか、排外主義が言われていますので、ちょっとこの固定資産税、固定資産税というか土地の関係はどうなのだろうかというふうに思って聞きました。

この中で、滞納はどのくらいあるかというのは、分かっている範囲で、滞納というのは分かりますか。ちょっと分からない。ちょっとお答えいただければと思います。

非課税世帯数、なるほど、横ばいだということで、なるほどというか、そうなのかと。いや、ちょっと増加傾向にあるのかなと思ったのですけれども、分かりました。これはでは結構です。

平均所得が全体で増えているということで、物価高騰の中で当然私も増えているだろうなと思ったのですけれども、全分野にわたって増加しているということでいいわけですよ。

75.3%、これが農業所得、こんなに増えているの。いや、ちょっと計算間違いではないのか。こんなに増えているというのは。米は確かに高くなりましたけれども、本当にそうなのか、根拠をお聞かせいただければと思います。

それから、法人町民税の資本金の会社数、分かりました。この中で、時効による5万円の不納欠損、この中のどこの分野の会社がこの5万円に当たるのか伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

18条該当の法人町民税の5万円の関係なのですが、こちらは生活保護者の1件でございます。競売のほうは件数はゼロ件です。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、先ほどの外国人の土地の所有している面積の部分の外国人の固定資産税の滞納状況ということなのですが、こちらのほうは、申し訳ございません、把握しておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私からは、平均所得で農業所得が前年比75.3%の増について要因をお答えいたします。

こちら75.3%は、特に目立ったものでございまして、こちらは間違いではございませんで、こちら前年比で約480%増の水稲を営む農業従事者がいらっしゃったことが要因と考えられております。

以上です。

○狛守勝義委員長 5万円。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

最後のご質問なのですが、この5万円は、個人経営者で1億円以下です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 時効による法人のこの5万円は、生活保護になってしまったということで、その関係なのですか。いろいろ財産、会社の土地持っていれば、そういう売りにも出したのだと思うのですが、その上、この5万円が時効になってしまったということなのですか。

○狛守勝義委員長 それだけでいいのですか。

○川口浩史委員 それだけで。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

その会社のほうなのですが、ただいまいろいろ調査中ではございまして、土地等をどういう処分するかというのを今検討中でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、個人町民税の減の理由を伺います。

そして、次は、先ほどの答弁なのですが、これ前年度との実質所得の比較というのができないということだったので、実質所得では前年度と比較することがまだできないというのは、その理由というのを伺いたいと思うのです。

それから、これは最後の15ページの179番ですけれども、固定資産税の18条の時効の該当の理由を

伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 3点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 そうです。だって重複しているから。

○狛守勝義委員長 答弁求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

個人町民税の減の理由でございますが、令和6年度に実施されました特別税額控除でありますいわゆる定額減税によるものが主な要因でございます。

続きまして、前年度との実質所得との比較ができない理由ということでございますが、令和6年度の実質所得はちょっといろいろこの質問があつて調べてみたのですけれども、まだ公表されていないようでございまして、申し訳ありませんが、把握ができないものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 固定資産税の18条、時効の該当の理由についてご説明いたします。

こちらは、時効の完成により徴収権が消滅するものでありまして、令和6年度中に時効となった件数が81件、実件数が23件となっております。

該当の理由につきまして、こちらご説明させていただきます。生活保護3件、50万900円、本人死亡、相続人不明5件、8万6,400円、本人死亡、相続放棄1件、2万2,200円、本人行方不明5件、47万8,000円、海外転出1件、1万円、高齢のため収入が少ない5件、31万9,300円、差し押さえる財産がない3件、3万5,900円です。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員。よろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 以上で税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時20分

---

再 開 午前10時22分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課・会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、佐藤委員から質疑をお願いしたいと思います。資料のページ数、資料と資料のページ数を示していただいて質疑のほうに入っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。資料のページ数を言っていただいて。いいですか。

では、佐藤委員、どうぞ。通告書に書いてあるページ数あるでしょう。それを言っていたいで。

○佐藤弘美委員 すみません。決算書41ページの教育寄附金、教育に対する指定寄附金の実績内容をお願いします。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

教育に対する指定寄附金につきましては、令和6年度寄附金受入額が996万円でございます。令和6年度に教育関係事業に対して充当した金額は、合計で369万5,000円です。

内訳といたしましては、社会科の副読本「らんざん」のデジタル化事業に295万8,000円、中学校施設改修事業に73万7,000円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 これは、現場の人の声を聴いてやろう、こういうのを入れようとかいうのでやった事業なのでしょうか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 当初予算、それから補正予算のときに担当課から事業の要望がございまして、歳出の予算を計上する際に、ふるさと納税などで教育に使っていただきたいという金額のほう、教育関係に使っていただきたいという寄附金をいただいておりますので、その中から担当課と相談をさせていただきまして、この事業に充てていきたいと思いますということで相談しながら充当しております。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 今後、現場の人の、要は何々小学校とか中学校とか各学校に聞いて、こういうのが欲しい、ああいうのに使ってみたいとか、そういう予定はありますか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 令和7年度予算ベースですと充当予定の事業は現在のところございませんけれども、貴重な財源ですので、今後、教育環境の充実に対して担当課と相談しながら大切に使用させていただきたいというふうに考えております。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 決算書87ページ、埼玉県電子入札共同システム参加負担金、約2倍となっている理由を答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

こちらの項目についてですが、2つの負担金から構成されておまして、それぞれが増加していることによります。まず、1つ目が電子入札共同システム負担金です。こちら令和5年度が57万

2,013円から、令和6年度になりますと81万4,772円になっております。もう一つが、建設工事等参加資格共同受付負担金になります。こちらが令和5年度5万9,000円から令和6年度39万円というふうに増加しております。

それぞれの理由を申し上げます。初めの電子入札共同システム負担金につきましては、令和5年度におきまして入札参加資格申請の添付書類を電子的に提出できるようにシステムを改修したことによるものです。当該改修経費を令和6年度に負担したことによる増加となります。

もう一つの建設工事等参加資格共同受付負担金につきましては、2年に1度、競争入札参加資格の業者登録が行われることによります共同受付負担金の増となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 金額が上がっているということなのですが、ということは、他の自治体も同様にシステム改修を行っている、同じようなことを埼玉県全体で行っているということでしょうか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 おっしゃるとおりでございます。こちらはシステム改修によるものですが、埼玉県全体で負担した総額を3分の1を均等割、2分の3を人口割というふうな形で割り振られております。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 金額が上がって、他の自治体もそうだというのですが、このシステム改修というのがなぜ必要だったのかというのをちょっと教えてください。金額が上がったからシステム改修をしたというふうにはちょっと聞こえてしまったので。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 入札システムが紙からどんどん電子化の流れになっております。その中で、入札参加資格の書類等を各業者さんが各自治体に今までは紙で全部出していたのです。埼玉県で、例えば50自治体に参加したい、入札に参加したいとなると、1つの業者さんが50部提出するような形だったのです。それがだんだん改善されていきまして、埼玉県の共同入札参加資格申請で電子的に1通だけ提出すればいいようになっております。こういった事業者さんの負担軽減の改修というのがこういうふうだんだんとされていっているというような状態です。そちらの改修が済みまして、それにかかった費用について後年度負担しているという形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは2点。決算書41ページ、自然・環境保全に対する指定寄附金、これの寄附元と予定している使用の目的が分かればお願いします。

それから、決算書243ページ、スポーツ振興基金積立金、この積立ての目的と目標額があれば教え

ていただきたいと思います。お願いします。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

まず、自然・環境保全に関する指定寄附金について、その寄附元と予定している使用の目的です。まず、こちらにつきましては、全てふるさと納税によるものでございます。寄附元としましては、町外の個人の方からの寄附という形になります。

予定している使用の目的ですけれども、令和7年度の予算におきましては、地域猫事業に15万円、自然緑地管理活用事業の除草作業、こちらに100万円、ごみ減量化推進事業に66万円、地球温暖化防止事業、こちらは住宅用の太陽光パネルです。こちらに50万円を充当する予算となっております。

続きまして、スポーツ振興基金の積立ての目的と目標となりますけれども、基金の目的としましては、スポーツを振興して健康なまちづくりを推進し、町民の福祉の向上を図ることとしております。目標額ですが、特に目標額のほうは設定しておりません。

以上になります。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 自然・環境保全のほうは分かりました。このスポーツ振興基金のほうは、これは使うタイミングというか、そういったものというのはどんなタイミングで。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 特に明確にこれというふうには現在のところ設けておりませんが、予算のヒアリングの段階で担当課と相談をしながらこういった事業に充てていきましようかということで相談をさせていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 そうすると、特別目的がなく、何かのときのために積み立てているという感じなのですか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 失礼しました。ちなみにですが、今年度の充当なのでございますけれども、B&Gの指導員の育成の研修、こちらに55万1,000円、それから鎌形野球場のトイレの更新工事、こちらに417万5,000円、それから総合運動公園の体育館の修繕工事、こちらに724万3,000円、それから、ひとり1スポーツ事業ということで、こちら新たに設定するスポーツ教室、こちらに96万8,000円を充当しております。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の89ページ、不当要求等対策事業の内容についてお聞きいたします。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、不当要求等対策事業の内容についてお答えいたします。

令和6年度に不当要求等相談員が対応した案件は34件ございました。対応した案件の主なものは、庁舎等における秩序維持や職員等の正常な業務の執行に支障を生じさせる行為、いわゆる迷惑行為への対応が15件、不法登記や野焼き、届出のない埋立て行為などへの担当課職員等同行するなどの対応が13件ございました。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 会計年度任用職員の方の1人の人件費ということなのですが、その方は週何回とか、勤務状況等はどのようなのでしょうか。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

週3回の勤務でございます。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、週3回ということは、その曜日以外の対応というのが、常に庁舎内において、この不当要求というのは予期せぬことが当然ありますけれども、その辺との関連としてはどのようなのでしょうか。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

不当要求相談員がいないときにそういった事例があった場合につきましては、まずは担当課で組織的に対応させていただく。それでも対応がどうしてもということであれば総務課のほうに連絡が来て、総務課のほうで一緒に対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、1点ですけれども、主要施策の56ページです。行政バスの運行事業、これで利用状況についてお伺いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 行政バスの運行状況についてお答えいたします。

令和6年度の行政バスの利用状況につきましては、使用料が有料の一般団体におきましては20回の利用で、令和5年度に比べ2回の増でございました。また、行政関係の利用は72回の利用で、令和5年度と比べ9回の増でございました。全体では92回の利用となりまして、令和5年度と比べ11回の増加となっております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 2条に小学校、中学校の子どもたちの関係で使うとか、いろいろ細かくなっているのですけれども、その関係で分類はできますか。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

小学校、中学校、細かいその分類については、今現在資料を持っておりませんので、申し訳ございません。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私のほうからは1点で、ページ数は主要な施策の56ページ、普通財産管理事業の中の町有地、將軍沢地内の伐採委託料の1,003万4,000円は、これは何本分を伐採したのかお伺いいたします。

○狹守勝義委員長 金額が違っているのではないですか。

○畠山美幸委員 10万3,400円。

○狹守勝義委員長 そうですね。

○畠山美幸委員 すみません。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

こちらは、笛吹峠へ向かう途中の左側に町有地があるのですけれども、そちらにございます雑木1本でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 町有地において、ここの將軍沢1か所、昨年はなのですが、今後増大しているというようなことはあるのでしょうか。増加しているというか。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 このときの伐採の原因がカシノナガキクイムシの被害により枯れ始めていたものだそうです。通行に支障を来すおそれがあるので伐採させていただいたものでございます。ですので、この虫の被害の関係につきましては、ちょっとこちらのほうでは何とも申し上げられないので、担当のほうにお願いいたします。失礼いたします。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 公用車へのドラレコ設置状況について伺いたいと思います。

続いて、町内外業者の契約状況、これも毎年聞いておりますが、今年も伺いたいと思います。

共同受付につきましては、先ほどご答弁ありましたので、結構です。

次に、残業が一番多い課はどこだったのか。

続いて、職員安全衛生管理事業で、病気休暇で一番長いのは何日あったのでしょうか。そのうち、精神を患っている職員はいたのかどうか。また、パワハラ、セクハラはあったか伺いたいと思います。

次に、庁舎内のATM設置料が幾らなのか伺いたいと思います。

次に、育児休暇の取得状況について伺いたいと思います。

最後に、行政バス、先ほどありましたけれども、委託料が大幅増の理由について伺いたいと思います。先ほど回数が2回と9回、増えているということでしたが、これだけの理由だったのかを伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員にちょっと申し上げたいと思うのですが、資料のページ数も読み上げていただいて、分からないところはしようがないにしても、それもよろしくお願ひしたいと思います。次回からです。

○川口浩史委員 失礼しました。

○狛守勝義委員長 では、順次答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、お答えいたします。

公用車のドラレコの設置状況でございます。令和6年度末現在、一般会計の負担で所有している公用車は40台ございます。そのうちドライブレコーダーが設置されている公用車は34台でございます。

続きまして、残業が一番長かった課はについてお答えいたします。令和6年度に時間外勤務が最も多かったものは、個人では年間で324時間です。また、時間外が最も多かった課は上下水道課で、年間996時間になります。

なお、1人当たりの年間の時間外勤務が最も多かった課は企業支援課で、1人当たり131時間になります。

続きまして、病気休暇のことでとパワハラのことでについてお答えいたします。病気休暇は、同一疾患で取得できる日数は最長90日となっております。90日を超えると病気休職を届けることとなります。令和6年度に病気休暇を取得した者が7名、病気休職を取得した者が1名おり、そのうち2名がメンタルの不調によるものでした。最も長い職員は、昨年度1年間、休職のほうを取得いたしました。

なお、令和6年度においてパワハラ、セクハラなどの案件はございませんでした。

続きまして、庁舎内のATM設置料についてお答えいたします。主要な施策の説明書22ページ中の行政財産使用料3件、その中に含まれておりまして、年間で2万1,916円となっております。

続きまして、育休の取得状況についてお答えいたします。育児休業につきましては、養育する子の3歳の誕生日の前日までに取得できる制度になります。令和6年度に育児休業を取得した職員は5名になります。

続きまして、行政バスの件についてお答えいたします。行政バスの委託料が増加した理由につきましては、先ほど申し上げたとおり利用回数が増えたこと、また運行委託料が昨今の物価高騰や人件費の上昇により約3割程度増加となったことが挙げられます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 町内業者の契約状況についてお答えをさせていただきます。

令和6年度の工事につきましては、総契約件数25件、うち町内業者の落札は18件です。町内業者の落札の割合としては72%となっております。金額で申し上げますと、総契約額が8億81万4,000円、町内業者との契約の金額が1億7,880万円、金額ベースで申し上げますと22.3%となっております。

続いて、委託業務につきましては、総契約件数が31件、町内業者の落札は6件、町内業者の落札割合としては19.4%となっております。契約の金額のベースで申し上げますと、契約総額のほうは2億8,254万8,650円です。うち町内業者との契約は7,557万円、割合としては26.7%になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ドラレコのそうですか。あと34台ですから6台がついていないということになるわけですね。ちょっとその理由を伺いたいと思います。事故が令和6年度はあったのかどうかも併せて伺いたいと思います。

町内業者の契約状況ですけれども、昨年、ちょっと今もメモし切れなかったもので、またちょっとこれをコピーでもらいたいと思うのですけれども。工事と委託と、昨年は物品コンサルとあったのですけれども、こちらは今回はなかったということなののでしょうか、伺いたいと思います。

続いて、残業が一番多い課は上下水道、続いて企業支援課というふうになるのですか。個人で一番長いのが324時間と。ちょっとかなり長いなというふうにするのです。80時間を超えますという体には支障を来すということが出ておりますので。これは今の職員体制に問題があるという、皆さんが町長を目の前にして言いづらいでしょうけれども、率直な意見として、感想として伺えればと思います。ちょっと少ないのが原因かなというところを伺えればと思います。

それから、病気休暇でメンタル、精神的なものが、この方が7人ということによろしいのですか。ちょっと分かりづらかったのです。休職者が1人いたということでした。この休職者というのはどういう扱いになるのですか。給料はもう払われないで、また治ったら復帰できるという形になるのか。給料も払っているのですけれども、払っていて、またいつでも復帰できるというふうになるのか、

ちょっとその辺伺えればと思います。

パワハラ、セクハラはなかったということで、なるほどということで、これは理解しました。

庁舎内のATMの設置料が、ちょっとよく分からなかったのですが、14款使用料手数料になるのですか。行政財産使用料3件、この中の1件がそこに入るわけなのですか。どこかにメモしたと思ったのだけれども、2万1,996円、これか。ちょっと主要な施策のほうの見方が分からなかったもので、そこを伺えればと思います。

続いて、育児休暇ですけれども、5人の方が取得したと。何人中5人の方が取得したのか伺いたいと思います。

行政バスについては分かりました。これは結構です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、ドラレコについてお答えいたします。

6台ついていない車両があるということでございましたが、ドライブレコーダーについては、平成30年以降に登録した車両については全て設置しております。車両の入替えのタイミングで順次設置をしておるところなのですが、新型コロナウイルスの関係で、車両のほうを受注停止などになっている車両がありまして、入替えがなかなか進まずに再リースをした車両がございます。そういった車両については、まだ設置していないものが残っているという状況でございます。

また、リースではなくて町で購入した車両もございます。そういった車両については、かなり使っているというか、平成21年とか24年とか古い車両でございまして、そういった車両についても設置が進んでいない状況でございます。

また、令和6年度中に起こった事故の件数でございますが、公用車に関係する事故ですと8件ございました。そちらは全て物損事故になっておりまして、そちらは8件でございます。

残業の件でございます。職員体制に問題があるのではないかと、その感想でございますが、やはり人事異動等によって職員体制については特に問題ないと思うのですが、やはり経験したことのない業務に就いたりすると、その年はやっぱり初めてやることですので、時間外勤務がどうしても増えてしまう、そういった状況等もあると思います。また、時間外が極端に多いかということでございますけれども、そういったケースについては、毎月総務課のほうで時間外手当の勤務状況、集計が回覧で回ってきます。そういった中で、極端に長い時間外が続いている課については、管理職等にこういった仕事の状況なのかということは、確認のほうは行っております。

病気休暇の関係でございます。病気休暇の関係は、説明がちょっと分かりづらかったということでございますが、病気休暇を取った者は7人、病気休職を取った方が1名、合計で8名の方が病気の関係でお休みのほうをした状況でございます。その中で、8名のうち2名の方がメンタルの不調ということでございます。

休職者の給料等についてでございますが、休職期間1年間は、給料のほうがちよっと減額になるのですけれども、保障はされております。それを過ぎますと、今度は保険組合のほうから傷病手当金ということで、1年を過ぎますと無給になってしまいますので、傷病手当金のほうが支給されまして、1年6か月傷病手当金が出るような形になっております。

ATMの関係なのですけれども、ちょっと質問の内容が分からなかったのですけれども、先ほど答弁したとおり、22ページのほうの川口委員がおっしゃっていましたが、行政財産使用料、上から3行目、そちらの総務課というところの3行の中、その2万7,866円の中に含まれております。

育児休業の関係でございます。育児休業につきましては、6年度において対象となる職員は18名おりました。そのうち、育児休業については3歳の誕生日を迎えていない子を養育する場合に取得できるのですけれども、そういった子を養育する職員は18名おりました。そのうち、育児休業を取得したことがある職員、もう既に取得して復帰している職員もおります。例えば1歳まで育児休業を取得して、その後も勤務しているという方もいますので。ただ、そういった方は、子供が3歳になるまでには、育休を取りたいと言えどもまた取得することもできますので、そういった方を含めて18名おりました。その中で、育児休業を取得したことがある職員は10名でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 コンサル、その他物品の内訳ということでお答えをさせていただきます。

すみません、ちょっとこちら件数のみとなってしまうのですけれども、ご了承下さい。先ほど申し上げました業務委託、総契約件数31件のうち、コンサル関係が15件、そのうち町内業者落札が2件、その他の業務委託が16件、町内落札件数が4件となっております。

そして、物品のほうですが、総契約件数が18件、町内で契約した件数がゼロ件となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ドラレコについてはそうですね。設置の関係は分かりました。事故は物損だったということで、当然ドラレコが設置されているものはこれを利用して、ちゃんと相手と話がついたという理解でよろしいのか伺いたいと思います。

ATMも分かりまして、育児休暇なのですけれども、18人中10人がいたということで、今現在5人。今現在というか、5人が育児休暇を取っているという理解でよろしいのでしょうか。男性がの中でどのぐらい取っているのかを伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 事故の対応についてお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり8件事故ありました。物件、物損事故が8件。その内訳なのですが、自損事故、自分で縁石とかそういったところにぶつけてしまったという事故が6件ございます。他損、他人の家の塀等にぶつけてしまった事故、そういったものについては2件ございました。そういった状況については、ドライブレコーダーがついているものについてはドライブレコーダーのほうを確認することもございます。それで、その処理については必要があるものについては警察等に連絡いたしまして、その壁等を損傷させてしまった方については、保険のほうから補償のほうはさせていただいた状況でございます。

育休の関係についてお答えいたします。育児休業につきましては、先ほど申し上げた育休を取ったことがある職員10名という答弁をいたしました。そのうち男性職員は3名になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の5ページですけれども、地方債の状況のうちの臨時財政対策債の現在高を伺います。

そして、同じく主要な施策の43ページですけれども、臨時財政対策債ですが、令和7年3月25日に2,265万7,000円の借入れをした理由を伺います。

主要な施策の48ページですけれども、会計年度任用職員の保険料の総数と、あと雇用保険と労災保険、それから健康保険厚生年金料の対象の職員数を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

まず、臨時財政対策債の残高の状況ですけれども、令和7年3月31日現在で30億4,904万5,000円になります。

続きまして、臨時財政対策債の借入れ理由でございます。ご存じのとおり臨時財政対策債というのは、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するために、その不足する金額の一部を一旦地方公共団体で借金をして賄うための地方債でございます。町が支払う臨時財政対策債の元利償還金につきましては、後年度に国がその全額を地方交付税で措置するというので、国の財政運営に支障が生ずることのないようになされております。つまり、臨時財政対策債というのは、地方交付税の振替として発行する地方債でございます。実質的に地方自治体の固有財源である地方交付税の一部と言えるものでございます。ということで、地方交付税、地方の固有の財源でございますので、こちらについても借入れをしているものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、会計年度任用職員の社会保険料についてお答えいたします。

雇用保険加入者数は43名になります。労災保険対象者数は89名、健康保険厚生年金資格取得者数、こちらは同じ数になりまして43名でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地方債の現在高でいくと30億490万円ですから、今のところ実際の借入高は24億円ほどになるというふうに考えてよいのかどうか伺います。

それと、この3月25日になぜ2,265万7,000円を借入れして、そして基金に積み立てたりするわけですけれども、こういった必要性があったのか。これは、国から交付されるものだからお断りできないというものなのかということ伺いたしたいと思います。

これは総額でいきますと、2048年まで地方交付税に算入して、そしてそれぞれ嵐山町は地方債として返金していくという計算になってくると思うのですが、それでいいのかどうかということ伺います。

それと、会計年度任用職員なのですが、労災保険が89名で、雇用保険が43名で、健康保険厚生年金対象者が43名ということは、46名の方が雇用保険にもかからず、健康保険や雇用保険にも加入されない方というふうに考えますと、実際にはこれほどの条件で雇用されているのか、契約状況になっていたのか伺いたしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えをさせていただきます。

臨時財政対策債を除くその他の地方債の残高ですけれども、渋谷委員がおっしゃるとおり約24億円になります。詳しく申し上げますと、すみません、1,000円単位になってしまうのですが、23億6,962万6,000円となります。

そして、3月25日に借入れをした関係でございますけれども、なぜ断れないかということですが、町の固有の財源でございますので、また後年度しっかりと交付税で返ってくるというふうに考えておりますので、交付税としていただけるものはいただくというのと同じように、こちらも交付税の一部のようなものですので、しっかりと起債をさせていただいて町の財源とさせていただきます。こちらは一般財源でございますので、特に特定の事業に充てるというものではございませんので、起債をさせていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それぞれの保険の対象の要件でございます。雇用保険につ

きましては、週の所定労働時間が20時間以上の者で、引き続き31日以上雇用されることが条件となっております。労働災害保険、こちらについては、適用事業者に雇用されている労働者が本人の意思にかかわらず原則加入するものでございます。健康保険と厚生年金、こちらにつきましては両方同じでございまして、週20時間以上の勤務で報酬月額が8万8,000円以上の場合は加入の対象となるものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 すみません、1件答弁漏れがございました。

こちら20年かけてということでおっしゃってございましたけれども、こちら償還期間は20年、そして交付税に算入される期間も20年かけて徐々に償還金に相当する額が入ってくるという内容になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地方交付税は2048年まで臨時財政対策債の返還金が計算されるということですのでいいのですよね。どうなるのかな。

それともう一つ、それまでに地方交付税というのがずっと続いて、国税がそれだけのものが安定財源として入ってくるという見込みがあるということで臨時財政対策債はあるわけなのだけれども、その形で計算して、それでなぜ令和7年3月25日という年度がぎりぎりのところで、それも借入れをしなくてはならないのかという理由が分からないです。それは決まっているものだから、「そうせい」というふうな形で国が言うのかどうか伺いたいと思います。

もう一つ、その次の社会保険料なのですけれども、週20時間以下の会計年度任用職員が46名いるということで、その方たちは月に30日以上では働かない、短期の雇用であるという形で考えていいということですよ。その短期の雇用であるために雇用保険も必要ないし、健康保険も厚生年金も必要ないし、具体的に言うと103万円以内の中で働いていらっしゃる方というふうに考えていいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えをさせていただきます。

地方交付税につきましては、国税4税にリンクして地方交付税の原資となっております。そもそも地方自治体が標準的な行政サービスを行うための支出として、財源不足がある場合に国から自治体への交付税が交付されるということになっております。全国的に標準的な行政サービスを確保するための制度でございますので、恒久的な財源というふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、保険の関係についてお答えします。

会計年度任用職員の全ての数は127名、令和6年度末現在でございました。そのうち20時間以上働いている人というのが43名、その残りの84名、そういった方が短時間、20時間いかないで働いている方でございます。

では、労災保険が89人で、その差は何なのかということの説明しますと、この労災保険については、地方公務員災害補償基金の対象外となる職員でございまして、こちらの労災保険で対応する方というのが、例えば給食センターですとかふれあい交流センター、また学校ですとか幼稚園、そういった出先機関で勤務している方というのがこちらの労災保険の対象になります。そのほか、本庁舎で勤務している短時間勤務の会計年度任用職員については、町の条例のほうで保障される方になりますので、こちらの人数には含んでおりません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 以上で、総務課・会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。11時20分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時10分

---

再 開 午前11時22分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 主要施策52ページ、町のIT関連全般に対し、総合コンサルティングを行う業務、どのようなコンサルであったか、答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、コンサルの内容についてお答えさせていただきます。

以前よりほかの委員さんからもご質問いただいているところになりますが、アドバイザー契約ということで年間契約を結ばせていただいているコンサル契約になります。主な業務といたしましては、各種システムの要件定義ですとか、また調達のガイドラインの策定時の相談ですとか、そういった主な相談業務を委託しているものになります。基幹系の業務、マイナンバー系のシステムの事業者、それから情報系、職員が使うLGWAN系のシステムの事業者さんに来ていただいて毎月1回定例会を開催しています。その中でもその動向ですとかアドバイスをその都度いただいているという形になっております。

それと、総務省の地域情報化アドバイザーにずっと登録されている方でもありますので、当然のことながら各種セキュリティー関連ですとか、それから標準化対応、そういったことのご相談も行

わせていただいて、随時助言をいただいているという形になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 月1回でマイナンバー等々のセキュリティー関係をやられているということで、それが町政に反映されていることは理解しました。ですが、随時契約というか、そもそも行政IT研究所というのはどのようなご紹介があつてというかお付き合いが始まったのか、どのような会社か、ちょっとお伝えください。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 どのような会社かというご質問であります。アドバイスコンサル事業者さんということで、株式会社に一応なっております。嵐山町はずっとお付き合いをさせていただいておりますが、最初の経緯は、たしか埼玉県庁に入られていて、県庁のそういう業務というのですか、コンサルの業務をやられていて、そういったところからやはりシステムの要件とか、我々小さい自治体ですとなかなか分からないところも当時ございましたので、そういった観点から第三者として入っていただいたというのが経緯だと記憶しております。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 県庁に入られているところでアドバイスをもらったということですが、今後もずっとここからアドバイスをもらうのか、それともセカンドオピニオンではないですけども、コンサルについてほかの会社の意見を聞くという考え方はお持ちでしょうか。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 ほかの会社の意見もというご質問の趣旨だと思いますが、基本的には長年嵐山町に入らせていただいておりますが、この会社のアドバイザーの方が、近隣の自治体も含めて、または他県、それから東京都の大きい人口規模の自治体、いろんなところのアドバイザー契約を結んで業務を今やっちらっしゃいます。そういったところの知見を、小さい行政の自治体の視点に立ってアドバイスをいただける事業者さんというのはなかなかございませんので、担当というか嵐山町地域支援課としては、今後も株式会社行政IT研究所のほうにアドバイザー契約のほうを結ばせていただいて、引き続き活用させていただければなと思います。

あと、先ほど最初の質問のところちょっと抜けてしまったのですが、毎年定例で行っていただいているものにつきましては、当然全職員のセキュリティー研修ですとか、それから幹部職員宛ての専門研修ですとか、それから個人情報保護委員会や特定個人情報関連の法令で指定されている外部監査的なものにも入らせていただいて、嵐山町としては監査業務を、一応その方の視点で、内部の職員だけでなく実施をしているということも実施しております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは1点、決算書191ページ、防災対策事業工事請負費、翌年度繰越しの理由についてお伺いさせていただきます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

本工事はB&G財団の支援を得て、B&G海洋センターの砂利駐車場内に油圧ショベル等の重機や防災資機材を格納する防災倉庫を建設したものです。予算のご承認をいただいたのが第3回定例会10月3日であったことから、年度末までに完成できるかリスクもあり、あらかじめB&G財団から事業繰越しの承認を得てから工事を発注し、12月25日に入札、契約をしたものでございます。翌年度繰越しの理由としましては、9月補正で予算化したためとご認識いただければ幸いです。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 防災倉庫、あれはもう完成した状況なのですか。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

建物自体は大体4月末に完成しまして、そこから完了検査といった住宅検査センターですとかいろんなどころの検査がかかりまして、そういったことで大体6月末に町の検査も全て終わりをしまして、6月30日、その後7月15日にB&G財団の理事長さんもお見えになられてお披露目式をして、全て終わったというような形でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は決算書の79ページ、広域路線バス運行事業、主要の施策では58ページ、ときがわ町路線バスについてお聞きします。

内容については、ときがわ町では、あの路線バスは、以前はたしか朝と夕方というか、行って帰ってというかという形で運行していたのかなと思うのですけれども、帰りの便はたしかなくなっているはずなのです。町が直接バスを出してという、そういうことをやっているはずなのですけれども、ですから、そういう意味では、前と同じような金額を出す必要があるのかどうか。それが年度でどうなっているのか。これは昨年度の決算ですから、その事情をちょっとお聞きしておきたいなと思ったのです。

以上です。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうから広域路線バス運行事業、ときがわ町路線バスについてお答えさせていただきます。

町のほうの認識といたしましては、藤野さんがおっしゃる帰りの便が廃止されたということの認

識はちょっとございませんで、この路線バス自体は2系統の路線で、1つは、平沢の区画整理事業を通して都市計画道路を通過するときがわ町のほうに行く路線、もう一つは菅谷地区を通りまして、学校橋を渡って大蔵、鎌形を抜ける路線というところで運行していると認識しています。それと、町のほうの負担金300万円なのですけれども、こちらにつきましては、まずときがわ町が路線バス事業者と協定を結んで、それについての損失が出た場合には補填をするという協定をときがわ町と路線バス事業者のほうで結んでおまして、嵐山町はときがわ町と損失補填につきましての費用負担をどうするかというところの協定を結んでおり、その中で現状、300万円という負担金の上限額を定めておりますので、令和6年度も300万円の負担をさせていただいているものでございます。

以上となります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、ただ前年度よりも、令和5年度よりも令和6年度のほうが増額していますよね。これは、あと、それでときがわ町との関係いろいろあるにしても、ちょっとその辺も含め増額の理由。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 令和5年度と比べて増額になっている理由ということなのですけれども、決算書のほうには、広域路線バス負担金として363万6,000円という表記なのですが、主要な施策の説明書のほうで、58ページなのですけれども、この363万6,000円のうち、ときがわ町路線バスにつきましては300万円の負担、これは先ほどご説明差し上げました負担の上限額ということで、前年度と変わっておりません。

もう一つ、町のほうは、熊谷市と小川町と嵐山町で、こちらは協議会のほうを小川町を事務局として持っておりまして、別の事業者、ときがわ町のほうで委託して協定を結んでいる路線バス事業者とはまた別の、熊谷駅から小川町駅間のバス路線事業者に対して赤字補填額について負担割合を決めて増額しているものが63万6,000円となっておりまして、この分が前年より増額しているものになります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 ときがわ町との路線バスについては、ちょっと状況は一応確認はしておいていただきたいと思います。

では、終わります。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは4点お願いいたします。

70番、主要施策の40ページになりますけれども、広告料59万、そのうちのホームページはバナー広告は幾らなのか教えていただきたいと思います。

それと、72番、これは58ページになりますけれども、嵐山まもり隊、これについて内容をお願いいたします。

73番、58ページになりますけれども、行政区の運営推進事業、これは負担金補助金及び交付金ですけれども、これの内容について教えていただきたいと思います。

それと74番、これも58ページですけれども、地区集会所等の補助事業で負担金補助金及び交付金ですけれども、これらの内容についてお願いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、私よりまもり隊につきまして、1つだけなのですが、お答えをさせていただきます。

まもり隊への支援については、活動資材の現物支給と保険への加入という形で行っております。道路や公園等の公共施設の管理、主に除草作業が主な活動でございます。刈り払い機のチップソーが86枚、草刈り鎌が30丁、混合ガソリンが204リッター、除草剤が13リットル、粒状の除草剤が12キロ、竹ぼうきや竹熊手25本、町指定のごみ袋100枚、こういった形をご要望いただきましたものを現物支給という形でお渡しをさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私のほうからは3点。

まず、1つ目なのですが、広告料収入59万円、うちホームページバナー広告はというところなのですが、バナーの広告につきましては、令和6年度につきまして12件の申込みで16万円の収入でございました。

次に、行政区運営推進事業、区運営費809万7,500円の内容はということなのですが、町は嵐山町区運営費補助金交付要綱に基づきまして、円滑な行政区の運営を図るため、行政区の運営に要する経費を補助対象といたしまして、4月1日現在の世帯数により1世帯当たり年間1,000円という額を掛けまして、町内全35行政区につきましておおむね5月頃に交付をしているものでございます。世帯数の計算なのですが、4月1日の住民登録世帯数から社会福祉施設等に入所している方を控除した世帯の数を計算の基としております。町からの運営費補助につきましては、区の自治体活動の一助になっていると考えております。

以上となります。

続きまして、地区集会所等補助事業につきまして、補助金353万7,000円の内容でございます。令和6年度につきましては、全7地区につきまして集会所の修繕について補助金のほうを交付させていただきました。全てご紹介差し上げますと、まず大蔵地区の外壁屋根と塗装の関係、それと遠山地区につきましてはエアコン。3つ目が越畑1区の公民館の修繕、こちらについては床の修繕とア

コーディオンカーテンの撤去。4つ目が鎌形北部集会所、こちらについては雨どい、破風板の修繕。5つ目が広野2区自治会館の修繕、こちらは、内容が屋根及び外壁塗装のものになります。6つ目が千手堂構造改善センター、こちらは床の修繕とパーティションの撤去。7つ目が平沢2区集会所、こちらはトイレの手すりと入り口の扉と扉の鍵等の交換になります。

地区の集会所としては7か所なのですけれども、こちらの補助金の353万7,000円については、もう一つ、区で管理していただいている掲示板の新設、修繕のほうも予算としては取ってございまして、6年度につきましてはこちらが1件新設、広野2区で区の掲示板のほうの設置がございました。こちらのほうが1件ございました。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、1番目から聞いていきたいと思いますが、バナー広告なのですか、12件の申込みということでありましたけれども、そうしますと広報のほうは43万で、これは何件ぐらいの申込みがあったのか。

それと、広報の場合には申込みの資格というものがあるのですけれども、ホームページにはそういう資格がないと思いますけれども、それは何でそういうふうになっているのかなと、ちょっと疑問に思ったもので、お尋ねしたいと思います。

それと、まもり隊ですけれども、現在、何団体で何人いらっしゃるのか。それと、令和6年度の主な活動を少し教えていただければと思います。

それと、行政区の関係ですけれども、4月1日の世帯数で1人1,000円ということなのですか、社会施設に入っている方は除かれているということで、これは外国人も含まれているのか、あるいはシェアハウスみたいに何人も1つの部屋に入っている人なんかもこれは一人一人で見られるのか、その辺のカウントの仕方を教えていただきたいと思います。

それと、4番目の地区の集会所はここに書いてありますし、説明を受けているのですけれども、予算のときにはこれだけの箇所数ではなかったと思うのですが、4か所だったのかな。これは急に修繕が必要となって、補正予算も探してみたのですけれども見当たらずで、急にこれは緊急性があって増えてきたものなのかなということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、まもり隊につきましてお答えさせていただきます。

昨年度末時点で登録は23団体。登録していただくときにメンバーのほう、保険を掛ける関係で名簿のほうをいただきまして、名簿の人数が318人でございます。主に今登録をさせていただいている皆さんは、道路の除草と公園の除草というのが多くて、例えば公園ですと東原公園、おりがみ公園、川島3区の児童公園、あと堂沼公園とか、こういったところは団体さんのほうでお願いをしております。あとはほとんど道路で、通学路とかというのがメインになるかなと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 まず最初に、令和6年度広報紙のほうでの広告料が何件、幾らだったのかということなのですけれども、令和6年度につきましては、広報紙のほうは14件、金額といたしましては43万円となっております。

次に、行政区運営推進事業の補助金との関係なのですけれども、外国人は含むのか。または、外国人の方が皆さんでお住まいのシェアハウスみたいなところも含まれるのかというお話なのですけれども、あくまで住民登録の住民基本台帳のほうに登録されている世帯数のほうで計算しております、こちらのほうは外国人の方は含んでございます。

それとあと、地区集会所の補助金との関係なのですけれども、委員さんおっしゃるとおり、当初予算では4件ということだったのですけれども、昨年度中に緊急的なものということで相談のほうをいただきまして、3件のほうを補正予算のほうで対応させていただいたということでございます。

以上となります。

○狛守勝義委員長 答弁漏れがあると思うのですが、広告のところ、広報紙とホームページのバナーの掲載資格があるかということ。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 失礼いたしました。ホームページのほうのバナー広告を出すに当たっての資格ということでしたかと思うのですが、ホームページの広告掲載に関する要綱のほうの中で、特に掲載基準といたしましては、法令に違反するものですか、政治または宗教活動に関するものですか、意見広告、個人的な宣伝を内容とするもの、公序良俗に反するもの、風俗営業法等の規制の関係の法律に抵触するものといえますか、これらに該当しないものというのは要綱のほうに定めさせて……ほかにも幾つかあるのですが、要綱のほうに定めさせているのですが、こういった内容のものでなければバナーの広告について申請のほうをしていただくことは、特に制限はしていなかったかと思えます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○吉本秀二委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私のほうからは1点で、63ページ、委託料、人権フェスティバルの評価について伺います。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

人権フェスティバルは、比企地域1市8町で持ち回り開催しているイベントです。埼玉県からの

地域人権啓発推進事業委託金80万円を基に、昨年度嵐山町が幹事として、10月26日、NWE Cにて開催いたしました。会場柄、男女共同参画の推進をテーマにNWE Cの萩原理事長からご講演をいただきました。また、男女共同参画の推進に係るイベントであるとNWE Cからご承認をいただきましたので、会場使用料を一部減免もいただきました。さらには、共同事業として本館のエントランスに男女共同参画のパネル等が掲示してございましたが、研修棟まで持ち運びのほうをさせていただきますして、来園者の方に見ていただきました。理事長の講演に共感される方も多く、来場者からは、おおむね満足できるというご評価をいただきました。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 令和6年度はNWE Cで開催したということでお話を伺いました。1市6町でやっているわけなので、持ち回りで回るわけなのですが、また9年後にここに戻ってくる時に開催はどうするのかなというのが心配なのですが、どうされるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今現在も持ち回りで行っております、比企地域でNWE Cのような会場を持っていないところというのが、実際市町村がございます。例えば滑川町、滑川町は吉見町のフレサをお借りをして、嵐山町の1年前が滑川町だったのですが、幹事、滑川町、会場、フレサよしみと。あとは、ときがわ町も以前開催したときは、幹事、ときがわ町、会場、リックおがわという形で、幹事だけしっかりできれば、会場は持ち回りでやってございますので、9年後も会場のほうをそれなりの会場が欲しいものですから、お借りをするということも選択肢かなと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ときがわ町がリックをお借りしたということですが、リックも大分老朽化をして、このときは大丈夫だったと思うのですが、ときがわ町はアスピアたまがわがあたりとかするわけですが、何でこの年は……そこまで聞いていいのかちょっと分からないのですけれども、ちょっと心配なもので聞くのですけれども。あと、フレサよしみでやったということですが、大体規模的にこういうところならできるなど、北部交流センターとかも大分駐車場も広いし、ああいうところのできるのかなとも思うのですが、一応考えというか、今後の。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今までコロナ前までは一日かけておまして、コロナが終わってから半日という形でやらせていただいております。東松山市は今年幹事なのですが、市民文化センターだと600席ぐらいだったと思います。前回も今回も市民活動センターで行っております、400席なのです。ですので、私たちも

300、400席の規模というような感じで考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 主要な施策であります、私の質問は。最初に64ページ、防犯対策事業です。消耗品を購入しておりますが、何を購入したのでしょうか。また、犯罪件数は何件だったのか。うち、外国人の犯罪件数について、率も伺いたいと思います。さらに、外国人の犯罪件数、増加傾向にあるのか伺いたいと思います。

次に、58ページ、路線バスの熊谷・小川間の路線バスであります。前年度より増になっている理由を伺いたいと思います。

次に、129ページ、準中型免許取得費用2人とあります。これは2人とも取得したということなのでしょうか。また、合計で何人になったのか、何人いるのか伺いたいと思います。

次に、130ページ、ドローン講習で22名とありました。22名全員が取得したのか。これも同じです。合計何人になったのか伺いたいと思います。

同じページで、可搬型発電機を2台購入しておりますが、金額が違っております理由を伺いたいと思います。

131ページ、自主防災組織の消耗品は何を購入したのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私のほうからは、路線バス、前年度より上がっている理由についてお答えさせていただきます。

先ほど藤野委員さんのところでも触れさせていただいたかと思うのですが、広域路線バス運行事業としては昨年度より増えているのですが、その内訳といたしまして、ときがわ町路線バスにつきましては、負担金上限額の300万円で変わっていないのですが、もう一つの熊谷駅・小川町駅間路線バスについて63万6,000円ということとなっております。こちらの分が昨年度より増額になっているのですが、こちらにつきましては、理由といたしまして、3市町、熊谷市、小川町、嵐山町のほうで路線バス事業者のほうで赤字になった分を、負担割合に応じて補填をさせていただいているのですが、この計算の基となるバス事業者のほうの利用実績と……失礼しました。そもそもが路線バスのほうの赤字自体が前年の負担金を計算したときよりも若干上がっているものとなっております。

それとあと、こちらはほんの若干なのですが、乗降客数に応じて負担割合を3市町のほうで計算しているのですが、そのうちの嵐山町内を走っている区間につきましての利用の人数が前年よりも、ほんの少しなのですが、若干上がっているというところで、負担率の割合が増えているものでございます。理由といたしましてはその2点となります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私からは残りの5つ、上から順にご答弁のほうをさせていただきます。

まず、パトロールの関係です。消耗品に関しましては、主にパトロール資機材を購入してございます。昨年度は防犯ジャンパー100着、防犯ベスト51着、帽子138個、マグネットシート20枚を購入いたしました。

続きまして、本町及び小川警察署管内におきまして外国人による犯罪数、犯罪率に関しましては、埼玉県警察より公表してございませんので、把握はしてございません。ただし、本町で把握している分としましては、小川警察署管内におきます令和6年刑法犯検挙件数138件、刑法犯検挙人数87人、うち4人が外国人でございます。

続きまして、準中型免許につきましてお答えさせていただきます。準中型免許の費用2人に関しましては、令和6年度から埼玉県の補助事業を活用しまして始めたものでございます。6年から始めた関係もございまして、この事業を使いまして免許を取得した者は2名ということでございますが、7年度本年度につきましては3人が取得予定というものでございます。

続きまして、ドローン講習につきましてお答えさせていただきます。こちらは、主要な施策等に関しては「ドローン講習」というふうに記載をしてございますが、内容のイメージとしましては、ドローン体験という形でイメージをしていただければよろしいかと存じます。本講習につきましては、B&G財団の支援事業を活用しまして、町からの提案事業という形で実施させていただきました。あくまでもドローン体験ですので、ドローンの資格ではなく、午前中は座学や法令等、午後になりましたら、ドローンを実際5機程度持ってきていただきまして、みんなで体験をしたというような形でご認識いただければと存じます。

続きまして、可搬型発電機につきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましてもB&G財団の支援事業を用いまして可搬型発電機、LPガス、ガソリン発電機を2台購入させていただきました。2台とも同じものを購入したのですが、金額の違いというご質問でございます。2台目を購入しましたときは、LPガスが充填されたガスボンベ、こちらのほうもセットで購入をしたものでございます。ガスボンベが1万4,300円、LPガスの充填料が3,300円、計1万7,600円でございます。この差分が2台目というふうにご認識いただければ幸いです。

続きまして、一番最後です。自主防犯組織の消耗品でございます。こちらにつきましては、各防災会設立当時に資機材のほうを配備してございまして、その中に炊き出し用の二重コンロというものがございました。ガスボンベと二重コンロをつなぎますLPガス用単段式調整器、こういったものの耐用年数が経過しておりましたので、地域支援課にて一括を購入しまして、ホースと併せて各防災会に配布したものでございます。購入先につきましては嵐山ガス株式会社で、4,015円掛ける20組の8万300円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 ナンバー127とナンバー128の合計何人になったかというのが。

○安藤浩敬地域支援課長 失礼いたしました。そうしますと、準中型免許につきましては6年からの事業ということで、累計2人という形でございます。ドローン講習につきましても、こちらもB&G財団の事業で、資格取得ではございませんので、資格取得はゼロ人、研修に22人参加したという形でご認識をいただければと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、犯罪数なのですけれども、138件87人、うち4人だということです。これはどうなのでしょう。増えている方向なのですか。そんなには増えていないというふうに見ているのでしょうか、伺えればと思います。

それから、路線バスですけれども、赤字実績から見て、そして客数から見て、嵐山町内の人数を見て値上げしたということですよ。これは、ときがわ間のバスにも言えるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。ときがわからも、ちょっと値上げしてくださいという要請があるのかどうか伺いたいと思います。

準中型については分かりました。

ドローンなのですけれども、そうですか、これは消防団員ですか。そうだ、ちょっとこれ聞こうと思っていたのだ。職員か消防団員か。せつかくなら資格まで取ってもらって、いろいろ町の事業にも役立ててもらえるといいなと思うのです。災害時が考えられます。観光事業として使えるかどうかは分からないのですけれども、映像を撮って、嵐山町はこんないいところですよというのを、そういう発信もできると思うのです。さらには農業の関係で、もみのドローンまき。ドローンまきとは言わないのか。それもできるわけですから、そういう仕事という活躍の場というのができると思いますので、体験だけではなくて資格もぜひしていく方向がよいと思うのですけれども、ちょっと考え方を伺えればと思います。

あとは結構です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、外国人の犯罪という形でのご質問でした。私どもで把握している限りということですが、令和5年の刑法犯検挙件数が91人のうち1人が外国人。今年7月末までということだと、検挙人数が42人、うち4人が外国人でございます。外国人の人数につきましては、埼玉県全体の統計を見てもそれほど増えてはいないというような形で県の統計のほうに出させていただきます。

続きまして、ドローンにつきましてお答えさせていただきます。委員さんありがたいお話で、ド

ローンの資格ということでした。こちら研修を受けましたのは全て町の職員でございます。ローンの資格につきましては1級、2級というものがございまして、簡単に言いますとローンというのは見えてなくては駄目なのです、私たちがふだん使う場合には。見えないところでも飛ばすとすると、もう資格が必要になっております。資格が有効期間3年間で30万円という形になりますので、この金額というものの考え方というのはあるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私のほうからは路線バス、先ほどのこちらからのご説明のほうの熊谷駅・小川町駅間路線バスについての負担金が増額になったという理由は、ときがわ町路線バスのほうでも当てはまるのではないかと、負担金の増額があるのではないかとのお話なのですけれども、ときがわ町路線バスについての負担については、上限額300万円という定めがあるのですけれども、赤字額自体はもうちょっと大分大きい額にはなっているのですが、あくまで上限額300万円というところまでとどまっているのですけれども、こちらにつきましては、平成22年度だったかと思うのですけれども、この費用負担に関する協定をときがわ町と嵐山町のほうで結びまして、それ以降、特に私の知る限りでは、ときがわ町のほうから負担金の見直しについての相談を受けたことはなかったかと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 やるの。

○狛守勝義委員長 ええ。これで終わらせますので。

○渋谷登美子委員 では、主要施策の57ページですけれども、男女共同参加推進事業の内容。

59ページ、地域コミュニティ事業の評価。

63ページ、部落開放同盟補助金40万円の支出内容と評価。

そして、77ページ、犯罪被害者等支援事業、心身被害、DV被害、振り込め詐欺被害、それから空き巣被害の被害件数と対応を伺います。

○狛守勝義委員長 ナンバー182はおっしゃいましたか。質疑のほうで。能登半島のほう。

○渋谷登美子委員 180ですか。

○狛守勝義委員長 話しました。

○渋谷登美子委員 182を言っていないのか。すみません、182です。47ページ、能登半島地震災害派遣負担金9万3,600円、派遣された職員による当町の災害準備への指摘点を伺います。ごめんなさい。抜かしていました。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私の方からは、ご質問の中の地域コミュニティ事業の評価のほうにつきましてお答えさせていただきます。

こちらの交付先なのですが、令和6年度の交付状況では、コミュニティ活動として16団体、もう一つ、花いっぱい活動としては合計10団体となっております。主要な施策の説明書に載っている17団体というのは、各地区の合計の数の17団体でございます。地域コミュニティ事業を実施している団体と花いっぱい事業と両方実施している団体は9、どちらかの一方の団体は7、花いっぴいのみを実施している団体は1つとなります。

支出合計額は、前年度比でプラス3万4,000円となっております。事業評価といたしましては、35行政区がございますので、全ての行政区での実施とは至らなかったものの、実施地区におかれましては、実施事業中でのお祭りや健康維持活動、スポーツイベント、世代間交流等、地区内でのコミュニティの活性化につながっていると思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、私より残りの4つにつきまして順次お答えさせていただきます。

まず、能登半島地震に派遣された職員からの指摘ということでございます。まず、この9万3,600円につきましては、6年度になってから派遣された職員の宿泊料という形でございます。能登半島地震へは埼玉県支援隊の一員として、本町は職員を3名、石川県七尾市に派遣をいたしました。2名が避難所運営補助員、1人が住宅被害認定補助員でした。帰町後、多くの指摘をいただきました。時間もありますので、一つご紹介をさせていただきますと、派遣先の自治体は一般職員の規模が600人程度ということで、市全体ではなくて部単位で情報共有、一斉配信という形で運用を行ったそうです。市役所全体がどのように動いているのかということの情報が入らず、職員はそれぞれ自分の部のことしか分からない。市役所全体がどう動いているのか分からないということで、大変不安だったという形の助言をいただきました。本町では、来年1月をめどに新しいビジネスチャットの運用を開始いたしますので、派遣された職員の指摘を教訓に、全職員で情報の共有や一斉配信など、日常業務から災害時の活用に備えたいと存じます。

続きまして、男女共同参画推進事業です。こちらは4万2,000円です。9月12日に開催いたしました男女共同参画審議会の委員報酬、費用弁償の7人分でございます。その他の費用としましては、先ほど畠山委員でお答えしました比企都市人権フェスティバルを比企地域1市7町の幹事として開催をいたしました。こちらは男女共同参画推進事業の一環ということで開催をさせていただいたのでございます。

続きまして、人権対策事業です。部落開放同盟埼玉県連合会嵐山支部の決算額は41万7,350円、内訳としまして、旅費8万9,000円、需用費1万8,400円、負担金10万2,000円、活動費15万4,000円、会議参加費5万3,950円です。同和問題は前近代の身分制度に基づく日本固有の人権問題です。基本

的人権が保障される現代においては許されることはありません。同和地区を撮影してネットに投稿するなど、インターネット、SNSは新たな差別を助長していると危惧をしております。嵐山支部は同和問題に取り組む埼玉県連本部や比企郡市町議会の一翼を担っているのではないかと評価してございます。

続きまして、犯罪被害者支援事業につきましてです。負担金は3万円、こちらは埼玉県犯罪被害者援助センターへの負担金でございます。センターからは、相談内容や件数等の情報提供はありませんが、当センターの会報誌によりますと、嵐山町民からの相談件数は20件未満というところに分類をされております。また、本町では令和6年の心身被害、DV被害、振り込め詐欺等被害、住宅侵入窃盗被害の各件数につきましては、埼玉県警察が公表している数値のみ、振り込め詐欺等被害であれば5件、住宅侵入窃盗被害5件、うち空き巣4件、忍び込み1件、居空きゼロ件以外は把握をしてございません。

なお、被害者を特定できていませんので、個別の対応はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。部落解放同盟の補助金が41万7,350円ということで、決算額が41万7,050円で、40万円が補助金なので1万7,350円は、今まで40万以下だったのですけれども、30万とか20万とか、そういうような形だったのですが、これだけ金額が増えているのはどういう事情なのか分かりますか。

あと、それともう一つ、次の犯罪被害者の件数なのですが、これは犯罪被害者支援条例とは関係なくやっているということですか。個人の対応をしていないということで、嵐山町の場合は、最初つくったときは、犯罪被害を受けた方の個人のところに職員が行って、どういうふうな形で何が必要かということに対応するというふうになっているはずなので、これはもう一切、嵐山町では犯罪被害者支援条例とは関係なく犯罪被害者支援をやっているということですよ。

それから、次、振り込め詐欺被害に関しては5件だったわけですが、振り込め詐欺被害対策救済法というのがあるのですけれども、それについての対応ができたのかどうか。嵐山町は相談件数20件未満ということは、要するに相談件数はゼロではなかったというふうに考えていいのですよね。そうすると、これは今までの犯罪被害者支援条例の状況とは全く違っているというふうに考えていいのでしょうか。犯罪被害者支援団体は大宮にあるのですか。そこに全部一任していて、嵐山町は今では既にもう犯罪被害者支援に関しては手を引いているというふうに考えていいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えをさせていただきます。答弁漏れがありましたらご指摘をいただけ

ればと思っております。

まず、部落解放同盟に関しましては、補助金額40万、決算額41万、毎年毎年多少波がございます。昨年度40万円を超えたのはどうしてかという形は、そこまで私どもも把握してございません。昨年は裁判等活動もございましたので、少し活動が多かったのではないかというふうに考えてございます。

続きまして、犯罪被害者につきましては、まず情報が入らないのです、町は。私どもは、警察から誰かというまず特定ができません。振り込め詐欺にしても空き巣にしましても、私どもも電話をかけることがあります。「教えてください」と。「新聞に載っているとおりです」と。もうそれ以外はありません。ですので、委員さんがおっしゃいますように、分からないのでできないというのがまず一番です。それと、振り込め詐欺被害の救済法に関しまして、まず人が分からないし、情報提供がございませんので、条例にのっとってやるのですが、分からないからできないというふうな形で、人の特定ができない。町にも相談もございませんので、そこでできないということがございます。

また、会報誌につきまして20件未満とありましたが、これはゼロから20、ゼロから19というふうな形でご理解をいただければよいと思います。ゼロの可能性もございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ちょっとこれ、部落解放同盟補助金の内容については、補助金適正委員会とかあったと思うのですけれども、その中でちゃんと検査、監査しているのかどうか。監査ですよ。毎年2月頃にやっていたと思うのですが、1月か2月。まだこれは60年だから、令和6年だからまだ出ていなかったということで、それで検査もやっていないというふうに考えるということですよ。

あと、犯罪被害者支援条例ですけれども、これをつくるときに関根昭二さんが、町長が警察庁の長官か何かと話をして、それが犯罪被害があるというものを嵐山町にお知らせするということが前提ではないとこの給付金支給ができないということなので、そここのところに関しては、今ではもうそういった条例とは関係なく、負担金を単純に払って、その負担金の中でそれをやっていくということで、人身傷害があったら最低が3万円で、それから今一番多いところで20万円だったと覚えているのですけれども、それもこれはその人に対して給付できないし、何か用が、例えば被害を受けた人が介護や何かが必要な人であったら、それに対してすぐに対応して、職員がそこに出かけて行ってその人に対応するという形でこの被害者支援条例ができたわけなのですけれども、これは今、全くないというふうに考えていいのです。そういうふうな状況であるので、何も分からないということに進んでいて、それで振り込め詐欺被害等についても、これはどうなっているかというのが嵐山町では対応されているのかも分からないということでは、これはちょっと、今また犯罪被害者の方たちが、被害者支援給付に対して条例をつくらうという動きがあるのですが、それとは全

くマイナスの状況に、マイナスというか、なってきたというふうに考えていいのですか。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 部落解放同盟の補助金につきましてお答えさせていただきます。

これは、補助金の適正化委員会のほうにもしっかりかけて認定のほうをいただいております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 犯罪被害者の支援条例の関係について私のほうからお答えさせていただきます。

犯罪被害者の支援条例をつくった当時、渋谷委員、よくその経緯もご承知かと思えます。今、課長のほうからも答弁がありました。犯罪被害者の支援条例をつくる時に、そのときに、警察からの情報提供はないということが前提でした。そんな中で、町が犯罪被害者の方がいらっしゃるということも分からない、そういった中で条例をつくって町で何ができるのだろうと、こういうふうに考えて、一旦は支援条例をつくるということを諦めたのです。そして、なぜつくるように至ったかという経緯を申し上げますと、そのときに、渋谷委員ご承知かと思うのですが、当時は犯罪被害者の支援というのは、いわゆる人的な任意団体、今でいうNPOです。そういったところが担っていたのです。そういった中で、常盤大学という大学の諸沢教授だったでしょうか、その教授のところ、その団体をつくって率いてられる教授のところいろいろとご相談に上がりました。こんな状況の中で嵐山町が犯罪被害者の支援条例をつくって、要は犯罪被害者に遭った方も町としては警察から情報が得られない、何のアプローチもできない、相談組織としても町は持っていない。そんな中で町が条例をつくる意味というのはあるのでしょうかということでお聞きをしました。そのときの教授のお答えは、町民にとって一番身近な存在はどこですかと。警察ですか、県ですか、NPOですか。そうではないのではないですかと。町民にとって一番身近な存在は町の役場ではないですかと。その役場の中にその犯罪被害者の支援を行うという、それを手を挙げて皆さんにお知らせする。何かありましたら町においでください。町ではそういった情報を仕入れて、町で直接ご支援あるいはご相談はできないかもしれないけれども、県のそういった組織あるいはNPO、そういったところにご紹介することもできますし、被害に遭った皆さんに町として寄り添うことはできますと。何かありましたらぜひ一番身近な窓口として、相談窓口として町においでくださいと、こういったことを示すということが一番の意義ではないですかと。ですから、ぜひ勇気を持って被害者支援条例、これからまたいろいろと関係するところが、いろんな県の考え方も変わってくるでしょうと。そういった中で、ぜひ町は役場として町民の一番身近な存在としてそういった窓口を設けてくださいと。そのための条例をつくるということは非常に重要な意義ですと。条例は、決して一回つくったら、それはそのままということではなくて、その時代に合わせて見直しをしていけばいいのですと。そういった中でまずできること、それを示すということでおつくりになったほうがもちろんいいですよ。ぜひ勇気を持っておやりなさいと、こんなアドバイスをいただいたという経

緯がございます。

そういったことで、犯罪被害者の支援条例というのは、嵐山町で当時、全国的にも1番とか2番とか、そういった形の中で設立、条例制定をされたというふうに私は認識しております。私もその教授のところへ直接お伺いしてお言葉を聞いて、勇気を持ってつくらせていただいたという経緯でございますので、その辺のご事情をご理解いただければというふうに考えております。

○狛守勝義委員長 以上で地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時30分です。

休 憩 午後 零時22分

---

再 開 午後 1時30分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 午後もよろしくお願ひします。決算書97ページ、コンビニ交付サービス等事業、約30%増となっている。その理由と利用件数は。答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭町民課戸籍・住民担当副課長 お答えさせていただきます。

事業費の支出額が増額となった理由といたしましては、令和5年度には支出せず、令和6年度への繰越明許費として、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修業務、コンビニ交付に係るものですが、その委託料を66万円支出していることが挙げられます。

次に、令和6年度におけるコンビニ交付利用件数について申し上げますと、まず住民票について、セブンイレブンが1,031件、ローソンが381件、ファミリーマートが314件、ミニストップが54件で、合計1,780件となっております。

続きまして、印鑑証明書について申し上げますと、セブンイレブンが820件、ローソンが273件、ファミリーマートが207件、ミニストップが49件で、合計1,349件となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 繰越しで66万円があったということで、増ということを理解しました。

それと、このコンビニ交付サービス事業等について、町のメリットとデメリットがあるならば何か教えてください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭町民課戸籍・住民担当副課長 お答えさせていただきます。

メリットといいましょうか、先ほど申し上げた件数ですけれども、令和5年度と比較しましても窓口交付の件数が両方とも減っていきまして、コンビニに係る件数が増えていますので、そういった意味では、窓口に係る業務が減ったのかなという点もありますけれども、ただそのほかの印鑑証明、例えば住民票だけではなくて窓口業務、マイナンバー等に係る業務も多岐にわたりますので、総合的に考えると十分には減っていないのかなというところで、メリットだったりデメリットだったりということであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 ちょっと今の答弁では、何がメリット、何がデメリットか分からなかったのですけれども。印鑑証明についてですけれども、この間、印鑑証明を窓口で取ろうかなと思ったら、ちょっと印鑑証明の紙を僕は持っていないで、窓口でできなくて困ったのですけれども、そのときにコンビニに行けばいいやと思ったのですけれども、あれは町の窓口ではマイナンバーカードで交付はできないのですか。そのメリット、デメリットというか、お答えください。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭町民課戸籍・住民担当副課長 大変失礼いたしました。マイナンバーカードをお持ちであれば、町民課の窓口で印鑑登録証なしでも4桁の暗証番号が分かれば交付できますので、その点に関してはメリットかと思えます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは2問お願いいたします。

75番、これは資料の84ですけれども、保険料の免除状況、納付猶予103人、前年とあまり変わっていないのですけれども、何年も継続して申請も可能かという、変な聞き方をしてしまいましたけれども、保険料状況で法定免除者は前年と同じくらい、それから申請免除がプラス23、納付猶予者が103人でマイナス3人、毎年ほぼ同じ人という傾向があるのでしょうかという質問です。

これともう一つは、76番で86ページでありますけれども、これは人間ドック業務委託1,960万ですか、受診者98人、それから被保険者が3,406人で2.87%というところなのですけれども、県下平均と比較してどうなのでしょうかとこの質問です。よろしく申し上げます。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから国民年金総務事業の保険料免除の状況の免除者数の納付猶予が103人で、例年大きな違い、動きがないが、継続して納付猶予の申請が可能なのかとの問いにお答えさせていただきます。

保険料の納付猶予は、ご本人の申請に基づいて承認されると保険料の納付が猶予されるものになっております。申請については、50歳未満の方が申請できる制度ですので、毎年申請可能となっております。

おりますが、追納できるのが10年と定められておりますので、事実上10年ということになると考えております。

なお、詳細な明細までは、どなたがずっと続いているとか、こちらの資料が、特にこれは川越年金事務所のほうから特別に取り寄せておりますので、ちょっとその明細までは分かりかねるといった状況でございます。

続きまして、人間ドック業務委託の関係で、県平均と比較してどうかとの問いにお答えさせていただきます。埼玉県後期高齢者医療広域連合よりいただいている健康診査の状況によりますと、令和6年度の間人ドックの受診者について、後期高齢者医療保険の被保険者数が、基準としては令和6年3月末現在で計算しておりますので、嵐山町の被保険者数3,288人でお答えさせていただきます。3,288人のうち人間ドック受診者数が98人ということで、先ほど吉本委員お話しいただいたパーセントよりちょっと上がりまして、被保険者全体からの割合は3.0%といったこととなります。それで、県全体の割合が2.4%ということでございますので、県全体よりも0.6ポイント高いといった状況になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 最初の質問ですけれども、これを見ても、学生免除者が前年は201人いたのですけれども、前年というか、今回の決算では52人に減っているのですけれども、かなり減少しているのですけれども、この減少の理由はどのように見ていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの健康診断の関係ですけれども、継続して健診を受けると特典があるというふうになっていると思うのですけれども、第2条の(1)に該当する者は、数はどのくらいいらっしゃるのか、これを教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 それだけでいいですか。

答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それではまず、国民年金の学生納付特例のほうでよろしかったですか。こちらが昨年度201だったけれども、今年52になったという訳ですか。こちらについては、大変申し訳ないのですが、先ほど申し上げたとおり、こちらはここの、特に町の事業とは関係なくて、こちらの決算、主要な施策を作るために年金事務所のほうから取り寄せている資料でして、その明細については全く分からないというのが正直なところです。

次の人間ドックのほうにつきましては、後期高齢者の方で3年連続ということでもよろしいですか。3年連続受診されている方ですけれども、こちらは一応6年度を基準として3年連続ということを見させていただきますと、42人となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、健診の関係ですけれども、受診率の向上を図るためにこういった対策、この年度においてこういった対策をやったのだというようなものがありましたら紹介していただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 受診率の向上につきましては、広報させていただくとか、あとは何かの機会に折り込みをさせていただいて、それを持ち帰っていただくような形で、できるだけ綿密に受診者の方、町民の方に広く受けていただけるように推進しているといった状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 29ページなのですがすけれども、国庫出資金の中で中長期在留者住居地交付金なのですけれども、この算出がよく分からなくて、人件費34万2,000円プラス物件費でというふうな形になっていますが、6年度に中長期在留者というのは、手続した人数はどのくらいいらっしゃるのか伺います。

それから、68ページですけれども、転入転出申請支援サービスで、転入利用者数と転出利用者数を伺います。

それから、70ページですけれども、コンビニ交付システム運用委託料なのですが、これは利用件数というふうに伺ったのですが、これ今のを聞いていると、橋本さんへの答弁では、コンビニによって、セブンイレブンとかファミマとかでそれぞれ違ってきて、それはコンビニの企業による利用件数なのか。コンビニは1店舗1店舗でなくて運用しているのか、あれっと思って今聞いていたのですけれども、その点を伺いたいと思います。コンビニが嵐山町に幾らあるか分からない。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭町民課戸籍・住民担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、中長期在留者住居地交付金に係る届出件数について申し上げますと、住居地の変更届出、これは転入です。転入が159件、日本への新規上陸後の住居地届出が99件、住居地の変更届出、いわゆる転居が53件、在留資格変更等に伴う住居地届出が2件、また中長期ではなく特別永住者の住居地変更届出、いわゆるこちら転入ですけれども、転入が2件、加えて特別永住者証明書の有効期間更新、窓口交付に係るものが2件あり、合計317件となっております。

続きまして、転入転出申請支援サービスの転入利用数、転出利用数ですけれども、令和6年度におけるサービスを利用された方の転入の届出件数が47件、転出の届出件数、利用された件数が56件

というふうになっております。

続きまして、コンビニの交付システムの運用に係るものにつきましてですが、コンビニによって違うということではなくて、先ほど言ったセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、こちら全て運用に関しては共通のものとなっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山町にコンビニが何件あるか分からないのですけれども、その店舗、企業ごとの件数、今さっきおっしゃっていたというのは件数ですよ。それというのが、それを出すということ自体が分からなくて、どこのコンビニだったかというふうな形で、先ほどローソン、セブンイレブン、それからファミマと、あと何があるのだけ。そういうふうに言われていて、そういうふうな形でコンビニ交付システムの利用件数というのは、この運用委託ですが、コンビニが何店舗あるか分からない。その何店舗に運用委託しているというふうな形になるのですか。これがよく分からないなと思う。

○狛守勝義委員長 その1点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 いいです。

○狛守勝義委員長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、私からお答えいたします。

先ほどセブンイレブンとかコンビニごとで利用件数を報告いたしましたけれども、それは利用件数の目安ということで今お話ししたのですけれども、特にこちらのお店が、嵐山町だけでなく町外でもどちらでも取ることができますので、何店舗に対して何件とかというふうに限定しているものではございません。それで今、主なコンビニのお名前で、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップと4店舗、4つの会社のほうをお話ししましたが、ちょっと今手元にはないのですけれども、そのほかにもそういうコンビニの業者の名前がありまして、コンビニの多機能式コピーという機械があるので、そちらを設置しているところでしたら、コンビニ交付で証明書のほうは取ることができます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 コンビニに全部運用を委託しているということになるのだと思うのですけれども、そういうことですよ。そうすると委託店舗というのは何店舗になるのですか。おかしいな。全国なの。

○狛守勝義委員長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 お答えいたします。

コンビニの店舗数は全国になりますので、例えば町内だけではなくて、埼玉県とか県外でもコン

ビニ交付で取ることができますので、全国のコンビニ店舗対象となります。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩をいたします。

休 憩 午後 1時46分

---

再 開 午後 1時49分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 決算書29ページ、子どものための教育・保育給付負担金、令和5年度と比べて約2,400万円増となった理由は、

同じく29ページ、子ども・子育て支援交付金、令和5年度と比べて約950万円増となった理由は、

決算書107ページ、補装具給付負担金、令和5年度と比べて約2.3倍となっているその理由は、

以上、ご答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それではまず、私のほうから最初の1番目と2番目のほうをお答えさせていただきます。

まず、子どものための教育・保育給付費負担金の増額理由でございますが、この負担金は保育所に支払う委託料及び負担金に対する国庫負担金であります。令和6年度決算において保育所への支出は、利用児童数の減少もあり、全体では86万6,346円減っている形になります。では、なぜ国庫負担金が増額になっているかということでございますが、結論から申しますと増額になっておりません。これは、この負担金が過年度精算による負担金によるもので、令和6年度の決算額に対して実際の実績額は少なくなっておりまして、令和7年度でその超過分を返還する予定となっております。また、令和5年度の決算においては、逆に決算額に対して実際の金額は多くかかっておりまして、足りない部分を令和6年度に追加交付を受けております。これをそれぞれ差し引きますと、実際には令和5年度の決算額は1億8,645万916円、それに対しまして令和6年度の実際の決算額は1億8,616万4,362円となりますので、令和6年度は28万6,554円減額となっている形になります。先ほど申しましたとおり支出額も減っておりますので、妥当な金額で決算額が終えているかなというふうを考えております。

続きまして、子ども・子育て支援交付金の増額理由についてお答えいたします。主な理由につきましては3つありまして、まず1つ目は、令和4年の児童福祉法の改正により、地域子ども・子育て支援事業に子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3つが新

たに創設されました。これが令和6年度より施行されておりまして、嵐山町においてもこのうちの子育て世帯訪問支援事業と児童育成支援拠点事業を実施しております。この事業の財源が子ども・子育て支援交付金となっております。2事業を合わせて293万8,000円の増額となっております。

2つ目は、令和6年度よりこども家庭センターが設置され、これまで利用者支援事業の母子保健型の補助金を活用していたのですが、これがこどもセンター型というふうに補助内容が変更になりまして、この部分につきまして396万5,000円の増額となっております。

最後、3つ目でございますが、一時預かり事業が令和6年度から2か所に増えております。この1か所が増えたため124万6,000円の増額となっております。

増額理由につきましては以上になります。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 補装具給付負担金、令和5年度と比べて約2.3倍となっている、その理由はということでお答えいたします。

補装具につきましては、個人の障害に応じたオーダーメイドとなりますので、毎年申請内容によって費用の増減が生じております。特に子ども用の補装具に関しましては高額となるため、令和6年度におきまして子ども用の車椅子と義手の修理が高額であったため、令和5年度と比べて増額となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 ナンバー10のほうは理解しました。

9番のほうで、実際計算すると少しの減だよ、適正だよということだったのですけれども、少しの減というのは保育園の支援ということで、これは結局嵐山町の子ども的人数が減っていることと因果関係があるのかということを知りたいです。

補装具に関しましてはオーダーメイド、車椅子ということで、高額であったということですが、まずこの負担金に対して上限はあるのかということと、結局令和6年度はどのぐらいの件数、実績があったのかお尋ねします。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、保育園のところにつきましてお答えさせていただきます。

実際といたしまして、延べ人数で申し訳ないのですが、令和5年度と比較すると、令和6年度は述べ利用児童数が2,511名ということで、令和5年度と比べて293人減となっております。一概に子ども一人一人の単価が同じではないので比較することはできないのですが、ただ一つ言えることは、令和6年度につきましては公定価格、要は子どもさん一人一人の金額、それを国が示しているのですが、その公定価格が大幅に増額になりました。それで、令和6年度中も補正予算で対応さ

せていただいたところであるのですけれども、増額を含めても金額のほうがあのぐらいの誤差が出てしまうというところもありますので、児童の大幅な減に対して、むしろ減額の部分は幅が少なくなっている。その幅が少なくなっている理由とすると公定価格、要は子ども1人当たりに対する単価がでかくなっているのです。そのぐらいの差額で済んだというふうに福祉課としては考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 上限があるのかということで、あと件数についてお答えいたします。

課税の場合には自己負担額が1割、非課税の場合には自己負担はございません。件数ですが、件数につきましては、交付のほうが17件、修理のほうが18件、合計35件でございました。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○橋本 将委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、決算書の109ページ、生活サポート事業、これは資料の77ページで登録人数はここにありますがけれども、延べ回数と、あとはこれを担っている事業者の数をお聞かせください。

それから、決算書の129ページ、主な施策の説明でいいますと89ページですか、この子ども・子育て支援事業費が前年より増加になっております。この辺の理由をお聞かせください。

以上です。お願いいたします。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 生活サポート事業の利用延べ回数と事業者数ということでお答えいたします。

利用の延べ回数につきましては、令和6年度867回、事業者数は8か所でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 子ども・子育て支援事業費の増額理由でございますが、令和6年度より子育て広場「レピ」において一時預かり事業を実施しており、会計年度職員である保育士の勤務日数及び勤務時間が増え、人件費として577万62円が増額となっているのが理由となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、この生活サポートの延べ回数が867回ということなのですが、これは前年に比べて増減はいかがでしょうか。

それから、子ども・子育ての支援事業、レピの拡充ということでありました。これは、利用者の数は出ていましたでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

前年度と比べてどうかということですが、前年度が848回でしたので、若干増加をしているのが現状でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 利用者数でございますが、そもそも令和5年につきましては、町内にあります嵐山若草保育園のほうで一時預かりのほうを実施していただいております。令和5年の実績としては、延べで175名の利用がありました。それに対しまして、令和6年度、実際には子育て広場「レピ」と、あと嵐丸ひろば、この2か所で実施しております。令和5年度は週5日でやっていたのですが、令和6年度は週4、火曜日と木曜日がレピでやり、水曜日と木曜日は嵐丸ひろばでやるという形態で令和6年度実施させていただいております。その中で、先ほど申し上げた令和5年の実績の175に対しまして、令和6年度は、レピの利用者数だけで343件、嵐丸ひろばの利用者数が337件ということで、トータルしまして680件の利用がございました。前年比3.8倍ぐらいの利用増加が実績として出ている状況です。

以上になります。

○狛守勝義委員長 よろしいですね。

○藤野和美委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは2点、14番、15番になります。

主要施策の24ページは、これは子育て広場「レピ」です。今の藤野委員の答弁で大体分かったのですがけれども、この再質問から入りますけれども、レピの343人の実数は何人かということをお教えいただきたいと思っております。

それから、15番の補装具の給付につきましては、橋本委員のほうで答弁がありましたので、大体分かったのですがけれども、無料でやっている件数について教えていただきたいと思っております。

以上。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、子育て広場「レピ」の一時預かり事業の利用実人数についてお答えさせていただきます。

令和6年度に一時預かりの利用登録申請をした方が82名いらっしゃいます。この登録申請で子育て広場「レピ」と嵐丸ひろば、両方の施設を利用することができるのですが、その中でレピの実利

用人数は52人になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

自己負担分がない件数につきましては6件ございました。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 レピにつきましては、実施で新事業で1年ということなのですが、かなりの人が利用されて助かっていると思いますけれども、評価についてお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 1年間やってみての評価ということですが、まず先ほども申し上げたとおり、利用日数がやはり5日から4日と減ってしまいました。さらに、場所が保育園ではなくてサロンというところもありまして、調理施設がないものですから、利用者さんにつきましては、当日お弁当を持ってきていただくという不便さがあります。当初はやはりそういった不便さが理由で利用者が減ったりだとか、あとは当然いろんなご意見をいただくのかなというところを想定していたのですが、そのようなご意見は全くなく、本当に好評をいただいているところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、主要な施策の78ページの物価高騰対応重点支援給付金が、78ページですと21番と22番、23番。その前の77ページには20番があったわけですが、これの執行状況について伺います。

そして、児童手当が令和5年の10月から改正になり、高校生までになったわけですが、私、ここに「拡大の反響は」と書いてあるのですが、反響はというよりも、支給対象者数と、あと支給総額を教えてくださいたいと思います。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 それでは、物価高騰対策重点支援給付金について順次お答えさせていただきます。

まず、20番の給付金につきましては、均等割のみ、こども加算の件につきましてお答えいたします。均等割のみ課税分につきましては362世帯、362万円、こども加算分につきましては124世帯、935万円で、トータルそれぞれ3,620万と935万円になります。

続きまして、21の（令和6年度非課税化等）令和6年度こども加算分につきましてお答えいたします。令和6年度非課税化分につきましては267世帯、2,670万円、こども加算分につきましては5世帯、40万円でございます。

続きまして、22番の調整給付分につきましてお答えいたします。3,214世帯で1億2,903万円でございます。

最後、23番になります。（非課税3万円・子ども加算分2万円）につきましては36世帯、108万円になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、児童手当の関係につきましてお答えさせていただきます。

令和6年10月から児童手当制度が拡充されまして、所得制限の廃止、高校生まで対象拡大、第3子以降3万円というふうになりました。

ご質問の回答ですが、改正が年度途中でもあり、また対象範囲や個々の金額等も変わっているため、比較というところで、一月のところを例に取ってまずお答えさせていただければと思います。改正前の令和6年9月でございますが、対象支給世帯数が856世帯、対象児童数が1,315人でした。改正後の2月の支給につきましては1,058世帯、児童が1,718人となり、9月と2月で比較しますと、202世帯、403名の増となっております。支給額で比較しますと、令和6年の9月分で1,479万円、令和7年の2月分で2,209万5,000円となっており、730万5,000円の増加となっております。1年間を通してのトータルですが、延べ人数で比較しますと、令和6年度の実績が1万8,369人で、前年比と比べて789人の増、支出額が2億1,057万5,000円で、前年度と比べて2,046万5,000円の増となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 物価高騰対応重点支援給付金のほうは、これはもう勝手に送られるのですか。自分で何か申し込まなければもらえないというものは、この4つの中であったのでしょうか。取りこぼしているものはないのか、お伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 お答えいたします。

基本的にはプッシュという形で、前年度中の口座情報に基づきましてご案内をしておりますが、一方で例えば令和6年度の新たな非課税という形で申し上げますが、令和5年度中は非課税ではなく6年度非課税になったケースでいきますと、新たな形ですので、確認証という場合もございました。

基本的には、プッシュでできるものに関してはプッシュという形で通知を送りますが、対象者の方におかれましては、前回の給付金と違う口座に振り込んでほしいということもございますので、そういった部分も少し時間的な猶予を見まして、変更する場合の返信というか、変えてほしいとい

う申出も承っておりますが、ほとんど変更する方はいらっしゃらなかったと思われま

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、決算書の21ページに不納欠損が3万7,600円ありました。理由を伺いたいと思

います。  
続いて、非課税世帯への給付金事業の件数ですけれども、先ほどの物価高騰のところで答弁があ

ったものと重複するのかなと思ったのですけれども、先ほどの答弁以外にもあるのかどうか伺いた

いと思います。  
それから、この事業に要した職員の勤務時間、手当額について伺いたいと思います。さらに、会

計年度職員の給与額を伺いたいと思います。  
最後に、主要な施策の88ページ、こども医療費が大幅減となっております。どのような理由だっ

たのか伺いたいと思います。  
○狛守勝義委員長 内田副課長、どうぞ。  
○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず私のほうから不納欠損の理由につきましてお

答えさせていただきます。  
今回の不納欠損は、平成25年の12月から平成26年の3月までの4か月分の保育料の未納分でござ

います。こちらにつきまして、福祉課では当初より納入勧奨をずっと続けておりましたが、なかなか納入していただくことができず、地方税法の徴収権の法定の期限が過ぎ納付義務が消滅したため不納欠損としたものです。  
続きまして、こども医療費の給付の減額の理由につきましてお答えをさせていただきます。主な原因は、少子化による自然減というふうに考えております。令和5年度と比較して、登録者数が未就学児で65人、就学以上で39人、計104人が減少となっております。そして、もう一つの理由としては、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類になったことにより、コロナ感染やインフルエンザの感染の児童が多くなり、令和5年度の医療費がかなり増額になりました。このこともありまして、令和5年度決算額と比較すると令和6年度は大きく減額したものと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 それでは、非課税世帯への給付金事業の件数はということですが、先ほど畠山委員さんのときにお答えしたとおりでございます。

続きまして、事業に要した職員の時間勤務手当額、また会計年度職員の給与はということですが、主要な施策の77ページから御覧いただければと思います。まずは職員の時間外勤務手当ですが、均等割のみ課税、こども加算のところでは5万7,352円、調整給付のところでは5,886円、合わせまして6万3,238円となります。

また、会計年度職員の給与額については、均等割のみ課税、こども加算のところでは38万4,030円、調整給付のところでは39万9,090円、合わせまして78万3,120円となります。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 不納欠損の関係なのですが、そうですか、平成25年、もう10年以上も前のことだったのですか。昨年の決算書を見ますと収入未済で出ているわけです。収入未済で出ている、突然不納欠損だから、どんな努力をしたのかなというのを聞きたいと思ってなのですけども、ちょっとどんな家庭なのでしょう。話せる範囲で結構なのですが。こういう家庭だと難しいのだろうなというのが、ちょっと分かればありがたいんですけども。

それから、事業に要した時間勤務、なるほど、これだけの金額かかったわけね。分かりました。ちょっと聞きたいことがあって、聞きたいというか、ただでこういうのは出ているのではないよというのがあったのでお聞きした次第です。ありがとうございました。

こども医療費、一番大きいのは新型コロナとインフルエンザが5類になったというのが一番大きいのですか。ただ、5類になっていきなり、それが6年度は減ったというのは、どうなのだろうな。昨年私も質問していたかな。していたよね。なぜ増えたのだろうということ。それが減ったというのは、こういう理由になってしまうのか。分かりました。これはではいいです。

1点目だけお願いします。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 不納欠損の関係につきましてお答えいたします。

今回のケースに限らず、少なからず保育料が未納というのは過去もこうやって出てきているわけです。福祉課としましては、その場合にはまず児童手当を、今、通常ですと口座振込にしているのですが、それを窓口払いで現金をその場でお渡しするときに受給者の方にご相談をさせていただいて、今回の手当の中からお納めすることはできますかというご相談をさせていただいております。その中でご了承いただけたら、そこで納入をしていただくという形なのですが、この方もそういう形でずっと継続して納入をしていただいております。ただ、令和4年の6月をもってそれができなくなりました。要は児童手当を受給しなくなってしまうという言い方なのですが、その関係でそもそも窓口にお越しいただくことができないというところからずっと来ていまして、今後その見込みもないという判断をしたものですから、今回不納欠損という形で処理をさせていただいたところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 ただいまの副課長の説明のとおりでございますが、そもそも保育所に入所している年度について、毎月保育料は引き落としをさせていただいているわけなのですが、口

座から引き落としができない場合には、こちらからお手紙は必ずお送りをします。何月分の保育料が引き落としができませんでしたということで、同封の納付書にてお納めくださいということは毎月のように実施をしております。今もそういう対応は、もし落ちないケースがあればさせていただいていますので、そういった現年からずっと引き続いてきているという状況もありますので、最終的には、今、副課長が答弁したとおりでございますが、まず最初の第一歩で納入についてはご案内をしているということをご理解いただければと思います。

○狛守勝義委員長 続きます、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の42ページですけれども、こども家庭支援センター食事代実費12万9,950円の実数を伺いたいと思います。

それから、90ページ、こども家庭支援センター食品衛生責任者講習会負担金2万円ですけれども、子ども食堂を始めたということか、ちょっとその理由を伺います。

それから、76ページ、重度心身障害者医療費給付金の身体、療育、精神のそれぞれの人数を伺います。

87ページ、各学童保育の児童数と職員数と、それぞれの場所の課題を伺います。

88ページです、障害児通所事業、幼児、小学生、中学生、高校以上の通所先の数と人数を伺います。

90ページ、子どものための教育・保育給付事業、各年齢の子ども数を伺います。

92ページのことなのですが、一時預かり保育事業の状況についてというのは、これはあれかなと思って、今、吉本さんと橋本さんの回答、橋本さんはないのか。吉本さんの回答で大体同じ回答になるのかなと思って伺っていたのですけれども、そうではないのかどうか伺いたいと思います。違う。

〔「マイクが入ってない」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 マイク入っている。入っていない。マイク遠かった。聞こえなかった。もう一回話さないと駄目。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

初めに、こども家庭支援センターの食事代の実費実数でございます。こども家庭支援センターでは、学校がある平常時は、不登校支援や放課後のコミュニケーション教室を利用している児童生徒におやつ代として1食50円頂いております。また、長期休暇中は昼食代として100円を頂いております。令和6年度の利用実績として、登録児童が20人おりました。20人全員に食事、おやつを提供しております。延べ人数としましては1,545人となっております。

続いて、こども家庭支援センター食品衛生責任者講習会負担金の内容でございます。先ほど答弁しましたとおり、こども家庭支援センターでは、利用者におやつ、食事を提供しております。当セ

ンターでは、食料品を調理、提供する施設として、食品衛生法第51条に基づく講習衛生上必要な措置の基準によりまして、施設ごとに食品衛生責任者を定める必要がございます。しかしながら、この資格を有していた職員が退職したため、新たに2名の職員が令和6年度に受講をして資格を取得したものでございます。

続きまして、令和6年度末の学童保育室の児童数と職員数でございます。まず、ひまわり学童保育室につきまして、全部で76人、支援員数が15名、ひまわり第2が46人、支援員数が8名、てんとう虫クラブ58人、支援員数が9人、子どもの森46名、支援員数が7名となっております。

続きまして、子どものための教育・保育給付事業の各年齢の子ども数でございます。先ほど延べ人数を申し上げましたが、令和6年度末、3月の利用者数ということで回答させていただければなと思います。ゼロ歳児が18名、1歳児が34名、2歳児が50名、3歳児が46名、4歳児が49名、5歳児が54名の計251名でして、前年度令和6年3月の利用者と比べまして23人減しております。

続きまして、一時預かり保育事業についてでございます。先ほど吉本委員に回答したのと同じなのですが、改めて回答させていただきます。令和6年度より、子育て広場「レピ」と嵐丸ひろばにおいて一時預かり保育のほうを実施しておりまして、利用登録者数は82名、延べ利用者数は、レピで343名、ひろばで337名、計680名で、前年度と比較して505人の増となっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 重度心身障害者医療費給付金の身体、療育、精神の人数ということでお答えいたします。

身体障害者給付対象者数が224名、療育対象者数が94名、精神障害者数が13名となっております。

続きまして、障害児通所事業、幼児、小学生、中学生、高校以上の通所先数と人数でございますが、通所先数は14か所でございます。内容としましては、放課後デイサービスに27名、児童発達支援で9名、保育所訪問等に4名となっております。それぞれ幼児の人数ですが、9名、小学生が18名、中学生が4名、高校生が5名、計36人となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 194の人数は答えていただいたと思うのですが、課題についてお願いします。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 大変失礼いたしました。

学童保育の課題でございます。課題につきましては、やはりここ数年、5年生で待機児童が出ております。令和6年度におきましても、ひまわりクラブのほうで5年生で10名、ひまわり第2クラブで5年生で1名、待機児童が出てきております。この理由としましては、働く世帯が多くなったということと、低学年で人数の多い学年がいて、そこでどうしても受け入れられなくなってきたということがございます。現場といたしましては、今、学校統合を迎える中、当然、学童保

育も統合に向けて動いている中でありまして、なかなかハード面での整備をすることができない。あと、支援員自体もやはりなかなか募集しても来ない。指定管理者のほうにもお願いはしているのですが、なかなか人が集まらない。支援員がいればもう少しは受入れが可能なのかなというふうには考えているのですが、いずれにしても支援員がままならない。その対策として、令和5年から夏休みの利用者のみでの募集というのも行っております。何名かの利用はあるのですが、やはり待機児童の解消にはまだつながっていないというのが現状でして、これにつきましては課題なのかなというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 こども家庭支援センターなのですからけれども、これ食事が全部で1,545人分の実数という形になっているのですけれども、そして実際に作るとして、そこで2人の方が調理をするという形になってくるわけですからけれども、この1人100円の実費で食事が賄えるのかなというのが非常に私としては疑問なのですが、これはいかがなのでしょう。

それと、子どものための教育・保育給付事業なのですからけれども、ゼロ歳児が18人という、実際にゼロ歳児の何%ぐらいが利用されているかというのはわかりますか。あとは、1歳児も50%ぐらい使っている、利用されているということになってくるのですか。2歳児はもっと多いのかなというふうな、ちょっと実数が分からないのと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 この2点で。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 食事代の関係でございます。先ほど副課長のほうで登録児童20人ということで延べの人数を伝えていますが、常時その20人が来られているわけではないので、その部分では多少違うと思います。また、100円で賄えているかという質問でございますが、現状は賄えていません。ただ、様々なご家庭の事情もありますので、最小限費用負担をしていただくという概念で事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、ゼロ歳児の割合というところでお答えさせていただきます。

令和6年度の3月末、令和7年の3月末のゼロ歳児の人数が44名ですので、そのうちの18名だから4割ぐらいの方が保育園を利用しているというふうになると思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 食品衛生責任者の関係でございますが、こちらはこの2名の者が食事を作っているというのではなく、食品衛生責任者を定めることで、その給食施設とみなされている部分で、責任者がきちんと食中毒の公衆衛生というのですか、手を洗っていきますよとかそういった部分について指導をしていく立場のものでございますので、実際は支援員が1人ないし2人で食事を提供しているということでございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

以上で、福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 2時30分

---

再 開 午後 2時32分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 決算書22ページ、健康増進センター使用料、予算額の約半額で令和5年決算額よりも減った理由は何でしょうか。

○狛守勝義委員長 儘田主席主査。

○儘田直子健康いきいき課保健担当主席主査 お答えいたします。

まず、健康増進センターを利用している団体は1団体でございます。以前は月8回ほど利用されておりましたが、現在は月4回から6回ほどに減少しております。これは、所属会員の方々の平均年齢が70代半ばということも理由の一つと考えられます。また、令和6年度は設備の改修工事を行ったため、令和5年度よりも利用量が減ったのが原因となっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 何団体あるか聞こうと思っていたのですけれども、それは答弁いただきました。70代以上の方の会員数が減ったということなのですが、そもそもその団体は、この健康増進センターで何をやられていたのかということと、1回の使用料金が幾らなのか、ちょっと教えてください。

○狛守勝義委員長 儘田主席主査。

○儘田直子健康いきいき課保健担当主席主査 自主事業のグループでありまして、体操等をされております。また、1回の利用料ですが、トレーニングルームを利用しておりまして、1回につき700円をいただいております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 決算書の139ページ、健康づくり事業費の前年より増額の理由です。

それから、同じく決算書の145ページ、言語聴覚士派遣委託の内容についてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 村田主席主査。

○村田佑介健康いきいき課保健担当主席主査 それでは、健康づくり事業費の前年よりの増額の理由につきまして答弁させていただきます。

健康づくり事業につきましては、令和5年度と比較しまして、事業全体で481万3,692円増額となっております。この理由につきましては、健康管理システムの更新による委託料の増額432万9,050円が主たる増加の理由となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、言語聴覚士派遣委託につきましてお答えさせていただきます。

言語聴覚士のほかに理学療法士と、あと作業療法士の派遣委託を行っております。主要な施策でいきますと100ページになるのですけれども、事業名が4の地域療育事業になります。こちらにつきましては、すすく相談とって、発育、発達に遅れ等のあるお子さんに対して専門スタッフによる相談指導を行い、子どもの成長、発達を支援している事業になります。事業内容としましては、言語聴覚士による言葉の相談が年16回で、延べ参加人数が84人、理学療法士による運動機能の相談が年8回で、延べ参加人数が41人、作業療法士による運動機能の相談が年8回で、延べ参加人数が29人となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、97ページのアピアランス用品購入助成金2件あったということですが、対象者の年齢層は大体お幾つぐらいの方だったのか、教えていただきたいと思います。

そして、99ページのスポットビジョンスクリーナーの対象年齢と、人数は何人だったか教えていただきたいと思います。

99ページ、令和6年度に産後ケアの実施がなかった理由をお聞きします。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

アピアランス用品につきましては、令和6年9月に補正予算が通りまして新たに実施させていただいた事業になります。令和6年度中に2件助成させていただきまして、対象者の年齢は75歳と68歳です。

続きまして、スポットビジョンスクリーナーにつきましてお答えさせていただきます。スポット

ビジョンスクリーナーは、斜視、乱視、近視、遠視を検査するものです。3歳児健診のときに使用させていただいております。令和6年度は84人のお子さんを検査させていただきました。

続きまして、産後ケアにつきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましても、今年の9月に補正予算が通りまして新たに実施した事業になります。令和6年度は実績がなかった理由につきましては、利用できる施設が3か所とちょっと少なかったことが原因だと考えております。特に小川町にある産婦人科が産後ケアをまだ令和6年度は始めていなかったことが大きな要因だと考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 アピアランス用品の購入のほうは75歳と68歳の方だったということですが、やはり新生物というか、それを患ってこういうふうに対応されたのかお伺いします。

そして、スポットビジョンにつきましては、3歳児健診から、これは毎年決まった時期にやると思うのですが、何月にされていたのかお伺いします。この84人が受診されて、どういう結果が出たのかお伺いします。

産後ケアについては、二、三か所あったけれども、小川町の産婦人科がやっていなかったということで、未来のことは聞いてはいけないので、いいです。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

アピアランス事業につきましては、やはりがんになりまして、助成させていただきましたのはウイッグ2件になります。

続きまして、スポットビジョンスクリーナーにつきましては、3歳児健診のときに行っておりますので、何月とかというのではなくて、年間を通して3歳児健診を行っておりますので、何月というのはございません。それと、そのスポットビジョンスクリーナーを検査して要検査になるお子さんがやはりおりまして、84人中10人ぐらいのお子さんが精密検査が必要な状況になっております。

それから、産後ケアはよろしいですね。すみません。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 スポットビジョンについては、では本当に早期発見で、10人ものお子さんが要検査になったということで、その後の結果なんか、その進み具合はどうかお伺いします。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

スポットビジョンスクリーナーの要検査になったお子さんにつきましては、10人中、異常なしが2人、経過観察が8人となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の94ページですけれども、生き生きふれあいプラザやすらぎトレーニンググループの利用状況を伺います。

それと、95ページですけれども、献血事業ですが、献血者数とその課題について伺います。

○狛守勝義委員長 儘田主席主査。

○儘田直子健康いきいき課保健担当主席主査 やすらぎのトレーニンググループからお答えさせていただきます。

トレーニンググループは、年間運営日数306日になっております。延べ利用者人数は、1万95名の方が利用されました。前年度に比べますと5.1%増加しました。男性が4,447名、女性が5,648名でした。また、実人数で申し上げますと2,498名で、前年度比6.2%増加しました。

以上になります。

○狛守勝義委員長 村田主席主査。

○村田佑介健康いきいき課保健担当主席主査 私のほうからは、献血事業の献血者数と課題について答弁させていただきます。

献血者数ですが、令和6年度、嵐山町内で19回、献血がございまして、403名の方にご協力をいただきました。

課題としましては、コロナ禍で減少してしまった人数をいかに戻していけるかというところが課題となっておりますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 以上で、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時45分

---

再 開 午後 2時55分

○狛守勝義委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

それでは、藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 最初が主要施策の81ページ、緊急通報システムの利用者数と通報のあった数です。

それから、決算書の119ページ、資料、説明書でいきますと82ページですが、高齢者補聴器購入費助成事業、申請者の数、これは16件とありますけれども、申請者の申請された数をお願いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、緊急通報システムの利用者数と通報のあった数についてお答えいたします。

利用者数は42名、通報件数は64件です。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高齢者補聴器購入費助成事業、申請者の数についてお答えさせていただきます。

申請者は27人でした。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、緊急通報システムの利用が42名で64件あったわけですからけれども、実際に例えば救急車なり、その出動した件数は把握はされていますでしょうか。

それから、補聴器のほうで、27名の方が申請されて、実際は16名の方ということですので、約9名の方が採用されなかったわけですからけれども、その理由をお聞かせください。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、出動した件数をお答えさせていただきます。

出動回数は6回となります。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、補聴器購入費助成事業の支給されなかった理由についてお答えいたします。

条件を満たしている方には全て支給いたしました。支給されなかった方につきましては、聴力診断が非該当になった方が5件、自己都合によるキャンセルが4件、死亡された方が1件、連絡がつかなかった方1件、以上となっております。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは3点なのですが、81ページ、82ページになります。

79番、これはただいまの緊急通報装置の関係ですけれども、これは答えてもらっているから、これはいいです。

それと、80番の高齢者の外出支援タクシー実施委託の関係ですけれども、申請者、利用者、パーセント等出ておりますけれども、地域別の利用状況についてお伺いをしたいと思います。

それと、81ページの関係ですけれども、これも補聴器の関係で藤野委員と重なっておりますが、男女別に受けられている方は何名か、それをちょっと教えていただけますか。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高齢者外出支援タクシー実施委託の地域別利用状況についてお答えさせていただきます。

令和6年度の地区別利用者数は、中部地域（菅谷、川島、志賀、むさし台、平沢）で746人、南部地域（遠山・千手堂・鎌形・大蔵・根岸・将軍沢）で77人、北部地域（古里・吉田・越畑・勝田・広野・杉山・太郎丸）で75人でした。全地区の合計は898人でした。

続きまして、高齢者補聴器購入費助成金の男女別の件数についてお答えいたします。補助金支給16件のうち、男性が4件、女性が12件でした。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 高齢者のタクシーの関係ですけれども、人口の分布からいっても中部のほうが多いからこういうことなのでしょうけれども、地域的に差があるために、使い勝手の面もいろいろあるかと思うのですけれども、そういった課題に対する対策はどのように実施されているのか、それをお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 その1点でよろしいですか。

○吉本秀二委員 はい、結構です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

以前は、タクシー券1回につき1枚しか使えなかったのですが、令和3年度から改正をいたしまして、複数枚利用できるようにいたしております。それによって自己負担もかなり少なく利用できるようになっております。それと、年齢につきましても、以前は65歳以上だったのですが、年々1歳ずつ引き上げておまして、昨年度が69歳以上、今年度からは70歳以上の免許を持たない方という形で、試行段階で今、いろいろ制度を模索しながらやっている段階でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 このように複数枚使えることで解消を図っておられるということなのですが、それでかなり改善はされていると思うのですが、それにしても枚数というか、遠方の方たち、駅に近い方たちというのは多少は、多少というか、かなり違ってくるかなと思うのですが、一般質問になってはいけないので、そういった課題はあるかないかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

早い段階で使い切ってしまう方も実際にはいらっしゃいますし、もっと欲しいという方がいらっしゃるのも事実でございます。ただ、申請をしたけれども使わないという方も2割ほどいますので、申請して持っていればいざというときに使えるので、保険代わりに持っているという方もいらっしゃいます。様々な課題はあるのですが、そういった課題のほうにつきましては、今、庁内のほうで関係課で集まって協議をしておりますので、よりよい制度設計になるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 主要な施策でご質問したいと思います。

80ページにやすらぎがありますけれども、メールで断水のため休館するとあったわけですが、ところが、工事費が計上されておられません。理由を伺いたいと思います。

続いて、82ページ、タクシー券、ただいまの質問で地域別は分かったのですが、やはり中心部が主なのだなと。それで、駅から遠くなってきている農村部というかの利用率というのは上がっているのでしょうか、そこをちょっと伺いたいと思います。

それだけ。補聴器は結構です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、やすらぎが断水のため休館とあったが、工事費が計上されていない理由につきましてお答えいたします。

やすらぎ施設に通じている水道管が漏水し、仮設管への付け替え工事を上下水道課が実施したことによる断水でした。このため、介護保険関連施設やすらぎ管理事業に計上されておられません。以上です。

続きまして、タクシー券の中心市街地と市街化調整区域との利用差は縮小されているのかという質問につきましてお答え申し上げます。令和6年度中の地区別利用者数の前年度比は、中部地域が29人増加、南部地域が10人減少、北部地域が5人減少いたしました。中心市街地と市街化調整区域との利用差は拡大する結果となりました。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 今の答弁で、やすらぎの関連施設が漏水をしたということであったわけですね。

この関連施設というのは、隣の北部交流センターということなのではないでしょうか。1点で結構です。

○狛守勝義委員長 その1点。

吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 漏水したところは、やすらぎ施設に通じている水道管でありまして、水道メーターの外側でありまして、上下水道課の管轄の部分でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 外側というと水道の本管、本管というのでしたか、そっちの部分だから、施設とは違うのだよという、そういうことなのですか。それで、北部交流センターは、そのときには使えていたと。七郷小学校のほうも使えていたということなのですか。ちょっと分かる範囲で結構ですけれども。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

北部交流センターも断水いたしました。北部交流センターは、貸出しの予約が入っていなかったため開館をしておりませんでした。漏水箇所は水道の本管に近いほうの箇所です。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の83ページ……

○狛守勝義委員長 マイクが入っていません。

○渋谷登美子委員 ごめん。主要な施策の83ページですけれども、低所得者介護保険料軽減分、2割、5割、7割の軽減の人数を伺います。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

低所得者介護保険料の軽減の人数につきまして回答いたします。国保税の低所得者の世帯軽減の区分は、2割、5割、7割であります。介護保険料における軽減対象者は、所得段階13段階中の第1段階、第2段階、第3段階となっているため、この区分でお答えいたします。第1段階が753人、第2段階が442人、第3段階が349人となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 3時11分

---

再 開 午後 3時13分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課・上下水道課に関する部分の質疑から行います。

それでは、宮本委員から質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 私から2点、決算書151ページ、ポイ捨て・路上喫煙防止対策事業、この効果と事業継続の必要性についてお尋ねします。

もう一つ、決算書153ページ、地球温暖化防止事業、これ設置された4件の設備と場所、その効果についてよろしくお願ひいたします。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ポイ捨て・路上喫煙防止対策事業の効果、あと事業継続の必要性についてお答えをさせていただきます。

まず、こちらにつきましては、毎週月曜日と金曜日を中心に、相談員1名、シルバー人材センター職員が1名、合計2名で、月8回のパトロールのほうと清掃活動を実施しております。令和6年7月31日におきまして、駅東側鉄塔付近になるのですが、こちらの喫煙所のほうを撤去、移設のほうをしております。あわせて、令和7年1月31日、駅西側東武の変電所のところに移設を1回したのですが、そちらの喫煙所のほうも一応廃止をいたしました。一応この喫煙所廃止をしたことに伴いまして、令和6年度全体の周知啓発件数が1,320件、市道のほうが86件、ごみのほうが約29キロ回収のほうをさせていただいております。令和5年度と比較しまして、喫煙所撤去に伴う周知啓発指導が増加をしていること、それと喫煙禁止区域での喫煙、ポイ捨てについては、まだ一定量あることから、条例の目的に定めた目的を達成するためには必要なものではないかというふうはこちらのほうは考えております。

続きまして、地球温暖化防止事業、設置された4件の設備と場所、その効果ということでお答えをさせていただきます。こちらにつきましては、全て住宅用の太陽光パネルであります。地区につきましては、菅谷地区で1件、志賀地区で2件、平沢地区で1件、合計4件の申請のほうがございました。太陽光の出力パネルにつきましては、4基合わせて29.3キロワットでございます。こちらの効果になるのですが、こちらは設置、気象条件等いろいろな変動によって変更があるのですが、通常なのですが、住宅用の太陽光パネル1キロワット当たり約650グラムの削減効果があるそうです。これに基づきまして、あと年間発電量が約1,000キロワットというのを試算で計算をしますと、約19トンの効果が見られるというような計算上の計算式は算出をされる形になります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この太陽光パネルについては、申請してくる方の数というのはどんな感じなのか。毎年増えているとか減っているとか。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 申請の状況についてなのですが、これは令和6年度から復活をしたものになります。最初の頃は、出だしのほうはちょっと全然申請のほうがなかったのですが、年度途中ぐらいから申請のほうがぼつぼつというふうに出てきた感じでした。ただ、やはりしばらく

中止をしまして、また再度復活という形になりましたので、まだその辺の制度の周知というのがちょっと足りていなかったのかなというのが、こちら6年度に関しては実情です。参考までなのですが、令和7年度につきましては、9件の予算のほうを取らせていただいているのですが、今の時点でほぼいっぱいになりそうです。まだ正式にいただいたものもあるわけではないのですが、本当に残りあと一、二件ぐらいの枠というような形になっています。なので、この辺のことにしましては、多少制度としての認識が、ちょっと皆さんのほうにも周知がされたのかなというふうには、こちらサイドとしては捉えている状況であります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 9件を超えた場合はどんな対応、もうお断りというような感じですか。

○狛守勝義委員長 それは、決算にはちょっとそぐわない質疑になります。

では、よろしいですか。

○宮本大裕委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、決算書の151ページ、空き家等管理事業の内容をお聞かせください。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、令和6年度の空き家等管理事業の内容について、簡単なのですが、ご説明のほうをさせていただければと思います。

まず、最初なのですが、令和5年10月6日、菅谷地区の駅前通りにありました木造建築物、こちらのほうが倒壊の危険があるというご相談をまず1回受けました。その後なのですが、こちらの建物が、土地の所有者と建物所有者がちょっと異なっていた関係もありまして、あとは町が入りまして、その建物除却についての協議というものをずっと重ねてまいりました。その後、令和6年7月末ぐらいから建物の所有者さんのほうが建物のほうの解体を開始いたしまして、令和6年8月7日、こちら私のほうが現地のほうで確認をした日にちになるのですが、建物のほうが解体をされて更地になったというものは確認をさせていただいています。その協議過程の中で、収入印紙を2,000円分購入をさせていただいていますので、決算のほうで2,000円というのが計上されているような形になっています。ですので、町のほうから工事費を出したりとか、そういったことというのは一切しておりませんで、あくまで土地の所有者と建物の所有者と町のほうで、どういうふうに解体しようかということを相談させてもらった上で、今みたいなご説明になったという形になります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 あと例えば、空き家バンク等の事業とか、この中であるのではないかと思うのですが、その様子と、それから空き家等の審議会があったと思うのです。あったと思うのです

というのは、実は私も委員なのですけれども、しばらくその会議が行われていないという感じがして、去年はなかったと思うのですけれども、6年度は、その辺の状況はどうだったのでしょうか。

○狛守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、空き家バンクの状況についてお答えいたします。

令和6年度、昨年度の実績を述べさせていただきます。まず、売買が1件成約しております。それから、賃貸の物件が2件、こちらが古里と鎌形になります。先ほど申し上げた売買の1件が広野の文化村の1件でございます。

それから、今年度は、今現在バンクの登録件数が4件ございます。菅谷地区が1件、千手堂が2件、志賀が1件となります。それにプラス、つい先日、賃貸を希望されている古里の物件が1件、今、申請が出ている状況でございます。

それから、審議会についてなのですが、審議会については、現在、案件の中で管理不全に認定するだとか、特定空家に認定するだとか、その辺の協議を実際なされておられませんので、そういった関係で審議会のほうは開催しておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私は、82番の主要施策の102ページの外来生物対策事業、外来生物対策業務で60万3,491円なのですが、捕獲頭数が296頭とありますけれども、ハクビシンが中心かなと思っているのですけれども、種別はどうなっているのか、件数をお願いします。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、外来生物対策事業についてお答えをさせていただきます。

こちらの60万3,000円につきましては、全て会計年度任用職員さんの報酬という形になっております。捕獲頭数につきましては、こちらは全てアライグマになります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうすると、ハクビシンは一頭もいなかったということなのですね。分かりました。地域的には、アライグマは、行政区でいうと、大まかでいいのですけれども、どんな状況なのでしょうか。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 生息区域の話にはなるのですが、基本的には市街地を除く全ての地区から出ていると言っても過言ではありません。ですので、古里、吉田、越畑も当然捕まっておりますし、平沢、千手堂、遠山、あと鎌形ですとか、そういったところは基本的には捕まっておりますので、もう山があるようなところについてはいると思ってもらったほうがよろしいかと思いま

す。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 あと、農作物とかいろいろあると思うのですが、被害状況はどのようなのですか。

○狛守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、被害状況についてお答えいたします。

環境課サイドとしては、建物のほうの被害については報告を受けておるのですが、建物のほうはほとんどございません。ほとんど空き家に入り込んでいるという実態はございます。実際に空き家を見に行くとアライグマの足跡がついているような空き家も見受けられます。農作物のほうの被害に関しては、申し訳ございません、農政課のほうで把握しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 主要な施策の104ページの生ごみ処理機の機種についてお伺いします。コンポストだとか電気だとかあるのだと思うのですけれども。

あと、103ページの地球温暖化防止設備設置補助金4件は、先ほど宮本委員がお伺いしていただきましたが、再質問からお願いします。4件太陽光があったということでした。29.3キロワットということは、大体4件で割ると4キロワットぐらいのものが設置されているのかなと思うのですが、これは全部屋根の上のものになっているのかお伺いすると、あとこのとき電気自動車用のプラグの補助も併せてやっていたと思うのですが、そちらのご要望というかご相談というのはなかったのか、お伺いします。これ新築、例えば家を建てる、そのときに併せてこれも工事してほしいというようなことは可能だったのかお伺いします。

以上です。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、太陽光パネルの設置の場所のお話になるかなと思います。こちらの今回ありました4件につきましては、全て屋根の上になります。

続きまして、充電システム、V2Hのことかと思うのですが、そちらの相談はあったのかということなのですが、基本的にはV2Hに関してはほとんどありませんでした。多分こちらに関しては、家を新築するときのタイミングと電気自動車を買うタイミングが合わないと、恐らく工事というのがなかなか難しいのかなと思っております。

これとは別に、今なのですが、蓄電池と一緒に設置をされる方が多いです。ですので、今回いただいた4件の中で、基本的には皆さん蓄電池を設置しております。ただ、蓄電池については、今回のうちのほうの補助金の対象外という形になりますので、そちらのほうは対象としておりません。

あともう一つ、すみません、漏れてしまったのですが、補助金の生ごみ処理機のほう、そちらのほうの種別機種とか区分なのですが、こちらは補助金交付要綱に基づきまして、コンポストと電気

式、この2区分のみとなっております。ですので、メーカーとか機種の大きさとか、そういったものは通っているわけではないので、予算の範囲内の中で補助率2分の1と設置費の2分の1というのを補助させていただくという形になっております。

あと、新築のときのご相談なのですが、皆さん大体業者さんを通してお話をいただくのですが、内容的には補助金がありますかというようなお話なのです。ですので、V2Hをつけたいのだけでもどうしたらいいのですかとかという相談ではなく、予算があるかないかの確認だけは相談としてはありました。

以上となります。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 生ごみ処理機なのですが、コンポストと電気と、何かいつも聞いている今までの感覚だとコンポストのほうが多いような気がしているのですけれども、どんな割合だったのかお伺いします。

それと、新築でもではこの補助金はオーケーということであれば、今この電気自動車用のプラグをもう先に駐車場につけてしまっているお宅が割かし出てきているから、あったのかなと思ったのですけれども、相談だけはあったということでした。今後のことは聞いてはいけないから……

○狛守勝義委員長 駄目です。

○畠山美幸委員 では、いいです。

○狛守勝義委員長 では、1点ですね。

○畠山美幸委員 はい。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、コンポストと電気式の割合でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、市街化区域の方が、最近、補助金としての申請が多くなってきています。そうなりますと、通常電気式になります。電気式も大きく分けて2つぐらいに分かれるのですけれども、乾燥タイプ、要するに熱風を当てて水分量を飛ばして軽くするというようなメーカーさんというのが、今インターネット上で結構出ております。そちらを購入される方というのがほとんどになっています。逆に言うと、コンポストは、昔、結構多かったのですが、やはり土地がないとちょっとそちらのほうは使うことができませんので、比率的には、電気式のほうが六、七割ぐらいかなという感じになるかなと思います。残りの3割がコンポストというような形でこちらは認識をしております。

以上となります。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目でございますが、主要な施策の124ページに、都市下水路について出ております。そこで、昨年、志賀2区で冠水被害が出ました。この被害、むさし台から雨水の流れ込みの影

響もあったと見ているのか伺いたいと思います。

続いて、主要な施策127ページ、オオムラサキの数は維持されているのでしょうか。課題は何かあれば伺いたいと思います。

続いて、102ページのオオムラサキの森管理事業ですけれども、害虫防除処理委託料があります。クビアカツヤカミキリの被害実態について。また、収束傾向にあるのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 大腸菌の検査結果はというのはよろしいのですか。

○川口浩史委員 ごめんごめん。そうだそうだ。失礼しました。主要な施策の124ページ、都市下水路、大腸菌等の検査結果について伺いたいと思います。失礼しました。

○狛守勝義委員長 上下水道課、清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水担当副課長 それでは、私のほうから、志賀2区の冠水の被害の件と、都市下水路の大腸菌の検査の件、お答え申し上げます。

まず初めに、志賀2区の冠水の被害の件でございますけれども、ご質問は、令和6年8月7日の豪雨のことについてかと存じます。役場に設置の雨量計では、当日の総雨量は137.5ミリでございます。1時間雨量では、17時45分から18時44分までの間で114.5ミリの降雨を記録しております。ご質問のむさし台からの流入の流れ込みによる影響についてでございますけれども、むさし台3丁目の一部区域から雨水管大沼排水路に流入し、地産団地内を流れている排水路でございますけれども、流入口の管口径で申し上げますと、450ミリと800ミリの2本が流入しております。また、地形を見ただけですと、むさし台側が志賀2区よりも高く、降雨の際、表面水につきましても、志賀2区へ流れ込むような箇所もございます。当日の降雨状況などの、どの程度雨量が流れ込み、影響を及ぼしたかまでは判断できませんが、以上のようなことから、志賀2区内の冠水については影響があったものと考えております。

続きまして、都市下水路の大腸菌の検査結果について申し上げます。ご質問については、新田沼排水路、通称川島川と呼ばれている川の大腸菌数についてお答えさせていただきます。なお、都市下水路につきましては、法令等で定めた水質基準等はございません。よって、新田沼排水路の水質検査も特には実施しておりませんので、毎年お答えさせていただいておりますけれども、環境課が実施しています河川水質調査の結果を申し上げます。調査箇所につきましては、新田沼排水路の市野川流入後の地点の水質検査結果でございます。調査項目につきましては、大腸菌でございます。調査につきましては年4回実施しております。令和6年5月、220、7月、67、10月、240、1月、350、平均しますと220でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、オオムラサキの数の維持と、あと課題について、それと害虫防除処理委託料のクビアカツヤカミキリの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、オオムラサキの数につきましてなのですが、オオムラサキの森周辺で成虫の確認は非常に難しく、また気温の変動などもあり、正確な頭数というのはこちらでもちょっと把握することができておりません。ただ、毎年来訪される方の聞き取り等によりますと、今年は多かったとか、少なかったとかという意見のほうをいただいております。ただ、現地の職員のほうにちょっと聞き取り調査のほうをさせていただいているのですが、令和2年より以前、そちらと比べると、やっぱり若干少なくなっているのではないかという認識はしているようです。

ただ、オオムラサキの幼虫は、エノキの木を食して成長して、成虫になったらクヌギ、コナラの樹液を食すというような形になることから、雑木林というのは必要というふうな形でこちらは認識をしております。ただ、その雑木林につきましても、昔であれば下草刈り、まきを取ったりとかという更新作業というものを定期的に行っていたかと思うのですが、その更新作業というのが少なくなってきたしまして、今、雑木林の維持管理をしていくというのがちょっと大変難しいというふうな形で、今こちらのほうを捉えております。ただ、下草刈りですとか、クヌギとかエノキの木の樹木更新というものは、新芽を出すためには絶対必要なものというふうなこちらのほうは認識をしておりますので、そういった健全な雑木林を造っていくということが今後必要なのかなというふうなこちらのほうは捉えております。

また、あわせて、最近発生するほうはちょっと多く見られるカシノナガキクイムシ、こちらの関係も、やはり活動センターの周辺の樹木でも確認のほうは少しされております。こちらのナラ枯れの原因になるものにはなってくるのですが、こちらにつきましても、こちらは外来ではなくて在来種のほうになってくるのですが、こちらのほうにつきましては薬剤注入、あとは間伐ということによって被害を最小限に抑えるということが今後必要なのかなというふうには思っております。

続きまして、害虫防除の処理委託料という、こちらのお話をさせていただければと思います。こちらにつきましては、公共施設での被害というのが既に確認のほうをされておまして、令和6年度につきましては、菅谷小学校で14本、志賀小学校で25本、七郷小学校で12本、菅谷中学校で30本、玉ノ岡中学校で20本、嵐山幼稚園で2本、杉山城跡で13本、合計116本の桜の木のほうの被害がございました。ですので、こちらの今言った116本に対して薬剤を散布したところでありまして。ただ、今回こちらのほうの対象としてちょっと漏れてしまったところ、令和7年度で特にありましたのが、平沢の水道タンクに上がっていくところの桜なのですが、こちらでも被害のほうは確認をされているのと、あと個人のお宅からやはり出ているというご報告のほうも受けております。ただ、今、町内全域に拡大をしている傾向というものがちょっと見受けられますので、予算に限りもありますので、全部に薬剤散布というものはできないのですけれども、駆除方法ですとか防除方法ですとか、もしそういったものもし問合せ等があったときには、情報発信というものは既にしているつもりではありますので、今後もしそういった問合せがあったときには、そういった駆除の方法ですと

か、ご案内のほうをさせていただくような形でやっていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 むさし台の件は分かりました。ちょっと状況だけまずは把握したいと思いましたが、結構です。

オオムラサキの関係なのですけれども、令和2年から若干少なくなっているのではないかというような答弁だったわけです。雑木林の管理というのはなかなか大変だと思います。どうやって維持していくか、ボランティアがいれば一番いいのですけれども、その辺の努力をちょっと伺えればとも思います。

それで、エノキがちょっと古くなっているのではないかと。古い木ですと、なかなか蜜をオオムラサキが吸えないという話を聞いたのですけれども、これ事実であれば、適宜植え替え、新しい木を植えるという、そういうことが必要だと思うのですけれども。古い木だとやはり蜜が吸えないということがあるのかどうかお聞きして、植え替えの件を伺えればと思います。

クビアカツヤカミキリの件につきましては、いろいろご説明があつて、なるほど、かなり大規模に広がっているなど。予算に限りがあつて本当に大変な状況だなというのは分かりました。これは結構です。

○狛守勝義委員長 では、大腸菌のほうはいいですか。

○川口浩史委員 そうだ。すみません。いいです。

○狛守勝義委員長 では、答弁をお願いします。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、エノキの樹液等の関係について、私のほうからお答えいたします。

エノキについては、樹液というよりも幼虫です。オオムラサキの幼虫がそのエノキの木を餌としているわけです。エノキに関しては、鳥がエノキの木の実を食べることによって種がばらまかれるので、エノキに関しては広範囲に結構生えております。一方、オオムラサキの成虫は、エノキではなくてクヌギとかコナラの樹液を吸いにやってくるわけです。その樹液が出る木がオオムラサキの森の中でも少なくなっているというのが、先ほどもちょっとお話しさせていただいた中の課題の一つでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうすると、エノキが古くなっているということは、オオムラサキが減少しているという理由にはならないということなのではないでしょうか。

○狛守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

エノキについては、古くなっても萌芽更新をされているというふうには伺っております。しかしながら、幼虫の数、越冬幼虫調査をしておりますので、幼虫の数自体は、さほど以前に比べて減っているという状況ではありません。ただし、羽化をする率については、その年度によって様々な、何%とかばらつきがございますので、その成虫になった後の、やはり成虫が吸えるクヌギとかコナラの樹液、そういった樹液を出すクヌギ、コナラを管理するために、やはり下草刈りとか萌芽更新とか、その雑木林の管理がますます必要になってくるのではないかなというふうには感じています。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 クビアカツヤカミキリのことなのですが、各家庭にも広がっているということらしいのですが、その家庭というのは嵐山町全体にも広がっているということで、それが状況として見られるということなのでしょうか。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 先ほどの各家庭でも見られるのかというお話になるのですが、こちらについては、住民の方から特にこちらのほうに問合せがあるというわけではないのです。たまたまなのですが、今年度ある住民の方から、クビアカがいたのだけれどもどうすればいいというようなちょっとご相談を受けたことがありまして、私、正式に何の木だったかというのを聞くのを忘れてしまったので、梅なのか桜なのかちょっと分からなかったのですが、一応その方に関しては、成虫が出たものに関してはもうすぐ潰してくださいと。もし薬剤散布するのであれば、こういった県のほうの環境国際センターというところで手引が出ていますので、そちらのほうをお渡しをして、こういった防除方法がありますので参考にしてください。ただ、薬剤散布については、ちょっとお金のかかることもありますので、ネットをかけたりだとかそういったことも効果的ですよというような形でご説明をさせていただいたということがございました。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で、環境課・上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時45分)

## 決算審査特別委員会

9月9日（火）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	畠山美幸	委員
9番	川口浩史	委員	10番	渋谷登美子	委員
11番	狩守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○委員外議員（なし）

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	小輪 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

---

○説明のための出席者

佐久間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
中 村 寧	農 政 課 長
川 上 力	農政課農業振興担当副課長
馬 橋 透	企 業 支 援 課 長
永 嶋 稔	企 業 支 援 課 商 工 ・ 観 光 担 当 副 課 長
安 在 知 大	ま ち づ くり 整 備 課 長
栗 原 淳	ま ち づ くり 整 備 課 道 路 担 当 副 課 長
松 浦 一 高	ま ち づ くり 整 備 課 都 市 計 画 担 当 副 課 長
下 村 治	教 育 委 員 会 教 育 長
高 橋 喜 代 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
飯 塚 毅	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 教 育 総 務 担 当 副 課 長
吉 井 大 輔	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 指 導 主 事

神	田	貴	裕	教育委員会教育総務課指導主事
山	岸	堅	護	教育委員会学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会嵐山幼稚園長
久	保	哲	也	教育委員会学校統合推進課長
尾	針	雄	介	教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長
青	木	正	志	教育委員会生涯学習課長
新	井	浩	二	教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長
岡	本		均	教育委員会知識の森嵐山町立図書館館長
中	村		寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅	幸	農業委員会事務局次長
青	柳	賢	治	監 査 委 員

---

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、教育委員会のほうから報告があるそうでございますので、まず報告をいただいてから会議のほうを進めたいと思います。

それでは教育長、よろしく申し上げます。

○下村 治教育長 おはようございます。貴重な時間をいただきまして、菅谷中学校の体育館空調工事につきまして、進捗のほうをここで報告させていただきたいと思います。

では、詳細につきましては、学校統合推進課の久保課長より説明いたします。

○久保哲也学校統合推進課長 おはようございます。委員会前の貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど教育長からありました菅谷中学校体育館空調工事の進捗状況についてご報告させていただきたいと思います。お手元のカラー刷りA4横の資料を御覧いただければと思います。まず、ご存じかと思いますが、工事概要について簡単にご説明させていただきます。

工事名称といたしましては、菅谷中学校体育館空調設置工事でございます。工期は、令和7年3月議会で議決をいただいた3月18日から令和7年12月24日まででございます。契約金額は1億279万5,000円。工事の内容といたしましては、空調設備工事といたしまして、室外機を2台、室内機、輻射式パネルを各14台、LPG設備工事、電気非常用発電設備工事を行う内容となっております。

室内機と輻射式パネルにつきましては、資料左下の写真を御覧いただきたいと思います。写真の左側が空調機、右側が輻射式パネルとなっております。こちら対で稼働しまして、空調機は通常家庭にある空調機の質量が大きいものというようなことでお考えいただければと思うのですが、輻射式パネルというのはこの中に冷媒管等が通っておりまして、室内機まで行く冷たいガスとかを事前にこちらを通して輻射熱を活用することにより、より室内機の効率を上げて効率よく空調を効かすような仕組みになってございます。こうした方式を取り入れて菅谷中学校の空調工事を進めているところでございます。

進捗といたしましては、令和7年の3月から夏休みに入る7月の中旬頃までかけまして、準備であるとか中学校側との調整を行いました。そして、夏休みの期間を使いまして、ご協力をいただいて体育館内部を使用停止とさせていただいて本格的に工事を実施し、内部工事までが現在完了している状況でございます。下の写真にあるように、室内機の取付けと一番右側の写真にあるように室外機、あとはLPGガスを貯蔵しておくタンクの設置までが完了してございます。

これからにつきましては、これからは発電機の大きいものが入る予定になっておりまして、こちらを11月の下旬に設置予定でございます。そのほか、体育館の外回りの配管、配線を実施いたしまして、年内に試運転を終えて、年明けから活用できるような形で予定してございます。

現在、物がついているように見えるので、一見使用できるかと思われるのですが、この発電機が

つきませんと動力が動きませんので、現在はまだ空調がつかないような形になってございます。  
簡単ではございますが、以上、工事の進捗をご報告させていただきました。

---

◎開議の宣告

- 狛守勝義委員長 それでは、ただいまから会議のほうを開かせていただきたいと思います。  
ただいま出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎諸般の報告

- 狛守勝義委員長 ここで報告をいたします。  
本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。
- 

◎認定第1号の質疑

- 狛守勝義委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。  
認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。  
既に、環境課、上下水道課に関する部分までの質疑は終了しております。  
本日は、農政課に関する部分の質疑から行います。  
それでは、佐藤委員から質疑をどうぞ。
- 佐藤弘美委員 おはようございます。お願いします。  
私は、主要な施策の108ページ、新規就農総合支援事業の実績内容は。
- 狛守勝義委員長 川上副課長。
- 川上 力農政課農業振興担当副課長 おはようございます。それでは、新規就農総合支援事業の実績内容についてお答えさせていただきます。  
こちらは、次世代を担う農業者となる目標を掲げ、49歳以下の方に対し、経営開始時期に経営確立を支援する国の制度です。最長3年間で月12万5,000円交付されます。1年度では150万円となり、3年の合計で450万円となります。2名の方に補助金を交付しました。1人は女性です。鎌形で多品目の露地栽培をされている方です。もう一人は男性です。越畑で季節野菜、それから花卉類と多品目の露地栽培をされている方です。それぞれに150万円ずつの補助金を交付しました。  
以上です。
- 狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。
- 佐藤弘美委員 結果というか、多分あの人だなというのは分かるのですけれども、それを有意義に

使われているというか、使われているとは思いますが、どんなことがさらにプラスアルファになったと思いますか。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えさせていただきます。

恐らくというか、有意義に補助金のほうは使っていただいて、それぞれ野菜のほうを栽培されて、それを面積を拡大するとかということで、有意義に補助金を使われたと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 新しい何かに挑戦したとかそういうのはありますか。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

女性の方なのですが、観光芋掘り農園のほうを南部のほうで非常に積極的にやっております。集客するに当たって、家族をターゲットにしてやっております、小さい子どもからお父さん、お母さんなのですが、小さい子どもが来たときに芋掘りの農園で砂遊び的なことができるように、スコップだとかそういうものを用意して、子どもを楽しませるという工夫をしております。あと、この方は、今年の2月14日に埼玉県の青年農業者研究大会ということで、こういった事例発表をしております。埼玉県の代表で発表したわけなのですが、今度10月の22日には、令和7年度の関東ブロック農村青少年4Hクラブプロジェクトの実績発表会ということで、埼玉県の代表にもなって関東で事例発表する、こういった活動に成果が出ております。

あと、もう一人の男性なのですが、露地栽培を中心にやっておりますが、キュウリなどは施設でやっています。露地と施設、それとちょっと変わったところでは、切り花も積極的にやっております、これから9月にお彼岸がやりますが、盆花なんかも力を入れて、嵐山の直売所だけでなく近隣の直売所にも出しておまして、利益を上げています。そういった意味で、2人とも新規就農者でございますが、まだまだ駆け出しで、利益のほうもまだまだといったところですが、こういった補助金がもらえることによって経営のほうを安定させておると思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは1点。決算書159ページ、地産地消事業についてです。令和5年決算からの減額の理由と事業の内容について伺います。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

令和5年度に農業遺産認定シール3万800円、それから観光芋掘り農園チラシの作成8万3,000円の作成がなかったため減額となったものでございます。農業遺産認定シールは、日本農業遺産に比

企丘陵が認定されたことを受けて、らんざん営農で販売する米にそのシールを貼りました。また、観光芋掘り農園チラシは、先ほど中村課長からもお話があったように、サツマイモ部会が発足することと、チラシの作成の支援をしました。観光芋掘り場は町内5か所あります。それから、令和5年度のほかの奨励品支出なのですけれども、らんざん農林61マップの作成で9万9,000円、それから埼玉県特別栽培農産物認証のシール3万5,200円、合計で24万8,000円になるものに対して、令和6年度は農林61マップを新たに作成しました。こちらは農林61号を使用した店舗が新たに加わることで、逆に1店舗減ってしまったために令和5年度の古いマップでは対応できないということで、新たにマップを作成することになりました。校正を含め10万3,580円と、そのマップに使用する2店舗のお店が試作品を作るということで、その小麦の購入費5,000円を補助しました。ほかに埼玉県特別栽培農産物認証シール2万6,400円、合わせて13万4,980円となるものです。

以上です。

○宮本大裕委員 そうしますと、多少の減額があったわけですが、この地産地消に対しては縮小というかそういう考えではなくて、前進するためにいろんな工夫をしながら進めているという状況ですか。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 今、委員がおっしゃったとおりなのですが、農政課のほうではそういったお店の、これからは嵐山のいいものというのを広めていくための支援をしていくということで考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、決算書の159ページ、説明のほうでいきますと107ページですが、農業者支援事業費の前年より減額の理由と事業の内容と効果はということです。先ほど佐藤委員の質問の中で、新規就農の関係は答弁がありましたので、それについては結構ですけれども。

それともう一つは、決算書の163、説明の資料でいきますと109ページですが、多面的機能支援事業の内容、8件ということですが、その効果もお願いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、農業者支援事業、前年よりも減額の理由なのですけれども、令和5年度に国の地方創生臨時交付金で、原油価格及び物価高騰の影響を受ける町内農業者の支援をしました。それから、経営発展支援事業という国の補助金がありまして、その補助金の支出がなかった。それから、委託料としまして、千年の苑手芸施設のヒノキの伐採委託、それから京街道復旧業務委託がございましたが、

令和6年度につきましては、そういった支出がなかったために減額となったものでございます。

続きまして、多面的機能支援事業の内容につきましてお答えさせていただきます。多面的機能支援事業は、2つの交付金から構成されています。一つが農地維持交付金で、地域資源の基礎的な保全活動である草刈り、泥上げ等の基礎的保全活動です。もう一つは資源向上支援支払交付金で、地域資源の質的向上を図るために景観作物の植栽や生活環境保全を行うために、ごみ清掃等の活動が挙げられます。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、多面的のところの8件ということがあるわけですがけれども、その8件の中身があったらちょっと教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

多面的機能支援事業では、土地改良区と組合が主体となる団体が8つあります。まずは、七郷北部土地改良区が主体の北部環境保全会、それから嵐山南部土地改良区が主体の嵐山南部環境保全会、それから嵐山中部土地改良区が主体の中部環境保全会、それから北田土地改良組合が主体の古里農地・水を守る会、それから遠山土地改良組合が主体の遠山環境保全会、志賀土地改良組合が主体の相生の里・水と緑の保全ネット、それから三ツ沼水利組合が主体の三ツ沼多面的機能組合、それから最後なのですが、杉山越畑土地改良組合が主体の杉山越畑水と緑を守る会の8つになります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 すみません、あともう一つ、先ほど藤野議員が効果というようなお話があったと思うのですが、効果では、景観作物の植栽ということで、嵐山南部環境保全会で排水機場周辺にクリムゾンクローバーを植えまして、4月上旬の時期になりますと赤色を染めた花が一面に咲き誇っています。また、中部環境保全会では、毎年10月に芋掘りをするということで、令和6年度は5月上旬から芋苗を植えて、その後除草を何回かして、つる返しなんかもして、10月の芋掘りに嵐山幼稚園の園児さんと親御さんを招いて、芋掘り体験と焼き芋の実食を行っています。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは2点通告させていただきました。

1点目は、83番の主要施策の107ページ、農業者のフォローアップ事業の内訳、それと84番、主要施策の108ページ、新規就農総合支援事業ですがけれども、これは佐藤委員のほうから質問ありまして答えていただきました。これで再質問になるのですがけれども、答えていただけるかどうか。これま

で何人これで就農されて、全員成功しているかしていないか、それだけ分かっていたらお答えいただければありがたいなと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、農業者フォローアップ事業につきましてお答えさせていただきます。

町では農産物生産体制の強化と経営の安定を図り、魅力ある農業環境を整備する目的で農業者フォローアップ事業を推進しています。意欲ある町在住農業者で認定農業者、それから認定新規就農者、それから農協直売所の組合員を対象にしています。これらの事業は町の単独事業です。

まず初めに、おおむね10ヘクタール以上の水稻栽培を行う大規模農業者2人に対し、限度額250万円の補助をしました。大規模で水稻栽培を行いますと大型の機械や設備が必要になり、購入価格も高額になることから補助をしたものです。個人と法人にそれぞれ1人ずつ補助をしました。個人の方は男性なのですが、越畑で水稻をされています。精米設備としてもみすり機、それから米の選別機、それと玄米計量機器の合わせて250万円の補助をしました。法人では、らんざん営農に田植機、直播機ということで、購入するための補助をしました。こちらは239万3,000円です。直播機というのは田植機なのですが、この直播機を導入することで米作りの作業工程が大幅に軽減され、さらにスマート農業によって作付面積も拡大されます。続きまして、直売所の生産組合員から特産果樹としての希望を募り、その中で町の栽培に適したシャインマスカット、アンズ、ブルーベリーの苗の購入のための25万円の全額補助を行いました。それから、らんざん営農で農林61号の種子代30万円の補助、農産物生産組合の花弁部に花の苗購入で25万円、それから嵐山サツマイモ生産部にサツマイモ苗と肥料代で10万円の補助、嵐山南部堆肥生産組合の機械修繕に46万1,000円の補助。このほか個人の方で、6人の方がいらっしゃるのですが、土を耕す管理機というのがあるのですが、その購入のために10万円の補助をお二人に。それからエンジン洗浄機の購入、こちらも10万円の補助なのですが、お一人に。それから、焼き芋器購入の方で、9万3,000円なのですが、お一人。それから、圃場で土を盛り上げるものを畝というのですが、その畝と畝の間に雑草が生えます。その雑草を除草する畝間除草機というのがありまして、そちらを購入で4万9,000円の補助、それから圃場の畝に、圃場に今度シートを張るのですが、マルチシートというのですが、その張るための機械を、トラクターの後ろのほうに装着できるものなのですが、マルチャーといいます。そちらが8万5,000円の補助。今申し上げたそれらのものを合計しますと678万1,000円になるものです。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 続きまして、再質問の新規就農総合支援事業の実績ということでお答えいたします。

この制度になりまして、年間300万円を3年間という新制度でございます。こちらのほうが経営の開始資金、就農して経営間もない農業者の経営を安定させるための資金でございます。この制度に、この事業になってからは、今のお二人が初めてでございます。また、この中で、新規就農総合支援事業の中で経営発展型というのがございます。こちらのほうなのですが、5年度にこの2人の中の1名が経営発展型というのをもらってまして、トラクターなど大型機械を買うときに、国のほうから2分の1、県で4分の1、残りの4分の1は自己負担というのがルールになっておりまして、こういったことで経営発展型ももらっています。さらに、過去にはもう一方が、経営開始型はちょっともらえなかったのですが、経営発展型というのを支援していただき、大型機械等を買っている実績でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 あと1点、フォローアップ事業の関係で、これは町とかいろいろ指導をしていると思うのですけれども、県も指導をしているということになっているのですけれども、具体的にどういった指導をされたのかなというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 具体的な指導という質問なのですが、栽培に関して、あとは経営に関して、県の農林振興センターの普及担当がおりまして、それぞれ専門の方がおります。米麦を専門にやっている方、また花卉をやっている方、地域所でイチゴを専門にやっている方もおりますので、それぞれの方のアドバイスをいただき、栽培や経営についてお力をいただいて、町と一緒に支援しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 要綱を見ますと、そういった町と県と指導するというようなことが書かれておりますので、どういった指導をされているのかなと思いましたが、そういったところと連携しているということがよく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 農政課の中で事業を行っている点で2点伺いたいと思います。

米の高温障害はどのくらい出たのか。また、米の品種は何が多いのか、伺いたいと思います。

それから、ドローンによる作付面積と1反当たりの収穫量を伺いたいと思います。

それから、主要施策のほうで107ページ、有害鳥獣捕獲委託、捕獲数を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、米の高温障害がどのくらい出たかということです。こちらは、恐らくというか聞いた話というようになってしまうのですけれども、嵐山の南部地区で大規模水稻農家ということで、高温障害と思われるということを聞いていますが、町全体としての米の収量に影響はないと判断しております。また、米の品種につきましては、埼玉県の奨励品種であります、コシヒカリ、彩のきずな、彩のかがやきの3品種でございます。

それから、ドローンによる作付面積と1反当たりの収穫量はということで、令和6年度のドローンによる作付は約5.3ヘクタールでした。収量につきましては、町の平均的な10アール当たりの収量7.5俵より幾分少ないと聞いております。

それから、有害鳥獣捕獲委託の捕獲数はということで、捕獲数の実績なのですけれども、鹿14頭、イノシシ28頭、ハシブトガラス15羽、ハシボソガラス10羽、スズメ10羽、キジバト11羽、ドバト、ヒヨドリ各1羽でございます。

以上です。

○狩守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 高温障害、これは一般質問でも、そんなに出ていなかったということでお答えあったので、意外に嵐山は暑いところではないかなと思うのです。鳩山町にアメダスの計器があるわけですが、日本で一番暑かったり、2番目、3番目だったりとかと、非常に暑いところ、その隣ですから、嵐山は。だから、暑いところだと思うのですけれども、そこでそんなに出ていないというのは、これ何か対策が取られているからそんなに出ていないのですか。東部のほうは、課長の一般質問のお答えでも出ていたということですが、どういう点がよかったので出ていないのか、ちょっとお分かりでしたら伺いたいと思います。

米の品種もやっぱりそこには関係しているのですか。でも、コシヒカリは一般的ですから。彩のかがやきも、埼玉県の場合は一般的になっているから、さして高温障害に強いというものではないようなものですが、ちょっとその辺関連があるのかを伺いたいと思います。

ドローンは、なるほど、1反当たり7.5俵弱だということで、これだけ取れば十分、十分という言い方はあれかな、でも十分だなというふうに思います。それで、今後の問題に入ってしまう……

○狩守勝義委員長 今後は駄目です。

○川口浩史委員 今後の問題に入ってしまうから、分かりました。これはちょっと別の機会というか、総括にするかどうか。これは、では分かりました。

有害鳥獣のほうですが、鹿が14頭、イノシシ28頭と、ほかもお答えいただきましたけれども、鹿の被害、食べ物の被害というかな、植物の被害というかな、そっちが出ているのか。それと、私もオオムラサキの森、ホテルの里、あの町道のところに鹿が走って行ったのを2回ほど見たことがありますけれども、結構大きいですから、ああいうのと衝突したら、ちょっと大きなけがにもつな

がるのではないかなと思うのです。そういう事故はあったのかなかったのか、ご存じだったら伺いたいと思います。

それと、この捕獲数がなかなか減少までいっていないというふうに思うのです。今、猟友会の状況がお分かりでしたら伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

まず、高温障害ということで、6年度、嵐山、聞き取りで少なかったということで安心しているのですが、加須の東部と何が違うかということです。まず、高温障害になりますと一般的に水管理です。実ってから、出穂から始まるわけなのですけれども、穂が垂れ下がったぐらいまでに水管理をよくするのです。理想的にはかけ流しということで、新しい水を入れてやるということで、そういった指導が頻繁に、先ほど吉本委員のときも申し上げましたが、農林振興センターから高温障害に対応する栽培方法などの情報が来ます。そういったことを水稻農家に流しながら、嵐山の場合、パイプラインが全面的に整っていますので、水の出し入れが比較的便利です。そういったことも影響していると思います。

また、6年度ぐらいからイネカメムシの被害のほうも東部のほうで深刻になっていまして、比企管内では川島と吉見がかなり被害を受けていますが、嵐山町は6年度は、発生は、管内どこにでもあります。ただ、多発しているかということ、6年度も7年度も含めてこの管内は多発はしておりませんので、そういった関係でイネカメムシの関係は今年から防除が少し始まりましたが、6年度に関しては防除せずに、これはカメムシの影響なのかなというぐらいで、大きい影響はなかったと思います。これはちょっと中間産地ということで、ほかにイネカメムシの隠れる場所があるからかなとも、ちょっと個人的には思っております。川島、吉見は隠れ場所がないので、そういった中山間地の強みもこれから出てくるのかなと期待しております。

また、高温災害に対応する品種でございます。今、順番的にコシヒカリ、彩のきずな、彩のかがやきということで申し上げましたが、この彩のかがやきに代わるえみほころという高温に強い品種が、今、試験的に県内で栽培しています。令和8年から本格的に販売が始まるということで、実は嵐山でも4,500平米ぐらいですか、越畑地区で試験的に栽培をしております。今のところ順調でございます。

次に、ドローンの作付でございます。

○狛守勝義委員長 これは……

○中村 寧農政課長 すみません、失礼しました。

有害鳥獣ということで、鹿の被害ということで、鹿は、米ですと苗がまだ若い頃ですとか、タケノコですと出たばかり、新芽を好みますので、そういった被害が南部地域のほうでは出ておりま

す。それと、鹿の事故の状況でございます。警察のほうからはっきりした報告とかはないのですが、車と鹿というよりはイノシシが多いです。絶対数はイノシシが多いので、イノシシと衝突したというわさも聞いております。鹿に関しても同じでございます。

猟友会の状況でございます。猟友会の会員は10名ということでなっておりますが、今回6年度はかなりイノシシ、鹿の捕獲数が約20頭ぐらい増えています。1名の猟友会の方が専門的に力を入れてわなをかけるようになって、今までは1人の方が大多数の捕獲をしていたのですが、もう一名猟友会の方で熱心に、腕のいいというのですか、方が増えましたので、その方がわなを仕掛けることによって捕獲数のほうは上がったと見ておまして、全体的に増えているということではないと思います。ただ、減少傾向にはないと思いますので、今後とも猟友会と協力して捕獲のほうもしてまいりたいと思います。

以上です。

○狩勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の107ページの農業再生協議会123万2,000円の事業内容を伺います。

○狩勝義委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

農業者経営所得安定対策等の推進業務を行っている地域農業再生協議会へ補助をするものです。普及推進活動、作物の生産方針等の策定、交付金申請等の事務、それから営農計画書の確認事務となっています。こちらは再生協議会という協議会を組織して、事務局は埼玉中央農協嵐山支店が行っております。このうち国から補助金として122万2,000円を頂いており、補助率は10分の10、残りの1万円は、補助金の手続上、3月分の電話料金の支出が実績報告に間に合わないという理由から、町から1万円出しています。

事業の中身ですが、交付金の申請事務や農業者法人を含めて316件の提出された営農計画書を取りまとめ、その数値等をデータ化するのに協議会でお一人のパートタイムの職員を雇っており、その方の人件費が年間67万円、それと報告書の数値をデータ化するために使用するシステムの使用料が30万円、それからインターネット回線使用料が9万5,000円、協議会の役員へ支払う報償費9万8,000円、そのほかにインク代や紙代等の事務経費で5万5,000円となります。

以上です。

○狩勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、これは全部、農協の事業に対しての人件費というか、その補助をしているというふうに考えていいのですか。営農関係の申請をするための補助を、国が行っているのを嵐山町がそれをトンネルという形で出しているという形で見ていいのですか。

○狩勝義委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

全ての事務を農協ということではございませんで、こういった計画書の提出先を町で手伝ったり、事務局は農協にありますが、転作等の関係なので町と連携して行っている事業で、その協議会に補助しているということでございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今、全部国の補助金ということでしたよね、ほとんどが。国の補助金を町がいただいて、その農協の事業に関わるものを、農協というか農業者の事業に関わるものを、その申請書類を町と一緒に手伝ってやっていくという形のシステムを国が町を通して行っているというふうに、要するに農協関係の仕事を一旦嵐山町の農業でいただいて、補助金として取って、それを一緒にやっていくという、要するに農業関係者のため、農業をやるのに、それに関わるものは別に直接的に国が出さずに、町を通して100%それを出しているというふうなことで考えていいということですか。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

こちらの協議会ですが、繰り返しますが、嵐山町農業再生協議会という協議会で構成しております。会長が嵐山町の土地改良団体連合会の会長でございます。副会長が町長でございます。その委員の中に農業委員がいたり、各土地改良区の組合長さん、あとは認定農業者、水稻農家でございます。そういった方々総勢13名で構成されている団体に出しているものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

入れ替えのみの休憩をいたします。

休 憩 午前10時14分

---

再 開 午前10時15分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎発言の訂正

○狛守勝義委員長 農政課のほうから答弁の訂正があるということですので、中村農政課長、どうぞ。

○中村 寧農政課長 貴重なお時間いただきまして、すみません。先ほどの答弁の中で、猟友会の会員10名ということでしたが、正式には11名でございました。訂正しておわび申し上げます。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

○狛守勝義委員長 続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 主要施策111ページ、地域活力創出拠点指定管理委託料。拠点施設とは複数あるか。観光施設等管理事業、観光協会補助事業との違いは何か。この質問の趣旨は、一般的に公共の施設と思うのですが、全部で何か所あるか。請負業者が嵐山町観光協会になっているので、そこの辺の範囲というのが質問の趣旨になります。

次、決算書167ページ、地域商業等活力支援事業、事業内容と約70%減の理由は、

以上です。お願いします。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 地域活力創出拠点指定管理委託料の拠点施設とはとなっておりますが、こちらにつきましては、嵐山町ステーションプラザ嵐なびのことでありまして、ここ1か所となります。

地域活力は、観光、特産、就労に注がれる力として位置づけ、拠点施設はそれらを発信していく施設となっております。観光施設等管理事業につきましては、観光トイレや都幾川桜堤を維持管理することに対するの事業になります。

観光協会補助事業については、観光協会の運営に対するの補助金を交付しているものです。指定管理について、観光協会が行っているということですが、1階の嵐なびにつきましては、観光協会の物産と観光の発信施設となっておりますので、観光協会のほうで維持管理を行っています。

続きまして、地域商業等活力支援事業につきまして、令和5年度と6年度の違いについてご説明します。こちらの補助事業につきましては、商工会において実施する空き店舗対策に対する経費、あと地域活性化のための経費として補助金を交付しております。令和5年度につきましては、空き店舗を改築して開業を支援する案件が2件ございました。令和6年度につきましてはこちらがありませんでした。そのため70%の減となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 地域活力創出指定がステーションプラザ1か所ということなのですけれども、委託の期間が令和3年から令和8年は、来年までであるのですけれども、これは来年までを含めての782万2,000円ということなのでしょうかということと、次、地域商業活力支援事業のほうで、補助金の項目が推進委員会40万になっているので、さっきの空き店舗の話が何かふっと落ちないので、この委員会の活動費が40万なのか、空き店舗のための何かがあったのか、ちょっともう少し明確にお答えください。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 まず、指定管理料ですが、こちらは令和6年度の年間の金額となります。

続きまして、地域活性化のための経費につきましては、商工会で発行しておりますランチマップ、

「嵐山町のおひるごはん」という冊子を作っている、そちらのほうに補助金を出しております。  
以上です。

〔何事か言う人あり〕

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 すみません。事務費には充てておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 さっきの推進委員会の40万の件なのですけれども、ランチマップを作るというのは、  
いろんなところでランチマップの補助金、作る、出しますというのがあったのですけれども、何か  
いろんなところとかぶってランチマップは作成しているのですか。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

商工会の地域商業等活力創出推進委員会というのがありまして、事務局の商工会のほうでやっ  
ているのですけれども、そちらのほうの委員会でいろいろその事業を決めていくというところになり  
ます。こちらのほうに空き店舗の活用があれば、そこに申請をしていただくというような形になり  
まして、補助金の受け皿というような形で委員会ができていますので、そちらのほうの事業を何や  
るといふのを委員会のほうで決めます。その委員会で、今回はランチマップを作ろうということで  
作成したという形になっています。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは2点。決算書169ページ、全国京都会議負担金についてです。

この全国京都会議への参加の実績。

それともう一つは、決算書169ページ、同じく負担金ですけれども、埼玉県外国人観光客誘致推進  
協議会負担金についてです。協議会参加の効果についてお願いいたします。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 まず、全国京都会議負担金、京都会議への参加の実績  
につきましてお答えさせていただきます。

令和6年度におきましては、加盟市町、市、町を巡るデジタルスタンプラリーというものが開催  
されまして、嵐山町は駅の嵐なびのところでポイントといたしまして参加しております。

続きまして、埼玉県外国人観光客誘致推進協議会への参加につきまして、こちらの主催の勉強会  
で出た活用勉強会というものがございまして、そちらがかなりビッグデータを持っておりまして、  
そちらの集計、分析等の活用方法について勉強会に参加しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この京都会議ですけれども、これは実際に会議というのが行われているのですか。  
それで、その場所はこういったところで行われているのか、お願いします。

○狛守勝義委員長 1点でいいのですね。この1点。

○宮本大裕委員 そうですね。外国人のほうはいいです。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、年に1回の総会を実施しているのみとなります。会議、顔合わせ、対面でやるのは総会ということで、その総会につきましては、各地持ち回りで実施するようなことになっていまして、たまたま第40回については四万十で開催したいということで、今年度につきましては京都のほうで開催する予定になっています。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 毎年参加しているとかではなくて、できるときに参加するというような形でしているのですか。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 そうです。近年は関西以西で、かなりの遠方で開催されることが多いので、委任状のみの提出とさせていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の171ページ、主要施策の説明では114ページですが、観光協会への補助事業、この内容と効果についてちょっとお聞かせください。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 観光協会への補助金について、内容についてご回答させていただきます。

観光協会の補助金は、観光協会の運営に係る人件費、占用料、小作料、地域活力拠点人件費、農場の維持管理、賃借料に対して補助金を行っております。内訳としましては、観光協会人件費に350万円、占用料、小作料に対し71万1,000円、地域活力拠点人件費に176万円、農場維持管理費に820万円、事務所、駐車場賃借料として58万7,000円となっております。効果としましては、観光協会の経営安定を図るとともに、観光業の推進が図られたと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、その人件費は、これは基本的にはどなたの人件費を補助しているのかということと、農場というのが、要するにラベンダー園のことだと思うのですが、実際にこれは観光協会

の中のことかなと思うのですけれども、圃場整備にこの金額の範囲内で、実際に今住んでいるのかどうか、それについて把握してあればお聞かせいただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

人件費につきましては、観光協会の職員の人件費の2分の1を補助しております。

それから、圃場整備につきましては、営農さんのほうに委託しておりますけれども、その委託料も含めて2分の1で計算して出しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 馬橋課長。

○馬橋 透企業支援課長 不足しているかどうかというところなのではございますけれども、その予算内で実行しているというのが事実かと思っております。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 観光協会にこれだけの金額を出しているわけですので、これは私の一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、観光全体に対しての協会が担っているわけですので、その観光協会の1年間の活動とその効果というか、やった効果というのはどのように町として評価しているのか、それだけちょっとお聞かせください。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

観光協会の補助金につきましては、令和4年度までは国の補助金を活用させていただいて実施しておりました。それがなくなったということで、千年の苑に関しましても、町が主導で行った事業というところもありましたので、それからあと観光協会のDMO化、こちらにつきましても町が主導で行ったというところもありましたので、国庫補助金がなくなったからすぐ何もなくなってしまっっては観光協会のほうがかなり経営が厳しいということでしたので、令和5年度から、町のほうから直接補助を出すような形になっておりますけれども、委員おっしゃるとおり、町からの補助がないと運営できないのかというような、そういった状況もありますので、ここは観光協会の経営につきましては、今全体では赤字になっているような状態ではございますけれども、これを黒字に転じるような、観光協会の部分では町の補助がもしなければどこまでできるのかというようなところを検討させていただいて、これから町と観光協会とで、なるべく収支につきましては黒字になるような形で経営できるよう努力して、町のほうも協力しますし、観光協会のほうも努力していただきたいと思います、このように思っています。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは1点、85番で、主要施策の111ページ、これは嵐なびの関係なのではござい

も、営業実績についてお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 嵐なびの営業実績につきまして回答させていただきます。

嵐なびの収入につきましては1,095万2,918円、支出は1,163万6,291円、差引きマイナスの58万3,373円となります。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 これにつきましては、あした総括でちょっとお伺いしたいと思っておりますので、質問はこれだけにしておきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私のほうは、主要な施策の111ページ、企業奨励金の企業がどちらなのかお伺いします。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、花見台工業団地の武蔵野フーズ第3工場になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、何年目になるのでしょうか。

それと併せて、令和6年の4月1日から時限立法で企業奨励金を追加したわけですが、5年間。あれは、県の今やっている3か所ができるのを想定しての企業奨励金なのですが、この期間中に、例えば企業が参入してきた場合には、この奨励金は生きてくるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

まず、令和5年、6年、7年の3年間ですので、2回目になります。

それから、延長した部分につきましては、拡張部分のみの対応となります。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 主要な施策114ページ、観光協会への補助金の内容は、先ほどご質問があつて答弁がありましたので、結構です。

バーベキュー場、学校橋、ラベンダー園の収支について伺いたいと思います。

続きまして、主要な施策111ページ、川島区画整理準備会。6年度はどんなことをしたのか、どこまで進んだのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 まず、バーベキュー場、学校橋、ラベンダー園の収支につきましてお答えいたします。

バーベキュー場につきまして、収入4,197万4,773円、支出3,566万7,111円、差引き630万7,662円、学校橋につきまして、収入1,942万6,203円、支出918万983円、差引き1,024万5,220円です。ラベンダー園につきまして、収入2,889万8,561円、支出4,804万4,129円、差引き1,914万5,568円のマイナスです。

以上です。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 川島土地区画整理組合設立準備会についてお答えいたします。

令和6年度につきましては、役員会と総会を1回ずつ開催しております。その際の事務費として消耗品費と郵送料に支出し、残金は繰越しをしております。事務の内容としましては、引き続き農林協議等に伴う資料の作成となっております。主立った進展というのは6年度についてはございません。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 収支の関係、早く読み上げたので、ちょっとメモし切れなかったもので、どうしようかな、後でメモをもらったほうがいいかな。みんな、もう一回やってもいい。ちょっと皆さんも、ではちょっとゆっくり言ってもらえますか。

○狛守勝義委員長 では、もう一度答弁。

○川口浩史委員 川島地区の関係ですけれども、そうですか。ちょっとなかなか進まないというのは、何か大きな障害というか、あるから進んでいないということですよ。ちょっとそこが話しできれば伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 それでは、数値のほうもちょっと含めて。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 バーベキュー場の収入につきまして4,197万4,773円、支出3,566万7,111円、差引き630万7,662円です。学校橋につきまして、収入1,942万6,203円、支出918万983円です。差引き1,024万5,220円です。ラベンダー園です。2,889万8,561円、支出4,804万4,129円、差引き1,914万5,568円のマイナスです。

以上です。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

まず、農林協議についてなのですが、これまで何回か説明があったかもしれませんが、まず埼玉県で都市計画区域というのがございまして、各市町村が区域を定められているのですが、嵐山につきましては、東松山都市計画区域というところに位置づけられていまして、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町で構成されています。その農林協議、開発の関係なのですが、そちらを協議する場合には、この区域で一つずつという縛りが県のほうでございまして、東松山のほうで、今、先に協議をしているところなのです。その東松山が終わらないと嵐山町には入れないよということを県のほうから言われておりますので、東松山の協議のほうが終わる次第、嵐山町のほうに着手していただけるということになっております。ですので、6年度につきましては、その順番待ちと申しますか、そういった時期でございました。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の110ページの花見台工業団地管理センターなのですが、まず利用状況を伺います。

それから、川島土地地区画整理組合の準備会は、今のお話であれなのですが、農林協議というのは東松山、そしてという感じになっている。私は、てっきり都市計画道路の問題が進まないから、こここのところで止まっているなと思ったのですが、その部分は農林協議とは違いますよね。そのところを伺います。

それから、113ページ、その他の業務委託、イベント実施委託事業の内容と評価を伺います。これは何を委託しているのですか。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 初めに、花見台工業団地管理センターの利用状況につきましてお答えさせていただきます。

利用延べ回数として54回、利用延べ人数が1,115人です。

以上です。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

都市計画道路につきましては、まちづくり整備課のほうでやっていますので、進展状況につきましては連携を取ってやっていますが、そちらのほうで滞っているからこの事業が進まないというところではございません。

以上です。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 その他の業務委託、イベント実施委託の内容について回答させていただきます。

その他の業務委託につきましては、その上に記載してあります桜並木管理委託料、こちらのこの表に入らなかった内容がありまして、内容としましては桜の伐採、倒木の撤去や観光施設付近のスズメバチ駆除の委託料になります。そちらが総計として42万460円となっております。

そして、その下の段のイベント実施委託料につきましては、こちらにつきましては、去年の秋と冬に嵐山溪谷多目的広場にて開催された軽トラマルシェにおいて、県道と駐車場との出入口の際に警備員を配置したことによる業務委託になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 花見台工業団地管理センターなのですが、これは工業団地の中に入っている事業者が利用されているのか、それともこれ1回20人ぐらいかと思うのですけれども、別の団体がここ花見台工業団地の管理センターを、他の場所が使えないのでという形で利用されているのか、このところの状況を伺いたしたいと思います。54回だものね。

あと、この桜並木管理委託料なのですが、これどういうふうにしたらいいのだろうなと思って。これだとその他の業務委託の中にイベント実施委託料が入っていてというふうなことなのかと思っていましたのですけれども、書き方としておかしくないですか。それだけ。

桜並木管理委託料のその続きがあれですよ。その他の業務委託になってきて、42万460円ということですよ。そして、イベント実施委託料は別のものになってくるというふうな形でいいですよ。何か紛らわしい。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 まず、花見台工業団地管理センターの利用団体についてお答えさせていただきます。

利用団体につきましては、工業団地内にある会社と、あと町の事業で使ったり、あとは一般の団体にも貸出しをしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

表記が分かりづらくて申し訳ありません。主立った契約について表になっておりまして、先ほど永嶋のほうで説明した細かい、1回10万円程度のものについては、その他業務委託ということでまとめて表記をされております。黒ポッチについて内容が分かれるというような形になっておりますので、桜並木等管理委託料128万660円の内訳が、その下の表の2つ、56万3,200円と29万7,000円と42万460円、この合計すると128万660円になる形になっております。その黒ポッチがつかますと内容がちょっと分かれまして、そのイベント委託料に、実施委託料というのが金額的に小さいものだったので、表になっていないという形になります。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 しつこいようなのですけれども、花見台工業団地管理センターというのを町が使った場合と、それから工業団地の中の人たちが使った場合と、それから一般が使ったというのがあると思うのですけれども、一般のほうが圧倒的に多いのではないかなというふうに思っていて、これだと非常にどうなのかなという、54回だから1か月に2回か3回になるのですか。3回ぐらいという形で使われていて、ここのところがいま一つ分かりにくいという感じなのですけれども、実際に町が使っているのはそんなにないですよ。工業団地の内部の方が使っているというのもそんなにないような感じです。管理料は当然支出しなくてはいけないものなのですが、その利用がいま一つなのかなと思って伺っているのですけれども。

○狹守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

利用につきましては、工業団地の中の企業さんも使っておりますし、町のほうの長寿生きがい課ですとか生涯学習課も使ったりもしておりますし、一般の方も空いていれば当然使えるような形にはなっております。ただ、管理料といえますか、あそこは花見台工業会の事務所も置いてありまして、その花見台工業会の事務のほうもそこでやっていただいていますので、そういった意味合いの指定管理料ということにも入っています。

以上です。

○狹守勝義委員長 以上で、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

---

再 開 午前11時00分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎資料の訂正

○狹守勝義委員長 質疑に入る前に、まちづくり整備課のほうから連絡があるということですので、安在まちづくり整備課長、連絡をお願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課長 申し訳ございません。訂正が1点ございます。

主要な施策の説明になります。122ページです。中段の都市計画業務事業の報償費になります。こちら「エリアリノベーションの講師謝礼」となっていますが、正しくは「エリアプロデューサー報償」になります。人数、金額の変更はございません。申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

以上です。

---

○狛守勝義委員長 それでは、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 決算書175ページ、植木管理委託料、大幅減となっているが、会計年度任用職員の仕事内容に起因しているのか。

次です。決算書の175ページ、主要な施策では116ページになると思います。道路修繕事業、約2倍の5,274万4,130円増、想定外の工事があったのか。また、区長の要望の工事はあったかお尋ねします。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

まず、植木管理委託料、大幅増減となっているが、会計年度任用職員の仕事内容に起因しているのかについてお答えいたします。令和5年は植樹帯管理業務委託を設けておりましたが、今回、令和6年度から会計年度任用職員により植樹帯の管理業務を実施しております。これによりシルバーさんに委託していた額よりも節約できていることから、会計年度任用職員の仕事内容が減額について起因していると言えると思われまます。

続きまして、道路修繕事業、約2倍の5,274万4,130円増、想定外の工事があったか、区長要望の工事があったかについてお答えいたします。令和5年度からの繰越明許による3件の事業、こちら合計5,148万9,900円のウエートが大きく挙げられます。想定外の工事の有無につきましてですが、緊急自然災害防止対策事業により実施いたしました工事、想定外の降雨量により冠水した東武東上線上の高架下1-23号雨水対策修繕工事などは、そういった意味では想定外の工事であったかなと思われまます。

続きまして、区長要望による工事でございますが、敷砂利につきましては、その全てが区長要望でございます。その他の修繕工事につきましても、要望の提出という形ではございませんが、区長様から窓口や電話等による連絡に対応した案件がほとんどでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 会計年度任用職員さんを使うことによってシルバーさんよりも抑えられたということで、よかったかなと思います。

ちょっと聞きたいのが、その職員さんはいろんな作業をされると思うのですけれども、どのような資格を持っているのかということと、あと暑いので、大体年齢どのくらいの方かということをお伺いします。

次に、区長要望の工事をしていますということなのですが、区長要望さんの全体の件数に対して

どれぐらい実行できたかというのをご答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 まず、会計年度任用職員さんの仕事内容、こちらにつきましては、やはり植樹帯を中心にバリカン等で刈っていただくようにしております。暑さ対策ちょっと触れられているのですが、空調服を貸与して仕事のほうを進めさせていただいております。年齢につきましては70代でございます。

○狛守勝義委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、道路修繕事業のほうの区長要望の関係なのですが、こちらのほうについてお答えいたします。

区長要望につきましては、いろいろなケースが出てきているのですけれども、窓口とあと電話とか、直接地域振興課を通じた区長要望という形で、トータルの件数としては、ちょっと今、把握はしていないのですけれども、実際にこの工事修繕をさせていただいている件数でいきますと、今回の件数につきましては、舗装修繕工事で12件、そこから側溝修繕工事で14件、それから道路修繕工事で27件、敷砂利工事で29件となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは2点。

1 点目が決算書49ページ、タクシープール使用料、3社、使用料の内訳をお願いいたします。

2 点目、同じく決算書49ページ、駅前広場使用料、9社、使用の時期と目的、決算の内訳をお願いいたします。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 では、タクシープール使用料、3社、使用料の内訳についてお答えいたします。

観光タクシー有限会社様、8台で28万8,000円、イグチ交通株式会社様、3台で10万8,000円、森林公園観光交通株式会社様、2台で7万2,000円、3社合計、13台で46万8,000円でございます。

続きまして、駅前広場使用料、9社の使用の時期と目的、決算の内訳についてお答えいたします。使用の時期につきましては、主に通年12か月の申請となっております。目的につきましては、主に企業従業員の送迎、霊園の墓参りや法事客の送迎となっているようでございます。

続きまして、内訳でございますが、霊園関係2社、企業様7社、うち花見台工業団地内の企業で5社でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 タクシープールのほうですけれども、これは入札とかそういったことで行われているのか。そして、西側と東側、これ両方使用ということで使用できるような形になっているのか、お伺いいたします。

それから、駅前広場の使用料ですけれども、これは送迎バスとか、ああいったことの使用ということでいいのですか。お願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

まず、タクシープールの使用料の関係ですけれども、タクシーの会社につきましては、申請いただいてこちらのほうで使用許可を出している形になっております。また、東西なのですけれども、こちら東口と西口両方ございまして、東口につきましては、先ほど申し上げた3社そのままになっていまして、西口は観光タクシー1社が使用の申請が出ているという形になっております。

続きまして、駅前広場のほうの送迎の関係なのですけれども、こちらは主に企業、花見台工業団地とかの従業員の方の送迎に使われているという形になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、まず決算書の167ページ、主要なところの説明書で111ページですけれども、この住宅リフォーム補助事業の経済効果をどのくらい見ているのか。

それから、決算書の177ページ、説明ですと119ページですが、交通安全施設管理事業の前年より増額の理由と効果。

それから、同じく決算書の177ページ、説明書では119ページ、道路照明灯施設管理事業の前年より増額の理由と効果。

以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 住宅リフォーム補助事業の経済効果についてお答えをさせていただきます。

令和6年度の住宅リフォーム補助事業の経済効果につきましては、補助金交付額が総額180万円であったのに対し、対象となった工事の総額は3,517万3,746円ございました。

以上です。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 続きまして、交通安全施設管理事業の前年より増額の理由と効果につきましてお答えいたします。

増額につきましては、区画線設置工事、町道志賀47号線交通安全対策工事、こちらが367万5,100円

の実施と、カーブミラー設置箇所が昨年度より多くなったためでございます。効果につきましては、カーブミラー設置、区画線の表示は、毎日ご利用される町民の皆様からの声を反映してございます。よりまして、安全な通行に寄与しているものと考えております。

続きまして、道路照明灯施設管理事業の前年より増額の理由と効果についてお答えいたします。増額につきましては、区画整理事業内の公共施設の移管によりまして基数が増えたことによるもの、また電気代の高騰、灯具及び球切れ修繕への対応によるものです。効果につきましては、犯罪の防止及び交通事故の防止に寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それで、ちょっと1点、住宅リフォームのことで、これは申請件数等々実際出ているわけですが、36件ということで。これは、申請はこれよりあったのかどうか、その辺申請数との関係をちょっとお聞かせください。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 お答えさせていただきます。

申請数、交付数ともに36件で、申請を全て受けたという形になってございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私から4点お願いします。

86番の主要施策111ページ、住宅リフォームの関係ですが、再質問で36件のうち町内で何事業者が関わったのか、事業者数を教えていただきたいと思っております。

それと、87番、119ページの交通安全施設の管理業務で、菅谷地区区画線設置工事、これ20か所ということですが、この内容についてお願いをいたします。

88番、主要施策の122ページ、ただいまエリアリノベーションの講師謝礼ということで私思っていたのですが、そうではなくてということですか。その事業内容を教えていただければと思います。

それと、89番、主要施策の125ページ、公園整備事業、清掃委託費、これにつきまして昨年度より若干多くなっているのですが、この理由についてお伺いさせていただきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 お答えさせていただきます。

住宅リフォームの30、事業者数の関係ですが、町内事業者が13社ございました。

以上です。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 菅谷地区区画線設置工事ほか20か所、506万9,934円の内容についてお答えいたします。

道路反射鏡の設置につきましては11件、235万8,434円です。区画線設置につきましては10か所、こちら中に冠水の標識設置2基が含まれてございます。合計しまして271万1,500円でございます。合計506万9,934円でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 エリアリノベーションの内容についてお答えをさせていただきます。

内容につきましては、エリアリノベーション事業に沿った企画実施に対する報償でございます。エリアリノベーション事業推進要綱に基づきまして、企画者より提案された企画がエリアリノベーション事業の理念に沿った企画であるか等を審査し、町が承諾した企画を行ったものに対して1件当たり3万円の報償金を支払ったものとなります。令和6年度は、駅及び駅前広場で、4月、6月、10月、12月に行ったマーケット企画4件と、駅周辺で行われたワークショップに対して1件、菅谷公園で行われた親子フリーマーケット企画に対しての2件の計7件の企画に対し、2名の方に報奨金を支払わせていただきました。

続きまして、都市公園等除草、植木剪定業務委託の12万9,000円の増の理由についてお答えをさせていただきます。こちら駅西公園がゴムチップ舗装化されまして、除草作業がなくなったことにより約6万円の削減があったのですが、東側公園の除草を追加で約5,000円の増、賃金上昇で約全体で4%の増となっております、結果として全体で12万9,000円の増となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 最初の住宅リフォームの関係ですけれども、13社ということで分かりました。これは1業者で1件、これは何件あったか、2件は何件あったか、3件以上は何件あったか。偏っているかどうかという、そういったことをちょっとお伺いしたいと思ってお尋ねしているのですが、それを教えていただきたいと思います。

それと、交通安全施設の関係ですけれども、要望、特に区画線なんかは要望したいところが結構あると思うのですが、これの21か所、緊急性があったとかそういうことなのでしょうけれども、重要度が高かったということなのだと思うのですが、そういう設定基準はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

エリアリノベーションは、これは結構です。分かりました。

それと、都市公園の関係ですけれども、これは公園ごとの決算額というのは異なっているのか一括なのか、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 都市公園の除草業務委託の関係で、こちらのほう、件数1か所ごとの支払いかということでもよろしかったでしょうか。そういうことだと、一括での支払いというふうになってございます。

また、続きまして、住宅リフォームの件数ですけれども、集計に時間がかかりますので、ちょっとお待ちいただけますか。9件を受けた会社が1社と、5件を受けた会社が1件、6件を受けた会社が1件、2件を受けた会社が1件、そのほかに1件だけを受けた会社が1件ございます。

〔何事か言う人あり〕

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 すみません、失礼しました。1件を受けた会社が14社でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、交通安全施設管理事業の道路反射鏡の関係なのですが、区長要望とか、あと通学路の関係でという話ですが、まずこちらのほうは、4月年度当初に区長会のほうでこういう手続をご案内させていただいております。一応道路反射鏡につきましては、区長要望に基づき現地を確認させていただいて現地に設置しているわけなのですが、設置できる条件等がございまして、まず交通に支障ない用地が確保できていることとか、あと交通事故の発生のおそれがある交差点及び曲線部等であること。あとは、またこちらは当然のことなのですが、町道であって、また通り抜けできる私道、また公共施設から町道への出入口である。それから、個人的な特定の人の利用にならないこととなっております。要望に当たっては、各区長さんからの申請になりまして、原則的に民地に設置させていただくということで、必ず現地を一回見させていただいて、適切な形で設置をさせていただいているという形になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 結構です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 主要な施策でご質問したいと思います。123ページに駅西口大屋根の件が出ております。この大屋根の屋根の上に鉄骨が出ている構造になっているのです。この構造では塗料の傷みが進み、ひいては鉄骨の劣化を早めるのではないかと思います。なぜこのような構造にしたのか伺いたいと思います。

2点目、住宅リフォームの補助金が大幅減になっておりますが、理由を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 駅西口大屋根についてお答えいたします。

大屋根につきましては、多くの方が休憩できるスペースや、シェルター同様に雨天時の待機場所として大屋根を設置させていただきました。構造につきましては、ほかの地域の事例を調査し、嵐山町の駅前広場のイメージなどに合うデザインとし、また太陽光パネルの設置に耐え得る構造を加味し、採用させていただきました。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 住宅リフォーム補助金、大幅減の理由はということで、こちらについてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、令和5年度は補助金の上限額を10万円としておりましたが、当初予算で200万円の補助金を計上していた分を、1か月ほどで予算上限に達して受付を終了しておりました。その後、補正予算で200万円を計上しましたが、それについても2、3か月で上限に達して、再度受付を終了したという状況でございました。令和5年度からは補助金の上限額を5万円とし、見込んでいた予算の中でリフォームを希望する全ての町民の皆様に幅広く通年を通して補助を実施させていただいたことによるものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 大屋根の件なのですが、回っているいろいろ調査したというのは分かりました。ただ、やっぱりH鋼が屋根の上に出ております。今はいいですよ、塗料も新しいですから。でも、そんなに先に行かない段階で、私は塗料が傷んで、H鋼自身も傷んでくるのではないかなと思うのです。いかがでしょうか。そのお考えは、そのとおりでなというふうにお考えになるか、ちょっと伺いたいと思います。

住宅リフォームなのですけれども、なるほど。かなり早い段階で、10万円のときはもうなくなってしまったわけなのですね。それだけ町民は喜んで、喜ばしい制度だったなということが言えると思うのです。それを5万円にしたのでこういう結果になったということで。いいとは言えないのですけれども、そういうことですかということで、分かりました。

申請者全員が、この令和6年度は受けられたのか伺いたいのと、あとこれ時限制度ですよ。これはいつまででしたか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 構造だとか、言ってみればさびだとかについてという感じの質問かと思われまます。鉄骨そのものにつきまして、防錆処理をされております。また、その上に高い耐候性を有した塗料を塗布しておりますので、かなり長い間もつものと思われまます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 リフォーム補助金についてお答えいたします。

リフォーム補助金は、令和6年度では、一応全員申請を受けられて、該当する方は全員補助を受ける形ができました。この時限制度の関係なのですけれども、時限制度という形ではなくて、補助事業自体を一応5年の大枠の中でやらせていただいております、その中でいろいろ見直しをさせていただいたり、新しいものを取り入れた形で、こういったことができるかということを考えながら進めさせていただいております。

今現在のリフォーム補助金につきましては、令和4年度から始めさせていただきまして、今4年目になっておりますので、今進めているリフォーム補助金、こういったところが問題があるのかとかということも再度考えさせていただきながら、事業のほうは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 鉄骨保険なのですが、そういう処置をしているということは分かりました。ただ、耐候性の高い塗料というのは、当然値段が高くなると思うのです。そういうことをしないと今の状態が維持できないというのは、やはり今後を考えても、ああいう造りはいかなものかなというふうに私は思うのです。

○狹守勝義委員長 今後については差し控えてください。

○川口浩史委員 そうだね。では、ここまでの私の意見ということで。

以上です。

○狹守勝義委員長 では、よろしいですか、これで。

○川口浩史委員 いいです。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 119ページですけれども、1—23号線の進捗率という、いつが目標になるのか分からないのですけれども、伺います。

それから、124ページの平沢土地地区画整理事業の補助金500万円ですけれども、6年度で終わったのかなと思うのですけれども、事業の進捗を伺います。

○狹守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 1—23号線の進捗率ということです。お答えいたします。

1—23号線は、工事に向けて令和5年度より用地交渉を重ねておりました。現在、土地の所有者19人のうち11人の方と売買契約を締結しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 平沢土地区画整理事業の進捗についてお答えをさせていただきます。

令和6年度の平沢土地区画整理事業の進捗につきましては、竣工記念碑設置などの解散に向けた工事を行い、解散認可申請書を提出し、令和7年1月16日付で埼玉県知事宛てに解散認可申請を提出し、令和7年3月11日に埼玉県知事の認可を受け、平沢土地区画整理組合を解散することができました。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 1—23号線というのは、19分の11の方が売買契約をしているということで、実際には、まず進捗というふうな形でいくと、売買から始まるのか工事計画から始まるのか、そのところがよく分からないです。相当まだ時間がかかるということですよ。

平沢土地区画整理組合なのですが、私が多分、これは事業として33年かかったというふうな考えていいかと思うのですが、区画整理組合の東原はまた違うと思うのですが、課題としては、どのようなものが残ったというふうな考えられるか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 工事の着手、竣工時期につきましてなのですが、産業団地の整備に合わせて工事のほうが実施することとなっております。今後、同整備事業と協議を重ねまして進めさせていただければと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、平沢土地区画整理事業の課題についてお答えさせていただきます。

区画整理事業につきまして準備委員会というのが平成6年以前にありまして、今、渋谷委員がおっしゃるとおり30年近くかかっています。平成6年が設立になりまして、先ほど令和6年に一応解散認可できたという形になっております。今、清算金というのがございまして、そちらのほう分割徴収の方がいます。それが今年度で一応全て清算金の徴収が終わる形になりまして、最終的にはこちらの年度、令和7年度の最後に決算報告書というのを作成して県に提出して承認いただければ全て完了という形になります。解散はもう既にしておるのでございますけれども、一応清算人会という形で役員さんに残っていただいて、今、事業を進めているという形になります。

課題としましては、区画整理事業は公共施行もありますし、組合施行ということとか個人施行とか、いろいろな方法で区画整理事業を実施されるということがあるのでございますけれども、嵐山町は組合施行ということで、地権者の方が主体になって行っているものになります。区画整理事業は、その

地権者の方、皆さんの合意形成があつての事業になるのですけれども、その中でもその事業について、いろいろ疑問を思われる方もいらっしゃるして、やはりその辺りで区画整理事業の合意形成を整えていくというのが非常に大変な事業だと思います。

今回、平沢の土地区画整理事業につきましても、長い年月かけました。駅東の区画整理も昭和54年あたりから始まりまして、平成の12年ぐらいまでかかっております。ですので、平沢のほうは、駅東の区画整理事業よりも若干長くかかってしまったということはあるかと思うのですけれども、区画整理事業自体で町が整備されて、人口が増えてお店が増えてということでは、公共施設を造らせていただいておりますので、そちらのほうの道路等の維持管理を今後は当然していかなければいけないというのが一つの課題ではあるかと思ひますけれども、町の都市整備事業の中で区画整理事業ということは、かなり大きな成果があつたのではないかと捉えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 工事着手は、まず、ごめんなさい、1-23号線ですけれども、8人の地権者の方が売買契約が済んでいないということですよ。賃貸になるのかどうか分からないのです。それは、8の方が進まないという状況としてどうなのですか。それで、産業団地だから、産業団地の計画が終わるまでに売買契約が進まないという形なのか、両方同時に進行しないと難しいのかなというふうな感じはあるのですけれども、その進捗としてはどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

それともう一つ、区画整理組合の課題なのですけれども、区画整理組合法ができたのが、ちょっといつなのか分からないのですけれども、当時は緑地保全というのがほとんどなかったのかなと思ひていて、今も見ていても平沢の部分もそうですけれども、志賀の部分もほとんど緑地が結局保全されなかったという思いと、あと調整池はあるけれども、そういった形の造成での、志賀のほうは、私はかなり厳しい状況で土地が整備されていったというふうなのを思ひているのですが、区画整理法の中では緑地というのはどのように捉えられていて、緑地保全というのは今後、変わっていかなくてはならないと思うのですが、特に気候変動のありようの中で。それで、区画整理組合法が今もあるということに関して、何にもそのことに関して、事業者として組合の人たちも何も異議があつたということもなくて進んだということなのでしょうか、伺ひます。

○狛守勝義委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えします。

残り8名の方についてなのですが、令和7年、今年度に入りまして既に残り1件の方の締結を待つのみとなっております。

それと、続きまして、産業団地と同時に進める進めないについてなのですが、道路のほう、この中に水道や下水道等が入りますので、一緒にしていくほうが無駄がないということで、同時に進め

させていただくことになっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 企画整理事業のほうについてお答えいたします。

緑地の保全の関係なのですけれども、区画整理事業も都市計画でいう開発の手法の一つでございます。その中で、一応技術基準の中では、緑地何%設けなさいよというのは決まっております、その中で調整池につきましても、こちらのほうでいきますと埼玉県の水の条例がございますけれども、1ヘクタール当たり700トンという容量を確保しなさいよという決まり事がございます。その中で平沢区画整理事業については整備をさせていただいております。先ほどの反対者とかの関係なのですけれども、一応合意形成を受けられていて、それで問題がないところから区画整理事業を取りかからせていただいている部分はございますけれども、その後、地権者交渉を重ねてご理解をいただきながら、今現在、区画整理事業は完成したという形になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 以上で、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

〔何事か言う人あり〕

---

#### ◎発言の訂正

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高まちづくり整備課都市計画担当副課長 すみません。先ほどの吉本委員様の住宅リフォームの件数の業者数が、何社ずつ取った仕事のほうをされたのかということで、集計のほうの数字が間違っておりましたので、再度修正をさせていただきたいと思います。

こちら、9件を受けられた会社が2社、5件受けられた会社が1社、2件受けられた会社が2社、1件受けられた会社が9社、合計36件でございます。

おわびして訂正をさせていただきます。

---

○狛守勝義委員長 入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午前11時40分

---

再 開 午前11時41分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 決算書25ページ、主要な施策では23ページになります。

鎌形球場使用料、令和5年度32万2,700円から令和6年度では71万500円と倍増している理由は、  
お答えをお願いします。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

鎌形野球場の使用料が倍増の理由についてですが、こちらにつきましては、まず件数ですけれども、令和6年度が108件、令和5年度が41件ということで、件数については約2.6倍の利用率になっております。金額のほうにつきましては、委員ご案内のとおり、令和6年度が71万500円、令和5年度が32万2,700円ということで、約2.2倍に増加しております。この理由ですけれども、コロナ禍で活動が制限されていた令和5年度に対し、令和6年度はそうした影響がほとんどなくなったことが金額の増加につながっていると考えられます。また、令和6年度には鎌形野球場の使用を希望する複数の町外団体さんが新規に登録をされておまして、そうしたことも利用率の増加につながっているというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 新規団体があるということなのですが、主要な施策の23ページを見ると、総合運動公園使用料というのがありまして、そこは238件で99万5,600円、108件に比べてかなり倍以上多いのですが、そこにはあまりそれほど差がないというか、あるのですが、町内、町外の団体という答弁がありましたけれども、この108件のうちの町内、町外の団体と、それでいうとその総合運動公園の町内、町外の団体の内訳と、あとその単価というか1回の使用料を教えてください。

○狛守勝義委員長 橋本委員に申し上げますけれども、総合運動公園については申告はないみたいなのですが。

○橋本 将委員 承知しました。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

鎌形野球場。新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

すみません、今ちょっと手元に町内、町外の比率等についてはちょっと資料を持っておりませんので、すみません、その辺につきましてはちょっと答弁ができませんので、後ほど情報のほうを提供させていただければと思います。

もともと総合運動公園のほうがあまり変わっていない状況なのですが、こちらにつきましては町外の野球チーム、こちらのほうがかなり多くの利用率を占めている状況が続いておまして、鎌形野球場の新たな入ってきた団体さんにつきましては、鎌形野球場のほうをメインに使っている

ような状況がございます。それなので、鎌形野球場のほうが増加しているというような状況になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは1点。決算書49ページ、自動販売機管理料についてです。

設置の期限と入札の時期についてお伺いをしたいと思います。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 自動販売機管理料、設置の期限と入札の時期についてお答えいたします。

生涯学習課の所管する施設において自動販売機の設置は、B&G海洋センター、図書館、ふれあい交流センター及び北部交流センターの4か所がございます。令和6年度は、自動販売機管理料として、B&G海洋センター6万6,904円、図書館6万円、交流センター2か所で12万円の収入がございました。

B&G海洋センターの自動販売機でございますけれども、こちらにつきましては、B&G財団の上部組織でございます日本財団より、指定の寄附型自動販売機、夢の貯金箱というものを設置をして、毎年度嵐山町の行政財産使用許可に基づき契約を更新しております。したがって、設置の期限につきましては、毎年度末ということになります。入札につきましては契約更新となりますので、入札等はございません。

図書館の自動販売機につきましては、嵐山町社会福祉協議会において契約を行い、設置場所である図書館に管理料が支払われております。社会福祉協議会に確認いたしましたところ、令和4年度に見積り合わせにより事業者を選定し、その後は1年ごとの自動更新延長となっております。社会福祉協議会の収益事業として実施をしており、その財源を利用して各種補助団体への補助金交付等に活用しているということでございます。

交流センター2か所の自動販売機につきましては、令和4年度に各社の提案内容の中から最も有利なものを選定の上、現在の設置業者を決定しており、同年に協定書を締結をいたしまして設置を許可しております。協定の期限につきましては、令和7年6月30日までの3年間で、その後につきましては1年ごとの自動更新延長となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 ありがとうございます。これは1年間6万円ということで、ほぼ全ての自動販売機が同じような値段ですけれども、これは金額的には大体いつも同じような金額で決定しているということなのですか。入札というのは何年ごとに行われるのですか。新しい業者に替わるとか、

そういったことというのは。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、B&G海洋センターについては、日本財団のほうの指定の自動販売機になりますので、入札はございません。ほかの施設につきましては、社会福祉協議会のほうで選定をしているということで、あとは、交流センターにつきましては、令和4年度に協定書を締結したということで、入札等は、その後はこちらが予定しない限りないということになると思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は決算書の85ページ、ボランティア活動支援事業の内容について。

それから、決算書の89ページ、国際交流推進事業の内容について。

以上です。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 では、まずボランティア活動支援事業の内容についてお答えいたします。

年度当初に生涯学習課の窓口において、個人または団体のボランティアの登録または更新、社会福祉協議会において行うボランティア保険の加入手続への支援を行っております。また、随時ボランティアの要請があった際の情報聞き取りとマッチングを職員のほうで行っており、これらの事務等に必要な消耗品の購入等に費用を要しております。

続きまして、国際交流事業の内容についてお答えいたします。本事業は、嵐山町の国際化推進の中心的な役割を担う嵐山町国際交流協会R I Aへの活動支援を目的としております。同協会が行う日本語教室について、毎週土曜日の夜にふれあい交流センターにおいて実施をしていただいております。各国から転入をされてこられた方が授業を受けている状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 今、ボランティアに関しては登録ということをおっしゃっていましたが、数はどれくらいになるのかと。

それから、交流センターの交流の関係でも交流事業、毎週土曜日、いろんな形でやっていらっしゃるという、この参加人数が分かれば教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 まず、ボランティアの登録の団体数及び個人登録数についてお答えいたします。

令和6年度につきましては、団体の登録が21団体、会員数にいたしまして延べ277名の登録がございました。また、個人の登録者につきましては7名の登録がございました。

続いて、国際交流協会の日本語教室の状況についてお答えいたします。合計で40回実施をしております。参加者につきましては、延べ97人の参加がございました。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な政策の22ページですけれども、ふれあい交流センター、北部交流センター、南部交流センターのコロナ禍前との利用料の比較、ごめんなさい、これ利用料と書いていない。利用者数ですか、そして各体育施設の使用料のコロナ禍前との比較を伺います。

それから、主要な政策の136ページです。ふれあいじゅく講師謝礼、歌謡健康ダンス教室、1回7,000円掛けるの33日間ということなのですが、講師謝礼の基準を伺います。

それから、153ページですけれども、放課後子ども教室の参加児童数と、それから評価と課題を伺います。

同じく154ページですけれども、図書館の平均利用人数と1人当たりの貸出冊数、そして電子図書の利用者人数を伺います。

それから、同じく154ページ、杉山城跡への来訪者数を伺います。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 では、まず各交流センターの利用状況について、コロナ禍前との比較についてお答えをいたします。

ふれあい交流センターは、コロナ禍前の令和元年度が件数でいいますと1,780件、金額で179万円に対し、令和6年度が2,781件、162万円と約1.5倍の利用率となっております。

北部交流センターにつきましては、令和元年度が206件、約28万円に対し、令和6年度が510件、約45万円と、件数では2.5倍、金額では1.6倍の利用率となっております。

南部交流センターにつきましては、令和元年度が93件、約5万円に対し、令和6年度が239件、約7万円と、件数では2.6倍、金額では1.4倍の利用率であり、いずれの施設でもコロナ禍前に比べて利用が増加している状況でございます。

次に、体育施設のコロナ禍以前との比較状況についてお答えをいたします。鎌形野球場でございますけれども、令和元年度が86件、48万4,500円に対し、令和6年度が108件、71万500円で、件数については1.3倍、金額については1.5倍となっております。

次に、B&G海洋センターでございますけれども、令和元年度が787件、金額が76万5,700円、令和6年度が767件、金額が40万4,100円ということで、件数についてはほぼ同数、金額については0.5倍ということで半減してございます。

総合運動公園につきましては、令和元年度が156件、金額が14万400円、令和6年度が238件、99万

5,600円ということで、件数については1.5倍、金額については、先ほど橋本委員のほうの答弁でもご説明申し上げましたけれども、町外の野球団体が新たに加わったということで、7.1倍ということで大幅に増加をしております。

町営武道場につきましては、令和元年度が113件、3万7,400円、令和6年度が335件、2万9,600円ということで、件数は3倍、金額については0.8倍ということでございます。

菅谷中学校体育館が、令和元年度は256件、10万8,800円、令和6年度が348件、11万4,400円ということで、比率につきましては、件数が1.4倍、金額については1.1倍ということでございます。

玉ノ岡中学校体育館は、令和元年度が33件、1万3,200円に対し、令和6年度が59件、3万2,200円ということで、件数は1.8倍、金額は2.4倍となっております。

菅谷小学校体育館につきましては、令和元年度につきましては、免除団体の使用のみだったということで、有料の団体についてはゼロ件でございます。令和6年度につきましては65件、2,600円ということでございます。

志賀小学校体育館につきましては、令和元年度が85件、5万5,800円に対し、令和6年度が104件、6万4,800円ということで、いずれも1.2倍の増となっております。

七郷小学校体育館につきましては、令和元年度が124件、4万3,800円に対し、令和6年度は85件、3万9,400円ということで、件数については0.7倍、金額については0.9倍となっております。

鶴巻運動公園につきましては、令和元年度が167件、4万1,200円に対し、令和6年度は112件、3万300円ということで、ともに0.7倍となっております。

花見台第1公園につきましては、令和元年度が178件、9万8,900円に対し、令和6年度が101件、4万6,800円ということで、件数については0.6倍、金額については0.5倍となっております。

菅谷テニスコートにつきましては、令和元年度が911件、68万3,200円に対し、令和6年度は1,099件、66万8,800円ということで、件数については1.2倍、金額についてはほぼ同額となっております。

続きまして、ふれあい講座、これすみません、ふれあいじゅくでなくてふれあい講座になります。ふれあい講座の歌謡健康ダンス教室、講師謝礼の基準についてお答えいたします。生涯学習課では、町の一般的な講師謝礼の基準額に基づき、町内講師については1回7,000円、町外講師につきましては1回1万円を謝礼としてお支払いをしております。

続きまして、放課後子ども教室の参加児童数及び評価・課題についてお答えいたします。令和6年度は57人の登録があり、通常活動が27回、特別活動が17回の計44回の活動で、延べ719人の参加がございました。評価といたしましては、コロナ禍において落ち込んでいた登録者数が回復傾向にあり、活動回数は大幅に増やして実施できており、昨年度については埼玉県内でも先進的な取組を実施している教室として視察を受けたこともあり、大変すばらしいと感じております。また、課題といたしましては、七郷小学校のふれあいじゅくや各校の学童保育との通常活動日がかぶっており、参加者が限定されてしまうことが挙げられます。

続きまして、杉山城跡の訪問者数についてお答えをいたします。令和6年度は、年間の観光入込者数が8,000人となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館館長 それでは、図書館の利用状況についてお答えいたします。

初めに、昨年度の図書館の利用人数ですが、1年間で約4万4,000人でした。1日平均約150人の方々にご利用いただいております。

次に、貸出冊数ですが、1人当たりの貸出冊数は平均すると約4.3冊です。

電子図書館についてお答えいたします。嵐山町の登録者数は、昨年度末で287名でした。ただし、この中では学校の児童数、生徒数は含まれておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 交流センターと体育施設のを比較してみて、コロナ禍より当然ある一定程度増えているのですけれども、B&Gに関しては、プールが6年度はなかったのですか、去年は。そのことを伺います。

あと、北部地域の体育施設と、それから北部交流センターも減っているのは人口的な問題なのが、高齢者が多くなったというふうなことが課題になっているのか伺いたいと思います。

それと、ふれあい講座のことなのですが、33日間やるというのは、歌謡健康ダンス教室のみを33日間やるということは、ちょっと私は異常であるかなと思うのです。ほかのことでも、公民館事業などでも発表会があったとしても、その講師に開催した回数だけ出すということはないと思うのですけれども、開催した回数というのは幾らなのか。33日間というのはちょっと、大体平均として5回から7回ですよ。4回も多いと思うのですが、これはどういう理由からなのか伺いたいと思います。

それと、図書館の平均利用者数というので、1人当たりの貸出冊数というのは、この比企郡下の他の自治体、県内の他の自治体と比較してどのような感じになるのか。電子図書の利用者数は287名ということで、これは1日平均の、287名がいるということだから、逆に言えば図書館に来て利用しない方が287名というふうに考えていいのかどうか伺いたいと思います。

杉山城跡の来訪者数ですけれども、8,000人というのは、これ土日で平均すると大体どのぐらいになるのか。よく皆さんスタンプを押していらっしゃいますけれども、その回数で、この来訪者数をどのようにしてカウントしたのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

まず、B&G海洋センターのプールが令和6年度に実施があったかについてお答えいたします。プールにつきましては、ちょっとすみません、正確な年度は定かではないのですが、令和の初め頃に使用のほう中止ということになりまして、その後、再開のほうはしてございません。現在、中の機械類がそのままではもう使えない状況になってございまして、修繕等が必要な状況でございます。すぐには再開できないという状況になってございます。

続きまして、北部交流センターの利用が減っていることについての要因ということでお答えをさせていただきます。北部交流センターにつきましては、もともと利用者が、ある程度固定ではないのですが、限定されているような利用状況でございます。その中で、やはり委員お察しのとおり、高齢者の方が大分多い状況でしたので、そういった方々が活動を止められたりというようなことで件数が減っているという状況でございます。こちらにつきましては、令和4年度ぐらいからそういう傾向が続いております。

続きまして、ふれあい講座の謝金が異常ではないかというようなことなのですが、こちらの開催回数につきましては、毎年このぐらいの回数でやっておるのですが、もともとこの歌謡健康ダンス教室の内容といたしましては、テーマを決めて音楽に合わせた踊りの練習を行うということで、その中で日頃の健康増進に努めるということが大きな目的となっております。

また、練習成果を発表する機会を設けておりまして、比企地区の人権フォーラムですとか、みなくるフェスタという、3月に行うそういう集いにおきまして発表をさせていただいているということで、そういった中で細かい調整等もあるということで、かなりの回数の練習を皆さん一生懸命やっただけでございますけれども、そういった部分での回数ということで、うちのほうとしては、生涯学習課といたしましては、この回数で問題ないというふうに考えてございます。

杉山城跡の8,000人の1日平均ということですが、土日いたしますと、大体80人とかという数字にはなるかと思うのですが、例えばNHKのお城の番組等がございまして、そういったところで紹介されたりですとか、あとは一般の書籍などで杉山城が紹介されたりとかいたしますと、やっぱり一時的に注目度が集まりまして、そういったときは、多い日で300人とか、そういう来場者数があったりもします。そういったこともございまして、一概には言えないのですが、大体、平日も含めてかなりの方が来られていまして、土日については杉山城跡保存会さんのメンバーの方が、土日にテントのところでご案内をさせていただいたりしているのですが、半日いるだけでも50人以上は来るよというようなことは伺っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

〔「失礼いたしました」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 失礼いたしました。答弁漏れということで、

数のカウントの仕方なのですけれども、こちらにつきましては、リーフレットの配布枚数で数をカウントしてございます。だから、こちらにつきましては、決して実際の数とは異なるのですけれども、一人の方がたくさん持っていったりとかということは通常ないと思われまので、大体、実際の来訪者数と同じぐらいであろうというふうに捉えて、観光の入込者数ということで報告をしております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館館長 それでは、1点目の貸出冊数ですけれども、1人当たり約4.3冊という数字は、ほかの比企の市町村と比べてどうかということだったのですが、これは一番多いのが東松山市です。続いて嵐山町が入っております。以上です。

2点目につきましては、電子図書館の登録者数が287名ということで、登録してあれば図書館に来なくても自分で読みたいなというときに読めるという形なのですけれども。ですから、来なかった人が287名ということではなくて、登録している方なので、その方は図書館に来てもいいし、家でも借りられるということです。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。北部地区の学校、小学校、中学校、ごめんなさい。不足分なのです。学校、小学校も北部地区も利用回数が減っています。それも、やはり子どもは使わなくて大人の方が使うものですよ、体育施設は。それもやはり北部地区の方たちが減っている要因というのは、どのように分析するかというのを伺いたいと思います。

そして、健康歌謡ダンス教室ですけれども、33日間というのは、ほかの今までの利用回数と比べてどうなのですか。あまりにちょっと、33日間というのは多過ぎないですか。それも、講師謝金を払うというふうなものがあるのかと思うのですが、その点について伺います。

○狛守勝義委員長 2点でいいのですね。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 では、私のほうから、北部地区の利用者の減少している状況ということで、どう考えるか、分析しているかということでお答えをさせていただきます。

もともと減少の要因といたしましては、皆様ご承知おきのとおり、コロナ禍の部分で利用が大幅に落ち込んだというのが、まず原因としてあるかと思っております。その後、南部とふれあい交流センターですとか、体育施設等につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、利用状況が回復している状況なのですけれども、北部地区につきましては、委員ご指摘のとおり、回復がなかなか思うように進んでいないという状況がございます。これらの内容として、共通して言えるこ

とというのは、やはり高齢化に伴う活動団体の活動の解散ですとか、そういったものがまず一番大きな要因として挙げられるかと思います。

また、子どもたちの利用につきましては、利用の免除という制度がもともとございますので、子どもたちが使っていないかということそうではないのです。料金に反映されていないだけの話なので、子どもたちの利用については、大きな減少等は見られないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

ダンスの33日間が多いのではないかということなのですが、先ほど副課長からお話をさせてもらったのですが、発表があるということで、ある程度しっかりしたものを発表したいというのがあります。それには、なかなか短い回数ではできないというのがありまして、日数的にはこのくらい例年必要になってくると思いますので、日数的には妥当かなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で、生涯学習課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 零時14分

---

再 開 午後 1時25分

○狛守勝義委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課に関する部分の質疑を行いたいと思います。

それでは、佐藤委員から質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 主要施策の139、145ページの菅谷班教育研究会負担金の内容と効果をお願いします。決算書の、いろいろすみません、ページが分かれてしまっているのですけれども、各小中学校、幼稚園の室内化学物質測定業務委託料の内容と効果をお願いします。

それから、決算書247ページ、廃棄物収集運搬委託料の実績内容をお願いします。

それから、主要施策の各小中学校、幼稚園の清掃委託料の実績内容について教えてください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答えいたします。

菅谷班教育研究会負担金の内容と効果についてです。菅谷班教育研究会は、菅谷班の教職員が主体となって職能の向上、教育の振興を図り、地域社会の文化発展に貢献することを目的とした会です。負担金はこの会の運営に充てられています。効果ですが、学校における各教科領域における様々な活動として取り組まれ、教育活動の一助となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、残り3つについて答弁させていただきます。

まず最初に、各小中学校、幼稚園の室内化学物質測定業務委託料の内容と効果について答弁させていただきます。委託内容は、シックハウス症候群を引き起こす化学物質であるホルムアルデヒドの濃度を計測するものでございます。効果といたしましては、基準を超える数値が計測された場合、目やのどの刺激、頭痛、めまい、吐き気などの症状を引き起こす可能性がある化学物質のため、小まめな換気をすることで良好な学習環境を確保するものでございます。

続きまして、廃棄物収集運搬業務委託料の実績の内容でございます。各小中学校5校で出されるものになります。可燃物、週2回の収集で計104回、資源プラスチックにつきましては月1回で計12回、廃プラスチックにつきましても月1回で計12回、金属類、不燃物につきましては年3回で3回でございます。続きまして、ガラス類、不燃物も年3回で3回でございます。

続きまして、嵐山幼稚園になります。可燃物、週1回で計51回、資源プラスチックにつきましては月1回の計12回、廃プラスチックにつきましても月1回の12回、金属類、不燃物、ガラス類と不燃物につきましては年3回で3回でございます。

続きまして、学校給食センターにつきましても、可燃物が200回、不燃物については43回となっております。

続きまして、各小中学校、幼稚園の清掃委託料の実績及び内容になります。菅谷小学校につきましては、校舎、トイレ、床の洗浄清掃、七郷小学校につきましては、校舎の窓ガラスの清掃、志賀小学校につきましては校舎ガラス清掃、菅谷中学校につきましては校舎ガラス清掃、玉ノ岡中学校につきましては、校舎ガラス清掃及びトイレ清掃、嵐山幼稚園につきましては、床面清掃、ワックス塗布清掃、じゅうたん洗浄清掃、窓ガラス清掃でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 菅谷班からの質問なのですが、これは菅谷班だけあるというのは、ほかの学校には何でないのかという質問と、あとそれから、ほかの学校に何でないのかというのを教えてください。

それと、次の3番目の質問なのですが、これは古くなればなるほど、要は建物が古くなれば、すみません勉強不足でちょっと分からないのですが、建物が古くなればなるほどこういう症状が出てくるのかということをお教えください。

それと、新しい学校にもやっぱりこういう物質が入って当たり前なのです。だから、結局というか、やっぱりこういうのが、新しいのを建てても、毎回測定するのが出てくるということでしょう

か。

それと、廃棄物運搬実績なのですけれども、これは給食の残飯も入っているということでもいいのですよね。何か再利用の話みたいのがあったと思うのですけれども、あれからどうなったかというのを教えていただきたいのと、あとそれから清掃委託料なのですけれども、これは一般質問になってしまうかもしれないですけれども、この間、実は菅谷小学校の草刈りのときに、菅谷小学校の床を見る機会があって、すごい白くてびっくりしてしまって、えっ、こんなにきれいなんだと思って、七郷見たら教室の前が黒くなっているのです。要は多分あれ経年劣化もあるし、子どもたちが上履きで走ったりして、黒くなった跡がついてしまったりしていると思うのですけれども、これは学校の希望でやっているのですか。それとも教育委員会とか、要は教育総務課のほうでこれをやりましようとしているのかということをお教えください。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答えいたします。

菅谷班についてです。菅谷班、まず比企地区の自治体を5つの班に分けたもので、菅谷班のほか小川班、ときがわ班、吉見班、川島班があります。菅谷班は嵐山町と滑川町で構成されていて、嵐山町も全部の学校がこちらに所属しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、室内化学物質の原因となるものについて答弁させていただきます。

ホルムアルデヒドは、建材や家具、日用品などに含まれる揮発性の有機化合物ということなので、どのものでもある可能性がありますので、そういった形の中で、その物質がどこまで濃度が濃くなっているかということをお調べしているものにはなりません。

続きまして、廃棄物収集運搬のところの学校給食センターの残飯のほうが入っているかという点なのですが、こちらのほうは収集運搬で可燃物に残飯のほうも入っているものになります。再利用につきましては、6年度はなかったのですが、7年度の6月から残飯のほうを再利用する形で収集のほうをしているものになります。

続きまして、清掃委託料のほうになります。各学校でやる場所については、各学校で選定をしていただいて、必要なところを毎年清掃しているような形になります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 収集物、給食の残飯なのですけれども、前回お話を伺ったところ、肥料になるという話だったのですけれども、もうそのまま、要は肥料のままになっているのかと、あとそれから、残飯の量は増えているかというのは分かるかどうかと、それと、聞いた話だから、私まだ見て

いないので何とも言えないのですけれども、白米のご飯の残飯が多いというのを聞いたので、もし白米の残飯の量が分かるのだったらどのぐらい、要は出して廃棄されているのかというのが分かれば知りたいです。

それと、あとそれから清掃委託料なのですけれども、これは各学校ごとに、ここは幾ら幾ら、ここは幾ら幾らという予算が、要は平等、やっぱり人数によってもあるのかもしれないのですけれども、予算とかが決まっているのでしょうか、人数とかによって。

○狛守勝義委員長 佐藤委員にちょっと申し上げます。

今の質疑で、これは令和7年度の内容に入っている部分があると思うのですが、令和7年度の質疑はこれではできませんので。

○佐藤弘美委員 分かりました。

○狛守勝義委員長 令和6年度の質問のみ答弁していただければ。

山岸学校給食センター所長。

○山岸堅護教育委員会学校給食センター所長 残飯の量でございますけれども、正確には把握することができないのですが、昨年度からずっと量的には大きく増えたり減ったりということはなかったかと思えます。白米については、工場のほうに残った分というのを、手がつけていない分なのですが、それについては工場のほうに返す形になっていますので、白米自体を正確に残りを把握することというのは少し難しい状況です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから、清掃委託料の中の予算の計上の仕方になりますが、こちらは当初予算を組むときに各学校のほうに来年度どういう清掃をするかということを確認をいたしまして、それに応じて予算のほうを計上しているものになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私からは2点。

決算書197ページ、小川町広域適応指導教室負担金について、教室利用の人数と近年の傾向について確認をしたいと思えます。

もう一点、決算書215ページ、233ページ、要保護準要保護児童生徒就学援助費についてです。各小中学校の援助の状況と近年の傾向についてお願いいたします。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、小川町広域適応指導教室利用人数についてお答えさせていただきます。

令和6年度の利用者は4名となります。利用者数については、ここ数年横ばいという形になって

おります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから要保護準要保護児童生徒就学援助費の各小中学校の援助の状況と近年の傾向について答弁させていただきます。

援助の状況は、小中学校で206名、1,822万8,803円となっています。近年の傾向といたしましては、児童生徒数と比較しますと、援助者数の率が20%ぐらいで推移をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 小川広域適応指導教室ですけれども、98万2,054円という数字が出ていますが、この数字というのは、今ご答弁いただいた4人、これ人数とか関係してこういった数字になっているのでしょうか。

○狛守勝義委員長 その1点でよろしいですか。

○宮本大裕委員 すみません、準要保護のほうは確認だけで結構です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

お金の負担のほうですが、均等割と、あと生徒児童数に応じて負担金の額のほうは決まっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 1人どのぐらい負担という、その金額は決まっているのですか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 答弁させていただきます。

毎年金額が決まっているわけではなくて、事前にいろいろ話を決めた中で、小川町さんのほうと負担割合を人数割で決めさせていただいて計上しているものになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、まずは決算書の201ページ、主要な施策では134ページ、小中一貫教育推進事業費の前年より減額の理由と、その事業の効果です。

それから、決算書の209ページ、施策では139ページ、七郷小学校管理事業費の前年より減額の理由。

それから、決算書215ページ、主要な施策で143ページ、同じく七郷小学校の教育振興事業費の前

年より減額の理由。

それから、決算書の221ページ、主要な施策では147ページ、比企地区学力テストの内容。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから3点ほど答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず1つ目が、小中一貫教育推進事業費の前年度より減額の理由と効果についてです。前年度よりも決算が減った理由につきましては、教員の人数に変更はありませんが、県が報酬の一部を負担したことで町負担が前年より減少したことによるものです。効果としましては、児童生徒の学力向上及びいじめや不登校などの中一ギャップの解消や問題行動の未然防止でございます。

続きまして、七郷小学校管理事業の前年度より減額した理由について答弁させていただきます。前年度には教師用の指導教材購入で300万円の支出があったため、その分が減ったものになります。

続きまして、七郷小学校教育振興事業費の前年度よりも減額の理由でございます。要保護準要保護児童生徒援助の児童生徒が15人から11人と減ったための減額が主なものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 比企地区学力テストの内容についてお答えさせていただきます。

近年の埼玉県公立高校入試問題を分析し、傾向から形式まで同じ構成の問題を作成しています。県公立高校の入試と同様、国語、数学、理科、社会、英語の5教科の学力テストです。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 この小中一貫教育、そうしますと、対象者というか、これはどういう形で中身は行われているのか。要するに該当する生徒がいて、それに対してやるのか。もうちょっと一般的に、クラス全体に対して学習するのか、その辺をちょっとお聞かせください。

それから、あとはいいです。それだけお願いします。

○狛守勝義委員長 答弁求めます。吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、小中一貫教育についてお答えいたします。

この子というふうに該当の生徒を見るのではなく、広く多くの子どもたちを見るというようなイメージになっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私から3点ご質問させていただきます。

まず最初に、90番、主要施策の133ページ、教育相談員の運営事業です。教育相談員の報酬1人で、活動状況を教えていただきたいと思います。

それから、91番、これは主要施策の同じく133ページ、英会話の指導事業です。これは講師の派遣業務委託費になっておりますけれども、事業内容を教えていただきたいと思います。

3点目が92番、主要施策の134、さわやか相談員運営業務、この活動状況、いろいろあるでしょうから話せる範囲でお願いします。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 失礼いたします。教育相談員運営事業についてお答えさせていただきます。

水曜日を基本に、毎月3から4回の勤務をしていただいております。内容としましては、各種相談活動の対応をしております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから英会話講師派遣業務委託の事業内容について答弁させていただきます。

英語教員の指導の下、英語教員が行う授業に係る補助をしております。事業内容につきましては、小学校3校で180日、菅谷中学校で180日、玉ノ岡中学校で180日の授業を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 さわやか相談員の運営事業についてお答えいたします。

さわやか相談員は、町内各中学校に1名ずつ、計2名おり、報酬は2人で372万4,875円となっております。令和6年度の相談者の延べ人数は、小学校児童で105人、中学校生徒で1,211人、保護者、教職員等を含めると1,895人となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、教育相談の関係なのですけれども、要綱には、室長1名、副室長1名、相談員というふうになっているのですけれども、この相談員は、報酬を受けているのは1人だと思えるのですけれども、教職員関係者で何人かいるのかどうか、それをお伺いしたいと思いません。

それと、令和6年度のいじめ相談、不登校相談、これについては、件数を分けていただけのわけにはいかないでしょうか。いじめ相談と不登校相談、本人と保護者というふうに分けていただけたらありがたいのですが、2点お願いします。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、教育相談員についてお答えさせていただきます。

教育相談員ですが、埼玉県公立学校の教員をやっていた者を室長兼相談員として雇っております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答えいたします。

さわやか相談員が扱った中学生の相談におきまして、不登校の件数は591件、いじめ問題の件数はゼロ件です。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 分かりました。相談の関係は室長1人ということなのですか。複数いらっしゃるのかと思っていましたけれども、分かりました。

それで、6年度における本人からの相談、あるいは保護者からの相談、教職員からの相談というものも、室長さんは受けておられるのかどうなのか、状況を教えていただきたいと思います。

それと、いじめ問題の関係で、これは1番の教育相談員の関係と、連携とかそういったものは取れているのかどうなのか、それについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、教育相談員についてお答えさせていただきます。

昨年度、保護者から相談をしたいという依頼があったものは、実際に2件となります。ただ、それではかなり相談件数では少ないのではないかとのお言葉をいただくと思うのですが、相談希望がない日というものが結構ありますので、相談員、室長のほうには各校を巡回していただいて、児童生徒の情報交換や教職員への教育相談的なアプローチの指導等をしていただいております。

また、先ほどお話にありました小川町適応指導教室へ足を運んでいただいたり、また福祉のB&G子ども家庭支援センターへも足を運んでいただいて、児童生徒の情報共有や支援に当たっていただいている状況でございます。

以上になります。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答えいたします。

町の教育相談員のほうにさわやか相談員のほうに来ることは、学校のほうの相談がありますので来られないのですが、先ほど吉井指導主事がお伝えしたように、町の相談員が学校に回ったときに

相談室、さわやか相談員と情報交換をしたり、そういった対応を取らせていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私からは、主要な施策の134ページ、学校教育 I T 推進事業修繕料の内容について伺います。

もう一問が、162ページ、学校給食補助金は何食分で、学校給食費負担軽減事業補助金は給食費の何割に相当しますか。意味分かるかな。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

学校教育 I T 推進事業の修繕料の内容ですが、児童生徒が使用している学習用タブレット端末の修理費用でございます。

続きまして、学校給食の補助金の関係ですが、おおよそですが、計算をいたしますと約15万食分になります。学校給食費負担軽減事業は半年の期間で実施をしております、その期間で計算いたしますと給食費の約7%になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 134ページの I T 推進事業費のほうなのですが、こちらは児童生徒の補正でたしか上がったかなと思っているのですが、これタブレット、相当数、35台修繕したわけですが、この修繕したものというのは、今回、新年度で新しいものをまた買うわけなのですかけれども、これ引き続き使っていくことになるのでしょうか。修繕せたくしたのに使わないわけではないと思うので、どういう活用方法をするのか、そうすると未来になってしまうのか。活用はしていくお考えはあるのかだけお伺いしたいと思います。いいかな。

給食費のほうは、ではこの学校給食の軽減の負担金、半年で7%の分ぐらいにしかならなかったってことは、今、給食費は小学校、中学校でお幾らだったのでしょうか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

タブレット端末につきましては、基本的には今年度で今使っているタブレットのほうは廃棄のほうをさせていただきます。ただ、一部は残すような形になると思うのですが、基本的には処分するという形になっております。

給食費の件につきまして答弁させていただきます。給食費につきましては、小学校が、6年度については4,300円、それが7年度が5,400円、中学校につきましては、5,000円だったものが6,300円という形で増額のほうをさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先ほどのタブレットなのですけれども、250万かけて修繕して廃棄ということですが、今年度7年度使い終わって廃棄、よく売ったりしますよね。そういうことはしないのですか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 タブレット端末については、一部個人情報等も入っておりますので、そのままほかにリサイクルするとかという方法がちょっと取れないものになりますので、その面については廃棄という形でさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 教育全般に、何問かありますけれども、最初2問ほど、ページが分かりません。6年度は心理テストが実施されておられません。なぜでしょうか。

続きまして、熱中症になったと見られる児童生徒の人数を伺いたいと思います。

それから、主要の施策139、145に、埼玉県公立小学校長会、比企地区小学校長会、これ中学も同じものがあるのですけれども、ほかの学校にはないのです。それで菅谷小中だけであると。理由を伺いたいと思います。

続いて、主要な政策151ページ、幼稚園の副食費が減額になっている理由を伺いたいと思います。

続いて、162ページ、給食費補助についてです。第1子が卒業した後、補助を受けられなくなった人数について伺いたいと思います。

次の令和6年度いじめ不登校の人数については、これは総括でやりますので、ここの場合は割愛したいと思います。

次に、教員の不足はあったのか伺いたいと思います。

次のページで、外国籍児童生徒は何人いるのでしょうか。勉強についてこられたのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから、6年度は心理テストが実施されていないがなぜかという点につきまして答弁させていただきます。

委員が多分おっしゃっているのが、小中一貫教育推進事業で実施している心理テストかと思えます。6年度についても実施はしております。ただ、今回より主要な施策の記載方法にのっとりまして、表記だけを変えさせていただきましたものになります。

なお、決算額といたしましては39万4,560円というものになります。

それと、負担金があるが、菅谷小中だけであるかという点について答弁させていただきます。町

内各学校とも請求はございます。ただ、請求が町単位で集約されたものとなっておりますので、小学校分は菅谷小学校、中学校は菅谷中学校に支出科目を設定させていただいているためでございます。

続きまして、幼稚園副食費が減額になっている理由について答弁させていただきます。該当世帯の減によるものでございます。

続きまして、給食費補助、第1子が卒業し補助を受けられなくなった人数はについて答弁させていただきます。令和6年度より全児童生徒が補助対象となっておりますので、受けられなくなった児童生徒はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 では、まず熱中症についてお答えさせていただきます。

熱中症になったと見られる児童生徒の人数は154名になります。そのうち医師に熱中症と診断されたのは3名となります。

続きまして、教員不足についてお答えさせていただきます。教員不足はございません。

続きまして、外国籍児童についてお答えさせていただきます。外国籍児童生徒につきましては8名になります。言葉が分からないということが障壁になり、勉強が分からないということはございません。

以上になります。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか、心理テストは実施しているわけですか。ちょっとどこにあるのか教えてもらえますか。この心理テストの効果です。どういう効果があったのか、あるのでやるのか。ちょっと伺いたいと思います。

熱中症になったと見られる児童生徒が154人。昨年ちょっと、昨年でしたよね、学校の中であったということで報告もありましたけれども、登下校の中でもやっぱりあるのでしょうか。これどういう状況の中であったのか、登下校の中でもあったのか、ちょっと伺いたいと思います。

負担金の関係は、そうですか、菅谷小中が代表してやっていると。名前出しているというだけで、全校長、教頭、全てそこが関わるという理解でよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

幼稚園の副食費なのですけれども、人数の減ということなのですか。ちょっとそれにしても金額大きいなと思ったのですけれども、それ以外はないわけなのですね。副食費で限定されていますから。ないわけなのですか、ちょっと確認で伺いたいと思います。

そうか、そうかというのは、給食費の補助なのですけれども、第1子が卒業した後、3人いた場合、第2子が今度第1子になるわけなのですか。そういう扱いになって、むしろ補助の対象が広がるというわけなのですか。そうではなくて、第2子は今まで半額でしたから、半額でしたよね。

〔「半額じゃない」と言う人あり〕

○川口浩史委員 全額。そうではないよね。第1子、そうか、2分の1だよ。3子以降から全額だものね。第2子はだから同じ、第1子が卒業した後、第2子は2分の1のままなのですか。第3子の方が全額補助という形だけなのですか。ちょっとよくそこが分からなかったの、伺いたいと思います。

あとは結構です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

hyper-QUの効果のほうなのですが、1としまして学校生活意欲、2としまして学級満足度、3つ目としましてソーシャルスキルの尺度、その3つの尺度から構成されており、子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状況を調べることができるものでございます。

続きまして、負担金のほうですが、委員のおっしゃるとおりでございます。

続きまして、副食費が減額になっている理由、該当世帯の減によるもの以外に何かありますかということですが、それ以外はございません。

続きまして、給食費補助のほうになります。こちらのほうが補助対象となる方というところでお聞きかなと思いますので、そちらのほうの説明をさせていただきたいと思います。全ての項目を満たしている方が対象になりますが、1としまして、町内に住所を有している、2としまして、小中学校に在籍する児童生徒を養育し、そのうち1人目以降の児童生徒が嵐山町の町立の学校に通学していること、3としまして、嵐山町の学校給食を滞納していないこと、4としまして、生活保護や就学援助等ほかの公的扶助制度により学校給食費に相当する額の支給を受けていない者、こちらの全てを満たしている方であれば、学校給食費の保護者が実際に負担した児童生徒のうちの1人目及び2人目は2分の1相当、3人目以降については全額という形で補助のほうをさせていただいているものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、熱中症について回答させていただきます。

こちら154名なのですが、登校時から下校時までの学校の管理下の中での人数となっております。ただし、下校に関しましては、あくまでも保護者等から学校に「熱中症っぽくなっちゃった」とか、「熱中症みたいなんです」というような訴え、申告があった者の人数が入っています。登校時何人、授業時何人、体育の授業で何人というところまでは、申し訳ありません。今現在聞き取っていませんので、そちらの詳細な資料についてはございません。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 すみません、1つ答弁漏れがありました。心

理テストの記載しているところになります。決算書でいう201ページの14番です。小中一環教育推進事業の10の需用費、1の消耗品費になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 熱中症の関係で、3回目なので、もう一回できればいいのですけれども。小学生の子どもも大変重いかばんを背負って登下校をするわけです。できるだけ軽いほうがいいなど。どうしても持ち帰らなければならないものというものはあるわけですが、できるだけ軽くしたほうがいいと思うのです。お金かけないでやるには、そういう対策を取ったほうがいいと思うのです。

それで、先ほどのタブレットの関係ですが、タブレットを持ち帰らなければいけないというのは何か学習上あるわけなのですか。できれば、あの重さぐらいでも軽くしていく必要があるのではないかなど。充電は今後学校でやっていくということを私は検討すべきだ……これ駄目なのだよね。

○狛守勝義委員長 駄目です。

○川口浩史委員 これ駄目なのだ。そのくらい、それも私は熱中症の要因にあるのではないかというふうに思うのです。タブレットも。いろんな自治体で、ランドセルに何、クーラーボックスではない、氷ではない、何か入れて……

〔「保冷剤」と言う人あり〕

○川口浩史委員 保冷剤。保冷剤を入れているとか、そういう対策を取っているところもあるわけですが、それはお金かければそういうことは……私も必要だと思います、そういう対策も。嵐山町は暑い町ですから。でも、取りあえずそういう体制が取れないのであれば、軽くすることが必要ではなかったか、そのお考えがあるのかどうかを伺いたいと思います。

それから、給食費なのですが、要は第1子が卒業した後、第2子が中学生、小学生でいた場合、第2子が幾らになるのですかということなのです。第1子も2子も半分ですから同じなのだけれども、第3番目の子どもが今度は半分になってしまうのか全額補助でいられるのかということだったのかを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、熱中症についてお答えさせていただきます。

まず、委員からご指摘あったように荷物についてですが、教育委員会のほうから各校へ、極力学校から持ち帰る荷物等を少なくするように、また持ってくるもの等をうまく置いていくなどして、児童生徒の荷物を軽くするようには指導、指示を今現在しているところでございます。

また、熱中症との要因というお話もありましたが、熱中症というのは切り傷、擦り傷と違って難しいものでございまして、その日の児童の睡眠時間、朝食を食べたか食べていないか、前日夜から当日朝にかけて体の中にどれだけ水分が残っているかなど、一概にこれが原因だから熱中症になる

とは、大変言いづらいものになります。なので、そういうのも要因として、今後こちらも考えていく必要があるかなというふうに思っております。

また、タブレットの持ち帰り等につきましては、教育委員会のほうからもAIドリルというものを使っておりまして、そちらのほうを家庭学習で取り組む、または各学年、学校の発達段階においては、総合的な学習の時間のまとめ等を家庭でタブレットでまとめるなどの取組をしておりますので、家庭での学習で使っている様子は見られるかなと思います。

以上になります。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、学校給食費補助の子どもの数え方につきましてお答えさせていただきます。

児童生徒に3人在籍しているとしまして、第1子が半額、第2子が半額、第3子が全額補助になります。そして、1番上のお子さんが中学3年生を卒業しますと2人残りますが、2人目の方が今度は第1子とみなされまして2分の1補助、3番目のお子さんは第2子とみなされまして半額補助ということになります。そのように学校に在籍している児童生徒の数で1番目から数えていくという方法になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の132ページで、社会科副読本「らんざん」の編集経過を伺います。

私、ペーパー版の分は非常に気に入っていて、よくできているなといつも思っているのですが、どういうふうな形でデジタルは作ったか伺いたいと思います。

次に、145ページと147ページ、菅谷中と玉ノ岡中の水泳指導委託料、それと授業の進行、バスについて伺います。

149ページですけれども、幼稚園正規職員4名、それから会計年度任用職員数の13名の職務を伺います。ちょっと人数が多いかなと思ひまして。

151ページです。園児送迎バス、会計年度任用職員4人の職務体制を伺います。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 社会科副読本についてお答えさせていただきます。

令和2年以来の大改訂となりまして、学習指導要領に沿った内容で改訂を終えることができました。

以上になります。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから水泳指導委託料につきまして答弁させていただきます。

水泳指導委託の内容は、プール施設の利用料9日間と、指導員派遣18人でございます。指導時間は70分で、グループを2つに分けて、体操を実施後、泳ぎの練習を行います。バスは、行政バスと貸しバスを併用し送迎を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは幼稚園関係につきましてお答えさせていただきます。

149ページの幼稚園の職員につきましてお答えいたします。幼稚園の正規職員は4名ですが、そのうち1名が育児休業を取っており、その分をフルタイムの会計年度職員の配置で補いました。そのため、給料4人分は、正規職員3名とフルタイムの会計年度職員1名となり、その職務は、主任1名、担任3名です。会計年度任用職員13名は、園長1名、副担任2名、預かり保育及び保育補助4名、事務1名、用務員1名、除草作業等環境整備4人になります。

続きまして、151ページ、園児送迎バスの会計年度任用職員の職務体制をお答えいたします。バス2台を4名で交代にて運行しております。1人当たりの勤務時間は1日5時間となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、社会科副読本なのですが、前回ではなくて、あの当時のペーパーベースができたときに、全員社会科の先生たちが集まって作ったというので、内容的にも私は嵐山町の議員が見たほうがいいなというふうな内容だなと思ったのですけれども、これはあれですか、もしかしたらAIに作ってもらったとかいうばかな話はない、ばかなことではないけれども、そういうこともあり得ますよね、今だったら。どういうふうな形で編集したかということを知っているの、これは、今の答弁はどうかなというふうに聞いていたのですけれども、伺いたいと思います。

菅谷中と玉ノ岡中の水泳の指導委託料なのですが、これは2つの中学校を一緒にやっているということはないですね。それで、どういうふうにして18人体制で、3学年18人体制でというのですけれども、授業の進行70分で、バスについては行政バスということですが、具体的には、各学年でどんな形で進行しているのかということを知りたいと思います。

あと、幼稚園の職員の体制については分かったので、いいです。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 では、社会科副読本についてお答えさせていただきます。

私の理解不足で大変申し訳ございませんでした。副読本について編集ですが、中学校の社会科教員をやっていた者を委員長として1名、そして小学校、中学校から社会科教育、社会科主任を1名ずつ出していただいて計5名、そして教育委員会の指導主事が1名入って、7名で編集作業に当たりました。過去の本の文言の修正、また新たな写真撮影や取材等を行って仕上げたものになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから水泳指導のほうの実施方法について答弁させていただきます。

グループを、菅谷中学校2、3年生の1つのグループ、玉ノ岡中学校の2、3年生で1つのグループ、菅谷中学校と玉ノ岡中学校の1年生で1つのグループということで、3つのグループをつくらせていただきました。実施日については、菅谷中学校の1年生と玉ノ岡中学校の1年生、同じグループということで3日間、それと菅谷中学校の2、3年生で3日間、玉ノ岡中学校の2、3年生で3日間という形で水泳の授業のほうを実施しております。

実施のスケジュールとしましては、実際、泳いでいる、プールに入っているのが先ほど言った70分という形になりまして、あとはバスの移動だとか着替え、終わってからの着替えと戻ってくるバスという形でスケジュールを組んで、1日140分という形で実施しているものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 社会科副読本の「らんざん」というのは、私は、航空写真があったりしてちょっと面白いなという、ほかのとちょっと違うのかなという感じがあるのです、もともと、見ている。それで、今10年ぐらいたっていると思うので、工業のあれとかも全部変わってきていると思うのです。その部分が、私は、すごく議員としてとっても役に立つというのがあって、デジタルですから、その部分がある程度リアルに変更できるのかなというのもあるのですけれども、一旦作ってしまったらデジタルはもう編集しない、それからまた全然やらないのか。これ私は本当にいいなというふうに思っていたので、実際にはどこかで見たいと思っているのですけれども、現実的には今、見られないですよ。その部分を公開、公開はできないのだ。その部分を考えると、この社会科副読本「らんざん」の作り方というのは、ほかの自治体の、やっぱり同じように副読本を作ると思うのですけれども、私はほかの自治体も同じように作っているのかどうか分からないのですけれども、ほかの議員に見せても、他の自治体の議員に見せても、かなりいいなというふうに評価はされているのです。なので、もう少し丁寧に、その編集経過というのは、こういうふうにしてこういうふうにして作りましたというのではなくて、どこかのところにポイントを置いてやっていったかというのがあるのもいいのかなと。見てもいろんな白地図なんかも使って、どこにこれを入れるとかいうの、面白いなと私自身は、社会科の副読本なので、とても興味を持って見ているのですけれども、そういった点についても説明していただければいいかなと思うのですけれども。難しいか。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、副読本についてお答えさせていただきます。

現行、今回の編集の過程では、先ほど委員がおっしゃったように、やはり写真がかなり古いもの

が多くありましたので、その写真は全て新しいものに、古いものでも使えるものは使いながらも、新しく変えたほうがよいものに関しては新しい写真に変えたり、掲載している企業からも何か新しい写真を頂けないかということで、今の嵐山町の内容が分かる副読本になっておりますが、しかし、学習指導要領に沿ったものにしないといけないので、学習指導要領が現行のものに変わってからの改訂は、大きなものは行われていなかったということが分かりましたので、現行の学習指導要領に沿うというところも新たな視点として加えて、副読本の改訂をさせていただきました。

現状、議員様のほうが読めるのかというお話があったのですが、現状、児童が持っているデジタル教科書ビューアというものを使ってその副読本は見ることができます。なぜそうなったかというところ、せっかくデジタルですので、ただのデジタルの本ではなくて、写真を、画像を押したら、何とそこから動画が流れてくるだとか、人の顔を押したら、そこを押すと何とインタビューが流れるとか、現在向きの副読本になっております。ただ、やはりどうしてもそのようなものは、子どもの教育的部分で出しますだとかというのがありますので、今ある副読本をそのまま提供するというのは現状難しいかなと。なので、そのような状態を非公開にし、かつ教科書ビューアを見れないで何か公開できる方法はないかなということに関しましては、今後検討していかなければならないかなと、編集に携わった者として考えているところでございます。

以上になります。

○狛守勝義委員長 以上で、教育総務課に関する部分の質疑を終結いたします。

引き続き学校統合推進課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 主要施策148ページ、中学校施設改修事業漏水修繕工事の内容と業者の選定理由は、お願いいたします。

○狛守勝義委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 それでは、お答えいたします。

中学校施設改修事業の漏水修繕工事は、令和6年4、5月に菅谷中学校、玉ノ岡中学校で実施した漏水修繕工事と、令和7年1月から3月にかけて菅谷中学校耐震補強部漏水修繕工事を行ったものです。4、5月に行った漏水修繕工事は、菅谷中学校においては、教室と2階、3階の階段踊り場、それから3階、4階にある階段踊り場の北側窓、こちらのサッシ、シーリング劣化により雨漏りが発生していたため、既設シーリングを除去し、新たにシーリング材の充填を行いました。玉ノ岡中学校は、図書館トップライト窓枠シーリング劣化により雨漏りの発生があったため、既設のシーリングを除去し新たにシーリング材の充填を行いました。この漏水修繕工事は緊急に実施する必要があったことから、緊急対応が可能な業者と随意契約にて修繕を行ったものでございます。

令和7年1月から3月に実施いたしました菅谷中学校の耐震補強部漏水修繕工事でございますが、菅谷中学校の教室棟北側1階と2階の耐震補強工事実施箇所のシーリング劣化により雨漏りが発生

していたため、既設シーリングを除去し、新たにシーリング材を充填、そして天端、平らな部分に雨が直接当たるのを防ぐために水切りを設置する工事を行いました。こちらの漏水修繕工事は、嵐山町契約事務マニュアルに基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約にて修繕を行ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 緊急性があったことと随意契約であったということ、承知しました。その上でですけれども、今回、請負業者さん、南雲建装さんあるのですけれども、南雲建装さん以外での発注の実績があるかどうかということと、令和6年4月17日から令和6年9月17日に大便器洋式化というのが終わっているのですが、この時点で約100万円使っていて、残り100万円ぐらいの予算があるというふうにこの表から見てとれます。それで、最後の菅谷中学校の耐震補強部漏水修繕工事というのが、令和7年の1月15日から工事が始まっています。なので、大便器洋式化の終わった時点で、約半年ぐらいで100万円の予算が残っていると考えると、あと3番目の菅谷中学校のシーリング交換50万円ということで、残り50万使えた中で、ほかにも何か直したい要望があったのではないかと思いますので、予算を使い切れなかった何か理由があれば教えてください。

○狛守勝義委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 それでは、まず1つ目のご質問です。

南雲建装さん以外にも実績はあったのかということですが、1月の修繕工事については、2者見積りで随意契約とさせていただいておりまして、有限会社共栄建装さんというところから見積りを取った上で行ったものでございます。

○狛守勝義委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 では、予算の残額との兼ね合いの質問でございますけれども、あくまでも必要に応じた修繕を適切に行ったという認識でございます。予算の残に応じてとかあるからもうちょっととかということで、今回令和6年度の修繕を実施したものではありません。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 そうだとは思いますが、例えばその最後の菅谷中のものは、令和7年度の1月にやっているわけです。ということは、年度の途中で発見されたからやっていると思うのです。なので、これは学校側から要望があったからこういった工事の発注につながっていると思うのです。なので、ではちょっと質問を変えます。ほかに学校関係の施設から、ここを直してくれという要望があったかなかったかでいいかな、お願いします。

○狛守勝義委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 ただいまの質問にお答えいたします。

令和7年に実施しました修繕工事は、12月の議会において補正予算をお願いして修繕工事費、いただいたものでございます。中学校の施設改修でいえば、このほかには、学校側からここを直してほしいといったような要望はなかったと記憶しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で、学校統合推進課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時35分)

## 決算審査特別委員会

9月10日（水）午前9時30分開議

- 議題1 「認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第2号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第3号 令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第4号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 5 「認定第5号 令和6年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「認定第6号 令和6年度嵐山町下水道事業会計決算認定について」の審査について
- 7 「議案第45号 令和6年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」
- 8 「議案第46号 令和6年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	畠山美幸	委員
9番	川口浩史	委員	10番	渋谷登美子	委員
11番	狩守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
都築葉子	税務課収納対策室長
嶋田健	税務課課税担当主席主査
柳澤純子	町民課長
石橋正仁	町民課保険・年金担当副課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
吉川壮司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
久保かおり	長寿生きがい課包括支援担当副課長
根岸隆行	環境課長

中	村	寧	農 政 課 長
馬	橋	透	企 業 支 援 課 長
安	在	知 大	ま ち づ くり 整 備 課 長
清	水	延 昭	上 下 水 道 課 長
清	水	聡 行	上 下 水 道 課 下 水 道 担 当 副 課 長
久	保	雄 一	上 下 水 道 課 水 道 施 設 担 当 副 課 長
大	島	行 代	上 下 水 道 課 水 道 管 理 担 当 主 席 主 査
下	村	治	教 育 委 員 会 教 育 長
高	橋	喜 代 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
青	木	正 志	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
原		義 彦	代 表 監 査 委 員
青	柳	賢 治	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名でございます。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎発言の訂正

○狛守勝義委員長 まず初めに、企業支援課から昨日の吉本委員に対する質疑に対して答弁の訂正を求められておりますので、それを許可したいと思います。

馬橋企業支援課長、どうぞ。

○馬橋 透企業支援課長 おはようございます。貴重なお時間を頂戴し申し訳ありません。昨日の決算質疑の中で、吉本委員より嵐なびの収支についてご質問がございましたが、その答弁の中で差引き「マイナス58万3,373円」とお答えしましたが、正しくは「マイナス68万3,373円」でした。おわびして訂正申し上げます。

以上です。

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑は自己の意見を述べるできないこと、また質疑を含む発言は全て簡明にすることが会議規則に定められております。令和3年5月28日、議会運営委員会の答申のとおり、質疑の要旨を明らかにするために必要な範囲で自己の意見を述べることまでは制約されませんが、質疑の意味を再確認し、質疑に徹し、簡明に行うようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

全課局に関する質疑を終了しております。

これより歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑につきましては、5名の方から届出をいただいております。

初めに、渋谷登美子委員、次に小林智委員、次に藤野和美委員、次に吉本秀二委員、そして最後に川口浩史委員の順で行います。

それでは、渋谷登美子委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、全部あれするのですよね。

○狛守勝義委員長 はい。

○渋谷登美子委員 総括だから。1番目として、子どもの貧困の実態について伺います。

子どもの関係の生活保護世帯数、児童扶養手当の受給世帯数、独り親世帯数の推移について、数と分析を伺います。

次に、物価高やコロナ禍後の影響について、実態把握について伺います。それは、埼玉県平均と国の平均の比較を伺います。

それから、ヤングケアラーの把握と支援について伺います。

これ教育総務課のほうですけれども、次は要保護、準要保護の推移、スクールソーシャルワーカー一等への相談で表れている子どもの貧困によるものはあるか。欠席、不登校と貧困関連についての把握はあるか、ヤングケアラーの把握とその支援について伺います。

学習支援の利用状況、貧困な子どもの体験格差縮小の取組について伺います。

次に、2番目として、令和6年度に施行された女性支援法に基づいて、本町における相談体制と相談件数を伺います。DV、性暴力、生活困難に関する相談などがどの程度寄せられているか。また、対応と関係機関への連絡はあったのか。高校生や若年女性がアクセスできる体制整備、広報について伺います。

弁護士相談、人権相談等において、女性支援法に関わるDV、性暴力、生活困難等に関する相談件数を伺います。

次に、3番目として、令和6年度のHPVワクチン接種状況と副作用の有無、コロナワクチン接種状況と副作用の有無、相談体制について伺います。

4番目として、令和6年度における国立女性教育会館の本館以外の施設撤去についての国との協議経過を伺います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに太田福祉課長、次に高橋教育総務課長、次に安藤地域支援課長、次に菅原健康いきいき課長、最後に町長にお願いしたいと思います。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから、子どもの貧困の実態について答弁させていただきます。

令和6年度末の生活保護世帯数は180世帯、児童扶養手当受給世帯は110世帯、独り親家庭等医療受給世帯は109世帯となっております。令和5年度末と比較いたしますと、生活保護世帯は1世帯減、

児童扶養手当受給世帯は5世帯増、独り親家庭等医療受給世帯は5世帯減であり、生活保護世帯は横ばいの状況、児童扶養手当世帯は減少傾向にあります。国、県の平均の部分でございますが、埼玉県のホームページにおきまして公表されております生活保護世帯のうち、母子世帯の構成の比率につきましては、全国平均が3.9%、埼玉県平均が3.8%となっております。

続いて、ヤングケアラーの把握と支援でございますが、ヤングケアラーに関しましては、町のホームページ、また武蔵嵐山駅東西連絡通路、サイネージによる周知活動を実施しておりますが、具体的な把握はしておりません。関係機関、民生委員からの情報に基づき、支援に入ることが可能な状況であれば積極的に介入しております。

続きまして、女性支援法に基づく相談でございます。福祉課では、女性支援法に基づく支援として限定的な相談支援は行っておりませんが、生活に不安を抱えるという点での相談は随時行える体制であります。

なお、女性支援という観点で実施した令和6年度の相談は、DV、性暴力、生活困難ともにございませんでした。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは、1の子どもの貧困の実態の教育総務課関係につきましてお答えさせていただきます。

子どもの貧困についてでございますが、ここ数年、要保護児童生徒は全児童生徒の0.5%程度、準要保護児童生徒は18から20%程度で推移しており、準要保護児童生徒は県内他市町村に比べて多い傾向にあると推察されます。令和6年度において、スクールソーシャルワーカー等への相談では、経済的な心配事による相談事例はございませんでした。

欠席、不登校と貧困関連につきましては、特段把握はしておりません。不登校児童生徒には定期的に担任等が連絡を取り、保護者や児童生徒との様子から、学校から貧困を疑う不登校であるという報告はございません。

ヤングケアラーにつきましては、ヤングケアラーを疑うケースの児童生徒は今のところございません。しかし、そのような疑いがある情報を察知した際には、学校、教育委員会、福祉課、その他関係機関等が連携を取り合って現状の把握と改善に努めてまいります。

学習支援につきましては、埼玉県が実施しているアスポート学習支援教室の案内を、準要保護世帯へ決定通知書に同封してお知らせしております。利用者について報告はされておきませんので、実数は把握しておりませんが、複数の児童生徒が利用していると承知しております。

貧困な子どもの体験格差縮小につきましては、特に教育委員会で取り組んでいるものはございません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より2の女性支援法につきましてお答えをさせていただきます。

令和6年度の弁護士相談、人権相談の案件について、女性支援法に関する内容かどうかは分かりませんが、相談件数を申し上げます。弁護士相談では、女性からの相談22件、うち相続10件、近隣トラブル3件、不動産関連3件、離婚2件、就労1件、その他3件でございます。

人権相談では、昨年12月に女性の相談者から夫婦間のトラブルで相談がございました。担当した人権擁護委員は緊急性がないと判断し、関係機関に引き継ぐことはなく、さいたま地方法務局東松山支局に報告し、完了したとのことです。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、3のHPVワクチン、コロナワクチンにつきましてお答えさせていただきます。

令和6年度のHPVワクチンの接種状況につきましては、11歳から16歳の定期接種については、対象者363人、初回接種者58人、接種率16%でした。キャッチアップの対象者は965人、初回接種者は176人、接種率は18.2%でした。コロナワクチン接種状況につきましては、コロナワクチンは、令和6年度から65歳以上の方を対象に定期接種となりました。接種対象者が6,095人、接種者が1,116人、接種率は18.3%でした。副作用の有無につきましては、HPVワクチン、コロナワクチンともに副作用等につきましては町への相談はございませんでした。相談体制につきましては、厚生労働省で相談窓口を開設しています。また、HPVについては、無料のオンライン相談も開設しています。HPVもコロナワクチンも健康被害の救済を受けることができますので、健康いきいき課が窓口になり対応させていただいております。

なお、相談全般につきましては、ホームページで周知しています。

以上です。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 4の国立女性教育会館につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

令和6年7月30日、内閣府男女共同参画局長より、国立女性教育会館の機能強化、本館の存置について方針が示されました。以降、6年度中は、国、県と新法人に不要となる施設の撤去について協議はしておりません。そのほかとして、令和6年9月4日付、内閣府、文部科学省連名にて、新法人において不要となる施設を嵐山町が譲り受ける希望はないということでよいか確認する文書が届きましたので、9月30日付、公文書として譲り受ける考えはありませんと回答しております。また、令和6年9月25日、国の方針についてお互いの認識にそごがないよう、国、県、ヌエック、町の担当者レベルで打合せを行いました。その後、令和7年3月末になって埼玉県から国土交通省サ

ウンディングに参加する旨の報告があり、今日に至ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、すみません、生活保護数とそれから児童扶養手当の受給者世帯数というのがちょっと聞き取れなかったもので、もう一回伺いたいのですけれども。

それと、独り親世帯の推移については、全体の世帯数から比較してどのくらいの、割合で分析するものなのですが、その分析というのは比率でやっていかななくてはいけないのですけれども、その比率については把握していないということなのか。

物価高やコロナ後の影響についてということなのですけれども、これもまた、子どもの貧困に関しては計画、施策をつくらなくてはいけないのですけれども、それが行われていなかったということでもいいのかな。埼玉県と国との平均では、どうなのだろう。私が今ちょっとうまく書き取れなかったのですけれども、嵐山町は比較してそれほど低いほうにも高いほうにもならないということなのかどうか伺いたいと思うのです。

次、学校のほうの問題というのを私ずっとやっていたので、平成24年の段階で、要保護、準要保護は11%だったと思うのです。そして、平成30年の段階で、ちょっと今資料が出てこないのですけれども、15%でした。今日計算してみたら、計算ではないけれども、昨日のお話では20%になっています、要保護、準要保護が。そうすると、コロナ禍以後にすごく子どもの貧困率として5人に1人が、子どもの貧困をどう捉えるかというのは、大体200万世帯以下というふうになっているのですけれども、私のほうとしては判断基準がないので、要保護、準要保護の割合で見ているのですけれども、20%だと5人に1人という形になってくるのです。ちょっと5人に1人というのは、嵐山町はほかの自治体と比較して多いのではないかなと思うのですけれども、その部分の把握ができていないと支援ができていけないと思うのです。その点はどのように把握されているのか伺いたいと思います。これは、私も昨日の宮本さんの答弁で、ちょっとこれは今までにない現象なのではないかなというふうに思いました。改めて伺います。

ヤングケアラーについてもそうなのですけれども、5人に1人ということだと、やはり今いただいた中で見ていると、嵐山町の高齢化率が35%で、そして要介護の率が17.3%です。その世帯の中で障害のある方もいて、ヤングケアラー的な方がいらっしやらないというふうには思えないのです。子どもさん、特に中学生もそうだし、高校生になると嵐山では全く手が離れてしまって分からないのだけれども、中学生の段階である程度把握しなくてはいけないと思うのですが、その把握については、どのような把握の方法をなさったと思われるのか、伺いたいと思います。

体験格差と、それから子どもの支援については、アスポートがやっているので若干分かっているのですけれども、体験格差というのは今、子どもの貧困の中でも一番問題になっているのですけれども、それが、どうして体験格差がうまく捉えられないかなというのがあるのですけれども、体験

格差を捉えるようなアンケートというのは、例えば塾とか、それからどこかにお出かけしましたかというふうな感じとか、お誕生日のお祝いをするとか、そういったことは子どもたちに聞くということはできなかったのかどうか伺います。

次に、女性支援法に基づく問題ですけれども、DV、性暴力ということに関しては、それぞれ件数としてあったということですが、具体的に他機関には行かなかったというふうに考えていいのですか。今の川崎のストーカーで殺害されたお嬢さんがいらっしゃるではないですか。そのところにはやっぱり他機関に結びつかなかったとか、警察がその後フォローしなかったという問題がとても大きかったわけですが、どちらかという、すごく困っていて嵐山町に相談支援に来られる方というのは、本当に切羽詰まった方なのではないかなと思うのです。その点についての考え方として、女性相談支援体制ができていないわけなのですけれども、どのようになってその方に対応していられたのか伺いたと思います。

そして、離婚に関わるものというのは、女性にとっては生活が非常に苦しくなるのがきめんではないですか。そのところで支援ができないという、多分お子さんか何かがあったら、もう本当に一人で生活することができないわけだから、その相談支援体制ができていないということなのですけれども、その点についての細かいことにはなりますが、そういった支援体制ができる、実際にはもう嵐山町では無理というふうなことなのかどうか伺いたと思います。

それから、令和6年度のHPVワクチン接種の状況なのですけれども、16.7%とか、キャッチアップに関してもそのくらいというのは、もう仕方がないのかな、ある程度しようがないのかなと思うのですけれども、これはちょっと私、今資料、印刷したのを持ってきていないので、全国平均的に見て他の自治体とどのような関係があるのか。コロナワクチン接種に関しては、明らかに副反応というものが1,000件以上あるのです。26年度の段階で。それで、嵐山町はその自治体のうちに入っていないということがあるのかなと思って、大きな自治体があるから、例えば100万人都市なんかだったらすごく出てくると思うのですけれども、嵐山町ではそういうふうな、人口が1万7,000人で少数の方が受けているということだから、報告に関しても、報告するような状況にならなかったのかどうか、これは数値として出てきている問題なので、その点について伺います。

それから、国立女性教育会館のことですが、私が一番最初にあったというのは、これもちょっとごめんなさい、資料を印刷したのを持ってきていないのですけれども、1月19日ですか、埼玉県で町長と安藤課長、そして国のほうでは審議官、私もよくお会いする松川審議官、それと文科省の方と話し合っていて、これからやるというふうな話をされていて、そしてその中で、こういったことが一切情報として来ていないです。そのところが問題だなと思っています。

そして、これに関して言えば、私が一番問題だなと思ったのは、ワーキンググループからこの問題が提案されて、施設のことにしても問題が提案されていなく、又エックのほうからの提案であるということがある程度書かれているのです。そういったことであって、だからどうしてこのと

ここでワーキンググループの提案でないのが突然ヌエックのほうから出てくるかということの問題があって、そのことについてはもう既に話されていなくて、3月7日にこれはオンラインですけれども、安藤課長が行っています。そして、もともとヌエックの利用実績を聞きたいという形で来ているのですけれども、嵐山町のほうとしては、町の利用状況しかしていない。だから、町はほとんど使っていないということは私だって分かっています。町民の利用状況も伺っていますよね。そして、その3月28日にやっぱりオンラインで、高橋副町長と安藤課長が行っていて、そしてその中でも既にヌエックの機能強化と施設の在り方に関しては分けて考えていただきたいということになっていて、これ私ちょっとひどいなと思ったのですけれども、利用率が低いというふうに言われていますけれども、このところに関東の人からが54%、他の地域からが10%ぐらいというのは、あと36、他の地域というのはどこの地域から来ているのか分からないのですけれども、そういったことが情報公開の請求の文書の中で出てきます。

予約の在り方について、安藤課長と、今どんな感じでやっていけばいいのか。令和7年4月1日からはできないけれども、これはみんな困っているだけだという話があって、令和7年4月1日からは、研修棟は使えなくするけれども、研修棟はまだ使える。宿泊棟についてはまだ話はしないというふうな形を正式に回答していただいています。そして、嵐山町としてではなくて、これは黒字にするための採算率はどのくらいなのかというふうに県が聞いていて、5割くらいの採算があればよいというふうに言っていて、それは、そうすると平成30年に関しては1,000万円ほどであるけれども、黒字ではあったというふうに答えがされています。そして、完全移転は考えていない。町のニーズを取り組みながらシミュレーションをしていきたいというふうに話をしていて、地方創生のために嵐山町ではこういうものが町にあればいいというものはあるかというふうなことを問われているのです、審議官から。でも、それについては安藤課長としては、それは考えていないけれども、学校統合の話が出てきて、学校統合はどういうふうな形でやっていくのかということが出てきて、それで私はこのところで補助金の制度をうまく使えるように動きがあったのだなというふうに思いました。

そして、嵐山町では、紙ベースで実際の利用状況について回答するというふうなことがあって、宿泊棟についての町民の利用についてはというふうな質問があったのですけれども、私は存じませんという、知らないというふうにおっしゃっていたのですけれども、この段階で、嵐山町ですよ。私は本当に驚いたのですけれども、宿泊棟で4万人の人の宿泊を見込んで、観光DMOを考えていたということがあったら、この宿泊棟に関しては考え方が変わってきたなと思っているのです。宿泊棟には、今もそうなのですけれども、ヌエックの資料が幾つかの部屋を占拠しているのです。実際に本当に宿泊棟をなくしていいのかというのは、私はヌエックの側は、職員の側はそうではないのではないかなと思っています、これは官庁のほうの一存であるなというふうに私のほうでは考えたのです。

それで、嵐山町としては、どのような形で利用しているかというので、人権フェスティバル、それから小川町交通安全大会、それから嵐山まつりにこんなふうな形のものを使っていますというふうになっていて、それ以上のものは出していないですね。だから、嵐山町民がどういうふうに使っているかというか、他の人たちはどういうふうに使っているかとも分かっていない。そういうふうな状況の中で話がされていて、さらに4月3日に、7月3日に今度は町長と安藤課長がやっぱりオンラインで話しています。そのときにも言われているのですけれども、ヌエックの機能強化においてどのような施設が必要なのか、町のニーズに照らし合わせる必要があるのかというふうな形でやっているのか、ここのところで、本当はこういうものが必要なのかというふうな形で、特に町長も伺っていると思うのですけれども、茶室に関しては非常に欲しいというふうに女性の方たちが言っているし、音楽室なんかも、私が見ていると嵐山町の方がかなり使っているということが分かっているので、ちょっとこれはまずいなというふうに思っていて、向こう側としては、実技棟をどういうふうにして実際に処理したらいいのか分からないのかというふうな形で言われている。それに関しては、嵐山町の行政が使うものだけを出していますよね。

○狛守勝義委員長 渋谷委員にちょっと申し上げたいのですが、再質疑……

○渋谷登美子委員 いいです、いいです。このままやらせてください。こうではないとこれは、今の答弁は違うのですから。私が知っている実際の協議の内容と安藤課長が協議したのは7月30日というふうに言われていますけれども、さらにあるのです。

7月12日、オンラインで既に教育長と安藤課長が、今の7月30日に出てくる案について具体的に出されていて、それについて話し合っています。私はこれに驚いたのです。そして、さらに7月26日、これもオンラインですけれども、独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核都市の整備についての案、これが全く全て町長が了解したという形で出てきていて、文言はちょっと変えたのかもしれないけれども、そういう形で出てきていて、7月30日になぜだか突然、男女共同参画局長が午後から来るからというふうな形で話があって、そしてこのクレジット、いわゆる案についてというのが話し合われたわけです。これというのは、確かに嵐山町長には代表権があるけれども、嵐山町ではなくて住民の方がいっぱい使っているのに、そして産業振興課が、具体的には観光協会が、環境DMOでここで4万人の宿泊客を使うというふうな見込みでやっているのに、全くやっていないわけです。これというのは、私は今の安藤課長の答弁の無責任さというのですか。町長の今までの答弁ですっとやってきたというふうにおっしゃっていますけれども、これはちょっとあまりにひどいなということがあって、これからですけれども、まだ国の情報公開請求の非公開の部分はないのですけれども、こういった形について、私は、町長と嵐山町行政は、あまりに町民やそれから過去の歴史に関して不誠実だと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私の方からは、子どもの貧困の実態の部分でございます。先ほど生活保護世帯数を申し上げました。180世帯でございます。それから、児童扶養手当受給世帯は110世帯、ひとり親家庭医療の受給世帯は109世帯となっております。このひとり親家庭の部分でございますが、全世界帯の率からしますと、令和6年度1.2%というような状況になってございます。

生活保護の受給の率の状況でございますが、県のほうのホームページ、令和5年度が最新の状況になっていきますので、ちょっと遡って申し上げますと、令和元年度の母子の世帯の比率は、国、県ともに5.0、そして令和2年度は、同じく国、県ともに4.6、そして3年度は、国が4.4、県が4.3、4年度は、国が4.1、県が4.0、先ほど答弁いたしました、5年度に関しては、国が3.9、県が3.8の母子世帯の割合ということで、お子さんの数の減少というところもあるのだと思いますけれども、母子世帯の比率は年々減少しているというような状況でございます。

コロナの関係ですとか価格高騰の部分での影響ということでございますが、具体的に数字でその状況を把握しているわけではございませんが、例えば生活保護世帯に関しては、生活保護の受給の基準としては世帯の収入、この収入がその世帯数、世帯の構成人数並びに年齢層で、国が全国的に級地区分といまして、生活保護の最低生活費の単価を持っております。その世帯数の世帯の人数等々の最低生活費の基準を下回る状況であれば生活保護の受給、上回る場合であれば生活保護の受給ができないというような形になりますので、先ほど世帯数減少してはいますが、引き続き価格高騰で生活保護ということはないのかなというところがあります。ただ、お仕事等ができなくて困窮になっているという状況で、先ほど申し上げた収入等の状況によっては、生活保護の適用になっていくというような形です。

福祉課につきましては、一応社会福祉の担当と児童福祉の担当、2つの担当で業務を遂行しておりますが、離婚に伴うひとり親の関係につきましては、児童福祉の担当で業務をしております。窓口のほうで児童扶養手当の受給の手続きであったり、ひとり親家庭の医療の受給の手続きであったりしておりますが、ご両親がいた中で、お母さんだけの世帯になるような状況でありますので、渋谷委員がおっしゃるとおり、大変生活の状況が厳しくなるということですが、例えば町のほうでは子育て支援に関するこういったガイドブックを作っておりますので、こういったものをお渡ししながら、ファミリーサポートセンターという制度がありますよとか、その方の生活の中で何が足りないのかというところの部分は、その都度都度、その方の状況によって違いますので、一定程度の聞き取りをさせていただいておりますので、そういう中で社会福祉の担当とも連携をして、例えば本人の口から生活が苦しくて生活保護の相談とかもしたいのですということであれば、当然それは社会福祉のほうと連携をして、別の聞き取りをしてお手続きをしていくようなこともしております。

それから、ヤングケアラーの関係でございますが、ヤングケアラーにつきましても、先ほど答弁したとおりでございます。町として、例えばですけれども、民生委員さんは児童委員も児童福祉

法に基づいて兼ねていますので、自分の担当地区の状況は一定程度把握をしてもらっていることと存じます。年に1度、大々的に社会調査ということで、世帯の状況を確認しながら訪問等をしていただいています。特に5月に関しては、12日が民生委員の日ということで、全国的にそういった日になりますので、そこを基準に各市町村の民生委員協議会では何をしますかということがあるのですけれども、嵐山町は、民生委員の日に関しましては、特に児童世帯を主に巡回するとか、そういったこともしております。

そういった中で、例えばヤングケアラーの可能性があるとというような情報は、当然担当課のほうでも、そういう案件があれば情報は入手しますが、一方で先ほどもお話ししたとおり、おたく、ヤングケアラーですよというわけにはいかないので、その辺の、要は積極的に介入しておりますというのは支援に入ることの可能な状況になればというところがそういった部分でございまして、その関係性としましては、例えば民生委員さんが初めて訪問して状況を把握、定期的に入っただく中で、こういうことがあるよという話の中で、では役場のほうに相談しようかなというようなところでつなぎをしていただくとか、その結果、例えばいろんな団体で実施をしている食料支援だったりとか、そういった話も出てくるのだと思うのです。ですので、その世帯の状況、状況に応じてその支援の方法も考えますし、どういった形でその家庭に入っていくかという方法も考えているというのが実態でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 2番目の……

○太田直人福祉課長 女性支援の関係でございますが、答弁をしたとおりでございますが、先ほど生活困難に伴っての相談がございませでしたということでお話をさせていただきましたが、生活保護の相談のほうでは、昨年度4件ほど相談がありました。そのうち3件、保護のほうに適用になっているということでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは、学校関係につきましてお答えさせていただきます。

要保護、準要保護世帯でございますが、他の自治体よりも多いということをどのように把握しているのかということでございましたが、こちらにつきましては、毎年実績報告を県のほうにしておりますので、県内の状況を県が取りまとめをしております。その中で、まだ令和6年度の取りまとめ状況はこちらに知らされておられませんので、5年度の取りまとめ状況で見ますと、嵐山町の要保護、準要保護の率は非常に高い状況であるということが分かります。このように毎年取りまとめがございしますので、把握のほうはしておる状況でございます。

続きまして、ヤングケアラーについてでございますが、中学生の段階で把握するのが大事だというようなお考えでしたが、こちらにつきましては、スクールソーシャルワーカーですとか、さわや

か相談員など、相談活動を学校のほうでも活発にやっておりますので、そういった中で相談があれば見逃さないようにやっているとございます。

高齢化率や要介護率が高いということの中でのこともございますが、嵐山町のこの要保護、準要保護の世帯では、祖父、祖母と同居しているような状況が少ないのではないかなというふうに思っております。

また、3番目の体験格差を捉えるようなアンケートでございますが、そのような内容でのアンケートを取ったということはございません。どこのどういった塾に行っているとか、お出かけしたかとか、お誕生日会をしているかとか、そういうようなことは各ご家庭での保護者の考え方もあると思いますので、特にアンケートというものは取ったことはございません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、HPVワクチンにつきましてお答えさせていただきます。

全国の自治体との接種率の比較でございますが、全国の接種率の平均は15.4%、埼玉県は16.2%です。嵐山町では18.2%でしたので、国や県よりもやや高い状況となっております。

続きまして、コロナワクチンの健康被害ですが、令和5年度に1件申請がありまして認定されております。現在は申請に至っておりませんが、1件相談を受けている状況です。

以上です。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長、どうぞ。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、4の最初の答弁の関係だけお話をさせていただきます。

渋谷委員、答弁が違うのではないかという形でお話をいただきました。国立女性会館の問題につきましては、上期7月30日までと7月30日後、方針が決められている後と前というので内容が違います。ステージが違います。渋谷委員さんからの質問を読みまして、本館以外の施設の撤去についてというふうに書いてありますから、7月30日以降のことをご質問されているように、私はこのように解釈をしました。ですので、このような形の答弁になっておりますので、それ以外のこともということでしたら、そのような形でお答えはできただろうですけれども、私はそのように解釈をして、7月30日以降で作らせていただきましたので、そこだけのご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「町長に言ってるんです。副町長はそのときいないから」と

言う人あり〕

○狛守勝義委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから一旦お答えをさせていただきます。

まず、観光協会の関係の宿泊棟の関係もございましたので、お答えをさせていただきます。私、今、渋谷委員おっしゃったように、去年の9月から参りまして、この協議にも携わってまいりまし

た。そして、令和6年度の進捗状況ということをお知らせすると、今、安藤課長から申し上げましたように、令和6年度については、国においては、いわゆる男女共同参画機構として残すべき施設の範囲、それから敷地、そういったものを絞り込んでいくということが中心だったというふうを考えます。また、県としては、基本的に残される跡地、それから施設、そういったものについて、それを今後どう跡地利用していくかということについて、それを詰めていくというようなところでのステージになっていったというふうを考えております。

そういった中で共通してありますのは、今、渋谷委員からもお話がありましたように、国についても県においても、それぞれ町のこの女性教育会館というその地に対する思い、それからその施設と女性教育会館と町との関連性、こういったものについては、十分に認識をさせていただいている中で、その利用方法、跡地利用、これを考えていただいているということは十分感じております。そういったことについては、国においても県においても、嵐山町の立場というのは認識をしながらそれを進めていただいていると、こんなふうに感じております。

それから、宿泊棟のお話がありました。観光協会のDMO化という中で、この4万人の宿泊施設というものがなくなるということについては、さきの答弁の中でも申し上げましたが、観光協会のDMO化については非常にマイナスであると。ただ、この女性教育会館、いわゆるヌエックと観光協会、そして町という関係については、今ある施設をいかに有効に使うか、使わせていただくか、観光協会としてはそれをPRし、また観光協会が販売している物産、そういったものも女性教育会館で販売もしていただいている。そういった協力関係の下にあったということでございまして、しかしながら、このDMO化を目指したこの4万人といたしたときには、この女性教育会館が撤去あるいは移転、こういったお話はございませんでした。そういった中で共同体制をつくってきたということで、ある意味では、そういった面でその宿泊施設がなくなるということは、渋谷委員おっしゃるような現実的な損失でもあるし、今後その対応を考えていかなければならないと、このように感じているところでございます。

○狩野勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 教育総務課の答弁の中に追加をさせていただきたいと思っております。

質問事項の体験格差に関するアンケートのことについてでございます。塾や習い事等につきましては、様々な形で調査をしておりますので、そういったことは把握しているところでございます。しかし、他の体験につきましては、先ほど課長の答弁にもございましたが、経済的背景だけではなく、家庭の価値観、教育に対する考え方もございますので、そのものについて調査をするのはなかなか難しいということと、慎重に考えなければいけないと思っております。

なお、社会経済的背景と学力についての相関について様々な部分で分析がされておりますが、その指標となるのは家庭にある本の冊数で調査が多くの場合にはされてございます。それにつきましては、全国学力・学習状況調査の中で調べてございますので、嵐山町においても家庭にある本の冊

数という形で子どもたちの社会経済的背景は把握しているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 町長にと、初めから答弁者を町長と指定しているのに、何で安藤さんが答えたり副町長が答えたりするのか、おかしいのではないですか。それを聞いてからにします。初めから町長と言っていますよね、私。答弁者は町長と書いてあるのに、何でこういう答え方をするのか伺いたいし、町長にと言っているのです。最後にならないと町長は答弁しないということですか。どうということなのでしょうか。

○狛守勝義委員長 それ質疑ではないではないですか。

○渋谷登美子委員 質疑ではないです。初めから答弁者を町長と書いているのに町長が答えなくて、余計というか違うことを答えていて、そしてこれを読んだら、私が、何でこういう答え方をするかということです。7月30日以前にもう既に7月26日、12日の段階で、本館しか残さないということがある程度分かっていたわけです、安藤さんも町長も。だから言っているのであって、こんなに町民というか、この前の一般質問のときもそうですけれども、女性には関係ない、男女共同参画と言いながら、女性がいないからだというふうなことは問題ないというふうに答弁がありました。こんなにおかしなことはないと思うので、この答弁の在り方、勝手に自分で答弁者となって指名されないでください。ちょっとひどいのではないですか。

〔「議運で」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 そうですね。では、今の件に関しましては、議会運営委員会のほうに諮りたいと思いますが、それで了解できますか。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 では、答弁します。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど安藤課長のほうからもお話がありました。それで私もこの総括質問を見させてもらったときに、本館以外の施設撤去についてということでのあれでしたので、当然もう昨年の7月30日以降のことであるというふうに私も認識をしておりました。ですから、答弁をさせていただいたように、その後、全くありませんので、非常に単純明快なことでありますので、まず課長のほうからその報告をさせていただいたということでもありますので、非常に単純明快であるかなというふうに思います。

それからあとは、これ3回目ですから、幾つかの今までの論点で私のほうからお話をさせていただきますけれども、まず黒字になった年があるではないかということがありました。確かに黒字になった年があったのです。それはどういうときかという、あそこの又エックがコロナの軽症者の

受入れの施設に指定をされて、それでほぼほぼ満室と言ったらあれですけども、そういうようなことで非常に皮肉なことに黒字になりましたという報告は私は受けております。多分そのことを言っているのかなというふうに私は感じましたし、この議論の中でもそういった報告はいただきました。

それからあとは、学校統合の話も出ましたけれども、そういう中で学校統合の話が出たから嵐山町の学校統合が進んだとかなんとか、全く関係ありません。話の中で文科省の方から、嵐山町さんは今学校統配合を進めているので、文科省としては、そういった廃校となる学校なんかの利活用、そういった面に関してはいろいろな情報がありますので、そういった点においてはお役に立てることがあるかもしれませんというようなことは私も伺った記憶がありますけれども、それをもって女性教育会館云々とか、あるいは嵐山町の学校再編云々、これはもう全く関係がありません。

それからあとは、3番目の先ほど副町長からもお話がありましたけれども、DMOの関係、このDMOの話を出して、そして国と県とこれを交渉する、これはとんでもないことだと思います。これは国から見れば全然関係ないことですから。そんなことで、その又エックの存置に関する、あるいは今後の運営に関する、私は一切そういったことは触れておりません。

それからあとは、利用実績のことがありました。当然、町に聞かれるわけですから、私はすぐに全ての課局のほうに指示を出して、今まで又エックはどういう形で使わせていただいているのか、そしてまたもしそこが使えなくなったときにはどういう形でそれを実施できるのか、できないのか、そういうことも含めて全課局に指示を出して全課局から上げさせていただきました。それを使用実績として国のほうに示しています。そのときに課局のほうから出されたのは、こういう形で使っている。ただ、これが使えなくなればこういう形、これを使えなければこういう形、ここを使えなければこういう形、全部の今までのことは、形だとかやり方は変わるかもしれないけれども、実質的には可能ですというような総意の下に国のほうにも出しました。

いろいろ嵐山まつりで使っていますよとか、七つの祝で使っていますよとか、そういうのがありますが、国のほうから言われたのは、いろいろ使ってはいただいているのですが、ほぼほぼ又エックの設置目的とは違う形の利用ですよねということばあんと、本当に、確かにそのとおりとさえばそのとおりでありますので、そのところも非常にある意味では弱いと言え弱い。

あとは、報告の中でも出てきましたけれども、国のほうから、嵐山町さん、この施設、この施設、どの施設でも使いたいものがあればどうですか、ご自由にといいことで言ってくださいと。とてもではないですけども、嵐山町の財政状況を考えたときに、あれだけの施設を維持管理、運営するなんていうことはできませんので、申出はありがたいですけども、お断わりをさせていただきますということははっきりそう言いました。そういうのを見たときに、今、茶室を使う人が多いのだ、この頃と、そういう自分のことだけを考えて、これ交渉ごとですから、そういうことをやっていったときに、果たして今回のような存置をするなんていう、そういう考えられないような国の回答が

得られたかどうか、私は甚だ疑問であると思います。

それから、それと同時に、それだけではなくて、存置するだけではなくて、地元の人たち、あるいは近隣の市町村も含めて活用をしやすいように、本館の改造まで検討をしますというところまで国が譲歩をしてくれた。これは本当に二重のありがたいなということであります。

だから、そういった面においては、非常に施設が今までと全く同じように嵐山町としての関係が保てるかといえば、それはもう大きな損失というか痛手にはなりますけれども、でもその中において国は国のやっぱり考え方。それから、あともう一つ考えなくてはいけないのは、今、国と嵐山町だけのこと、県のことだけのことを考えれば、そういうような渋谷委員のおっしゃるような気持ちもよく分かります。よく分かります。しかし、ほかの他府県の方が全部税金を払って、その一部といえども、女性教育会館の運営に全てつぎ込まれているわけですから、そういう方たちから見れば、嵐山町、お前何言っているのだよと。お前のところで使うのだったら、お前のところが維持管理まで全部金出すのだったら構わないよと言われたときに、どうしようもないわけですから。これは日本全国を敵に回すことにもなります。そういうことも含めて、いや、そんな私は少なくとも無責任な発言はできません。

ですから、最終的にそのような形で国のほうにもそういった結論を出していただいたことに感謝をしておりますし、そしてまた7月30日以降に関しては、この本館以外の施設に対する撤去だとかなんとかという交渉は一切しておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 では、3回目の再質ということでよろしいですね。

○渋谷登美子委員 すみません、これで3回目だよ、今度で3回目。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 今度で3回目だよ。

○佐久間孝光町長 いや、だって……

○渋谷登美子委員 3回でしょう、今度で3回目でしょう。

○狛守勝義委員長 町長。

○佐久間孝光町長 ちょっとそれはおかしいのではないですか。だって、言って、言って、それで私答えたわけですから。3回目の……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光町長 いやいや、2回目は副町長まで答えたわけですから。それはおかしいです。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光町長 いや、だから、なぜかということも私は冒頭に説明しました。非常に単純明快ですから。

○渋谷登美子委員 2回目の質問で言っているのではなくて、答弁しないでしょうというふうなこと、

元々町長を指名して答弁を求めているのに、町長ではなくて安藤さんと中嶋さんが答弁しているのはおかしいでしょうと言ったところで……

○佐久間孝光町長 いや、だから、おかしくない説明をしたわけです。なぜかといえば、その後は全く何もないわけですから。それでその……

○渋谷登美子委員 ほかの部分の再質問があります。

〔「ちょっとここでやり取りやるのは……」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ちょっとひどいのではないかな、それは。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 よろしいでしょうか。今の町長の答弁は、一応3回目ということになると思うのです。要するに答えているわけですから。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい。私はほかの部分もあるのだけれども、それに関してはでは再質問させないということだね、再々質問はさせない。その権利がないというふうに委員長は言うということですね。

○狛守勝義委員長 一応再質として答えているということで、これ3回目ということになるのではないかな。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい、そうしたら、ほかの部分の再質問は、再々質問はさせないということですね。これはちょっとひどいのではない。もともと答弁者を町長に指定しておいて、そして町長ではなくて安藤さんと中嶋さんが答えておいて、おかしいのではないと言ったところでやっと町長が出てきたのです。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 答弁としては、3回目の答弁として答えているというふうな判断ができるのではないですか。

○渋谷登美子委員 私はそう思いません。

〔「ちょっと止めてもらっていいですか」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 では、ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

---

再 開 午前11時05分

○狛守勝義委員長 それでは、会議を再開させていただきます。

議会運営委員会のほうの報告をこれから求めたいと思います。

○畠山美幸議会運営委員長 ただいま議会運営委員会を行わせていただきまして、ただいまの質疑におきまして、委員長は3回目として質疑を終了されました。その件につきまして、渋谷委員からは、そうではないというご意見はございましたが、委員の中で採決を採りまして、採決で、これは終了

だということで、多数の決で質疑終了ということに決定しましたので、ご報告申し上げます。

○狛守勝義委員長 分かりました。

それでは、以上の報告によりまして渋谷委員の質疑は終了させていただきます。

次に、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、私のほうから総括質疑させていただきます。

私のほうから2点あります。

1、決算資料、主要な施策の説明書3ページにあります、普通会計決算の概要で示された計数の評価について伺います。

(1)、財政指標の推移。5か年間のそれぞれの指標の傾向を踏まえた6年度決算の評価をお聞きしたい。

(2)、総括収支の状況。5、実質収支、6、単年度収支、10、実質単年度収支の前年度対比を踏まえた評価をお伺いいたします。

2つ目の質問といたしまして、決算資料、主要な施策の説明書18ページから19ページの利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の趣旨、いわゆる源泉となる所得と地方税及び交付金の趣旨3つと計算根拠について伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問の1の(1)についてお答えします。

公債費の減少や普通交付税の増加により公債費比率や義務的経費比率、經常収支比率の数值は若干改善しておりますが、一方で、今後は人件費の増加が想定されるため、義務的経費比率、經常収支比率の上昇が懸念されます。投資的経費の増加につきましては、令和4、5年度からの繰越事業を実施した影響によるものです。

令和6年度決算としましては、総じて各指標は嵐山町としては改善傾向にあり、財政の健全性は保たれていると考えております。今後、大型な事業を予定していることから、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、1の(2)についてお答えします。令和5年度は公債費がピークを迎えたこと、特別会計の繰出金の増などにより単年度収支及び実質単年度収支がマイナスとなりました。令和6年度におきましては、繰越事業の減少により翌年度へ繰り越すべき財源が減少したことや、財政調整基金への積立が増加したことによりプラスとなっております。財政調整基金の残額も着実に増加しており、財政の健全性は保たれていると考えております。

続きまして、2についてお答えします。利子割交付金は、支払いを受ける利子に対し県が徴収する地方税5%（所得税15.315%、合計税率20.315%）の総額から徴収費相当1%を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付するもので、これに各市町村の個人の県民税収入決算額に応じた案分

割合の3年間の平均値を乗じた額が交付されるものです。

配当割交付金は、株式の配当等に対するもので、利子割交付金と同様に算定され交付されるものです。株式等譲渡所得割交付金は、上場株式の譲渡対価に対するもので、さきに述べた利子割交付金、配当割交付金と同様に算定され交付されております。

各交付金の目的は、地方公共団体間の財政の不均衡を調整し、全ての地方公共団体に一定の行政サービスを実施するための財源を補償することです。一定の合理的基準によって地方公共団体に再配分することで、地方公共団体は必要な行政サービスを提供し、財政的な安定を図るものです。

地方団体の事務負担を軽減のため、市町村への申告を不要とし、代わりに県が市町村に交付するものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番の財政指標の推移についてなのですが、こちら毎年こういう形で報告いただいております。この計数、それぞれの当然その健全性判断のための指標ではありますけれども、なかなかこの数字だけを見て健全なのかどうなのかというのがはかりにくい、町民にとってもなかなか分かりにくいのではないかなと思います。これは時系列評価ではありますけれども、一方、これがどうなのだろうと見る場合には、時系列の評価のほかに、いわゆる横の評価といいますか、近隣市町村に対してどうなのでしょう、類似市町村としてどうなのでしょうという比較の方法もまた別にあると思います。

そんな中、そういう問題点から、実はここに表れた財政指標のほかに町の決算の結果につきましては総務省にご報告いただいていると思うのですが、財政状況資料集という形でご報告もされているのではないかなと思います。これは、ふるさと納税のときも総務省のデータからいろいろと拾ってきたのですが、この財政状況資料集、特に直接は今回言及していませんでしたけれども、この中で当然嵐山町も報告を毎年していて、過去10年以上のデータが総務省のページにあります。これ自体は、ルールは総務省が音頭を取っていますけれども、実際は県がそれを公表しなさいというような例になっていて、嵐山町のホームページでも県のサイトに飛ぶようにできていて、なかなかよくできているなと思うのですが、なかなかこれを見る機会もない。これは、ここに上げた5つの比率だけでなく、10項目程度の大変細かい表になっているのです。その中に、実はそれぞれの評価項目に対して、例えば財政力指数の報告というのがあります。計数報告でグラフで過去から表れているのですが、分析欄というのがありまして、いわゆる言葉で評価している部分があるのです。これについて、ほとんどの項目についてそういう分析欄の評価をしているのですが、この財政力指数、よくコメントがこれできたなど見ていたのですが、これ自体は嵐山町でつくっているのですか。ちょっとそこをまず確認したいのですが、恐らくそう

だと思うのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○小林 智委員 分かりました。では結構です。ちょっと話が、私の質問のほうから、外れてはいないと私は思っているのですけれども、ちょっとずれているので、質問の内容が。

分析欄を見ると、例えば今は去年のしか出ていないのですけれども、財政力指数について、例えば昨年のが出ています。個人町民税の増であるとか、物流倉庫新築等による固定資産税増とか、そういった評価が分析欄に出ているのです。ということは、ここまで詳細に分析できるのは当然町ではないかなということで、恐らくこれ町で報告されているのではないかな。ほかのところでもそういった言葉はあるので、恐らくこれ町が報告されていると思います。特に人件費、物件費の増加、先ほども話がありましたけれども、これなんかも、しょっちゅう再編基本計画資料作成委託であるとか立地適正化だとか、これ嵐山町でないと分からないような評価の言葉が出ていますので、恐らくこれつきで報告されているのではないかなと思います。

これは、ちょっと引き合いに出したのは、この比率をそういった形で、これだけの数字だけでは、表だけでは分からないので、そういった立派なものがあるのなら、そこを引用してこれから出していけたらいいのではないかなと思います。

ただ、当然それは結果なのであって、今回は決算審査ですから、当然こういった客観的な数字は出せるけれども、その評価項目まではなかなかいかないというのも事実でしょうから、決算委員会ではしようがないのですけれども、今後これを公表する段階に当たってもっと活用していただきたいというふうに考えております。

その上で何点か、今からが再質問でよろしいですか。よろしいですね。

○狛守勝義委員長 どうぞ。

○小林 智委員 まず、財政力指数、これ出ていますよね。財政力指数というのがたしか最後にあるのですけれども、その数値が、去年の0.732が今回0.734。ほとんどこの辺変化ないのですけれども、最終的な去年の評価は「現状は類似団体平均を上回っているが、歳出の徹底的な見直しを行うことで今後も自主財源の確保に努める」とあります。そのほか経常収支比率、これ一番上にあるものです。これについても、今現在6年度は84.0、5年度が84.4と、これも大きな変化がなくてなのですけれども、去年の評価も「引き続き自主財源の確保、経常経費の削減を図り、経常収支比率の低下に努めます」というふうに書かれております。こういう評価を町自体がもしこれをしたのだとすると、今年度はどうなのかなというところもありますので、これを踏まえて、この中でちょっと気になったのが、この健全性確保のために経常経費の削減を図り、さっきも出てきました。財政力指標の中でも、歳出の徹底的な見直しを行う。これは町長方針もあるのかなというふうにも感じておりますけれども、その辺で、こういう指標にあまり尽力してしまうと実際の歳出が必要なものまでカットされるようなことがあるのではないかなという懸念も若干持っております。その辺も踏まえ

て、もう一度、この辺の比率の評価とそれに対する対応をお聞かせいただけたらと思います。それが財政指標の推移についての質問。

それから、2番の総括収支につきましては、前年度が赤字で、今年の実質単年度収支は黒字になっているというところがございます。これも実は、私、これだけではなかなか分からないので、さっきの総務省に出している報告書、報告の中の資料に実質収支比率等に係る経年分析というのがあのです。資料を見ないで話をするのはなかなか難しいのですけれども、これどういうことかという、財政調整基金残高と実質収支額を積み上げた金額を棒グラフにします。それで、実質単年度収支はこれは比率ですから、財政調整基金残高と実質収支額は単なる残高ではなくて、これは標準財政規模に対しての比率で、これは全国平均と比較するためなのでしょうけれども、標準財政規模に対する比率として表現されています。そういった中では、財政調整基金、これは町の評価です。これは恐らく町だと思えます。この表の中で、県で公開している情報の中では、「財政調整基金については適正規模を維持できているが、今後、小中学校の再編、役場庁舎の大規模改修の検討、実施も控えているため、持続的に基金の積立てができるよう健全な財政運営に努める」という形を去年は書いているのです。去年は実質収支が大変赤になっている。赤になったり黒になっている。これの意味というのは、恐らくさっき私が申し上げた表では、それを積み上げているのです。要は実質収支額とかというのは翌年度に繰り越す資本的項目のようなものになってくるわけですから、それと基金残高を見て財政余力といいますか、そういうものを積み上げていくというようなことで実質収支を注視しているのかなというふうに私なりに思った、それは思ったので、私の意見を言っはいけないのでしたか。思ったのですけれども、その辺の今年の黒字になったことを踏まえて、その辺についても改めてちょっとコメントいただきたいと思えます。

それから、次の2番につきましては、2番の利子割交付金、これちょっと私今回歳入ばかり着目して質問させていただいているのですけれども、利子割交付金であるとか配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、これ今回の残高を見ると、利子割交付金は結果として年間通じて98万6,000円、それから配当割が1,878万4,000円、これから株式等譲渡所得割交付金というのが2,696万8,000円。この利子割はそんな大きな金額ではないのですけれども、配当であるとか株式譲渡というのが健全の中から交付されるものとしては結構大きな、まとまった金額になっているというふうに見えます。この交付金が、細かいことはもう質問しませんので、これ自体の、さっき計算式言っていたのですけれども、実は県に入ってくる利子割だとか配当割とか株式譲渡金が県税として入ってきます。まずはその中の、それは5%分なのですけれども、その5分の3は各市町村に返しますよと言っているわけです。返しますよというか、交付金として配分しますよと言っています。ただ、その分母というのはなかなか難しく、実際には嵐山町民が銀行預金から税金を払った分だとか、嵐山町民が配当を得た、例えば株式配当ですけれども、配当を得たお金の中で税金を払っています。源泉税で、20.315でしたか、これ払っているはずです。株式譲渡もそうです。そういったものを積み上げ

て積算して町に入ってくるのなら一番税収として簡単なのです。ところが、さっき答弁の中にもありましたけれども、市税の計算を、これを町として把握するということはほとんど不可能なのです。

例えば金融機関であるとか証券会社、あるいは証券の代行会社から、代行銀行、そちらのほうから、それを全国の全町村に町ごとにそれを出せというのは、それはちょっとかなり事務的に負担が高いので、恐らく事務的なことを考慮してという発言はありましたけれども、多分そういうことだろうと思うのです。それで求められるのが、県が把握しているのが県民税です。県民税は所得に応じてです。一般に給与所得者であれば、当然源泉徴収された中にそれが含まれています。そうすると県民税の埼玉県中の市町村のが分かるわけですから、それを分子にしてか、県民税全体を分母にして嵐山町の県民税を分子にして、その割合が出るので、それに県全体の先ほどの利子割交付であったり配当だったり、そういったものの、これは5%来るわけですから、それから事務費を引いて5分の3を掛けるというのが最終的な答えなのだと思います。

何でこんなしつこい話をしているかという、実態を実は踏まえていないです。特にもっと言ってしまうと、実はこれ企業機関とか証券会社の支店の所在地を都道府県に納付しているはずなのです、全部調べると。そうすると、どういった不公平が、市町村単位ではないからいいのですけれども、例えば嵐山町民が東京にある銀行に対してその取引する。あるいは配当について、そういうところについて源泉徴収されている。その配当の事務をつかさどった金融機関が、恐らく金融機関の所在地に納付するということになるのです。そうすると、何でその利子割税が100万にも満たないのに、配当割が1,800万だったり2,600万だったりするという部分も実はあるのですけれども、東京都がやっぱり調べると圧倒的に多いのです、これが。というのは、東京都に本店があつたり支店が所在してあつたり、事務処理する金融機関があつたりということで、そこが増えるのです。

そうすると、これは本当に嵐山町民であつたり、全国の普通の市町村の利子割であるとか配当割というのは、案分がされているのかなという大変な疑問がある。本当はその辺も十分加味していただいて配当割してくれるのが一番ありがたいのではないかなと思います。

これを今回の決算でお話ししても改善する余地は実はないのですけれども。やっぱりこういう問題点がこの辺にあるというところなのだろうと思うのです。ただ、事務的な事務処理をせずこういうことができるということは大変ありがたい話でもありますので、最後にちょっと、最後というか、利子割についてお伺いしたいのは、これの検証作業はできるのでしょうかということです。実際、県民税で嵐山町が埼玉県全体の何分の幾つで、県税全体が幾らだから、そういった、ではこれ正しいですというのが検証できるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○狩守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

まず1点目が、主要な施策の3ページの財政指数の経営収支比率と財政力指数の件についての質

間だったかと思えます。まず、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を表すもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるというふうに言われております。経常の収支の比率ですから、経常、使う収支がどのくらいあるかという割合になりますので、必要なものは、やらなければならないものというのはもちろん入れますけれども、できるだけ削減できるものは削減していき、この数字をできるだけ抑えたいというふうに考えております。

続きまして、財政力指数でございます。こちらは財政力を示す指標で、標準財政収入額を基準財政需要額で割った数値となっております。指数が高いほど財源に余裕があるということが出ております。こちら分子であります需要額、需要額を少なくすれば、分子を少なくすればこの数字は高くなるということで、町が財政が豊かということで、できるだけ支出を抑えることによってこちらの指標は上がるというふうに思っております。

続きまして、実質単年度収支についての件でございました。今年度につきましては、こちらの表を見てのとおり、単年度収支が2,973万7,000円のプラスということで、その後年度当初、財政調整基金、6年度の予算を組み立てるために取崩しが2億8,000万ありましたので、こちらの数字をマイナスし、積立ての3億2,000万プラス利息の38万9,000円を合計して、実質単年度収支は約7,000万円の今年はプラスというふうになっております。こちら必要のないものは削除し、必要のあるものは実施した結果というふうに思っております。

続きまして、18ページの利子割交付金の検証はできているのかという件でございます。県のほうから、先ほど申したように、町からの申請でなく県のほうから一方的に何月分、8月分として幾らです、12月分として24万1,000円でしたという形で入ってくるわけですが、県のほうからこの金額と併せて数字が来ております。

どういう数字が来ているかと申しますと、例えば8月分だけを例に取ってちょっと説明をさせていただきます。利子割、8月分54万1,000円、嵐山町に入ってきているわけですが、こちらの金額につきましては、令和6年3月から令和6年7月まで、3月から7月までの利息に対して掛けた税金でございます。こちらのほうは、そちらの金額に事務手数料を引いた、1%の事務手数料を引きますので、100分の99を掛け、市町村に交付する分は5分の3ですから、5分の3を掛けますと、市町村の負担金の合計が2億9,861万9,980円となります。こちらを県内にある各市町村の県民税の徴収した過去3年間の案分ということですので、こちらは令和2年度、3年度、4年度について案分して、過去3年間の平均と申しますと、嵐山町は交付基準率が0.1814860706404という数字になりました。こちらを交付基準額合計額の2億9,861万9,980円に掛けまして、54万1,000円というふうに出ております。

同じように、12月分、3月分も県のほうからこういう形で全て出ておりますけれども、検証ができるのかということですが、交付率については多分各市町村が確認はできると思うのですが、入ってきた金額というのは市町村では確認はできませんので、元の金額は確認できません

ので、検証ができるかという、検証は町ではできないというふうに思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、最後に1点、財政の指標の分析のことを今回聞いたのですけれども、監査委員の方は今回変更ございまして、前監査委員の時代からキャッシュフローというのを大変大事に考えられて、そういう情報提供もいただきました。そういったこと、キャッシュフローを見た分析なり、それを執行のほうで役に立てていくとか、そういうことも、恐らくそういう勉強会等もされているというふうにお聞きしていますので、見方もされているのではないかなと思いますけれども、キャッシュフローを重視したといいますか、その辺に着目した分析なりということ、町として、担当は総務課でしょうけれども、全体としてそういう見方をして財政を考えていこうというふうなお考えがこの先もあるのかという、この先は聞いていけない。あるのかというようなところをお聞きしたいと思います。それで最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 キャッシュフロー計算表によって町の財政を俯瞰しているというのは間違いありません。今回も各課において監査委員さんに監査していただいているときに、原代表監査員さんから各課に町のキャッシュフロー計算書を基に、町の財政はこういう状況ですというのを全課に説明をしていただいております。財政担当だけで大変だからというのではなく、町全員職員が、こういう状況で、将来的に学校建築等あるということと同じ考え方で進めていくには、すごく大事なことだと思っております。今年度につきましては、そういうふうにしていただいておりますので、今後もキャッシュフロー計算書を活用し、町の財政を俯瞰していきたいというふうに思っています。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で小林委員の総括質疑を終了いたします。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほう3点です。

最初は、民生費、衛生費、土木費、教育費において、不用額の比率が全体平均より高い理由はという質問です。これは平均が2.54になっているのです。これは決算書の13ページをベースにして考えています。民生費が2.9%、衛生費が3.1%、土木費が3.1%、教育費が3%、これは外形的な数字だけを見ておりますので、この主な理由をお聞かせください。

それから、2番目が、基金において公共公益施設建設基金が1億5,019万6,000円増額されているが、一方、国民健康保険特別会計財政調整基金は3,726万2,000円の減額、介護保険介護給付費支払準備基金は790万1,000円の減額となっている。その意図はということで書きました。これは決算書の356ページをベースにしております。基本的に一般会計から国保会計等、繰出しができますので、その意味でこの質問をしております。

それから、3番目が、公債費が6億5,692万2,000円で、前年より4,794万6,000円減額となっているが、町債は4億265万7,000円で、前年より1億7,707万8,000円増額となっている。今の町の財政規模で公債費の限度額はどれくらいと考えられるか。

以上です。

○狛守勝義委員長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、太田福祉課長、答弁をお願いいたします。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから民生費に関しまして答弁をさせていただきます。

藤野委員ご指摘のとおり、決算書の11ページに民生費の決算額がのってございます。民生費全体では不用額が2.9%ということですが、民生費には3つの項がございまして、中でも2項の児童福祉費、こちらの比率が高くなってございますので、児童福祉費に関しましてご説明を申し上げます。

2項の児童福祉費の中には、さらに3つの目がございまして、1目としまして、児童福祉総務費、こちらの不用額の比率は4.9%ですが、主な要因といたしましては、扶助費といたしまして、こども医療費が約445万、それから障害児通所支援の扶助費のほうは約282万ということで不用額となっております。医療費の助成、障害児の福祉サービス、いずれも受給者あるいは利用者の制度の利用の状況が年度末まで見通せないということもございまして、そういったことが影響していると考えております。

続きまして、2目児童措置費でございます。主な要因は委託料でございまして、2,420万円ほど不用額となっておりますが、こちらは、子どもの教育・保育、保育所です。保育所への委託料でございますが、昨年の12月27日に国のほうで改定公定価格が公布されました。おおむね平均約8%ほどの増ということで、予算上は3月の補正予算で、その差額分につきまして補正をさせていただいたものでございます。ただし、公定価格の増でございますので、各園ごとの職員配置等々の加算額については、細かい状況が金額として見えてきませんので、あくまで暫定的に3月の補正で公定価格の8%という部分で賄わせていただいた結果、不用額となる金額が出てきたということが影響していると考えております。

続きまして、3目保育所費でございます。主な要因は、負担金、補助及び交付金でございますが、保育所に対する補助金が幾つかございますが、その中で不用額が約330万となっております。内容といたしましては、1歳児の担当保育士雇用費補助金としまして、町内、町外の保育園に対しまして、国基準の1対6を1対4で保育する場合の状況につきまして補助金を捻出してございますが、当初予算計上で890万計上してございましたが、こちら年度末の実績に基づきまして補助額が確定するものですから、決算額としては644万でございまして、不用額が246万となっております。

また、乳幼児途中入所促進事業というものがございまして、こちらは前年度の3月1日時点での乳児の数に基づきまして、申出のある保育所につきまして、4月、5月、6月の3か月分の人件費

を担保するというような内容の補助金になってございますが、申出ございました1園のほうで、この補助金を使いたいという申出がございましたが、結果的に保育士が確保できなかったということで、72万円の分が全額補助できないということで、補助金の部分が全額残っているというような状況でございます。

総体的に見まして、制度上の利用をしていただく結果で出せるものと、当初見込んでいる前年度等の実績を見込んで、当該年度で予定している支出でございますが、扶助費等も先ほど申し上げたとおり、その年度の状況によって変更がございますので、変動ですね、変更というか変動がございますので、その都度必要に応じて減額の補正が間に合えばそういった部分もございますが、年度末までの状況を見てということもございますので、そういった状況で不用額が多いと思われま

以上でございます。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 衛生費の不用額につきましてお答えさせていただきます。

主な理由につきましては、高齢者予防接種事業でコロナワクチンの接種者数がそれほど伸びなかったことによるものです。それから、出生数が予定よりも少なかったことに伴いまして、母子予防接種事業の予防接種委託料、妊婦健康診査事業の妊婦健康診査委託料、出産・子育て応援給付金事業の補助金の執行率が低かったことによるものです。

以上です。

○狛守勝義委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、土木費の不用額のうち比率が高いものにつきまして説明させていただきますと思います。

決算書174ページの道路橋りょう費の道路維持費の工事請負費、道路修繕事業と、また決算書の183ページの都市計画費の都市計画総務費、工事請負費、駅西口地区整備事業になります。まず、道路橋りょう費の道路維持費の工事請負費、道路修繕事業ですが、こちらの工事請負費1億5,193万2,000円のうち、繰越明許費の対象工事2工事について不用額が出たものでございます。

内容的には、町道1ー7号線横断管改修工事は、支障となる占用物件の除却に伴い工事数量及び変更金額の確定が令和6年度末になり、予算と確定額との差額が出たものでございます。また、舗装修繕工事(町道1ー15号)工事において、当初の工事延長を1,000メートルとして予算を算出しておりましたが、令和5年度に行った路面性状、舗装たわみ量調査及び舗装維持修繕計画策定による道路の判定結果に伴いまして、工事延長を555メートルとしたため、延長減により不用額が出たものでございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費の工事請負費、駅西口地区整備事業ですが、工事請負費2億966万6,166円のうち事故繰越分、令和4年分及び繰越明許費分、令和5年分にて不用額が出たものでございます。事故繰越分につきましては、東武鉄道との協議の結果、菅谷36号線雨水管工事の施

工延長が短くなったことに伴い、道路工事分についても延長を短くしたため工事費が減額となっております。

また、繰越明許費分につきましては、駅の駐輪場整備工事を予定しておりましたが、こちらも東武鉄道との協議の結果、施工が困難となり、工事費が不用額になったものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは教育費につきましてお答えさせていただきます。

教育費の不用額は2,353万7,348円で、率にすると3.0%です。全体の不用額の率2.5%より0.5ポイント高くなっております。主な残額でございますが、まず決算書195ページ、教育総務費、事務局費の報酬229万4,455円、これは各学校等に配置する会計年度任用職員に係る経費ですが、任用者のうち県の費用で対応してもらえたケースがあったこと、また日本語語学補助員など配置せずに済んだものがあったためです。

次に、決算書205ページ、小学校費、学校管理費の工事請負費349万8,000円、これは七郷小学校の屋上防水を実施する工事費を補正予算にて計上いたしましたでしたが、工事内容を再検討し、部分的な修繕に変更して実施したため残額が多くなったものでございます。

次に、決算書215ページ、小学校費、教育振興費の扶助費184万7,774円及び223ページ、中学校費、教育振興費の扶助費144万6,216円を合計して329万3,990円となります。これは、小中学校の就学援助費のための経費であり、前年度の実績に基づき予算を組んでおりましたが、令和6年度の対象人数が前年度よりも少なかったために生じた残額でございます。このように残額が生じた科目もございましたが、教育費における予算の執行は適切に行われたものと思っております。

なお、教育費全体の傾向として、事業科目が多いため、事業予算ごとの執行の性質上、残額の合計額が多くなっているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問の2についてお答えします。

公共公益施設建設基金につきましては、学校再編を見越しまして必要な一般財源を確保するために積立を行っております。

国民健康保険特別会計財政調整基金に関しましては、令和6年度の一般会計6号補正におきまして、積立分として1,000万円の繰出しを行っております。

介護保険介護給付費支払準備基金に関しましては、3か年計画において各年度の取崩し額を決めており、令和6年度は計画どおりの取崩しを行っております。

続きまして、質問の3についてお答えします。公債費の歳出全体の一般財源に占める割合の指標として公債費負担比率があります。公債費負担比率につきましては15%が警戒ラインとされており

まして、これを超えると財政の硬直化が進んでいる一つの目安となっております。令和6年度の歳出全体の一般財源に15%を乗じますと9億2,300万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 不用額については、大体例年どおり、通常の予算組みの中で発生したかなというふうに思っております。それについては結構です。

それから、基金のほうなのですが、公共公益がいわゆる学校のために1億5,000万。ただ、国保のほうで1,000万の繰出しということで。国保の問題については、今回値上げ等が出されて、非常に大きな値上げ等がありました。その大きな一つの理由に、基金の残高の問題が言われておりました。一般財源からの繰入れというか、一般会計から見たら繰出しですけども、これは法定内であると。基金に対して繰り出すのは法定内だということが私の一般質問の中でも、質問の中でも、その当時の町民課長からも答弁がありました。

そういうふうに考えますと、以前、総務課長が町民にとって必要な予算というのはしっかりと使っていくと。その余ったものが、いわゆる学校再編のための基金、要するに積立てという答弁がありました。そう考えますと、令和6年度において、要するに国保財政に対して1,000万、それから学校については1億5,000万という形で。以前、総務課長が、学校関係平均1億というふうに言われていたようなちょっと覚えがあるのでですけども、それが6年度についてはこういう形になったというのを、改めてその考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、公債費については、15%のラインについてはまだ大分幅があるという認識だと思うのですが、今後、当然何度もいろんな形で触れられております。学校再編等々で、いわゆるそういう形の費用がかさんでくるという想定の中であるわけですけども、この15%の金額を全体の財政規模が、今の財政規模が維持できればいいわけですけども、必ずしも10年、20年、将来を見てもみますと、現在の財政規模が維持できるかどうかというのも当然あるわけですけども、その辺の予測、これは決算とはちょっとあれかもしれませんが、令和6年度における幅の中で、いわゆる許容の部分、実際現実の問題として、今いろんな形で節約等々をしながら今も財政運営を維持しているわけですけども、令和6年度において、いわゆる許容部分、15%というのが言われていますけれども、実際に許容できるのはどのぐらいなのかという算段があればお聞かせください。

以上です。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 1つ目の質問が公共公益施設建設基金への積立て1億5,000万あったということで、予定より多かったのではないかという意見でございます。以前、議員全員協議会のときに学校再編に係るお金、その時点でのシミュレーションを出させていただきました。そのときに建設基金、最低でも5億円必要ですということで、今回6年度末5億5,999万3,000円ということで、今回

5億円を超えさせていただきました。しかしながら、今、物価高騰が起きていたり金利が上がっていきなりということ、今後まだまだこの金額でいかどうかというのも分からない状況です。いざ建設が始まって、思っていた以上にお金がかかることもありますので、積みられるものは積むという方向で1億5,000万円積んだ状況でございます。

続きまして、公債費の限度額、許容範囲はどのぐらいなのだというお話だったと思います。先ほど答弁した金額が、一般財源に15%を掛けると9億2,300万円となりますというのが先ほどの答弁です。6年度の起債の額が6億5,692万2,000円でしたので、単純にここを引き算すると約2億6,600万円になります。あと2億6,600万円、この年度に起債を償還する部分があったら15%の警戒ラインまでいったということなので、どこまで借りられるかということ、警戒ラインまで借りられるかということ、もうそこは警戒ラインなので、そこまで借りてしまったら、もう財政はとんでもないことになってしまいますので、6年度決算に対して、あと2億6,000万円を超えると、返すようになると警戒ラインですので、できることならば少なければ少ないほうがいいということで、幾らということは、ちょっと答弁は難しいかなというふうに思っています。学校再編が始まる前に、できるだけめられるものはためて、その後、起債の償還に充てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、前、課長が言っていた、町民にとって必要なものは事業をやって、余ったものという認識ではなくて、とにかく公共公益の、要するに学校のためにいろんなところからかき集めてでも基金を幾らでも積み上げるという。本来の全体の財政のバランスが、先ほど国保へのあれもそうですけれども、本来町民が求めているものに対して、実際にはお金を投入しないで、学校のためにこのお金を、予定していたものよりも多く集めて投入するというふうな姿勢が町の姿勢だというふうに考えていいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えいたします。

町民にとって必要なもの、もちろんこれは財政的に融資するものだと思います。今回、国民健康保険特別会計への調整基金への繰出しというふうに言いましたが、町民の方全員が国保会計に加入しているわけではございません。社会保険に加入している人もいますし、公務員で共済保険に加入している人もいらっしゃいますので、全員が国保会計に加入しているのだったら、藤野委員さんおっしゃるようにそちらのほうに全力を上げるのもいいですけれども、一部の方しか加入しておりませんので、その辺は国とか県の動向を見ながら、注視しながら、町はどうしていくかということを考えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で藤野委員の総括質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 正 午

---

再 開 午後 1時25分

○狛守勝義委員長 それでは、休憩前に引き続き総括質疑を行いたいと思います。

吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私からは4点について質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、令和6年度嵐山町監査委員の決算審査意見に対する町としての考え方についてお伺いしたいと思います。

2点目は、令和6年度決算のふるさと納税に対する評価についてお伺いしたいと思います。

3点目、令和6年度の税の徴収率に対する評価についてお伺いしたいと思います。

4点目は、令和6年度決算から見た稼ぐ力の評価についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○狛守勝義委員長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 1つ目の質問に対してお答えいたします。

監査委員の決算審査意見にありましたとおり、財政状況は改善傾向にあると考えております。しかし、人件費や物価の上昇、学校再編に関する支出により今後の歳出増加は避けられません。また、国際情勢の変化による税収への影響など不確定要素も懸念されます。持続可能な財政運営をしていくために10年後、20年後を見据えた財政運営を行ってまいります。

続きまして、2つ目の質問についてお答えします。令和6年度の実績については、寄附金額が1億3,717万6,000円で2,267万8,000円の増となりました。ポータルサイトや返礼品の追加により寄附額の増加につながったものと評価しております。また、いただいたふるさと納税につきましては、寄附者の意向に基づき、適切かつ有効に町の事業に活用できたものと考えております。国により見直しされる制度につきましては、引き続き事業者と共に対応してまいります。

以上、答弁とします。

○狛守勝義委員長 次に、岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 私のほうからは、3点目についてお答えをいたします。

令和6年度町税の全体の徴収率は98.3%、前年度は98.4%ですので、比較をいたしますと0.1ポイント下がっている状況でございます。毎年、前年度よりは徴収率の向上をと考え滞納整理を行っておりますので、今年度の数字を見ますと、これまでも積極的に取り組んでおりましたが、より一層の努力が必要と考えております。

今後についても、まずは速やかに財産調査を行い、納付できる能力があるにもかかわらず納めな

い方については積極的に差押えを行い、差押えできる財産がない、財産を差し押さえることにより生活が困窮するおそれのある方については滞納処分の停止を行いまして、徴収率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 次に、馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私からは、4点目の令和6年度決算から見た稼ぐ力の評価につきましてお答えいたします。

令和6年度に関しましては、観光協会の収支は大きく赤字となっており、改善すべき点がありましたが、嵐山溪谷や学校橋広場に加えて、新たな観光名所として始めた千年の苑ラベンダー園などのPR活動により対外的な知名度の向上を図っており、メディア等にも多数取り上げられております。それによりラベンダーまつりや紅葉まつりなどの出店者の売上げに寄与しており、相対的な経済効果を生み出していると言えます。

観光協会の役割として、観光名所への町民の愛着を醸成することや、地域で稼ぐ力を引き出すことが挙げられますが、その点につきましては一定の評価ができると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 1点目ですけれども、私が本質問をさせていただいたのは、令和5年度の決算では、実質単年度収支が1億317万2,000円の赤字でした。令和6年度の決算では7,012万6,000円の黒字になったということです。しかしながら、原代表監査委員の意見書の結びには、今、総務課長からおっしゃられたような、今後の学校再編に係る多額な支出が見込まれると。また、本庁舎、健康増進センター等の施設の改修等も課題になっているとおっしゃられております。過去には、平成28年には実質単年度収支が1億7,000万円、平成29年には約8,300万円、平成30年には1億5,000万円の赤字が3年連続で出ております。そういった状況も克服して現在があるわけなのですけれども、原代表監査委員からご指摘をいただきました、難しい財政運営は避けられないものと、このように感じております。そのような中であっても、やはり町民の福祉を低下させるわけにはいかない。ここはやはり行政に携わる者としては共通の認識のあるところではないかと思っております。私的には、いかに自主財源の対策が極めて重要なのではないかと、このように思っております。そういうことで、午前中にもこういった関係の質問もあり、答弁もいただいておりますけれども、ただいまの総務課長の答弁で町の姿勢的なものは分かりました。

ここで、私のこうした自主財源に対する極めて重要だという考えも含めまして、原代表監査委員からこの点について、後ほど答弁をいただきたいと思っております。

それと、この自主財源増の極めて重要な対策なのですけれども、その一つが税の徴収業務だと思っております。2つ目が稼ぐ力だと思っております。嵐山町の現状では、稼ぐ力の一つはふるさと

納税の寄附金、それと企業版のふるさと納税だと思います。そして、その2つ目は観光事業だと思っているところでもあります。

質問2にありました令和6年年度のふるさと納税に対する評価については、大変私もよくやっていただいていると評価しています。また、提言できるような案も持ち合わせておりませんし、しかしながら他の自治体を見ていますと、可能性のある事業だと思っております。言うまでもないことではありますけれども、一層の研究をお願いしていきたいと思っております。この質問については、先ほどの答弁で了といたします。

3番の再質問ですけれども、令和6年度の評価をお伺いしました。私も過去10年の嵐山町の町税の徴収率を見ましたところ、平成27年度が96.9%、28年が97.1%、29年が97.2%、30年が98.2%、令和元年が98.5%、2年が98.5%、3年が98.2%、4年が98.3%、5年が98.4%、こういったところが嵐山町の徴収の力の、地力というのですか、こういったところが持っているところの力なのかなと思っております。最高は98.5%ですか、これが2年連続で続いたのですけれども、最低でありますと96.9とかそういう数字もあったときもあります。

そういうことで、これが1%です。1%ではなくて0.1ポイント上がると、今年の税収でいきますと30億ということで300万、0.1ポイントで300万増になると。それで、0.2%で600万、0.3ポイントで900万、0.5ポイントになると1,500万の税収の増になるわけです。そういったことを計算してみますと、ではほかのところでの税の徴収する力はどういうところなのかなというところで、ちょっと見てみましたところ、令和5年度の決算で、県下の主な市町村の町税の徴収率を見てみましたところ、ふじみ野市では99.4%、富士見市では99.3%、三芳町では99.3%、川島町が99.2%、ときがわ町が99.2%、美里町が99.1%、鶴ヶ島市が99.0%、鴻巣市が98.9%、越生町が98.8%、桶川市が98.7%、白岡市が98.7%、入間市が98.6%、伊奈町が98.6%、こういったところが県下の高い徴収率の市町村なのですけれども、東秩父村は99.9%、あそこは人口が少ないので当然なのでしょうけれども、そういったことで0.3ポイントから0.5ポイントを、これは大変努力されていて、厳しい数字なのかもしれないけれども、こういったところを目標にして税の徴収業務に当たっていただければ、税収も増えていくのではないかと、このように大変努力されていることは分かっています。この前の一般質問ではなくて質問でもいろいろ聞かせていただきまして、努力されているのだなということは分かりますけれども、こうした0.1ポイントでもこれだけの増が見込まれる。また、実際にある程度高い数字を上げている町や市もあるといったところもありますので、その辺について、今年度の数字をもう一度評価していただきたいと思えます。

それと、4番目の稼ぐ力です。これは、令和6年度の決算から見た稼ぐ力の評価についてもお伺いしましたところ、観光については、これからもいいのではないかというような答弁だったような気がいたしました。私は嵐なびの収支についてお尋ねしましたがけれども、嵐なびの収支で、6年度は68万3,373円のマイナスだったということでした。しかし、これ6年前の私が知っている数字から

見ると、かなりよくなった数字だと思っています。随分改善されたのだなというふうに感じております。もう少しで収支がとんとんまで来ていますので、工夫次第ではさらに利益が上がっていくのではないかと、このように感じております。

一方で、地域活力創出拠点施設運営管理委託費なのですけれども、782万2,000円、これ令和6年度で数字になっておりますけれども、令和4年度のときは379万5,000円でした。多分令和5年も700万台ですので、ちょうど人件費1人分ぐらいなのかなという気はしているのですけれども、この増えた理由、人件費で言えば何で必要だったのか。そして、またこれが増えたことによって、これだけ増額されたことによって効果がどれだけ出ているかということについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

原代表監査。

○原 義彦代表監査委員 吉本委員からご質問いただきまして、行政サービスに関しまして、住民の皆様からたくさんのご要望を受けられていると思うのですけれども、意見表明をしたとおり、私も、どうしても全てが聞き入れられないこともあると思うのです。予算の上限というか。その中で最大の効果を上げていただけるようお願いできればと思います。そして、今度は大きな投資というか、学校再編などでお金がかかるといった場合に、将来この起債をした場合には返済をしていくわけですから、これに関しまして、将来の人たちに負担を残すというか、ただそれをしっかり理由のあるものとして、今しっかりと計画をつくって、実行可能な、過度な負担が残らないような運営をしていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは税の徴収率に対しての評価について、再度お答えをいたします。

先ほど吉本委員さんから他市町村の徴収率についてお話しいただきました。私としては耳が痛いところではございますけれども、先ほどの答弁でも申しましたとおり、滞納整理については早期に対応することが重要だと思っております。私も含めまして、担当と一丸となりまして委員さんのご期待に沿えるよう業務のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

令和4年度から令和5年度、金額が上昇しているという件ですけれども、昨日も決算の関係でご説明しましたが、令和4年度までは国のほうの補助金が投入されたということもありまして、この

拠点事業につきましては、そのDMOの関係もあって、確かに人件費というところで、体制を強化するために人件費を大きく、1人分増やしているというところがあると思います。その効果というところなのですけれども、実際に嵐なびのほうの就業体制と申しますか、お店を開けているような、常に人がいるような状況に今していますので、そういったところで売上げのほうも若干上がっているのかなというふうに認識をしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 3番の税の関係ですけれども、なかなか難しいところがあるかと思っておりますけれども、これは事例なのですけれども、令和4年のときに、嵐山町の国保で滞納繰越分の収納率が40%、40.1%なのですけれども、まで上がったことがあるのです。令和6年度では25%ですか、そういったところの数字なのですけれども、国保でも取り組めば、滞納繰越分でも40%ぐらいまで上がった実績があるのです、嵐山町でも。令和4年の実績だと思うのですけれども。そういったところで、やっぱりもう少し目標数字を高く持っていて、努力されていることは重々分かるのですけれども、一層の他市町村の効果的な事例があったら、そういったものも参考にしながらやっていただければと、このように思っております。これは答弁必要ございません。

それと、4番目につきまして、分かりました。国のお金が入っているということで、従業員といえますか、嵐なびの従業者を2人にして、常時誰かがいてというようなことでの予算が増えたということだということが分かりました。

それと、昨日、川口委員の質問で、バーベキューが、これは630万7,662円の増、それと学校下が1,024万5,220円の増、それとラベンダーは1,914万5,568円の減になったというようなことがあるのですけれども、ラベンダーも今年はまだ、一つの方法が確立したというか、出ていくものも計算できるようになったと。あとはどれだけ入りを多くするかということに来ているという状況もありますので、これはもう結構観光は稼げる潜在能力はあるのではないかと考えております。さらに工夫を加えて歳出の見直しを図って観光協会の支出が抑えられれば、やはり町の税の収入になると思いますので、この辺について、観光事業の稼げる力の潜在能力に対する考えについてお願いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

潜在能力というお言葉をいただきましたけれども、まさに嵐山町につきましては、千年の苑を中心とした観光資源というものがございますので、その辺りをうまく生かせれば、黒字経営というのも夢ではないというふうに考えております。

観光協会の収支につきましては、さっきの千年の苑ラベンダー園の関係が、6年度は大きくマイナスでしたので、こちらにつきましては、今年度報告したとおり祭りについてはプラスになってお

ります。それをさらに、来年度につきましては経費を抑えていく方向で進んでおりますので、この辺りも改善できるかなというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で吉本委員の総括質疑を終了いたします。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 6点についてご質問したいと思います。

1点目でございますが、米不足の中で農作業の軽減につながり、農業の拡大をしていく必要があるというふうに思います。そういう中で、ドローンによる作付というのは大変評価できるものと私は考えております。この拡大が望まれるというふうに思います。そのお考えを伺いたいと思います。

そして、このドローンによる作付の費用というのも拡大の中で考える、これを使用したいという人は考えると思います。費用について伺いたいと思います。

2番目でございますが、ゼロカーボンシティ宣言をして数年になるわけでありましたが、猛暑を経験し、猛暑につながるものを減らす必要があると思います。そういう点では、令和6年度は十分とは言えなかったというふうに思います。この方向性を伺いたいと思います。

3番目でございますが、職員の長時間勤務についてであります。長時間勤務がおりまして、そしてもう一つ、精神疾患の方もおりました。この解消の方向性を伺いたいと思います。

4番目でございますが、昨年、志賀2区が冠水いたしました。むさし台からの雨水の影響もあったということで答弁があったわけでありまして。対策を伺いたいと思います。

5番目でありまして、いじめ、そして不登校、これの各校の状況について伺いたいと思います。また、対策についても伺いたいと思います。

最後ですけれども、給食費の補助についてであります。ここには第1子卒業後も補助を受けられる。ちょっとこの書き方は私も適切ではなかったなど、これ読み直してみても思いました。昨日も同じようなことを書いてあったのです。ちょっとこの辺はしっかり書かないと通らないのだなというふうに思いました。私の質問の意味が通らないのだなとも思いました。そういう点では反省いたしました。

それで、昨日の質問で、第1子が卒業した後、第2子は引き続き半額と、第3子は全額補助から半額になってしまうということでご答弁ありました。この半額になった世帯数、どのくらい世帯数があるか、人数があるか、それを伺いたいと思います。

そして、全額を続けた場合、予算はどのくらいかかるのか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

現在、ドローンによる直播は、らんざん営農さん、法人のみで行っております。令和4年から令和6年の経験によって、直播では約1か月間の育苗と苗運びがないということで、もう明らかに人件費、労働時間の短縮を確信しております。そうしたことから、令和4年は具体的に申し上げますと1.1ヘクタールでした。令和5年は3ヘクタール、6年産は5.3ヘクタールの直播でございます。実は6年度は、このドローンでまく、鉄コーティングをした種と同じものを使って、新たに2.1ヘクタールを直播機という田植機の後ろに、法人さんは8条植えのばらまき、点播とって、まいた後は条まきになって苗が育つと、田植えしたところと変わらないような大変効率のいいものを導入しました。時間的には、ドローンの直播が、大体1反当たり2分から3分。直播機による点播は1反10分ほどかかります。通常の移植の田植えですと1反30分以上かかりますので、直播機を導入してもかなりの効率化を確認しましたということで、6年度はドローンと直播機、そちらのほうを併用して7.1ヘクタール、そちらのほうがスマート農業による作付となっております。

6年度の決算ですので、その時点での拡大の考えなのですが、もう6年中に、まあまあ収量もよかったもので、次期作は15ヘクタールに拡大しようということで、今現在そのとおりになっております。また今後についても拡大の意向を確認しているようです。

また、まだまだ直播、ドローンによる栽培は、営農さんのみでございます。それに刺激を受けて、今のところお話をいただいているのは、認定農業者の大規模水稻農家の方が、ドローンの直播をやりたいのだけれどもという相談があります。費用に関しましては、町単独というわけにはなかなかいきませんが、大型機械の補助はございますが、やはり順番がありますので、すぐすぐそちらのほうで補助というわけにはいきませんので、農協さんでもスマート農業家に対して補助をしているようなので、そちらのほうに今、相談しているという状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、2番目のゼロカーボンシティ宣言についてお答えいたします。

ゼロカーボンシティ宣言の趣旨で言えば、気候変動、猛暑対策にはCO<sub>2</sub>の削減が重要であると考えております。そのために、昨年度から地球温暖化防止設備設置補助金として住宅用太陽光パネルの設置補助を開始したところでございます。しかしながら、初年度に関しては、昨年度、申請のほうがあったように伸びず、4件という結果でございました。しかしながら、今年度は半年過ぎたところで、今日現在6件の申請を得ております。引き続きこの事業のさらなる周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3番目の職員の長時間勤務についてお答えいたします。

長時間労働の解消につきましては、これまで業務のデジタル化による業務の効率化、ノー残業デ

一の実施、極端に時間外勤務が続いている職員がいる場合については、担当課長へのヒアリングを行うなどにより対策を図っております。

時間外労働の上限は、原則月45時間、年360時間とされており、月45時間を超えることができるのは年6か月までとされております。令和6年度においては、この上限を超えた職員はおりませんでした。

メンタルの不調については、仕事のみならず家庭のこと、その方が持っている気質など様々な要因が複合的に作用して起こると考えられます。メンタル不調を未然に防ぐために、ストレスチェックの実施やコミュニケーションが取りやすい風通しのよい職場づくりに取り組んでおります。しかしながら、職員がメンタル不調になってしまった場合については勤務の軽減を図り、それでも回復が難しい場合には、病気休暇を取得していただいております。また、職員が復職する際には、勤務の軽減などにより支援を実施し、スムーズに勤務に戻れる体制を整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 昨年8月の豪雨は、嵐山町がかつて経験したことのない、想定をはるかに上回る豪雨でございました。そのため、大沼排水路の開渠部分も志賀2区地内も含め複数箇所で冠水が発生しております。各報道等でお目にするとおり、日本各地で気象変化によりますこのような事象が多発しております。6年度中に実施いたしました浸水軽減対策工事は、東原第2公園の雨水排出側溝整備工事と、ローソン前鉄道下雨水排出側溝整備工事、2か所の対策工事を実施しております。その後の雷雨等の際、雨水排出機能が発揮されていることを確認しておりますため、一定の効果があつたものと認識しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、5番目のいじめ、不登校につきましてお答えさせていただきます。

令和6年度のいじめ認知件数は、小学校で11件、中学校で10件です。不登校の人数は、小学校で21人、中学校で28人です。

なお、学校ごとの人数につきましては、今まで同様、公表は控えさせていただきます。

対策につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の配置、小中一貫教育の教員配置、よりよい学級集団形成のためのhyper-QUテストの実施や、校内教育支援センタースペシャルサポートルームを設置し、学校に行きづらさを感じた児童生徒や、教室に入りにくい児童生徒の学習を支援すること、小川町広域適応指導教室の利用、嵐山町子ども家庭支援センターとの連携など様々な対応をしております。

続きまして、6番目の給食費の補助につきましてお答えいたします。給食費補助は、嵐山町学校

給食費補助金交付要綱により、嵐山町立小中学校に在籍する児童生徒を養育する保護者に対し、第1子及び第2子は2分の1、第3子以降は全額補助をしております。子どもの人数にかかわらず全額を補助するといえますと、総額で3,900万円ほどかかると計算されますので、令和6年度の決算額2,022万9,935円と比較しますと、1,900万円ほどの差が出ると考えられます。今後、国の給食費無償化の動きもございますので、現在はこの補助を継続実施することで保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進してまいります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ドローンとこの直播機、これを使用した場合、どのくらいの費用がかかってしまうのか、1反当たり。1反で計算しないのかな、1面当たりで。どういう計算になっているのかわからないのですが、かなり高額になってしまうのかなと思って、なかなかちょっと広がりや欠いているのかなと。欠いていると言ったのではあれだね。今後10ヘクタールまで広げるということでありますから、徐々に広がっておりますが、もう少し一気に広がるという形にならないのは、この費用がちょっと大きな壁になっているのかなと思ってお聞きしているのです。例えば私が自分の田んぼにといた場合に、どのくらいかかってしまうのかということ、再度お聞きしたいと思います。

ゼロカーボンの関係なのですが、町長の施政方針で、太陽光発電、電気自動車充電システム、こういうものが出ていて、こういうことをやってくれたのかということ、書き方としては、ちょっと否定的な書き方してありますけれども、評価はしております。

それで、さらに進めていくことが求められていると思うのです。これ全国で求められていると思うのです。特にどうでしょうか、建築の段階で断熱効果の高い家庭に対しての補助というものの在り方の考え、あるいはリフォームで断熱窓の設置に対しての補助の考えというのが大事ではないかなと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

職員の長時間勤務、なかなかこれ難しい分野でありますので、こういう職員への丁寧な対応というのが必要だなというふうに思います。パワハラとかセクハラ、それはないということだったので、丁寧な対応をしていただきたいと思います。これは結構です。

志賀2区の関係なのですが、100ミリを超える雨が降ったということで先日の答弁でありました。こういうのが全国的に多発しているということで、今日も長崎でしたか、長崎や熊本で線状降水帯が発生しているということでもありますから、埼玉県も10年前の9月の初めではなかったかな、越谷と松伏のところで線状降水帯が発生して、非常に高級車、半地下に駐車していた車が駄目になってしまったという話は聞いたことがあるのですけれども、埼玉県でも線状降水帯がそういう形で発生しておりますので、嵐山もやっぱり次もあるかもしれないというふうに見る必要があると思うのです。

それで、志賀2区の場合、むさし台からの雨水の関係では、前もちょっとお話ししたのですけれ

ども、調整池がないのです。これなぜないのだろうかということで、当時のまちづくりに質問したら、まだその法律というか、これ埼玉県条例でなっていると思うのですけれども、条例も整備されていなかったと、恐らくそういうことではないのですかという答弁があって、そうかもしれないなと思いました。ただ、こういう被害が出ていると、やはり調整池を造っていく必要があるのではないかなと思うのです。どこで造ったらよいか。今、公園として利用されている新田沼しかないかなと。新田沼、公園ですから地元の理解も得なければならぬのですけれども、ちょっとその辺、やっぱり調整池の必要性というものはあるのではないかなと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。担当課では難しいかな。まあいいや。ちょっと伺います。

いじめ、不登校の関係なのですが、教育委員会点検評価報告書というのがありまして、ここに人数が載っているわけです。小学校で11件、中学校で10件というふうに載っておりました。各校の状況というのはお話しできないということですが、ちょっとお話しできない、答えられないという理由は何なのかを1点伺いたいと思うのです。その上で、ここに不登校に対する対応として、校内教育支援センタースペシャルサポートルーム、SSRというらしいのですけれども、これを開設したと。この開設による影響が大きいものと考えられますということで、SSRは不登校のいない七郷小を除き町内4校に設置してありますということで、七郷小学校には不登校はいないということがここに書いてあるわけです。ですから、この各校のといったときに、七郷小の不登校はいませんと、そこまでの答弁は言えるのではないですか、答弁として。どうでしょうか。ここに書いてあるのですから、ご存じでしょうけれども。ちょっとその点1点伺いたいと思います。

それと、この対策として、このSSR、どういうことで、私あまり詳しく、あまりどころか詳しくないので、スペシャルサポートルームというのはどういうものなのかをちょっとご説明いただければというふうに思います。

それから、給食費補助のなのですけれども、私が聞いたのは、第1子が卒業した後、第3子が全額から半額になるわけです。それが全額のままでいったら幾らかかるのですかということなのです。だから、3,000万円どころか100万、200万の世界ではないかな。そんなにかかるかなと思うのですけれども、その予算が幾らですかということなのです。

あと、世帯数おっしゃった。おっしゃっていないよね、先ほど。世帯数がいいのか人数がよいのかちょっと分からないのですけれども、4子、5子といった場合には、世帯数だと少なくなってしまうので、人数のほうがいいね。人数でお答えいただければと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

委員おっしゃいました1反当たりの比較というのは、様々な条件がございますので、なかなか算出が難しいのですが、川口委員おっしゃるとおり、効果があって大変評価ができるものなのに、ど

うしてもうちょっと広がらないのかという点でございます。まず、令和4年当時です。本格的には営農さんは5年から自分で買ってまいていのですけれども、5年のときが、ドローン一式を購入したときに200万円強かかりました。一方、直播機、こちらのほうが約500万円でございます。一般的な田植機とさほど変わらない値段でございます。こうした差がありまして、ドローンのほうは、物価高騰によりもうちょっと高くなっているというお話も伺います。先ほど新たにドローン直播で水稻をやりたいのだという希望があった認定農業者は、相談に来たときに、「そろそろ田植機の更新なんだよ。田植機買うんだったらドローンを買って、まあ収量は1割ぐらいい減になっても、もうやっぱり効率化を目指してやりたいんだよ」というお話をいただきました。初期投資、こちらのほうが、田植機を買う代わりにドローンを買うとなると、かなりお安くなっております。その後の機械というのは、コンバイン等を今までの普通の田植の栽培で使えるものが利用できますので、初期投資、最初のドローンを購入するという点かと思われまます。

ちなみに、営農さんが受託もやっています。営農さんでドローンでまくということを始めましたので、希望があれば直播しますよという受託料金も設定しています。今までも田植えの設定はございました。その1反当たりの比較をしてみますと、これ委託料金ですけれども、田植えが10アール当たり7,000円です。これ6年度、現在の委託料になります。一方、直播、10アール当たり4,600円でございます。いずれも種とか苗は別途料金でございますして、作業的にも受託することにあってもドローンのほうが安いということになります。

あと、普及しない一番の理由ですが、実は直まきは、まいた後、湛水、水を張ったり落としたりというのが、苗が田植えの状態になるまで少し手間がかかります。それと水の管理が自由にできる圃場が必要になります。具体的に申し上げますと、法人の場合は勝田地区です。勝田地区の水田が10ヘクタールあります。そちら全てドローンと直播です。花見台の第三調整池の水が水利権ですので、水は豊富でございますので、出し入れが自由になっております。勝田の組合と協議しまして、ドローン直播による水稻栽培をやらせてくれという協議をして、その圃場に決まりました。

もう一つが志賀です。志賀土地改良組合、しかむら市民農園と市野川の間の圃場でございます。そちらのほうが、一応組合と話し合って、そこも豊富に水がございますので、水の管理ができるということで、今のところその2地区が選ばれております。今後ほかの方が始めたいという考えがございますと、まず、あとは水利組合との少し調整が必要かな、そのようなことが懸念されます。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

環境に配慮したリフォーム等に係る補助はどうかのご提案、ご質問をいただきましたが、確かにこういった断熱効果のあるリフォームだとか、こういったものも、例えばエアコンの設定温度を上げることができたりとか、CO<sub>2</sub>の削減には効果があるというふうに考えております。環境課だ

けではなく関係課との連携、協議等も必要になってくると考えておりますので、今後の課題、参考にさせていただきます。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

むさし台に限らず、大沼排水路とは、千手堂、平沢、菅谷、志賀と、あらゆるところからこの排水路に雨水が流入しております。この5つの地区から流入する全ての雨水の影響が冠水につながる場合があるということで見えております。

それで、貯水池という話になりますと、大沼排水路につきましては、平沢区画整理地内に4つの貯水池がございます。そして、最終的には、志賀2区の出口のふれあい広場、元の第1公園というところが最終的な調整池となっております。

そして、昨日ご答弁申し上げた、むさし台からの流入というのは、志賀2区に隣接している、ごく一部のむさし台の雨水がその大沼排水路に流れております。残りのほとんどのむさし台の地区は、都計道に入っています新田沼排水路に全て雨水が流入している形となっております。したがって、駅東からむさし台、志賀2区に入るところまでは全て新田沼排水路に流入しているという状況でございます。そちらの調整池につきましては、今後、十分、恐らく今、先ほどお話しいただいたあの公園も調整池機能は有していると考えております。今後、地域全体を見て、また国とか県の動向を十分見据えつつ、浸水軽減対策につながる施策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私から先に給食費の補助につきましてお答えさせていただきます。

先ほど、人数の答弁漏れがございました。大変失礼いたしました。令和6年度における補助でございますが、小学校においては、第1子が305人、第2子が196人、第3子が29人ございました。中学校におきましては、第1子は254人、第2子は11人、第3子はおりませんでした。そして、令和6年度において前年から半額になってしまった世帯、令和5年度においては第3子扱いだった世帯が、令和6年度において第2子扱いになってしまったような、そういった世帯につきましては、全体で6世帯ございました。

そして、こういった世帯を救っていくということですが、実際には嵐山町内の小中学校にいる児童生徒につきましては教育委員会で把握ができますが、卒業してしまいますと、その世帯にどういったお子さんが構成されているのかということにつきましては、教育委員会のほうでは把握ができませんので、現在、第1子、2子、3子の取扱いにつきましては、在学中の小中学生でカウントするというようになっております。

以上でございます。

〔「予算はどれぐらい、29人に……」と言う人あり〕

○高橋喜代美教育総務課長 29人にかかる予算につきましては、6年度につきましては、29人のお子さんに対しまして、第3子の補助金ということで197万3,300円を補助したところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 では、いじめの関係についてお答えさせていただきます。

質問が3点あったかと思いますが、1点目と2点目は関連してございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、いじめの解決につきましては、とても大事なことだと思っております。いじめの件数というものがございますが、でも子どもたちにとっては、一件一件が非常に重要なことで、その一つ一つを解決していくことが大変意義のあること、大事なことだと思っております。したがって、まず学校間で数を比較することということは、この子ども一人一人を大事にして、いじめを一件ずつ解決していくというところに直接関係がないと思っております。

しかしながら、ここで答弁しなかった理由でございますが、いじめの数を各学校ごとに公表した場合、学校間で数の差は当然ございます。もし非常に少なかったとき、相談をした子どもがそれが分かったとき、これを相談をしたのは自分だけだ、不登校の場合にも、これは自分だけだ、自分のほかにはこれしかないのだということで、その子どもに与える影響というのはプラスには働かないと思っております。また、さらにこれしかないのではなかなか言い出せないということもあると思っております。

もう一点でございます。学校間で多い学校、少ない学校というのは当然出てきます。そういったときに、非常にこれは競争原理と同じように、多い学校は少なくしなければいけないという心理は当然働くと思っております。そういった中で、減らすためには、もしかすると、この程度はいじめではないという見方をしてしまう可能性もなきにしもありません。そういった意味で、いじめは一つ一つを解決をしていくことが大事だということで、各学校間の数字を比較するということが、いじめ解決の本筋とは違うかと思っておりますということと、先ほど申し上げた2点という意味で学校間の数字というのは公表いたしませんでした。

七郷小学校の件についてでございますが、そのような理由でここでは発表しませんでした。この点検評価の中では、SSRの配置について、5校あるうちの4校しか配置してございません。なぜそこだけつくらなかったかという理由がどうしても必要になってまいります。そういった形で、本来であれば両方を比較すると、では七郷小学校だけはSSRをつくらなかったということではないかということ公表したことになると呼び込まれてしまうかもしれませんが、あくまで学校間のいじめ、不登校の数は公表しないというスタンスでおりますので、この場での数の報告と

いうのは控えさせていただきました。

また、SSRの機能でございますが、これは校内教育支援センターにつきましては、主に学校には来られますが、教室に入れない子という子がおります。または、教室に入れないから学校に来ないという子がございます。今までは保健室にいたり相談室にいたりということで対応してきました。しかし、相談室には相談を必要とする子どもたちもいます。それから、ほかの子どもたちも来ます。保健室も病気やけがの子どもたちも来ます。そういった中で、その教育支援センターという部屋をつくり、そこには町で単費で教職員を配置し、そこで学校に来て学習をすることによって、その子どもたちが学校とのつながり、学習補てんというものができるということでこちらを配置したものでございます。昨年度、そこで救われて学校に来ている子というものができたものですので、不登校の数というものが減少したと捉えてございます。

以上でございます。

---

◎発言の訂正

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 大変申し訳ございません。先ほど私のほうから、第3子の補助金額を「197万3,700円」と申しましたが、一部重複して計算してしまいました。正しくは、「136万950円」でございました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

---

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ドローンの関係では分かりました。いろいろ、計画的にもこれだともっと広げられるなど農家の方は思いましたので、もっと広げる努力をしていただければと思います。ゼロカーボンシティもぜひご検討ください。お願いします。

新田沼の件なのですけれども、そうか、新田沼は、ほぼあそこの水路から市野川へ行ってしまうと、新田沼の調整池というのは、あまり意味がないということになりますか、そうすると。そうですか。もっと西のほうに造らないと駄目ということになるわけですか。そうすると、なかなか難しいのが現状なのかな。地元では、今年7月に議会と志賀2区の方と話し合ったときに、堀があつて、ほぼ直角に曲がるような形でなっていますよね。あれを真っすぐにしてくれと。そうすればもっと流れがよくなって、水もあふれなくなるのではないかということで意見があつたのです。そのくらい地元の人にとっては大変なわけですから、あそこを真っすぐにするというのは、そうすると何軒くらい家をどかさなくてはいけないのかなと思ひまして。切実な要求であっても、かなり難しいかなと。できるのは、ここに新田沼の調整池かなと思つたのですけれども、分かりました。もう少し研究したいと思ひます。

いじめ、不登校について、なるほど、そういうことですか。もう少し教育長の答弁を精査してやりたいと思います。

七郷小学校に不登校がない。いじめのことは書いていないのだけれども、多分いないと思うのだ。いないか本当に少ないか。やはり少人数だから先生の目が行き届くから、そういういじめ、不登校というのが、もう圧倒的に少ない。ゼロという形になっていると思うのです。

これは何も嵐山だけのことでなくて、ほかでも少人数のところではそういういじめ、不登校というのは少なくなっていますから、あるいはゼロになっていますから、これは大変よいことだなど思うのです。多分、教育長は評価はしないでしょうけれども、七小のそういうものを評価はしないのでしょうか、事実としてここは言えるのではないかなと思います。結構です、それ。

給食費補助なのですけれども、先ほど6世帯29人という、6世帯という意味がよく分からなかったのですが、第1子が卒業した後、第3子が半額になってしまうと。やはりそういう負担が増えてしまいますので、高校へ行ったから生活が楽になったかという、楽にはならないわけです。そんなに変わらないというか、それ以上に増えたりします。ですので、やはり第3子の無料化は維持していくべきだというふうに思うのです。そのお考えを、町長、副町長、どっちかに伺いたいと思います。

金額は、あと136万950円あれば、この令和6年度の場合、無料化が続けられるということでしょうか。違う。よく分からなかったので、先にちょっとそれを。あとどのくらいあれば半額にしなくてもよいのかを答えてもらって、町長か副町長にお答えいただければと思います。

以上です。136万円は全額か。第3子で半分。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

私が先ほどお答えいたしました136万950円につきましては、令和6年度の第3子世帯に全額補助をした金額の実績でございます。

あと幾らあれば第3子も、第3子扱いだった人が第2子扱いになって半額になってしまった世帯に、あと幾らあれば令和6年度に満額を払えたのかということでございますが、6世帯と先ほどお答えいたしましたので、小中学生、ちょっと区分が今、出ておりませんが、総額で20万はかからないぐらいであろうと計算されます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 川口委員のご提案でございますけれども、現状では現在の制度で続けてまいりたいというふうに考えております。

○狛守勝義委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより、認定第1号 令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狛守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時32分

---

再 開 午後 2時45分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 認定第2号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、宮本委員から質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 私から1点、決算書279ページ、葬祭費についてです。5万円掛ける26件、その対象者についてお尋ねをいたします。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 葬祭費についてお答えいたします。

こちらの葬祭費は、国民健康保険の被保険者が死亡したときに、その亡くなった方の葬祭を行う者に対し支給するものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私、勉強不足で、これがどういうものなのか、ちょっと分からなかったものですが、らご質問させていただきました。これは、亡くなったときに必要な書類とかを提出していただけるものだと思いますけれども、そのときに必要なもの、要するに確実に葬儀が行われたという証明みたいなものが必要になるのですよね。それというのはどういったものが必要なのか。あとは、この

期限があるのか。有効期限というかそういったものがあるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、葬祭を執行したことで、執行者が分かるものの書類でございますが、領収書または葬祭礼状、そちらのほうに葬祭の執行された方、一般的には喪主の方ですか、が書かれておりますので、そちらをまずはお願いしております。こちらの葬祭を行った日の翌日から起算をして2年まで請求できる形となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の263ページ、保険給付費です。この不用額が7,665万云々かんぬんあります。その内容です。

それから、決算書の同じく286ページ、この調書のところで実質収支額が約9,430万出ております。その辺の評価をお聞きいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それではまず、保険給付費不用額の内容についてお答えさせていただきます。

令和6年度の保険給付費の不用額は7,665万8,095円で、予算額の5.6%になっております。金額の内訳といたしましては、最も大きいのが療養諸費の7,187万6,599円で、保険給付費全体の93.8%を占めております。さらに、療養諸費の中でも療養給付費が7,018万5,240円と療養諸費の中の97.6%を占めてございます。令和5年度の不用額が1億2,243万6,259円ですので、それと比べると、保険給付費の不用額は4,577万8,164円減少しておるといような状況でございます。

続きまして、実質収支額の評価ということでございますが、令和6年度の実質収支額は9,430万7,815円で、令和5年度の4,639万8,477円と比べ4,790万9,338円増加してございます。実質収支額のうち翌年度精算金であります3,284万7,633円を一般会計に戻すものと、保険給付費等交付金償還金として返還することということになりますので、差引きいたしまして6,146万182円を財政調整基金に積立たいと考えておるところでございます。

7年度の当初予算で7,000万ほど基金から繰入れをしておる状況でございまして、基金が少ない状態である中においては、取りあえず幾らか戻ってきたのかなと考えているところでございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 保険給付費の不用額、前年より減っているにしても、いわゆるその予定していたものよりも少なく済んだということでもあるわけですね。それから、実質収支のほうも、逆に前年よりは収支が増えていると。そうしますと、いわゆる国保の財政運営としては良好な状態というふう

に評価できますですか。全体的としてのその財政の動き。今も評価はありましたけれども、総体的に見て、今の国保の財政状況は良好であるというふうに考えますか。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 私も、お恥ずかしい話が、今年度からこちらのほうの担当をさせていただきまして、まだ詳しくないところが多いのですが、その中で、先ほども申し上げたとおり、基金が枯渇しているような状況で今年度の予算を組ませていただいたところで、非常に切迫している状況なのかなと、もともと考えておったところで、藤野委員おっしゃったとおり、実質収支の中で基金への積立てが幾らか出たということと、保険給付費のほうかというお話で、思ったよりはよかったのかなというところで、ちょっと良好というはまだちょっと何とも言えないところというのが正直本音です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 令和6年度の状況を見ますと、いわゆる保険料、保険税を上げる根拠というのが、実は6年度を見ますとそれほど感じられません。そういう意味での評価をお聞きしたかったのです。要するに今後保険料を上げる、この給付費の全体的な減少傾向、これはいろんな原因はもちろんありますけれども、この評価を見ますと、保険税を上げるという前提条件がかなり薄らいでいるのではないかなというふうに思うのです。そういう意味での評価も併せてお聞きいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、今後の保険税率のことにつきましてお答えいたします。

埼玉県では今現在、国民健康保険の運営方針（第3期）がございまして、これ今後、令和9年の準統一と令和12年の完全統一に向けまして、保険税を県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税にするということで、保険税の水準の統一を今、図っているところでございます。

それで、このことは埼玉県全体で進めていかなければならない面がありまして、今後の税率のことに関しましては、県の指導に基づきまして、国保運営協議会に諮りまして検討して決めていくこととございまして。今回、令和6年度も国保の財政が健全化されたと、ちょっと安心しているところでございますけれども、こちらのほうの保険税率のことに関しましては、また埼玉県の指示を仰いで進めていかなければならないと考えております。

以上、答弁でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは4点です。

まず、93番の主要施策の173ページ、保険税の状況ですけれども、現年課税分・医療給付分、後期支援金、それと介護の各収入未済額の件数をお伺いしたいと思います。

94番は、主要施策の同じく173ページ、保険税の状況、滞納繰越分の同上の収入未済額の実件数を教えていただきたいと思います。

95の主要施策174ページは保険税の状況。これは、普通徴収による現年分の収入未済額の件数を教えていただきたいと思うのですが、出ますか。

それと96、174ページの保険税の状況。滞納繰越分の収入未済額の件数、これ出ますか。教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 私からは、現年課税分・医療給付分、後期支援金、介護の各収入未済額の件数についてお答えいたします。

こちらなのですが、医療が実件数で163件、後期が実件数163件、介護が86件です。

続きまして、滞納繰越分・医療給付分、後期支援金、介護の各収入未済額の件数についてお答えします。医療、実件数が139件、後期が139件、介護80件です。こちら、現年分の収入未済額の件数と理由ということで、こちらのほう、まず現年度分につきまして、主な内容としましては、分納中と財産調査などがございまして、現時点では、納付額のほうも今現在多く見られました。件数でいいますと、高齢のため収入がない方が1件、9万1,800円、生活保護受給者さんが2件、9万4,600円、分納納付の方が38件で474万9,100円、調査中の方が80件、700万3,750円、本人死亡、あと家族、相続人さんが不明の場合が1件で27万3,000円。あと、こちらの中で、今現在納付済みの方が41件ございまして、165万300円です。

続きまして、滞納繰越分の内容についてお知らせいたします。こちらも主な内容としましては、高齢のため収入がない方、分納者、財産調査中などが多く見られました。

内容についてお答えいたします。海外転出が3件で6万4,200円、高齢のため収入がない、3件、58万8,546円、生活保護受給者さんが11名、78万8,500円、分納納付中の方が42名で1,077万4,415円、調査中の方が48件で577万5,518円、本人不明、死亡などが20名、135万8,172円。こちらのほうでも、今現在納付済みの方がいらっしゃいまして、12件、80万8,490円になります。

あと、こちらのほうなのですが、収入未済の現年度分の未済額につきましては、前年度比が45%減となっております。滞納繰越分につきましては6.1%の減となっております。全体ですと前年度比5.4%の減となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 最初の関係は、これで結構です。

2番目にお尋ねした滞納繰越分の関係ですけれども、先ほどの総括でもお話しさせていただいたので、令和4年度のときに滞納繰越分の収納率は40.1%あったのです。それで、今回はそこまで至らないということで25.8%ですか、という状況なのですけれども、これはあれですか、

令和4年のときは特別に大口が納められたとか、何かそういった理由があったのかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、分かりました。結構まだ調査という件数、多いのですね。まだこれからも調査してやっていかれると思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。これはこれで結構です。

以上です。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは、4年度の滞納繰越しの徴収率が高かった件についてお答えさせていただきたいと思います。

吉本委員さんご指摘のとおり、大口というか高額滞納者の方がおありまして、その方が亡くなって、子どもさんお二人いたのですけれども、子どもさんはもう自立してしまっていて、そこはご自分たちが固定資産、土地と家屋があったのですけれども、それを売却するというところで、それを税に充てていただいたので収納率がよかったということでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 主要な施策180ページの保険給付になりますけれども、この中で循環器系の病気による給付費の割合を伺いたいと思います。そして、それは増加しているのでしょうか。また、給付費全体から見た外国人の利用について伺いたいと思います。

次に、173ページの主要な施策です。国保税の外国人の滞納状況は、お分かりでしたら伺いたいと思います。

同じページで、収入未済については今お聞きいただきましたので、不納欠損についての理由を伺いたいと思います。

最後に、主要な施策176ページ、7割、5割、2割軽減、世帯数と人数を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうからは、循環器系の病気による給付費の割合、そういった関係の内容について答弁をさせていただきます。

循環器系の病気による医療費の割合ということで答弁をさせていただきます。入院と外来の合計での割合は、循環器系で13.8%になります。また、令和5年度を見させていただきますと、こちらが13.0%でした。ですので、比較いたしますと0.3ポイント増加しているといった状況でございます。

また、医療費全体から見た外国人の利用ということでございますが、外国人のみの算出ということができないような状況でございますので、こちらについてはお答えができないということでご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 国保税の外国人の滞納状況についてお答えいたします。

滞納者件数は全体で33件で、金額にいたしますと157万6,800円で、全体の5%となっております。

続きまして、不納欠損にした主な理由についてお答えいたします。こちらは、3つの内容により不納欠損しておりますが、第15条の7第4項に該当というものが昨年度より増えております。こちらについてご説明させていただきます。まず、こちらが429万9,266円欠損いたしまして、前年度比で26.8%の増となっております。こちらは、滞納処分の納税緩和措置といたしまして必要な滞納処分の執行停止を行ったためであります。

主な内容といたしましては、財産調査の結果、差し押さえる財産がない方が18名で353万9,766円、生活保護受給者さんが4名で32万2,000円、また年度途中にて海外転出された外国籍の方が3名となっており、43万7,500円となっております。

続きまして、第18条に該当というものが、昨年度に比べますと、こちらが126万1,470円、前年度比で7.5%の増となっております。

主な内容としましては、財産がないなど財産調査等を行っておりましたが、不明などによって時効になったものが6件、120万4,900円、生活保護受給者さんが1件で1万6,170円、本人死亡、相続人所在不明の方が2件で2万4,400円。高齢のため収入がない、1件、1万6,000円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 それでは、私のほうから、国民健康保険税均等割額7割、5割、2割軽減の世帯数と人数についてお答えいたします。

軽減割合ごとに世帯数と人数を申し上げます。7割軽減、573世帯、694名、5割軽減、326世帯、501名、2割軽減、261世帯、427名でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 循環器系が、これ金額では分かるのですか。13.8%になるということであります。

一昨年からは0.3ポイント、13.8ではなくて0.3、13.3だった。8ですよ。令和5年が13.0と聞いたのだけれども、13.3だったのかな。まあ、いいや。ちょっとそれ、もう一度、では。0.3ポイント増えているということ。

別の機会で、私、循環器系のドックも今後必要ではないかということをやちょっと提案したいと思って、これ聞きました。ちょっともう一度そこ、金額が分かりますかということと、このパーセント、ちょっともう一度伺いたいと思います。

外国人の滞納が33件あって157万6,800円、全体の5%、そういう理解でよろしいのですか。そう

いうことだよ。なるほど、分かりました。ちょっともう少し冷静になって、冷静に精査したいと思います。これ結構です。

あとは、不納欠損で海外転出というのは、これは外国人ということなのですか。日本人も転出、当然あると思うのですけれども、主には外国人になるのでしょうか。ちょっとそこを伺いたと思います。

あとは結構です。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから、また循環器系の関係についてお答えさせていただきます。

先ほどは大変失礼いたしました。ちょっと私のほうで滑舌が悪くて読み違えたようです。まず、6年度の割合が13.8%で、5年度が13.0%で、比較すると0.8ポイント増加といったことになります。

それで、金額なのですけれども、金額は6年度の嵐山町の循環器系の疾患が、詳細な数字を申し上げますと1,791万4,160円、5年度が1,681万643円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 不納欠損の、年度途中にて海外転出されるという方なのですが、先ほどもちょっとご説明したのですが、外国籍の方が3名ということでお答えしました。

以上です。

○狛守勝義委員長 もういいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 176ページの、低所得者保険料軽減分なのですが、今ちょっと計算してみたのですが、けれども、全体の45%ぐらいになりますか。ちょっと数字だけでいって、世帯数で40%までいくのかなというふうな感じで見えていたのですけれども、その点はどんなふうになっているか伺います。

それから、176ページの未就学児保険料繰入金ですけれども、対象人数を、これは、ごめんなさい、私がちゃんと見ていなかったのかな。29人ということよろしいのでしょうか。

あと、産前産後保険料繰入金の算出の根拠をお伺いいたします。

それから、主要な施策の180ページの、未就学児1人当たりの医療費、6歳から70歳の1人当たりの医療費、70歳から75歳の1人当たりの医療費で、それと埼玉県の平均的な医療費との比較をお伺いします。

それと、令和6年度末の財政調整基金の積立金残高を伺います。

あと、多子世帯均等割額の減免の対象者数を伺います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから、まずは未就学児の保険料繰入金

の対象人数についてお答えいたします。

未就学児保険料繰入金の対象人数は37人になります。

続きまして、産前産後保険税繰入金の算出根拠についてお答えいたします。こちらは、出産する予定の被保険者または出産した被保険者の保険税の軽減分に政令で定められた割合を乗じたものを繰り入れる形となります。

続きまして、未就学児の1人当たりの医療費、6歳から70歳の1人当たりの医療費、70歳から75歳の1人当たりの医療費、それで埼玉県医療費との比較ということでお答えさせていただきます。まず、こちら埼玉県のほうの公表されている最新の資料が、大変申し訳ないのですが、令和4年度になっておりますので、そちらとの比較でお答えさせていただくことをご了承いただきたいと思います。各年齢層全て、かかった医療費を被保険者の人数で割ったものでお答えさせていただきます。

嵐山町の未就学児については、1人当たり14万1,083円、6歳から70歳未満については43万9,255円、70歳以上75歳未満については45万3,272円。続きまして、埼玉県全体の未就学児については21万4,733円、6歳から70歳未満は28万8,519円、70歳以上75歳未満については54万5,525円でございます。おのおの見ていきますと、未就学児については、嵐山町が県全体よりも7万3,650円少なく、6歳から70歳未満が15万736円多く、70歳以上75歳未満が9万2,253円少ないといった状況でございます。

あと、すみません、令和6年度末の財政調整基金積立金残高ということでございます。こちら令和6年度末現在高は8,034万489円となっております。80340489となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 それでは、私のほうからは、先ほどの軽減世帯の全体に対する割合、それと多子世帯の均等割額の減免対象者数についてお答えいたします。

割合につきましては、先ほどの3つの軽減、7割、5割、2割の軽減対象世帯の合計数1,160世帯です。全体の国民健康保険加入世帯が3,273世帯です。つきまして、軽減世帯の全体の被保険世帯に対する割合が35.4%でございます。

続きまして、多子世帯の均等割額減免の対象者数についてお答えいたします。多子世帯に該当する対象世帯は18世帯、対象人数は25名でございますが、最終的な対象世帯は11世帯、17名でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、今のを聞いていますと、私が見たのでは、世帯数で見ると本年度末現在で2,266なのです。だから、計算としては違うのかな。被保険者数ではないですよ、これは。世帯数でやるのではないかなと思うのですけれども、どうなのだろう。これ世帯数と人数でやって

いるから、どっちがいいのかな。35.4%というのは人数を世帯数で計算していませんか。そうですね。

あと、未就学児保険料繰入金は、対象世帯が未就学児が37人と書いてあるのだけれども、本年度末現在で29人だから、ここの間で増減があったということなのですか。

あと、産前産後保険料繰入金は、人数は幾ら、人数で計算はしないということなのかなと思ってみたのですけれども、それを伺います。

それと、埼玉県との医療費の比較なのですけれども、これは、嵐山町の場合は、国保に加入している方が、高齢世帯が多いというふうに見たほうがいいのか。大体の分析をすると、そんな感じなのかなというふうに見たのですけれども。という感じで伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 大変失礼いたしました。委員のおっしゃるとおりで、今、対象人数で計算をして回答してしまいましたが、対象世帯数としては2,271世帯ですので、これで計算をしますと、割合としては51.1%になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 まずは、未就学児の人数なのですけれども、確かに渋谷委員おっしゃっている29人というのが、今、別の医療費のほうの比較のほうで、確かに私も算出した人数を見てみますと29人というのがございます、令和6年度が。それで、ただ正直なところを言ひまして、申請をした書類を、当時の実績の書類を見ると37人となっていて、その差については、正直、今の私には分からないので、それはまた確認してみたいと思います。

次に、産前産後の保険料の繰入金ですけれども、こちらも実績の数字を申し上げますと、人数が、あくまで2人としたことと算出されておりまして、その2人で、あとは軽減されている額がございまして、あとは国のほうで定められた割合を乗じて繰入れをされているといった状況でございます。

あと、こちらの医療費の関係ですけれども、医療費というよりも、ちょっと人数のお話になってきたようなのですけれども、確かに割合で見ますと、県のほうが、6歳以上70歳未満が、その4年度で人数が118万3,043人、それで70歳以上75歳未満が40万6,609人となっておりまして、嵐山町の場合、同じところで、6歳から70歳のところは2,177人で、70歳以上75歳未満が1,272人ですから、渋谷委員おっしゃるとおり、70歳以上の割合が、嵐山町は埼玉県全体から見てもかなり高いかなというところがございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○狛守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみの休憩いたします。

休 憩 午後 3時29分

---

再 開 午後 3時30分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 認定第3号 令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、吉本委員から質疑をどうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、2点お願いいたします。

97番の、資料の190ページ、保険料の状況で、普通徴収現年度分、収入未済額の件数をお願いします。

それと98番、同じく主要施策の190ページ、保険料の状況、収納状況です。普通徴収過年度滞納分、収入未済額の延べ件数と実件数をお願いいたします。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

190ページの3、保険料の状況の中の収納状況の表の普通徴収の現年度分の収入未済額の件数は、こちら18人で51件になります。

同じく、そちら、同じところの過年度分につきましては、9人で26件となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、主要な施策の190ページで、嵐山町の後期高齢者の疾病の状況を伺います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、嵐山町後期高齢者疾病の状況についてお答えさせていただきます。

令和6年度の後期高齢者医療の疾病の状況ですが、最も費用がかかったのは、大別した中では循環器系の疾患になり、全体の27.6%を占めている状況でございます。さらに、循環器系の疾患の中でも多かったのは高血圧性疾患で、こちら循環器系の疾患の中の37.4%を占めているといった状況でございます。

参考までに、1件当たりの費用額ということで最も多かったものが、こちら表の中で特殊目的用コードというのが出てきまして、何かなということで、ちょっと埼玉県後期高齢者医療広域連合のほうに問い合わせたところ、新種のようなものということで、結果的には、それは新型コロナウイルスの疾病といったことになりました。単価とするとそこが一番高いといった状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○狛守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 3時33分

---

再 開 午後 3時35分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 認定第4号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件  
を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入  
ります。

それでは、宮本委員から質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 よろしくお願ひいたします。決算書339ページ、地域リハビリテーション活動支援事  
業についてです。

利用者数、また理学療法士の人数、あと日数をお尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えいたします。

利用者の人数は111人、理学療法士の人数は34人、専門職を派遣した日数は38日でございます。

以上とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この理学療法士の起用に関して、その方法というか選別の方法、そういったもの  
というのはどういう方法で選ばれているのですか。

○狹守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

埼玉県のほうで地域に分かれて理学療法士を派遣していただく区域が決まっております。嵐山町  
は川越比企の圏域に入っております、そちらに依頼をかけまして、近隣の病院や施設から派遣を  
いただいております。

以上です。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 すみません、もう一点。主要な施策の213ページにボランティア謝礼というのがある  
のが、これが理学療法士に支払われる金額なのですか。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

ボランティア謝礼につきましては、理学療法士さんの支払いではなく、その事業にボランティア  
として参加された方にお支払いさせていただいているものになります。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 ちょっとページが前後しますが、決算書の332ページ、地域支援事業費の不用  
額が出ております、この内容をお願いいたします。

それから、主要施策の198ページ、この中でサービス未利用者がいらっしゃいます。その内容をお  
願ひいたします。

それから、決算書の316ページ、繰入金が前年より減額されております。この理由。

それから、318ページ、今度は繰越金です。前年より減額の理由。

次の342ページは、私ちょっと単位を勘違いいたしましたので、これは不要です。結構です。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、地域支援事業費の不用額の内容についてお答えいたします。

地域支援事業費には19の事業がありますので、この不用額は積み上げた結果となります。主な内容といたしましては、任意事業費の配食サービス事業委託料になります。この事業は、令和5年度の実績を基に令和6年度の当初予算を積算いたしました。令和5年度には、配食のお弁当の料金の見直しを行いまして、利用者負担は変更せず町負担額の値上げを行いました。値上げを行ったこと、また食数も伸びておりましたので、令和6年度の予算は支出が増えるの見込みでしたが、結果といたしましては、実食数が昨年度より減少したことが要因の一つになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、私からは主要な施策198ページ、サービス未利用者の内容につきましてお答えさせていただきます。

介護認定申請の理由に、現時点で介護サービスを利用する希望はないが、必要になった際にすぐに使えるよう、あらかじめ介護認定を取っておきたいという方が増えてきております。また、病院の勧めにより介護認定の新規申請をされる方も増えてきています。これは、万が一のことを考えた病院側の配慮と考えられます。

サービス未利用者の人数は、念のために介護認定を取られ、結局、介護サービスを利用しなかった方々であると考えております。

続きまして、決算書の316ページ、繰入金の前年より減額の理由につきましてお答えさせていただきます。決算書316ページの繰入金決算額は、前年度よりも約3,800万円の減額となっております。

決算書をさらに1枚めくり、318ページ、319ページを御覧ください。中ほどにあります6款2項基金繰入金の収入済額が800万円です。令和5年度では4,200万円繰り入れており、この部分で前年度より3,400万円減額となっております。これが繰入金減額の主な理由です。

続きまして、決算書318ページ、繰越金の前年より減額の理由につきましてお答えさせていただきます。この318ページの7款繰越金を御覧ください。令和5年度から令和6年度への繰越金は約9,400万円です。この決算書に載っておりませんが、令和4年度から令和5年度への繰越金が約1億6,800万円であったため、前年度比約7,400万円の減額となったものです。この繰越金には、前年度における国県支払基金などからの介護給付費負担金の精算金が含まれております。令和4年度から

5年度への繰越金約1億6,800万円のうち、約1億3,500万円が国などへの返還金でした。つまり、令和5年度の繰越金に含まれる国などへの返還金が特別に多かったことが令和6年度への繰越金減額の主な理由であります。

なお、介護保険における国などからの給付費負担金は、町からの申請に基づくものではなく、先方が計算した見込金額を振り込んでくるものであり、最終的には精算を行って、もらい過ぎている分は返還、不足している分は追加交付となり、本来もらうべき金額に調整するものであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、一つ、地域支援事業の中で配食の関係、これが減少になったということなのですが、その数を教えていただきたいと思います。

それから、繰越金が9,400万円ということで、これが今、理由は答弁していただきました。今、先ほどの国への返還等々、これが9,400万円の中でどの程度あるのか、それももし分かれば教えてください。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

配食サービスの実食数でございますが、令和5年度は決算時で6,391食でしたが、6年度につきましては5,317食ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、繰越金の5年度から6年度への繰越金9,400万円のうち、国などへの返還金がどのくらい含まれているかということに関してご説明いたします。

繰越金額のうち3,050万8,348円が国などへの返還金となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 1点お願いします。

99番、主要施策の190ページ、保険料の状況です。普通徴収の現年度分の収入未済額の件数、それと普通徴収の過年度滞納分の収入未済額の延べ数と実件数をお願いします。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、主要な施策200ページを御覧ください。保険料の状況、収入状況のうち収入未済額につきましてお答えさせていただきます。

まず、普通徴収現年度分の収入未済額は43人で226件でした。また、普通徴収、過年度滞納分の収入未済額は44人で235件でした。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目は、保険料が値上げになったわけです。収納率への影響があったのか、伺いたいと思います。主要施策で201。

次に200ページ、収入未済は所得段階のどの段階が多いのか、また理由を伺いたいと思います。

主要な施策は197ページ、施設介護サービスの入所待機者はいたのでしょうか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、主要な施策201ページ、保険料の値上げによる収納率への影響につきましてお答えさせていただきます。

令和6年度の収納率は、特別徴収で100%、普通徴収の現年度分で94.3%、滞納繰越分で13.38%でした。合計で98.76%となりました。合計は前年度比で0.23ポイント増加いたしました。とりわけ普通徴収の現年度分の収納率は前年度比で0.49ポイント増加していることから、保険料の改定に関しましては、ご理解をいただいていると考えております。

続きまして、主要な施策200ページ、収入未済は所得段階のどの段階に多いのか、またその理由につきましてお答えさせていただきます。令和6年度の収入未済の方は43人で、最も多い所得段階は、第1段階で14人でした。理由として、その14人の内訳を申し上げます。分納中の方が1名、死亡された方が1名、生活保護の方が4名、保険料納付の理解が得られず滞納となってしまった方が8名でした。

続きまして、主要な施策197ページ、施設介護サービスへの入居待機者はいたかにつきましてご説明させていただきます。入所待機者の人数として特別養護老人ホームのデータを申し上げます。毎年4月1日現在で埼玉県が調査を実施しており、最新の結果は令和6年4月1日調査で、嵐山町は10人の待機者がいらっしゃいました。

なお、令和7年4月1日時点の数字は、まだ県から示されていないため不明です。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 保険料の値上げが影響がないというところか、逆によい方向に向かったというのはちょっと意外でした。これは何がよかったのか、皆さんの努力がよかったということなのですか。ちょっと何かお考えできるものがありましたら伺いたいと思います。

収入未済は、そうですか。理解されていないという方が8人と、この中で一番多いわけですので、ちょっと残念です。この辺は引き続き努力していただきたいというふうに思います。これは結構です。

入所待機者なのですが、10人いるということで、これは当然いっぱいだから入れないということ

のわけですね。全県的にはやはりある程度の人数になっているわけなのですか。こういう入所施設というのは何か方向性あるのか。新しく建設するとか、待機者を解消の方向性はあるのかは、大丈夫そうだね、伺えればと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 入所待機者につきましてお答え申し上げます。

新しい施設の建設の予定ですが、予定につきましては、特別老人ホームにつきましては、今のところ把握はしておりませんが、近年の建設のことにつきましてお話し申し上げます。令和5年度に居室数100床の大きな特別養護老人ホームが越生町に開設いたしました。この年度の嵐山町の特養の入居者数は、前年度比で12人増加、特養に12人多く前年度比で入れたという数字が出ております。こうしたところに嵐山町から入所することができたのではないかと考えております。

また、待機待ちのことにつきましては、各特養の施設ごとに基準が設けられておりまして、その順番に空きができ次第、入居できるということになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 保険料につきましてお答え申し上げます。

よかった点ということではありませんが、こちらの保険料の内容につきまして代わりにご説明したいと思っております。令和6年度の介護保険料改定で嵐山町の年間基準額が6万3,600円となり、3,600円増額となりました。これと併せて、第1号保険料の標準段階を9段階から13段階へ見直しを行うとともに、所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図りました。具体的には、基準額の増額は年間3,600円ですが、所得段階が第1段階の方の増額は年間120円、第2段階の方の増額は年間840円、第3段階の方の増額は年間1,560円と、低所得者への増額を抑えております。こうしたことにつきましてご理解をいただけたのかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 197ページですけれども、比企郡自治体と埼玉県と国の高齢化率、要介護認定率と嵐山町との比較をお願いします。

それから、207ページと208ページなのです。これ書き方が悪かったのですけれども、居宅介護サービス給付費6億5万9,554円と、介護予防サービス給付費が1,602万7,896円なのですが、そのヘルパー事業の利用料とホームヘルパーの人数を伺います。

209ページの、高額サービス費3,151万1,714円は、1件当たりの平均利用は1万1,542円ということですが、高額サービスの利用者の数を伺います。

それと、215ページです。認知症と不安がある被保険者の相談件数を伺います。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、主要な施策197ページ、比企郡自治体、埼玉県、国の高齢化率、要介護認定率と嵐山町の比較につきましてお答えいたします。

お手元の配付資料を御覧ください。令和6年度の嵐山町の高齢化率は35.0%、要介護認定率は17.3%でした。左下の表を御覧ください。こちらは、比企郡自治体の高齢化率の高い順に並べ替えたものです。嵐山町は国、県よりも高い水準ですが、比企郡自治体の中では7番目に位置しております。

右下の表を御覧ください。比企郡自治体の要介護認定率の高い順です。嵐山町は国、県に次ぐ水準であり、比企郡自治体の中では一番高くなっております。

続きまして、主要な施策207ページ、居宅介護サービス給付費の関係のホームヘルパー事業の利用料とホームヘルパーの人数につきましてお答えいたします。この居宅介護サービス給付費中、ホームヘルパーの利用料、訪問介護給付費、こちらは約5,600万円、正確に申し上げますと5,628万3,356円でした。また、町内の訪問介護事業所、4事業所におけるホームヘルパーの合計人数は47人です。

続きまして、主要な施策209ページ、高額サービス費の利用者数につきましてお答え申し上げます。主要な施策209ページの下から2番目の箇所、高額介護サービス費を御覧ください。ここに表示しております2,730件が年間の利用者の延べ人数であります。利用者の数は月ごとに変動いたしますので、月平均で算出いたしますと、令和6年度は約288人の利用者がいらっしゃいました。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、認知症と不安がある被保険者数の相談件数についてお答えいたします。

相談件数は78件です。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 比企郡下で、要介護認定率が17.3%で一番多いのですね。私もあれっと思ったのですけれども、東秩父もですよ。高齢化率が48.6%で15.9%、鳩山町も高齢化率が47.1%で要介護の認定率が13.9%。これは、私は嵐山町の問題として、東西に長いので、お出かけができないというのが一番大きな問題かなというふうに考えているのですけれども、なぜ嵐山町の介護率は、今までで初めてだなどと思って見ているのですけれども、ほかの自治体が外出とかいろんなことができるように支援する体制があるのだけれども、嵐山町の場合にはなかったというか、タクシー券しか現在ないので、そういったことが私は一番大きいのかなというふうに考えているのですけれども、この要因をどういうふうにお考えになるか伺いたいと思います。

それと、今現在ヘルパーサービス料金が、ヘルパーの利用料金が前回よりも下がっているの、

訪問介護の事業所がかなり潰れているので、これを何とかしたいというふうな動きがあるのですけれども、嵐山町でヘルパーさんの数は47人、4か所で47人ということは、実質は1か所平均12人というふうに考えていいのだと思うのですけれども、自宅介護を進めるためにはホームヘルパーさんがすごくたくさんいないと無理だと思うのですが、このヘルパーさんたちはどのような形で実際に動いていらっしゃるのか、この高額介護の利用料を見るとすごくたくさん利用されている方も多いのですけれども、ここの中での問題点というのが把握されていたら伺いたいと思います。

あとは、認知症と不安がある方の相談件数は78件ということでしたが、これは嵐山町のケアマネジャーに対してというか、嵐山町に来ていらっしゃる方で、病院とかそういうふうなところにいらっしゃる方というのは把握されているかどうか伺いと思います。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 それでは、まず私のほうから、ナンバー223につきましてお答えをさせていただきます。

鳩山町の認定率が非常に低いということで、外出しないからという指摘がございましたが、確かに鳩山町は以前から認定率が低い、高齢化率は非常に高い状況ですので、実は数年前に鳩山町のほうに、これはどういうことですかということで問合せをさせていただきました。そうしたところ、答えが、特に町や包括は何もしていないと。自分たちで介護予防の体操なり教室を自主的に行って、そういった団体が幾つもあると。このままで出すと要介護になってしまうということで、それを防ぐために自主的に介護予防の活動をされる方が非常に多いと。その辺が要因ではないかというふうに町の方は分析をしておりました。

嵐山町のほうでも自主活動を幾つか、私が長寿のほうに来てからも何か所か立ち上がってはいるのですけれども、各地区に自主活動の広がりができるように今後も頑張っていきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、訪問介護事業の問題点及びヘルパーの動きにつきましてお答えさせていただきます。

渋谷委員さん、ホームヘルプの利用料が下げられ、閉鎖する事業所が多いということをご心配なされておりました。令和6年度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が引下げとなったことにつきましてお話ししていると思います。こちらは、厚生労働省におきまして、様々な要素を考慮した上で決定されたものであると認識しております。また、基本報酬引下げの一方で新しい処遇改善加算が導入され、訪問介護の加算率を高く設定しております。職員キャリアアップ促進の整備や職場環境整備などの算定要件を満たしますと、最大24.5%の加算がつくというものです。町としましては、国の指針に基づき、介護保険制度の適正な運営の中でこうした加算等の制度を紹介しながら、町内介護事業所をサポートしていくつもりでございます。

あと、ヘルパーの動きと申しますか訪問介護事業所の動向につきましてお答え申し上げます。全国的にですが、令和6年度の改定により経営が苦しくなった訪問介護事業所の閉鎖が多いとの話も聞いております。嵐山町内ではこれにより閉鎖した訪問介護事業所はございません。また、嵐山町民が利用すると思われる近隣自治体での訪問介護事業所におきましても、閉鎖したところはありませんでした。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、認知症の相談の件数についてお答えをさせていただきます。

基本的に嵐山町の住民登録のある方の相談を件数として数えております。ですので、相談者につきましては、ご本人様だったりご家族の方だったり、ケアマネさんやソーシャルワーカーさん、そういった方のご相談を受けた件数とさせていただきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私は、これ要介護認定率というのは、私もちょっとこの嵐山町が比企郡の中で一番トップになったというのは初めて見たもので、ちょっとびっくりしているのですけれども、東秩父村が15.9%ですけれども、東秩父村も公共交通という初めからしっかりしています。それから、ときがわ町は16.5%なのですが、これも範囲が広い中、やはりデマンド交通ですごくしっかりしていて、特に鳩山町はもともと小さいものですから、面積が小さいので非常に動きが活発で、いろんなところに行けます。これも今1回200円で行けるのかな。300円台に変わったかもしれないのですけれども、これに関して言うと、介護の問題として長寿生きがい課の施策というのですか、それがちょっと要介護認定率と連動しているというふうに私は思うのです。そういうふうに考えざるを得なくて、そういった問題点というのは介護の認定というのかな、そういうようなところから分析してみる必要はあったのではないかなと思うのですけれども、その点について伺います。

あと、認知症と不安がある方に対する相談件数が78件であって、実際にその後に、そのように不安から別に施設に、デイサービスに行ったとか、そういうふうな形の方はいらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

嵐山町の認定率の状況でございますが、先ほど藤野委員のときに答弁させていただきましたが、認定を受けたがサービスを利用していない方が6年度で232人、かなりの数いらっしゃいます。6年度の認定を受けた方、それが総数で1,051人になっておりますので、1,051人のうち232の方がサービスを利用していない、2割以上の方がサービスを利用していないような状況です。

先ほどの繰り返しになりますが、いざ介護が必要になったときに、介護というか介護サービスが必要になったときにサービスが使えるように、保険のために取っておく方が多いという面もありますので、その辺も認定率が高い要因ではないかなと思います。

ただ、この近隣ではどうか分からないのですが、全国的なニュースの中では、介護の申請に窓口にお越しになった際に、今はサービスを使わないのであれば、今はやる必要がないのではないですかというような形で申請を控えていただくような、そういうところがあるというのもニュースで耳にしたことがございます。嵐山町では、申請のご希望があった方には、そういったことは一切お話をしないで、ご要望があれば申請を受けるようにしておりますので、結果的に232人の利用者があるような状況でございますので、そういった点がもう一点の分析、分析にはならないかもしれませんが、そういった点。

それと、介護予防の運動なのですが、確かに渋谷委員おっしゃるように、嵐山町は縦に長くて移動に不便な面がありますが、ぷらっと嵐トレという介護予防、百歳体操、おもりを使った体操ですが、そのぷらっと嵐トレというのは、ぷらっと歩いて行ける身近な場所で介護予防をしていただくというのが本来の姿でありますので、歩いて行けるような範囲に、嵐山町に幅広くそういった事業を展開していけるように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、認知症の相談があった方は、その後、何かサービス等につないでいますかというご質問に対してお答えいたします。

そのご本人様の状況だったり置かれている環境によって、つなげていくものが介護保険のサービスであったり、または看護師による高齢者の見守りサービスだったり、そういったことで一人一人対応すべきサービス等を利用してもらう、もしくはその後も相談につながるという形で対応させていただいています。

以上です。

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○狛守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 4時17分

---

再 開 午後 4時29分

○狛守勝義委員長 若干早いのですが、皆さんおそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

まず初めに、先ほど国保の特別会計の渋谷委員の質疑に対しまして、追加の答弁をしたいということで、柳澤町民課長のほうがおいでになっていますので、お願いいたします。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。先ほど渋谷委員から再質問をいただきました国民健康保険特別会計の未就学児均等割保険料負担金繰入金の対象者数と、令和6年度の未就学児の人数の違いにつきましてお答えいたします。

未就学児均等割保険料負担金繰入金の対象人数は、4月1日における未就学児数及び10月31日までの間に把握できた未就学児の数でありまして、その期間内に資格を有していた者につきましては、その後に資格を喪失しても人数として算定されることとなりますので、令和6年度の未就学児の人数は29人なのですが、こちらの対象者数というのは延べ人数の数になりますので、37人ということで多くなっている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 ご苦労さまでした。

それでは、会議のほうを進めたいと思います。

---

#### ◎認定第5号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 認定第5号 令和6年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 説明書からご質問したいと思います。

1ページ、総配水量増の理由を伺いたいと思います。

次に、給水原価と供給単価が上がっております。理由を伺いたいと思います。

次に、有収率減の理由について伺います。

次に、説明書2ページ、県水受水量が減少しております。理由を伺いたいと思います。

次に、7ページ、導・送・配水管延長のうち耐震管の割合はということで伺いたいと思います。

次に、決算書380ページ、企業債残高増の理由を伺いたいと思います。また、どの程度増える見込みか伺いたいと思います。

説明書12ページ、特別損失の理由を伺いたいと思います。

次に、内部留保金の状況について伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代上下水道課水道管理担当主席主査 それでは、今ご質問いただきました説明書7ページの導・送・配水管延長のうち耐震管の割合はと、それ以外のものについて私のほうからお答え申し上げます。

まず、送・配水量増の理由でございます。送・配水量の増加は、工業用途の使用水量増加、それから七郷小学校での漏水、火災による放水及び地下漏水と不明水量の増加が主な原因となっております。

なお、七郷小学校での漏水や火災による放水などは無収水量などとなります。そのうちの管の洗浄や漏水等の町事業用水量につきましては約2,500トン、火災などの消防用水量は2,000トン、これらが前年度と比較して増加している次第でございます。

続きまして、給水原価、供給単価が上がっている理由でございます。まず、供給単価が前年度に比し上がっていることにつきましては、令和4年度及び令和5年度に基本料金免除事業を実施したことにより給水収益が減少したためになります。また、令和6年度は実施しておらず、給水収益が増加したためでもあります。

続きまして、給水原価のほうにつきましては、令和に入って年々増加しておりまして、これは事業費用、つまり経常費用の増加によることが主な要因となっております。

以上です。

続きまして、有収率減の理由についてでございます。無収水量及び無効水量や工業用の使用水量増加のため、総配水量としては昨年度より増加しております。有収水量としては、家庭用、営業用、官公庁、学校用、それらの水量が減少したため、工業用使用水量の増加分が相殺されてしまいまして、結果として有収水量の伸びも低くなって、そういったことによりまして有収率が令和6年度よりも若干下がった状態でございます。

続きまして、県水受水量減少の理由となります。県水受水量減少の理由につきましては、令和5年度より受水量が減少した理由は、令和5年度中の町自己水の渇水対策が終了したためです。令和4年度の受水量にほぼ近づいた状態となっております。

続きまして、企業債残高増の理由等についてです。企業債の残高なのですけれども、嵐山町第2

次地域水道ビジョンで示します水道施設の計画的な更新と再構築事業による施設集約化を図るため、令和5年度嵐山町水道事業認可変更及び新浄配水場建設のために企業債を活用した事業計画を推進することとなっています。これによりまして、その前段として、令和5年度以降は水道管の布設替え工事や水源の浸水対策工事に企業債の借入れが実施されましたため、企業債借入残高が増加しております。

また、企業債借入予定額、どの程度増える見込みかということですがけれども、水道事業経営戦略における企業債借入予定が令和15年度までを想定しております。それによりまして、借入予定額は35億2,300万円を予定しております。大変多いのですがけれども、施工状況や期間を十分検討いたしまして、実際の企業債借入額が予定価格、先ほどの予定額以下となるように鋭意努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、特別損失の理由でございます。今回の特別損失の内容につきましては、時効の到来した未納水道料金を過年度損益修正損として、不納欠損処分した金額について計上したのになります。

以上です。

最後に、内部留保資金の状況です。内部留保資金の令和6年度末の状況は、損益勘定留保資金が14億3,593万2,827円、利益剰余金は、決算書の366ページの令和6年度嵐山町水道事業剰余金計算書に示しますとおり2億4,070億1,197円、また現金につきましては、同じく368ページの令和6年度嵐山町水道事業貸借対照表の2、流動資産に示しますとおり19億7,063万4,728円となります。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 続きまして、導・送・配水管延長のうちの耐震管の割合についてお答えさせていただきます。

令和6年度末で導水管につきましては77.6%、送水管につきましては72.9%、配水管につきましては11.1%となっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 総配水量の理由は分かりました。給水原価、経常費用が上がってきているということでありました。この経常費用が上がってきているというのは、どういう理由からなのか。やはりこの辺が上がってくると水道料金のほうにも影響してくるというふうに思うのですがけれども、ちょっとどういう理由から上がってきているのかを伺えればと思います。

有収率の関係なのですが、家庭用が減だとかと言ったのかな、ちょっと書き切れなかったの。それを工業用使用量が増加したのだけれども、相殺以上の減になってしまったという、そんなふう聞いたのですがけれども。この有収率は、もう少し上げられる方向性がやっぱり必要だと思うので

すけれども、ちょっと先ほどの説明がよく分からなかったのと、その方向性を伺えればと思います。

県水の関係は、なるほど、漏水対策が収束したので減少したということで。大体この量ぐらいで、金額が当初で4,500万円だったのか。実際4,020何万円だったか、ちょっとどこかにメモしたのですが、見つからなくて。この4,000万円そこそこで、量としてもこのぐらいで今後も考えているということでしょうか、伺いたいと思います。

導・送・配水管、11.1%が一番低いわけですか。これが配水管の耐震化率の関係ですか、ちょっとここら辺が弱いのかなと思ったのですけれども。そして、改善点としてもここは必要だなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺えればと思います。

企業債、そうですね、令和15年度で35億円、わあ、すごいなと思いました。ちょっと今いきなり聞いたので、どういうふうな支払いを見ていくのか分からないのですけれども、今度値上げをするということも含めて、どういうふうな支払いを見ていくのかちょっと。本当は表があれば一番いいのですけれども、見やすいのですけれども、表はまだ作ってはいないのですか。あれば後で頂ければと思います。今回は、今日は説明だけ伺えればと思います。

特別損失、この不納欠損になったということで毎回聞いているのですけれども、嵐山町から黙って転居してしまったという方が今まで多かったと思うのですが、やっぱりそういう方なのですか。件数、人数、伺えればと思います。

内部留保なのですが、14億3,593万円ということでもいいのですか、総額で。そういうことでもいいのですか。それは違う。14億円だけではなくて、もっとほかに利益剰余金だとかがあるので、全部足すと幾らになるのですか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 大島主席主査。

○大島行代上下水道課水道管理担当主席主査 では、順次お答え申し上げます。

まず、経常費用の増加している理由でございます。先ほどちょっとお話を頂戴いたしましたとおり、経常費用、物価高が続いております。ここ数年の物価高上昇の影響が大変大きくなっております。特に事業費用においては、前年度比で委託料が980万円ほど増加、動力費も500万円ほど増加、あと委託費のようなもののような、主に人件費に直結するような、直接影響するような事業の費用、主に維持管理とか、そういった人の手間がかかる業務というものが、費用としてはここ数年大きくなりつつ、大きくなっておるところでございます。この影響が結構出ておまして、ほかにももちろん細かいことは申し上げればあるのですけれども、このような影響によりまして毎年、令和に入ってからほぼずっと事業費用が増加しているような状態になっております。

続きまして、165番、失礼しました、先ほどの有収率のところでお話しさせていただきました、ちょっと早口になってしまって申し訳ございませんでした。家庭用関係の増と減につきましては、家庭用、それから営業用、官公庁、学校用、こちらの使用水量が大きく減っております。これを相殺するほどの量で工業用使用水量が増加しておりますので、この分、本来だったらもっと大きく増加

していただきなかったところなのですが、その家庭用等の使用水量が減少したため、ちょっと有収率の伸びが悪くなっているということにつながっているかと思われま

それと、有収率のほうを上げていく方法なのですが、有収率を増加させて料金収入を増加させることが非常に理想的で、私ども企業でございますので、経営努力でございます。それと同時に、消防用水利などの無収水量も必要に応じてこれは確保していかなければなりません。したがって、総配水量に占める無効水量を抑制、削減することが有収率を向上させるための、先ほど申し上げました経営努力としてこちらは認識しております。例えば漏水調査による地下の漏水修繕や管路の更新計画に伴う老朽管の布設替え工事など、こういったことをやっていきたいというふうに、今後も積極的に行っていきたくております。

続きまして、166番、今後も受水量はこのくらいかということなのですが、まさしく委員さんおっしゃるとおり、令和6年度の受水量を基準として、なるべく県水受水量を抑えられる形でやっていきたいというふうに考えております。

168番の表につきましては、簡単な表になってしまうのですが、ございますので、後でお渡しいたします。

169番、不納欠損につきましては、令和6年度につきましては全30件でございます。金額が4万224円、30件の4万224円になります。理由につきましては、先ほど川口委員おっしゃったとおり、転出先不明がほとんどでございます。そのほかに数件、死亡と破産というものがございます。

以上です。

続きまして、内部留保資金、全部足すと幾らかというお話かと思いますが、現金預金といたしましては、現金といたしましては、先ほど申し上げました19億7,063万4,728円、こちらは現金として持っております。このほかに現金とされない資金というものがございまして、現金ではない資金になるのですが、それが損益勘定留保資金というものがございます。こちらは別に、先ほど申し上げました14億3,593万2,827円ということでございます。つまり、現金が19億7,000万円を今持っております、そちらを、例えば建設改良積立金だとか、そういったものにいろいろやりくりしながら事業に当てていくという状態になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 配水管の耐震化についてお答えさせていただきます。

配水管の耐震率なのですが、11.1%、距離にいたしまして、配水管は全部で約169キロ、耐震管になっているのが約19キロになっております。嵐山町なのですが、令和3年度に更新化計画を策定しておりまして、令和4年度から10か年計画で更新作業の計画書ができております。その中でも漏水の実績だとか、老朽管の古い管だとか重要路線の一応順位づけをさせていただきまして、更新の計画書ができております。それにのっかって今のところ布設替えのほうをやらせていただい

ておりますので、今後につきましても予算の範囲内で管の布設替え工事を随時やっていければと考えております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

---

◎会議時間の延長

○狛守勝義委員長 皆さんにお諮りをしたいと思います。

決算審査の都合上、会議時間をちょっと延長したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 では、異議なしということで、延長のほうをよろしく願いいたします。

---

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、決算書の373ページ、下から9行目に、給水費は工業用の増加はあるが、一時的なものとするという、その理由を伺いたと思います。

決算書の374ページ、老朽管の、これはさっきとは同じではない、違う。更新の進捗率、耐震化率、近隣自治体との比較を伺います。

それから、説明書の7ページです。電気利用料金値上げの影響は第3水源と第3配水場が大きいと見たわけですが、その理由を伺います。

○狛守勝義委員長 大島主席主査。

○大島行代上下水道課水道管理担当主席主査 それではまず、一時的なものとする理由についてお答え申し上げます。

令和6年度においては、株価や政策金利の動向が大きかった年だったと思います。株価におきましては、日経の平均株価がバブル期以来の史上最高値を更新した後に、ブラックマンデー以来の過去最大の下落幅を記録した年でした。また、政策金利につきましても17年ぶりの利上げになるマイナス金利政策ですか、こちらが解除されまして0.25%、すぐに0.5%へと引き上げられました。また、30年ぶりの160円台を示す円安ということが生じた年でもありました。また、それらに加えて、ここ数年の天井の見えない物価上昇や人件費の高騰など、様々な経済的事象によりまして不安定な年であったと我々は受け止めております。

そのような中で、町における用途別の工業用途につきましては、工業団地、企業等の製造業がほとんどでございます。このことから、当然のことながら製品の需要が伸びまして生産も伸び、生産のための水も使用して伸びていくということ、それこそ恒常的であることが望ましいことではございます。しかしながら、さきに述べましたとおり、円安等に起因する物価高や人件費の高騰、これ

が終わりが見えないことから、令和6年度時点において製造業の稼働が上向きであったとしても、令和6年度決算時においては工業用途の使用水量がそのまま増加傾向を示すかどうかというのは、ちょっと言えないのかなというところを、将来的なことは断言できないということで判断したために「一時的なもの」と記述させていただきました。

以上です。

続きまして、電気料金の使用量、第3水源と配水場が大きかった理由ですけれども、渋谷委員ご承知のとおり、令和6年の4月から東京電力の電気料金が値上げされたかなと思います。これによりまして、令和5年度と比較して相対的に電気料は上がってしまっています。このうち第3水源と第3配水場がほかと比較して増加幅が大きい原因についてなのですけれども、まず第3水源について、令和6年度より実施しています第1・第2・第3水源の浸水対策工事、これによるものでございます。また、第3配水場につきましては、第3配水場への補給水の送水用のブースターポンプというものがございまして、こちらの稼働が増加したことが電気料増加の要因であると考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 続きまして、老朽管更新進捗率、耐震化率、近隣自治体との比較につきましてお答えさせていただきます。

老朽管の更新率につきましては、令和6年度6本の工事を行い、1.55キロの更新を実施しました。耐震化率につきましては、水道管全体、約181キロのうち15.3%、27.7キロの更新が終わっております。昨年度より0.8%の増であります。

続きまして、近隣自治体との比較につきましては、近隣自治体を確認させていただいたのですが、平均して耐震化率が30.1%、令和5年度からの伸び率が0.7%増になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山町の水道管の耐震化率が15.3%で、近隣自治体が30.1%というのは、これはどのような理由からなるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 その1点で。

○渋谷登美子委員 はい。いいです。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 嵐山町の耐震化率の低いところなのですけれども、すみません、ちょっと近隣の市町村には確認はできなかったのですが、嵐山町は22年ぐらいから耐震化の管を布設するようになっております。それから、管を布設替えするときには耐震管の布設替えをさせていただいて、その後、令和3年のとき、先ほど言ったように更新計画を作成させていただい

て随時やってはおります。ほかの自治体さんがもっと前からやっているかどうかというのは、ちょっとそこまでは確認できていないのですけれども、今後も予算の範囲内で随時布設替えのほうは実施していければと考えております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 今のご質問に補足してお答え申し上げます。

嵐山町の耐震化率、こちらにつきましては、老朽管の更新計画とともに耐震化、老朽管を耐震管に布設替えすることによって老朽管の更新と耐震化の更新が同時にできていくわけでございます。近隣の市町村と自治体と比較するに当たっては、比企郡市の全てのところにこの耐震化率について問合せを行いました。

平均値で30.1%でございます。とても高いところもあれば、低い、嵐山町よりもうんと少ないところ、また市町村によって使用している管種がもともと耐震管を使用している市町村、例えばポリエスチル管というゴムみたいなくやくにゃした、あれはもう既に耐震性を持ち合わせている管だとして国から認定を受けておりますため、嵐山町はそのポリエスチル管を採用しておりませんでしたため、耐震化率が使用していたところに比べてちょっと低くなっているという状況でございます。決して嵐山町の耐震化がほかに比べて遅れているということではないので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和6年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。  
本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで、入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 5時00分

---

再 開 午後 5時00分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 認定第6号 令和6年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、川口委員から質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 説明書でご質問したいと思います。

まず、8ページ、国の交付金等はどうのようなものに来ておるのでしょうか。また、決算に占めた補助の率について伺いたいと思います。

次に、9ページ、硫化水素に対応した下水管の更新はあったのか、伺いたいと思います。

1ページ、有収率が下がっております。理由を伺いたいと思います。

次に、8ページ、八潮陥没事故後、管きよ調査費補助制度がありましたが、嵐山町は使用しておりますでしょうか。

10ページ、特別利益と特別損失の理由を伺いたいと思います。

最後に、内部留保金の状況について伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず初めに、交付金についてでございます。現在、公共下水道事業におきましては、国の交付金として防災安全交付金をいただいております。また、浄化槽事業につきましては、循環型社会形成推進交付金を受けております。防災安全交付金では、整備計画に位置づけられた事業に対して交付されるものでございまして、町では令和2年度策定のストックマネジメント計画に基づき事業を実施しております。令和6年度につきましては、下水道事業として交付金3,740万円を受けております。行いました事業につきましては7,515万5,300円となっております。事業費に対しての補助率につきましては49.8%となっております。

続きまして、浄化槽事業につきましては、町管理型浄化槽の設置に対して交付されるものでございます。国の循環型社会形成交付金と埼玉県浄化槽事業奨励交付金を受けております。事業費といたしましては、浄化槽の設置に伴いまして設置される方の分担金等を差し引きまして、798万9,180円の事業費で行っております。それに対しまして、国、県の補助金を合計で419万6,000円をいただいております。国、県の交付金の補助率を別々に申し上げますと、国につきましては37.8%、県につきましては12.9%、両方を合わせた合計での補助率といたしましては50.7%となっております。

続きまして、硫化水素についてお答え申し上げます。硫化水素に対応した下水管の更新でござい

ますけれども、令和6年度につきましては、延長299メートルを実施しております。これにつきましては、令和5年度からの繰越金も含まれた形になります。公共下水道、嵐山花見台第5汚水幹線ということで、花見台から来る流域までの管の、県道部分までの管でございますけれども、これについては繰越分として100メートルを実施しております。

同じく第5汚水幹線につきまして、同じ路線になりますけれども、72メートルという工事を発注しております。

続きまして、嵐山第4汚水幹線、役場の下の通りになりますけれども、127メートルの更新を行っているものでございます。あわせて、先ほど申し上げました299メートルということでございます。

続きまして、有収率についてお答え申し上げます。有収率が下がるというのは、大きく雨量が影響しております。令和5年度と令和6年度の降雨量を比較しますと、令和5年度につきましては年間2,156ミリ、6年度につきましては2,716ミリという、6年度は前年度に比べまして約26%多くなっております。年間を通しての降雨量が前年度と比較して多くなったことが不明水が増加し、有収水量が下がったものと推測いたします。

不明水の主な原因といたしましては、以前、委員の皆様にも見ていただきましたけれども、志賀2区内等を見ていただきましたけれども、傷んだ管きよの接続部などからの地下水の流入、あとは各家庭の外流しからの流入が考えられております。

続きまして、八潮市の事故後の補助についてでございます。ご質問の下水道調査の補助につきましては、令和7年3月18日施行の大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱のことだと推察いたします。本事業につきましては、対象となる事業が平成6年以前に設置された管きよで、内径が2,000ミリ以上の下水道管路とされております。本町の管路の管口径は最大で450ミリで、本補助事業の対象とはならないため事業の実施はしておらず、補助も受けておりません。

なお、先ほども申し上げましたけれども、本町では、委員ご承知のとおり令和3年度よりストックマネジメント計画に基づき、防災安全交付金を活用して特殊環境下である花見台幹線の調査改築工事を実施しているところでございます。

続きまして、特別利益、損失の理由でございます。特別利益につきましては、平成24年度、浄化槽PFI事業を開始し、浄化槽の減価償却期間を28年と設定いたしました。その反面、起債の借入れにつきましては30年償還として借入れを行ってまいりました。このことで、耐用年数と減価償却期間において2年間の差が生じております。

特別利益につきましては、30年償還の長期前受金も30年間で戻入し、収益化することとなりますが、先ほど申し上げました2年間、減価償却28年との差、2年間分の長期前受金のうち、起債償還分については特別利益の項目の中で収益化したものとなります。

続きまして、特別損失につきましては、過年度分の各家庭による水道の漏水による下水道料金の還付2件分でございます。

最後に、内部留保資金の状況についてご説明申し上げます。内部留保資金につきましては、令和6年度末の状況を申し上げます。損益勘定留保資金5,058万1,495円、利益剰余金1億7,631万4,529円でございます。

なお、うち現金預金につきましては1億5,180万1,973円となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 硫化水素によって下水管を交換した、299メートルあったということで、これには交付金はどのぐらい来ていたのか伺いたい。工事費が幾らで、国、県からの交付金の金額、率、分かれば伺いたいと思います。

それから特別損失、そうですね、水道料金のような件はなかったわけですか。転居不明だとか、そういう事例はなくて、漏水による還付ができなかった。ちょっと意味が分からなかったのですけれども、そういう理由だけのわけですか。

内部留保のお金なのですけれども、数字なのですけれども、ちょっとメモし切れなかったので、もう少しゆっくり言っていただけますでしょうか。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、まず初めに交付金について申し上げます。

管きよの更新に係る交付額ということでございますけれども、先ほど申し上げました3,740万円がこの事業に係るものでございます。

事業の発注の内訳を申し上げさせていただきます。まず、管きよの更新をするに当たっては、カメラ調査を、先ほど来申し上げているとおりに行っております。先ほどの3,740万円の内訳といたしましては、カメラ調査をまず行うための設計業務というものを行っております。これにつきましては、事業で484万、委託費でございます。その後、カメラ調査業務を行っております。908万5,400円の発注で、これにつきましては1,528メートルのカメラ調査を実施しているものでございます。

この後、申し上げますのが更新工事、入替えの工事でございます。先ほど申し上げました第5幹線の繰越分につきましては、事業費が1,915万4,300円でございます。同じく、第5幹線につきまして1,546万3,800円、これが72メートルの更新を行ったものでございます。

続きまして、第4幹線につきましては2,589万1,800円、127メートルの更新を行ったものでございます。これのおおむね2分の1につきましては補助をいただいているものでございます。先ほど申し上げました補助率49.8%でございますので、おおむね3,740万円が49.8%でございますけれども、更新に関わる補助については、先ほど申し上げた3,740万円ということでございます。

続きまして、不納欠損、特別損失の関係で不納欠損はなかったかというご質問でございますけれども、すみません、不納欠損はございます。ただ、ちょっと水道とその辺の経理の仕方が違っております。不納欠損の額について申し上げます。平成30年度分の下水道料金について不納欠損をして

おります。金額にいたしまして3万5,234円でございます。欠損理由につきましては、水道と同じような形で転居先不明、またはお亡くなりになって徴収できないというようなものでございます。

経理につきましては、貸倒引当金の中の一部として、そこから差し引かせていただいておりますので、ちょっと口頭で簡単に説明させていただきますけれども、不納欠損の3万5,234円につきましては、令和5年度の決算書内の貸借対照表に流動資産がございます。その中の(2)で貸倒引当金というものがございます。そこが43万2,216円という形にはなっていたのですが、令和6年度の決算の中で、収益費用明細の貸倒引当金繰入額として、貸倒れになりそうだというものの金額を18万2,000円積立てをしております。その合計額から、先ほど申し上げた欠損処分額3万5,234円を引きまして、今年度の貸借対照表、決算書の398ページになりますけれども、2の流動資産の(2)の未収金の下に貸倒引当金という項目がございます。そのマイナス57万8,982円という形になっております。ちょっと非常に分かりにくいのですが、そういった形の会計処理をさせていただいております。

それと、業務報告書、参考資料をお渡しさせていただいておりますけれども、3ページに収納状況及び収納率ということで掲載させていただいております。下水道使用料の欄を御覧いただきまして、中央部分ぐらいですか、不納欠損額ということで報告させていただいております。

それと、内部留保資金、すみません、口が早くて申し訳ございませんでした。損益勘定留保資金の金額を申し上げます。5,058万1,495円でございます。利益剰余金につきましては1億7,631万4,529円でございます。これにつきましては、決算書の397ページの下水道事業の剰余金計算書にお示しをさせていただいております。

最後に、そのうちの現金預金でございます。1億5,180万1,973円となります。これにつきましても、決算書の398ページの下水道事業の貸借対照表の2の流動資産の欄にお示しをしております。ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 決算書の406ページなのですが、経営指標で公共下水道は経常収支比率が117.2%に対して、合併浄化槽は89.78%です。その理由を伺います。

それと、決算書の408ページ、下水道使用料、合併浄化槽使用料とも予定額よりも減額していますが、その理由を伺います。

決算書の409ページ、流域下水道維持管理費負担金が当初予定額よりも減の理由を伺います。

説明書の3ページ、下水道使用料の収納率は81.32%ですが、全国的な比較とその理由を伺います。

そして、15ページですが、電気料金の値上がりの影響について伺います。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、経営指標についてご説明申し上げます。町管理型浄化槽事業では、毎年新規の設置を行っております。令和6年度につきましては、新たに16基を設置しております。管理基数につきましては、年々増加をしていくわけでございますけれども、増加することで維持管理費用等の計上費用も当然増加をしていきます。

一方で、経常収益でございますけれども、管理基数は増加しているにもかかわらず、だんだん水の需要が減っている、世帯数の構成人数も減っているということで、浄化槽使用料収入が思ったほど増加はしておりません。経常収支比率ということでございますので、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益等で、維持管理費用や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標になっておりますので、浄化槽事業につきましては、料金収入で維持管理費用が賄えていないため、低い状況になっているということでございます。

続きまして、下水道使用料、合併浄化槽の予定額の件ということでございますけれども、これにつきましては、予算書の予算実施計画の予定額につきましては、消費税額を含めて計算をさせていただいております。当然、事業を実施するに当たって費用等になりますと、消費税を当然支払いますので、含めた形になっております。

なお、決算におきましては消費税を含めない額としているため、当初予定額と決算額には大きな差が出ているということでございます。

参考に、下水道使用料と浄化槽使用料の決算における消費税を含めた額を申し上げます。下水道使用料につきましては3億2,891万6,027円でございます。浄化槽使用料につきましては3,259万3,902円となっております。

続きまして、流域負担金につきましてでございます。流域負担金の減の理由につきましても同じでございます。予算書内の予定額につきましては消費税を含めております。決算につきましては、消費税を除いた形の会計処理ということになっておりますので、そういったことになっております。

ちなみに、流域下水道維持管理負担金の決算における消費税を含めた額を申し上げますと、1億6,042万3,998円となります。

続きまして、収納率でございます。まず初めに、全国平均と比較してということでございますけれども、これにつきましては統計等の値がございませんので、大変申し訳ございませんが、比較につきましてはちょっとできません。同じ流域である滑川と小川町にもちょっと現年について伺ったところなのですが、特に出していないということでございました。

収納率が低いということだと思うのですが、これにつきましては、下水道使用料につきましては、浄化槽も含めてですけれども、賦課及び徴収業務を水道事業のほうに委託をしております。使用料につきましては、2か月に1度、奇数月に水道料金と同時に賦課されております。

下水道の会計処理といたしまして、発生主義になりますので、賦課されたことで未収金計上をさせていただきます。収納された使用料については、水道事業から来るのが、月末締めをしております。翌月に報告書を作成されて、その翌月に下水道事業へのお金が送金されるということでございます。

ちょっと例を出しますと、3月に料金が賦課されます。企業会計ですので3月31日をもって閉鎖をいたします。未収金計上をさせていただきます。3月分の納めていただいた料金については、5月になって下水道事業会計にお金が来ますので、どうしても年間6回料金を賦課して、1回については100%未収金になります。ですから、5割る6をすると83.3ぐらいの率になります。そのほかに、その以前に賦課された未収金もございますので、80%程度ということになっております。

先ほども申し上げましたけれども、最終的には不納欠損3万5,000とか、そういった形になりますので、99.9%ぐらいの収納率にはなっているかと思えます。

最後に、電気料金の値上げについてお答え申し上げます。下水道事業では、電気を使用する施設といたしましては、マンホールポンプ場となります。菅谷地内に2か所と、花見台幹線等5か所の計7か所となります。それ以外に電気を使用する施設は特にございません。

令和3年度からの電気料金の支払い状況を見ますと、令和3年、約300万、令和4年、約360万円、令和5年、310万、令和6年、360万という状況になっております。

令和6年度の決算で、営業費用のうち光熱水費、電気料金になりますけれども、占める割合といたしましては、約0.67%ということになっております。

ご質問の電気料金の影響でございますけれども、当然電気料金が値上がりされれば、少なからずの経営には影響があると考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和6年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第45号 令和6年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第45号 令和6年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第46号 令和6年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和6年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第45号及び議案第46号の審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変お疲れさまでございました。

また、原代表監査委員、青柳監査委員、佐久間町長をはじめとする町理事者の皆様には、大変ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

---

#### ◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時32分)

# 決算審査特別委員会

9月11日（木）午前9時00分開議

議題1 「令和6年度決算事業現地調査」

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	畠山美幸	委員
9番	川口浩史	委員	10番	渋谷登美子	委員
11番	狩守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬 一 哉
書記	安 在 洋 子

---

○説明のための出席者

清 水 延 昭 上下水道課長

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会は成  
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 8時56分)

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

---

◎現地調査の説明

○狛守勝義委員長 それでは、これより第1・第2・第3水源浸水対策工事とラベンダー事業につい  
ての現地調査を行いたいと思います。

現地に行く前に担当課より説明をいただきたいと思います。

清水上下水道課長、よろしく願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 それでは、ご説明申し上げます。

事業概要でございますけれども、令和6年度につきましては、第2水源と第3水源の工事を実施  
しております。土木工事といたしまして、第3水源は既存の擁壁を全て補強し、その上に施設を取り  
囲むように高さ1.2メートルの浸水防止の止水壁を設置しております。93.7メートルであります。  
また、場内にたまる水を抜くための水路設置工も同時に行っております。

建築工事といたしまして、第2水源は、高さ3.1メートルの浸水タワーを設置しております。また、  
水源井戸は水が浸水しないように防護工事を実施しております。

請負業者は、株式会社ヤマト埼玉支店でございます。

請負金額、こちらは6年度時点の契約内容でございますが、4億4,975万7,000円。令和6年度施  
工分は2億1,124万4,000円でございます。そのうち国庫補助金が3,683万4,000円でございます。

事業期間は、令和6年5月29日から本年度末までであります。

位置図を御覧ください。こちら、河川上流から第2水源、第1水源、第3水源となっております。

なお、添付の図面でございますが、第2水源と第3水源の平面図でございます。ご不明の点がご  
ざいましたら現地にてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 この際、何か確認することがありますか。先ほど課長のほうからも現地で何かあ

ったら説明するということなのですが、ありますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 あと、ラベンダー園のほうの説明は、現地のほうで説明をするということになっておりますので、その辺もご了承願いたいと思います。

---

◎現地調査

○狛守勝義委員長 それでは、これから現地調査のほうに出発したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小輪瀬一哉事務局長 議場には鍵をかけますので、荷物は置いていっていただいて大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

現地調査 午前 9時00分

現地調査箇所：第1・第2・第3水源浸水対策工事

ラベンダー園事業

現地調査終了 午前10時36分

○狛守勝義委員長 おそろいでございますので、始めたいと思います。

現地調査、大変ご苦労さまでございました。嵐山町の水源の浸水工事、しっかり見させていただきまして、これなら大丈夫かなというのを確認させていただきました。

---

◎閉会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

委員長